

平成 17 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 17 年
 第 4 回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 12月5日～12月26日(22日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
12月5日(月)	提案説明	
6日(火)	休会	
7日(水)	"	
8日(木)	"	
9日(金)	会派代表質問	
10日(土)	休会	
11日(日)	"	
12日(月)	会派代表質問	
13日(火)	一般質問	
14日(水)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
15日(木)	"	"(総務・厚生所管)
16日(金)	"	"(総括質疑)
17日(土)	"	
18日(日)	"	
19日(月)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日(火)	"	議員定数に関する特別委員会
21日(水)	"	"
22日(木)	"	
23日(金)	"	
24日(土)	"	
25日(日)	"	
26日(月)	討論・採決等	

平成17年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

12月5日(月曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第26号	3
	市長提案説明(議1~23)	3
	提案説明 (議24 森井議員)	4
	提案説明 (議25 大竹議員)	5
	提案説明 (議26 古沢議員)	6
1	日程第3 休会の決定	6
1	散 会	7

12月9日(金曜日) 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第26号	11
	会派代表質問 北野議員	11
	議事進行について 北野議員	31
	会派代表質問 山田議員	32
1	散 会	42

1 2月12日(月曜日) 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	日程第1 議案第1号ないし第26号	45
	会派代表質問 大島議員	45
	会派代表質問 高橋議員	53
	会派代表質問 佐々木(勝)議員	69
1	散 会	79

1 2月13日(火曜日) 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし第27号	83
	市長提案説明(議27)	83
	一般質問 山口議員	83
	一般質問 吹田議員	89
	一般質問 秋山議員	94
	一般質問 菊地議員	101
	一般質問 新谷議員	107
	一般質問 森井議員	117
	予算特別委員会設置・付託	128
	議員定数に関する特別委員会設置・付託	128
	常任委員会付託	128
1	日程第2 陳情	128
	議員定数に関する特別委員会付託	128
	常任委員会付託	128

1	日程第3	休会の決定.....	129
1	散	会.....	129
12月26日(月曜日) 第5日目			
1	出席議員.....		131
1	欠席議員.....		131
1	出席説明員.....		131
1	議事参与事務局職員.....		132
1	開	議.....	133
1	会議録署名議員の指名.....		133
1	日程第1	議案第1号ないし第27号並びに平成17年第3回定例会議案第9号ないし 第26号並びに請願、陳情及び調査.....	133
	予算特別委員長報告.....		133
	討	論 菊地議員.....	137
	採	決.....	138
	決算特別委員長報告.....		138
	討	論 菊地議員.....	143
	採	決.....	143
	総務常任委員長報告.....		144
	討	論 菊地議員.....	145
	討	論 斎藤(博)議員.....	146
	討	論 上野議員.....	147
	採	決.....	147
	経済常任委員長報告.....		147
	採	決.....	148
	厚生常任委員長報告.....		149
	討	論 新谷議員.....	150
	採	決.....	151
	建設常任委員長報告.....		151
	討	論 新谷議員.....	153
	採	決.....	153
	議員定数に関する特別委員長報告.....		154
	討	論 佐々木(茂)議員.....	156
	討	論 北野議員.....	156
	討	論 高橋議員.....	161
	討	論 山口議員.....	163

採 決 (投票)	163
1 日程第 2 「議案第 2 8 号」	164
市長提案説明 (議 2 8)	164
採 決	164
1 日程第 3 「意見書案第 1 号ないし第 1 2 号」	164
提案説明 (意 1 ~ 5 新谷議員)	165
提案説明 (意 6 秋山議員)	166
討 論 古沢議員	167
討 論 斉藤 (陽) 議員	170
討 論 森井議員	171
採 決	172
1 閉 会	173

議事事件一覧表

議案		案	第	号	
議	案	第	1	号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
議	案	第	2	号	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議	案	第	3	号	平成17年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議	案	第	4	号	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議	案	第	5	号	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算
議	案	第	6	号	小樽市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案
議	案	第	7	号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案
議	案	第	8	号	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
議	案	第	9	号	公の施設の指定管理者の指定について（福寿荘）
議	案	第	10	号	公の施設の指定管理者の指定について（いなきた児童館）
議	案	第	11	号	公の施設の指定管理者の指定について（塩谷児童センター）
議	案	第	12	号	公の施設の指定管理者の指定について（稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び 駅横駐車場）
議	案	第	13	号	公の施設の指定管理者の指定について（総合体育館）
議	案	第	14	号	公の施設の指定管理者の指定について（産業会館）
議	案	第	15	号	公の施設の指定管理者の指定について（事業内職業訓練センター）
議	案	第	16	号	公の施設の指定管理者の指定について（自然の村）
議	案	第	17	号	公の施設の指定管理者の指定について（観光物産プラザ）
議	案	第	18	号	公の施設の指定管理者の指定について（銭函市民センター）
議	案	第	19	号	公の施設の指定管理者の指定について（いなきたコミュニティセンター）
議	案	第	20	号	公の施設の指定管理者の指定について（総合福祉センター）
議	案	第	21	号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター）
議	案	第	22	号	公の施設の指定管理者の指定について（夜間急病センター）
議	案	第	23	号	公の施設の指定管理者の指定について（各市営住宅集会所）
議	案	第	24	号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案（28人）
議	案	第	25	号	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案（30人）
議	案	第	26	号	小樽市非核港湾条例案
議	案	第	27	号	損害賠償額の決定について
議	案	第	28	号	人権擁護委員候補者の推薦について

継続審査中の議案

17年3定議案	第	9	号	平成16年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	10	号	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	11	号	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	12	号	平成16年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	13	号	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	14	号	平成16年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	15	号	平成16年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	16	号	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	17	号	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	18	号	平成16年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	19	号	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	20	号	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	21	号	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
17年3定議案	第	22	号	平成16年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
17年3定議案	第	23	号	平成16年度小樽市病院事業決算認定について
17年3定議案	第	24	号	平成16年度小樽市水道事業決算認定について
17年3定議案	第	25	号	平成16年度小樽市下水道事業決算認定について
17年3定議案	第	26	号	平成16年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

意見書案

意見書案	第	1	号	厚生労働省の新たな医療制度「改革」試案の撤回を求める意見書（案）
意見書案	第	2	号	庶民大増税の来年度税制「改革」の中止・撤回を求める意見書（案）
意見書案	第	3	号	ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入に反対する意見書（案）
意見書案	第	4	号	在日米軍の再編・強化計画案の撤回を求める意見書（案）
意見書案	第	5	号	安全性を科学的に評価できない米国産牛肉の輸入禁止を求める意見書 （案）
意見書案	第	6	号	「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（案）
意見書案	第	7	号	森林の違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書（案）

意見書案第 8 号	私学助成の「北海道単独上乗せ補助全廃」の方針を改め、拡充を求める意見書（案）
意見書案第 9 号	都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める意見書（案）
意見書案第 10 号	議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）
意見書案第 11 号	改造エアガン対策の強化を求める意見書（案）
意見書案第 12 号	建築確認制度の見直しに関する意見書（案）

陳情

陳情第 72 号	小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方について
陳情第 73 号	発達障害児・者への具体的政策検討について
陳情第 74 号	小樽市議会議員定数削減方について
陳情第 75 号	朝里川温泉 1 丁目 3 0 6 番地の豊倉線（市道文治沢線）坂道のロードヒーティング化について
陳情第 76 号	利用しやすいふれあいパスについて
陳情第 77 号	小樽市室内水泳プールの存続方について
陳情第 78 号	ふれあいパス利用時に現金使用ができるような改善方について
陳情第 79 号	小樽駅前の室内水泳プール存続方について

質 問 要 旨

会派代表質問

北野議員（12月9日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者並びに議案第24号及び第25号提出者

1 財政問題

（1）現在の財政難の原因は

（2）財政難の3つの要因について

扶助費について

人件費について

公債費について

（3）「推進プラン」の実施計画と「三位一体改革」の本市に及ぼした影響について

2 石狩湾新港の財政負担問題等

（1）管理組合平成16年度決算から

（2）新港を通称「札幌港」とする港名問題

3 新市立病院建設場所について

（1）公約実現に向けどのような努力をしてきたか

（2）築港跡地となった経過と理由

（3）適正配置計画案との関連

（4）なぜ築港跡地にこだわるのか

4 議案第24号、第25号について

5 その他

山田議員（12月9日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政について

（1）2007年問題

（2）本市の職員数

（3）地域再生計画

（4）長期継続契約

2 自治基本条例ほか

3 石狩湾新港の名称と当別ダム

4 防災と男女共同参画

5 指定管理者制度

6 改正高年齢者雇用安定法

7 環境問題

- 8 食育ほか
- 9 その他

大島議員（12月12日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政再建推進プランについて
- 2 障害者の雇用促進について
- 3 建築確認と耐震強度計算について
- 4 携帯電話と中継無線基地局について
- 5 小樽市・ナホトカ姉妹都市提携40周年について
- 6 祝津前浜について
- 7 17年度除雪体制について
- 8 その他

高橋議員（12月12日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 行政改革について
- 3 情報化の推進について
- 4 人口問題について
- 5 環境問題について
- 6 地産地消について
- 7 職業体験事業について
- 8 教育問題について
- 9 その他

佐々木（勝）議員（12月12日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の市政執行について
- 2 平成17年度予算について
- 3 三位一体改革について
（地方財政自立改革）
- 4 ごみ減量化・有料化と市民の反応について
- 5 偽りの安全について

- 6 子供の安全を守るについて
- 7 学校施設整備について
- 8 鳥インフルエンザについて
- 9 その他

一般質問

山口議員（12月13日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新総合博物館構想について
- 2 新市立病院の展望
- 3 庁内政策研究チームの必要性について
- 4 マンションの建築確認審査について
- 5 その他

吹田議員（12月13日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 少子化対策について
- 2 ごみ減量化の取組について
- 3 強度計算の偽装について
- 4 児童福祉施設の民間委譲について
- 5 新病院のPFI法の活用について
- 6 新型インフルエンザ対策について
- 7 その他

秋山議員（12月13日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市民の健康づくりに関して
- 2 介護保険法改正に関して
- 3 その他

菊地議員（12月13日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 除・排雪に関連して
- 2 障害者自立支援法に関連して
- 3 特別支援教育に関連して
- 4 その他

新谷議員（12月13日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 耐震強度偽造問題について
 - (1) 小樽市における確認申請状況は？
 - (2) 北海道の行った調査はどのような方法、体制で行ったか
ERIに対しては？
 - (3) 市の体制等について
 - (4) 民間確認マンションの安全検査を
- 2 室内水泳プールについて
 - (1) 教育委員会における部長報告に関連して
 - (2) 庁内関係部署はどのような努力をしたのか
 - (3) 教育委員会の市営プールに対する考え
市民からの意見要望への対応は
 - (4) 市長のホームページ、メッセージに関して
 - (5) いつまでに再開発の計画出るのか
駅前第3ビル再開発に市営プール存続を
- 3 季節労働者の問題について
 - (1) 建退共加入率をあげるべき
 - (2) 季節労働者の労働条件について
 - (3) 冬期援護制度の充実・延長を
- 4 その他

森井議員（12月13日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 海岸線での安全管理
 - (1) 海水浴場の開設届出に関わって
 - (2) 北海道条例プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（PB条例）について
 - (3) 消防士における水難救助のかかわり
 - (4) 自然環境教育の導入

- 2 特別景観形成地区拡大に伴って
- 3 職員カンパ金制度の導入
- 4 退職手当債の導入について
- 5 その他

平成17年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成17年12月5日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 石崎政嗣
調査係長 佐藤正樹
書記 大崎公義
書記 松原美千子

事務局次長 三浦波人
議事係長 中崎岳史
書記 北出晃也
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

開会 午後 3時15分

議長（中畑恒雄） これより、平成17年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月26日までの22日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第26号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第23号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、各会計に決算見込みに伴う職員給与費の補正所要額を計上したほか、一般会計では初期消火・応急救護普及活動事業費、小学校閉校記念事業費補助金及び本年8月の集中豪雨により被害を受けた市道海岸線の災害復旧費などを計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する使用料、国庫支出金、寄付金、諸収入を計上いたしました。

また、債務負担行為につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、身体障害者福祉センターほか11の指定管理者の管理代行業務等に係る経費を計上するものです。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに5,850万6,000円の減となり、財政規模は649億672万円となりました。

これにより、平成17年度において形式計上した諸収入の額は6,673万5,000円の減となり、12億1,123万6,000円となりました。

企業会計につきましては、病院事業会計において第二病院の給食業務委託に係る債務負担行為を計上いたしました。

次に、議案第6号から議案第23号までについて説明申し上げます。

議案第6号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案につきましては、地方自治法及び同法施行令の一部改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

議案第7号廃棄物の減量及び処理に関する条例案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の一部改正により、市が処理してきた産業廃棄物等の関係事務の処理主体が北海道に移行されることに伴い、当該事務に係る規定を削除するとともに、使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務処理について規定するほか所要の改正を行うため、全部改正するものであります。

議案第8号総合体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、アスベスト対策工事による体育館の閉館期間に対応して、旧回数券の使用期間を延長するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号から議案第23号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。第2回定例会における各施設の設置条例改正等の議決後、指定管理者の公募及び任意の選定を行い、候補者を決定いたしましたので、各施設の指定管理者を指定するものであります。

福寿荘については社会福祉法人小樽北勉会を、いなきた児童館及び塩谷児童センターについては社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場については小樽駅前ビル株式会社を、総合体育館については株式会社アンビックスを、産業会館については協同組合小樽名店街を、事業内職業訓練センターについては小樽地方職業訓練協会を、自然の村については財団法人おたる自然の村公社を、観光物産プラザについては社団法人小樽観光協会を、銭函市民センターについては小樽市銭函連合町会を、いなきたコミュニティセンターについては小樽市いなきたコミュニティセンター運営委員会を、総合福祉センターについては社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、身体障害者福祉センターについては社団法人小樽身体障害者福祉協会を、夜間急病センターについては社団法人小樽市医師会を、10か所の市営住宅の集会所又は会館については各市営住宅集会所又は会館の管理委員会を、それぞれ指定管理者として指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

2番（森井秀明議員） 提案者を代表して、議案第24号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案の提案説明を行います。

市民の中から、議員定数を減らすべきではないかという声が増しに大きくなってきております。財政再建に関する小樽市議会検討会議時の市民反応を皆さんはどう受け止められているのでしょうか。この検討会議から、北海道新聞社やネット情報誌小樽ジャーナルが、いろいろな形で報酬削減、定数削減について取り上げてくれております。

特に北海道新聞社では、ここぞというときに報道部長のコメントが入っております。そのコメントの一つである北海道新聞、平成17年7月10日、「報酬・定数、市民感覚が前提」の一部を引用させていただきます。「市民感覚を前提とした議論を求めたい。議会経費の根幹をなす報酬と定数を既得権益と錯覚する市議がいるとすれば、その人はもはや住民の代弁者の資格はない。この問題への住民の目は、これまでになく厳しい」。

私たちが直接市民から聞いているお話もそれぞれあると思いますが、新聞記者がまちを練り歩き、このことを記事として上げている状況を見ても、それだけ今の小樽市において議員の定数削減に取り組む姿勢がどうあるのかということに市民の目が向いていることは明らかだと思います。私たちは、その背景、市民反応を見据え、議会自身がさらなる市民負担の軽減に取り組まなければならないのではないのでしょうか。議員報酬や経費は、市民の血税です。その市民負担の軽減を議会側から示していかなければならないときではないのでしょうか。

議会費の一般会計規模に対する割合は、平成17年4月現在で0.62と言われています。同じく4月現在で人口の類似都市を見ると、苫小牧市0.41、帯広市0.5、釧路市0.3であり、財政再建に関する小樽市議会検討会議において削減された効果額を1年ごとに平均した1,850万円を差し引いても、一般会計に対する比率は0.58となり、人口類似の他都市よりも割合は高く、また、分母である市の一般会計の規模も小さくなっていることから、この割合はさらに高くなると考えられます。やはり小樽市議会への市民負担

は決して軽いものではなく、こういうことが明らかではないでしょうか。

では、一つの基準をどこに定めるべきか。道内他都市で小樽と人口が類似する都市の議員の人口割合は、例えば苫小牧市で5,391人に1人、帯広市では5,340人、釧路市が5,445人に1人です。これらの都市は、小樽市の人口割合4,496人に1人を大きく上回っています。さらに小樽市よりも規模の小さい北見市、江別市なども含め、小樽市を除く北海道の10万人都市5都市平均は4,880人となります。つまりは、議員数は4,880人に1人が北海道10万人都市の一つの基準と言えるのではないのでしょうか。

では、次の平成19年度の改選時期の小樽市の人口はどれほどなのか。住民基本台帳の集計によると、前回の平成15年の選挙時期の人口は14万7,673人です。この原稿を書き始めたときに調べた11月現在の小樽市の人口は、14万3,251人でした。この2年半で4,000人強もの人口減となっております。それだけでも驚いていたのですが、つい先日、12月1日に発表された国勢調査概要では14万2,165人と発表され、さらに1,086人の減と表記されており、小樽の人口が減少傾向をたどっていることは否めないと思います。この人口減少の中では、平成19年の改選時期においては14万人をも切る可能性が出てきています。改選時期に14万人として、平均である4,880人で割ると28.6、つまりは28人となります。つまり、次の改選期、また、その後の人口流動を考慮すると、この28という数字が小樽での最大人員と考えるのが本来かと思えます。この人口との対比から考えても、また、先ほどの市民負担の軽減を含めても、議員を現状から減らすという考え方に行き着くのは当然であり、一つの基準として28人という人数は先を見据えた重要な人数となると思われます。

これらのことから、現状32人から4人減を主張し、提案者を代表し、提案説明とさせていただきます。
(拍手)

議長(中畑恒雄) 次に、議案第25号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

23番(大竹秀文議員) 議案第25号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、自民党を代表し、提案理由の説明をいたします。

平成15年施行された地方統一選挙では、地方分権一括法による地方自治法の改正により、上限定数が34名と定められましたが、議員提案による条例改正が行われ、32名の小樽市議会議員が誕生し、市民の負託にこたえるべく、現在、活動しております。

しかし、全国の地方自治体の多くも同様であります。小樽市を取り巻く財政状況は皆様も御承知のとおり危機的な状況であり、議会としても何らかの施策をみずから講じるべきとの意見が市民より多く寄せられております。

これまでも各党派代表者会議やその後の財政再建に関する小樽市議会検討会議において、海外視察の凍結や毎年実施していた党派視察、委員会視察を隔年に、議員報酬の5パーセントカットなど、議会経費の削減を実施してまいりましたが、赤字予算を計上しなければならない小樽市の緊迫した財政状況を考えるとき、さらなる手だてが必要と思われれます。

議員定数においては、定数40名を1割減の36名に、34名を32名にみずから削減した経緯がありますが、このたびは平成15年に削減して以来1度の選挙しかくぐっていないこともあり、急激な変化を避け、小樽市議会の議員定数を30名とする定数条例案を議員提案させていただきたいと思えます。

以上、提案理由の説明といたしますが、多くの議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

議長（中畑恒雄） 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

日本政府の核軍縮決議が、国連総会第1委員会で賛成166、反対2、棄権7で採択されています。この決議は、「被爆60周年の機会に核廃絶への決意を新たにすると述べ、核不拡散条約の義務履行、核兵器の削減、包括的核実験禁止条約の早期発効などをうたいました。

今年は、御承知のように、広島・長崎に原爆が投下されてから60年であります。唯一の被爆国である日本は、本来、核兵器廃絶の実現のため、文字どおり新たな決意で国連総会に臨むべきであります。しかし、この政府の決議では、核兵器廃絶という肝心の点で大きく後退した中身だと言わざるを得ません。極めて残念、遺憾であります。

昨年と一昨年の日本の決議は、2000年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議で採択された核兵器国の「核兵器廃絶の明確な約束」、実はこれはアメリカをして5年前には賛成せざるを得なかった採択文書の一節であります。この履行が盛り込まれていました。つまり、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束、これこそが実質的な措置の核心的重要性を持つものだと明記されていたわけであります。ところが、この肝心なめの核兵器国による明確な約束が今年の決議本文からは削られてしまいました。この点においては、今回の決議に対する日本政府の立場は、国際的な批判に結果としてさらされることになりました。しかし、今年が我が国の被爆60周年であるということも各国が配慮した結果、政府が豪語するように、言うように、過去最高の賛成により採択されたものであります。ちなみに、こうした不十分さを持つ決議であるにもかかわらず、冒頭紹介した反対2か国とは、アメリカとインドであります。結局、ここにも核兵器廃絶をあいまいにするブッシュ政権と、「いかなる軍備も抑止力として機能している面が強い」、このように言って異常な追随姿勢をあらわにする小泉政権の姿が見えてきます。

世界では、核兵器廃絶に向けた新たな前進が始まっています。核廃絶こそ世界の平和の流れです。核兵器廃絶の国際的世論と運動の中で、被爆国政府として、この流れの先頭に立ち、核兵器の廃絶を実現することをとるべき道、これが当然ではないでしょうか。

さて、今回の条例案提案は、21回目であります。条例案の中身も、そしてその持つ力についても、もはや説明を要しないほど繰り返してきました。市民の平和に対する願い、小樽の港を安全な、かつ安心な港として発展させていきたい、こうした市民の願いに対し、自治体として、今、何ができるのか。地方から中央へ、そして世界じゅうに、この小樽から、今、何を発信することができるのか。この条例案は、その点では実にささやかに見えますが、しかし、それは壮大な流れに合流することができる確かな道であります。市民の願いに対する確かな答えではないでしょうか。

先月、経済常任委員会の視察で岩国市を訪問した際のことです。市長も議長もあいにく不在でした。米軍基地の再編成、航空基地の移転問題で、自治体として、議会として反対の意向を伝えるために上京中でありました。全国各地では、こうした米軍移転に反対する運動が今大きなうねりをつくり出しています。このことに思いをいたしながら、今回また議員各位には心より賛同を呼びかけて提案理由といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月6日から12月8日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 上 野 正 之

議 員 高 橋 克 幸

平成17年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成17年12月9日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山口保議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号」を一括議題といたします。

これより会派代表質問を行います。北野議員の代表質問において、議案第24号及び第25号の提出者に対し答弁が求められておりますので、両議案の提出者の皆様は答弁席に御着席願います。

（議案提出者が答弁席に移動）

それでは、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めは、財政問題です。

最初は、市財政悪化の原因をどうとらえているかについてです。市長は、これまで「扶助費、職員の人件費、公債費などの義務的経費が財政構造を硬直化させており、それが財政悪化の原因だ」と言っていました。最近ではトーンダウンしているようにも見受けられますが、現時点でこの認識は正しいかどうか、最初に市長の見解を求めるものです。我が党は、最近の小樽市の財政の現状からしても、この認識を正しいとするものではありません。この立場から若干質問いたします。

最初は、扶助費について伺います。例えば生活保護費81億1,378万円、うち一般財源は15億8,870万円ですが、地方交付税の基準財政需要額に算入され財源手当されているのが14億8,990万円で、小樽市の事実上の負担は9,880万円にすぎません。住民の福祉を守る地方自治体の役割に照らして、弱者に対してこれぐらいの支出は当然と言わなければなりません。また、平成16年度決算で扶助費全体の決算額は141億9,590万円のうち、一般財源は41億2,800万円です。しかし、基準財政需要額で見られているのは29億5,380万円ですから、小樽市の事実上の負担は11億7,420万円にすぎません。しかも扶助費の事業の内容も、老人扶助費、保育所措置費、生活保護費、身体障害者扶助費、知的障害者扶助費、児童手当、児童扶養手当、就学援助費、大幅に改悪されましたけれども、老人医療助成費、乳幼児等医療助成費などです。これらの事業は、地方自治法で定める自治体の役割、任務に照らして、支出は当然のことと言わなければなりません。財政を圧迫している原因が扶助費というのはいかががかと思います。市長の見解をお聞かせください。

次は、職員の人件費です。小樽市の普通会計に占める人件費の割合は、16年度決算で17.5パーセントです。全道の類似都市10市の平均は17.1パーセントで、小樽市は全道の類似都市10市の中で5番目に高いとはいっても、全国の類似都市33団体の平均は15年度決算で23.1パーセントですから、これと比べてみたら小樽市の職員の人件費が財政を圧迫しているとは言えません。また、国家公務員給与を100とする平成17年度のラスパイレス指数は、小樽市は90.3で、8年前と比べ10ポイントも落ち込んでいます。また、平成11年から人事院勧告はマイナス勧告で、平成15年までの5か年間の一般会計の落ち込み額は合計7億8,352万9,000円、これに17年度の推計額2,800万円と18年度のマイナス4.8パーセント削減の推定額約4億5,000万円、合わせれば約12億6,200万円になります。人事院勧告で削減した人件費は、それに見合う分が地方交付税から落とされますから、人件費を削っても効果は全くありません。市独自の人件費削減は、地方交付税削減の対象外だからと、財政効果があると言って削減すればするほど人事院勧告

の削減額と合わさって、小樽市における購買力を低下させることになり、税収の減少を引き起こし、自分で自分の首を絞める結果となります。この指摘に対する市長の見解をお聞かせください。

次は、公債費についてです。市民の要望に沿った事業に係る公債費もあるでしょう。また、公共事業が市内業者の仕事確保に貢献したことも事実でしょう。しかし、政府がこの間、市単独事業の元利償還は交付税措置をすることで起債での事業を奨励したために、地方自治体の借金が增大して、現在、困難を来していることは明らかです。しかし、何より一番問題なのは、マイカルなど大企業のために行った公共事業に係る公債費が、小樽市の財政を圧迫している問題です。マイカルのための元利償還額は、3年前で約100億円残っていました。ところが、マイカルからの法人市民税の法人税割はおろか、固定資産税も納入されていません。マイカル関連の固定資産税の調定額、請求額と言ってもいいのですが、平成13年度6億7,500万円、14年度6億3,600万円、15年度5億6,500万円、16年度5億8,000万円となっていますが、まともに納入されていません。マイカルのためにしよい込んだ借金払いは、13年度3億2,900万円、14年度3億9,500万円、15年度4億9,000万円、16年度5億5,600万円です。公債費を含む市費負担に対して国から交付税措置がされていると言いますが、丸々市民の負担で支払っています。マイカル倒産以後14年度以降の市費負担額の合計は、この4年間で交付税措置されている額を除けば、約8億円にも及ぶことになるではありませんか。市長の弁明どおりとしても、その差額は丸々マイカルのための借金払いが、小樽市の財政の重圧となっていることに変わりはありません。

我が党がこういう指摘をすると、「そんなことはない、マイカルから幾らかは納入されている」と、こう言いわけします。納税の担当者は、守秘義務がありますから、口が裂けても滞納状況を公表することはできません。市長の口から、マイカルから14億円とも言われる固定資産税などの滞納分のうち幾ら納入され、小樽市財政に貢献しているというのか、市長には守秘義務がないとのことですから、滞納額、納入額を明らかにし、あわせて市財政の圧迫になっているかどうかについても、市長自身の見解をお聞かせください。

第2に、政府の三位一体改革の名による地方財政削減が、小樽市財政並びに財政再建推進プランの実施計画に及ぼした影響と今後の見通しについて尋ねます。

11月30日決着した三位一体改革が小樽市の新年度予算編成に与える影響について、また、これまで小樽市がこうむった三位一体改革の名による財政への影響について説明してください。我が党は、小樽市の財政難の要因は、長引く不況の影響での税収の落ち込みが基調にあるとはいえ、歴代のオール与党の姿勢の大企業優先の税金の使い方が、今日の財政危機を招いた要因の一つであると指摘してきました。あわせて、政府の三位一体改革の名による地方財政切捨てが、現時点では大きな要因であることも指摘してまいりました。これに対する市長の見解をお聞かせください。

次に、財政再建推進プランの実施に関して尋ねます。本年の第4回定例会の前までに推進プランの実施計画を提出すると説明してきましたが、三位一体改革の国庫補助負担金の削減や税源移譲の実態が定かでなく、歳入の確定ができないので、推進プランの実施計画は新年度予算編成後になるとの説明を受けました。

そこでお尋ねしますが、政府与党の一昨年未の合意は、「地方が必要とする一般財源の総額は、平成17年度と18年度は確保する」とのことでした。しかし、平成19年度以降は地方交付税を中心に削減されるだろうというのが関係者の一致した見方です。そうなれば、歳入の見通しが大きく落ち込むことになり、推進プラン実施計画の数字が1年で狂ってしまい、推進プランそのものがさきの健全化計画と同じように破たんすることになるのではないのでしょうか。政府の地方交付税削減などを市長は傍観するとは思いませんが、市長の見解と今後の見通し、対策をお聞かせください。

この問題の最後に、政府やマスコミが小泉内閣の構造改革を推進するため、公務員労働者と民間労働者の賃金の格差を殊さら大きく取り上げ、両者を競わせ、公務員賃金を引き下げようとしている問題について尋ねます。両者を競わせることは、民間労働者の賃金抑制のねらいが含まれていることは容易に想像できますが、市長はどのように考えているか見解をお聞かせください。

我が党は、現在の経済不況を打開するためには、国民の購買力を高めることは何より大事であると考えています。それは、国民総生産の6割を占めているのが、国民が毎日毎日生活するための買物にあることは、立場の違いを超えて経済学者が一致して指摘していることです。したがって、国民の生活を安定・向上させることこそ、購買力を高め、景気回復に直結すると確信しています。我が党は、この立場から公務員労働者をはじめ民間労働者の賃金引下げはもとより、医療、福祉、介護などの国民負担に反対し、その向上を切望しているものです。まして、高齢者の年金引下げや医療費負担増は行うべきではないとの当たり前の考えです。小樽市政執行に当たっても、この立場を堅持しなければ、財政再建のレールは敷かれぬと考えます。市長の見解を求めます。

石狩湾新港の財政負担問題について尋ねます。

石狩湾新港管理組合の平成16年度決算を見て、管理組合構成母体の財政負担が長期にわたる心配がありますので、お尋ねいたします。石狩湾新港の建設は、マイナス14メートルバース完了をもって、とりあえず終わることになっていますので、今後の石狩湾新港の財政構造がどうなるのかということに関心が高まっていますので、お尋ねします。

石狩湾新港管理組合の財政は、平成16年度決算の歳入では管理組合負担金26億5,378万8,000円で、小樽市の分は4億6,000万円で、67.1パーセントを占めています。また、管理組合が借り入れる組合債は7億1,730万円で18.2パーセントで、二つ合わせればその占める構成比率は85.3パーセントです。唯一の自主財源である使用料手数料はたった2億7,508万9,000円で、7パーセントにすぎないのです。2年前の平成14年度決算と比較しても、管理組合負担金と組合債の構成比はほとんど変わりがなく、自主財源の構成比は若干向上しているとはいえ、基本的に変わりありません。歳出では、港湾建設費8億9,742万6,000円で23.2パーセント、借金払いの公債費が23億5,727万8,000円で60.8パーセント、合わせて84パーセントです。平成14年度と比較して港湾建設費の構成比が少なくなったとはいえ、逆に公債費の構成比が高まり、財政を圧迫しています。この決算に現れた財政構造を市長はどのように考えておられるか、見解をお聞かせください。

次に、港湾計画に基づく港湾建設が西地区の14メートルバースをもって基本的に終わるとなれば、平成16年度決算の歳入歳出の科目別構成比率が、今後の管理組合の財政構造の兆候を示すものと受け止めることが妥当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。港湾の基本的課題である石狩湾新港の貨物はどうでしょうか。平成13年のピーク時の取扱貨物量は、343万8,520トンをいまだに回復しておりません。平成16年の内訳を見ますと、外国貿易は平成13年を上回っているとはいえ、70万9,000トンで取扱貨物量全体の21パーセントにすぎません。取扱量全体の79パーセントを占める内貿は、平成13年をピークに減少をしています。この事実から、港湾建設が基本的に終了し、港湾貨物の動向も西地区マイナス14メートルバースと中央地区に石油タンクが増設され、貨物の増大がある程度見込まれますが、ある程度予測できるようになってきているだけに、新港の財政構造の兆候が平成16年度決算に現れているのではないかと考えるのが普通ではないでしょうか。そうなると、使用料及び手数料などの自主財源は、マイナス14メートルバース利用に伴う入港料、使用料などについて、これまで若干議論されてきましたが、構成比率を根本的に変えるような大幅な増加は見込めません。歳出全体の60パーセントを占める公債費の財源は、長期にわたって各母体の負担金に頼らざるを得なくなります。これが各母体の財政を圧迫す

る要因となることは明らかだからです。これまでも指摘したように、バブル期の計画そのままに港湾計画の改訂で取扱貨物量を見直し、減らしたとはいえ、過大な港湾建設計画をそのまま進めてきたことが、中央水路の掘り込みを中断し、5バースを残したまま建設を一時中断する形をとりましたが、それでもなお採算がとれないというのは、石狩湾新港の建設計画そのものが過大であったからにほかなりません。市長の石狩湾新港の現状認識と今後の見通し、対策を指摘した項目ごとにどうするつもりか、お答えください。

次に、石狩湾新港の名前、港名問題と小樽港への影響についてお尋ねします。

12月2日のマスコミ報道で、石狩湾新港振興会が石狩湾新港の通称を「札幌港」にしてポートセールスを行うことを臨時総会で確認したことが報道されました。こうなった背景に、小樽港湾振興会が港名問題で、通称札幌港でもよいということのを了承したことが指摘されています。小樽港湾振興会が通称とはいえ石狩湾新港を札幌港でもよいと了承したことは、市長に相談があり、市長は認めたのかどうか。また、港名を変更するだけで、石狩湾新港の取扱貨物が増大すると考えているのか。また、正式の港名変更問題について、市長はどのように考えているか、見解をお聞かせください。さらに、通称札幌港でポートセールスを行って、どれぐらいの貨物の増加を見込んでいるのか、説明してください、このことが小樽港の取扱貨物へ及ぼす影響はどのようになると考えておられるかについても説明してください。

石狩湾新港の港名を通称とはいえ札幌港とすることは、港名を正式に変更することへ向かっての外堀を埋められたことにもなります。また、言葉は大変悪いですが、小樽港衰退の一里塚になると私は心配します。市長の見解をお聞かせください。マトンの検疫指定のときもそうでしたが、小樽港に影響を及ぼす問題は、当然のことながら市政の重要問題です。小樽市政全般に小樽港湾振興会は責任を持っているわけではありません。だから、小樽港湾振興会が了解しても、市長が自動的に認めるようなことがあってはならないことは、自明の理です。石狩湾新港の港名問題は、市政の広範な分野に影響を及ぼすことなので、市長が直接責任を持って対応すべき問題です。見解を求めます。

次は、新市立小樽病院建設場所の問題です。市民要望を無視して築港地区へ新市立小樽病院を建設することはやめ、中心部に建設することを要求して質問します。

市立病院の新築・建替えは、市長自身の公約です。最初に建設場所を含め、市長就任以来、この公約実現に向けてどのように努力されてきたか、節目節目でどういう判断をされて推進しようとしてきたか、説明してください。

次に、病院の建設場所をこの9月にどうして築港ヤード跡地にしたかという問題です。

平成14年6月の第2回定例会で、我が党は、廃校にした住吉中学校跡に量徳小学校を移転させて、量徳小学校跡地を含む現在地に市立病院を建設するようにと提案しました。ところが、そのわずか4日後です。市長自身も出席して、学校跡地利用検討委員会と市立病院総合調整会議の合同会議を開いて、龍谷学園に譲渡することを決定しました。当時、旧住吉中学校跡に量徳小学校を移転することはできないということを根拠にした問題ですが、一つは、旧住吉中学校の階段は中学生向きなので、小学生向きにかけ替えるなどを含む大規模な改修になって、これは国の補助の対象にならないから3億8,000万円もかかる。二つ目は、量徳小学校の解体費用に2億4,000万円かかる。三つ目に、量徳小学校建築時の補助金返還5,000万円を行わなければならない。四つ目に、グラウンドが狭く、屋内体育館が4階にあることなどを挙げ、教育環境の低下を招く、これを理由として我が党の提案を拒否いたしました。

そこでお尋ねしますが、平成14年第2回定例会開会中でもあり、これを検討するに当たって、詳しい資料を基に時間をかけ、慎重に検討されたのかどうか大いに疑問です。説明してください。仮に当時、先ほど指摘したあなた方がお断りの理由にしていた金額がそのとおりだとしても、その合計は6億7,000

万円です。築港に新しい市立病院を建設するとなれば、土地購入費だけで12億円から15億円を要することは、みんな認めています。築港地区に新病院を建設することを検討することにしたときに、土地取得費が12億円以上かかることも検討の対象にしていたのかどうか、お答えください。病院建設用地をめぐる余計な財政負担を負うことになるのは、財政難で市民に多大な負担をお願いしているときに、こういう市民の理解と納得が得られるのか、大変疑問です。どうして巨額の土地取得費を要する築港ヤード跡地をわざわざ選択したのか合点がいきません。納得のいく説明を求めます。

次に、白紙撤回した小樽市小学校適正配置実施計画（案）と病院建設の関連で伺います。

小樽市小学校適正配置実施計画（案）の白紙撤回後の市長や理事者の話を聞いていると、本当は量徳小学校跡地を含む現在地に病院を建てたかったけれども、量徳小学校が存続されたので、やむを得ず築港ヤード跡地に対応しなければならなくなったと言わんばかりです。こういう言い方は、市長自身みずからの市政運営での長期の見通しを持たない、その場しのぎの無責任な対応を棚に上げて、小学校廃校に反対した保護者やそれを支持した5万人からの多くの市民の皆さんに対する仕返し、挑戦と言われても仕方ありません。小樽市小学校適正配置実施計画（案）の量徳小学校での説明会は、数回にわたって行われました。私は、すべての説明会に参加をさせていただきました。この説明会で保護者から何回となく、量徳小学校を廃校にするのは病院を建てるためかとの質問が出されました。しかし、教育委員会の説明は、初めから最後まで「病院建設とは関係ありません」の一点張りでした。だから、保護者は「それなら量徳小学校を残してください」、こういうことになったのではありませんか。この市教委の説明というのは、平成15年の市立病院調査特別委員会でも市長が「新病院の建設場所は現在の樽周地区と築港地区に絞られた」と答弁していましたが、マスコミにも報道されていましたから、量徳小学校の廃校と病院建設は関係ないといくら説明しても、そんな話、通るわけがないのです。到底、保護者の納得を得られるものではありませんでした。

また、「量徳小学校跡地を病院建設の候補地と言うなら、なぜ住吉中学校跡地に量徳小を移転させなかったのか。市長の言うことは一貫性がない」と説明会のたびに批判的な意見が出されました。さらに量徳小の説明会で、「市長が量徳小学校跡地に病院を新築したいと言うなら、この説明会に市長自身が出てきて説明すべきだ。そうしたなら我々も考えるから」とまで言われていました。ところが、市長は、この呼びかけともいうべきことに一切応じませんでした。新病院建設場所についての市民アンケートの結果は、新市立病院基本構想に掲載されています。最も多い回答は、現在地を想定しての中心部から若干離れた地域、ここが51パーセント、次いで都市型の市街地が28.3パーセント、市民の要望は現在地を含む市内中心部が80パーセントを占めています。この市民の願いにこたえるためにも、市長自身が量徳小学校保護者と真剣な話し合いがあつてしかるべきでした。この量徳小学校の保護者からの呼びかけともいうべきことにも対応しないわけがあつたのか。あつたなら、その根拠を説明してください。

この問題の最後に、12億円から15億円と言われる土地取得費や再開発地区計画の変更という高いハードルを越えてまで、築港地区に病院を新築しなければならないのか、この疑問にお答えいただきたいことです。

まず、築港地区の未利用地へ樽病を建設するための再開発地区計画の変更を行うとのことですが、再開発地区計画の変更は、まだ利用されていない、この用地だけに限るのかも、あわせてお答えください。マイカル倒産後、築港地区の現状は惨たんたるものです。未利用地はもとより、旧ビブレ棟をはじめ空き店舗が並んでいます。ここを運営する小樽ベイシティ開発は、再生計画でも床を埋めることが前提です。

また、これとの関連でも、エネルギー価格の引下げは避けて通ることができません。端的に伺います。

築港地区で電気やエネルギーの供給地区に入っていない未利用地に市立小樽病院を建設し、新会社となったエネルギー供給会社「株式会社エナジーソリューション」からエネルギーの供給を受け、窮地に陥った築港地区を救うために市民の要望を無視し、わざわざ高い土地取得費まで持ち出そうとするのではないかとの疑問です。そうでなければ、市長のこれまでの病院建設用地をめぐる対応を理解することができません、納得のいく説明を求めます。

最後に、議員定数削減にかかわる議案第24号及び第25号小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案に関連して質問します。

両議案の提案説明を丁寧に聞き、また、十分検討させていただきました。両議案とも小樽市の財政の困難を前提に議員定数削減を行おうとするものであります。まず、両議案の提出者にそれぞれお尋ねします。小樽市の今日の財政難の原因をどのようにとらえておられるか、見解をお聞かせください。

特に三位一体改革の名で地方財政切捨てが行われ、小樽市は地方交付税を中心に16年度は14億円、17年度は15億円も削減され、政府与党の合意では、平成19年度以降もさらに地方交付税などが削減されようとしています。これが今後も地方財政を苦しくする大きな原因と考えますが、地方六団体をはじめ関係者は一致して反対しています。提出者は、この政府の地方財政切捨てを当然視し、これは仕方ないのだ、これを前提にしての議員定数削減なのか、見解をお聞かせください。

我が党は、三位一体改革の名で地方交付税などを削減することは、住民へのしわ寄せ、負担を押しつけるものであり、絶対認められないとの立場ですが、この点についても提出者の見解をお聞かせください。

また、財政難の小樽市独自の原因は何であると認識されておられるか、その対策があればお聞かせください。

議案第24号、公明党と平成会の提出者に尋ねます。

提案説明で人口1人当たりの議員数を知る述べられましたが、我が党は今週のおたる民報でも地方自治法の関係部分を記事にして配布いたしておりますけれども、地方自治法で議員定数は人口区分を前提に市町村区分が定められています。議案第24号の条例改正案と地方自治法との関連をどう説明されるのが注目しましたが、提案説明にはありませんでした。下限が決められていないから、いくらでも少なくして構わないという見解なのか、地方自治法第91条との関連を説明してください。

次に、各提案者に伺います。

市長は、財政再建推進プランの実施計画を策定中ですが、今定例会に先立つ各党への説明では、新たに財源確保をしなければならない88億3,000万円のうち、既に69億6,000万円を実施計画に盛り込むことを予定しているとのことでした。その参考資料も各議員に配布されております。小樽市職員の人件費削減はもとより、使用料・手数料のさらなる値上げで市民を苦しめ、新たな市民負担が伴うと考えられます。推進プランの実施計画で、市民負担や人件費削減について、どういう考えで対応されようとしているのか、見解をお聞かせください。

また、あわせて、計画がとんざした健全化計画で策定され、現在まで実施され、これからも実施されようとしているさまざまな市民負担について、どれだけの額の負担を市民にかぶせ、市民はどのようにこのことを受け止めていると認識しているのか、それぞれ見解をお聞かせください。

また、市民負担に提出者は賛成しているわけですから、賛成した立場から市民負担などの結果について現在どのように考えられているか、見解をお聞かせください。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがございました。

まず、財政悪化の原因についての現在の認識でございますけれども、歳入の面で申し上げますと、長引く景気の低迷と人口の減少により市の収入の根幹であります市税収入が減少していること、加えて国からの地方交付税が削減されるなど、市が自由に使える収入である一般財源が大きく減少したことであります。

次に、歳出ですが、給与の独自削減や各種手当の見直し、職員数の削減などにより人件費総額の抑制に努めてまいりましたものの、高齢化の進展に伴う医療や介護に要する経費の増加や公共施設及び都市基盤整備のために借入れをした起債の償還費がピークを迎えていることなどで、これまでも財政健全化に取り組んで一定の成果を得てきましたが、収入の減少を補いきれず、今日の状況に至らざるを得なかったものと考えております。

次に、扶助費を財政悪化の原因とすべきでないという御指摘でありますけれども、私は扶助費による事業そのものの必要性を否定しているわけではありません。社会的、経済的に弱い立場にある方々を守っていくことは、社会全体として必要なことであるのは当然であります。しかし一方で、その負担が現役世代の大きな負担となっていること、このこともまた現実の問題であります。交付税であっても、補助金であっても、市税であっても、それを負担するのは、すべて国民の税金だということであります。扶助費の規模が一般会計歳出の2割も占めていることは、特に本市のように税収基盤がぜい弱で、人口減に加えて少子高齢化が全国に10年も先駆けている中では、深刻な問題であると認識しております。

次に、職員の人件費でありますけれども、基本的には国の人事院勧告に準拠しており、その上で現在5パーセントの独自削減をし、平成18年度は7パーセントの独自削減を予定しております。現在策定中の財政再建推進プランの実施計画では、平成21年度までに190名の職員数削減を考えておりますし、平成19年度以降についても、国の地域間格差分の平均4.8パーセントをまず削減する予定でありますし、今後の財政状況によっては、トータルで平成18年度を上回る削減に踏み込む可能性もあると考えております。いずれにいたしましても、人件費の総額抑制なしには財政再建は難しいものと認識しております。結果として、御指摘のとおり、職員給与の削減に伴って市内消費や市税収入は減少するものと思いますが、基本的には市の財政の再建、そして健全化が最優先課題であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、OBCの滞納額でありますけれども、個別企業の納税額につきましては答弁を差し控えさせていただきますが、今年の第1回臨時会でも話しましたが、OBCに対しましては、税務担当者を含め定期的に協議を行うとともに、納入計画書などの提出を求め、経営状況を逐次把握しながら鋭意対応に努めております。また、市税全体の収入未済額は、いわゆる滞納額ですけれども、平成16年度決算で約28億円と大きな額となっており、本市財政を圧迫し、今日の財政赤字の一因となっているとの認識は持っておりますので、今後とも収納率の向上に向けた取組を粘り強く行ってまいりたいと考えております。

次に、三位一体の改革でありますけれども、まず11月末に決着しました平成18年度の三位一体の改革が本市の新年度予算に与える影響でありますけれども、今回、生活保護費の負担率削減は見送られましたが、児童手当、児童扶養手当の負担率が引き下げられました。この地方負担分が都道府県と市町村でどのような配分になるのか、また、税源移譲の都道府県と市町村への配分がどうなるのか、さらにはそ

他の補助負担金の削減がどうなっているのか、その詳細は今後の国の予算編成の中で決まってくるものと聞いておりますので、現時点では影響をお示しすることはできる状況にはありません。

また、三位一体の改革のこれまでの本市への影響でありますけれども、改革前の平成15年度と平成17年度を比較しますと、国庫補助負担金の削減額は約6億8,100万円、所得譲与税による歳入増は約5億3,000万円、交付税と臨時財政対策債の削減額は約18億2,500万円となっており、合計では約19億7,600万円の収支悪化の要因と試算しております。

次に、三位一体改革の第1期分は、今回、一応の決着を見たわけですが、全体としては一部地方の意見が取り入れられたものの、地方案の採用率は義務教育費を除きますと12パーセント台にとどまり、単に国の負担率を引き下げたものも多く、この改革の趣旨から考えて満足する内容とは言いがたいと感じており、地方の負担増については地方交付税制度を通じて確実に保障すべきものと考えております。

次に、財政再建推進プラン実施計画でありますけれども、現時点では平成18年度の歳入が未確定であること、また、平成19年度以降の歳入においても、三位一体改革の第2期改革の動向が不透明であることなどから、必要とする改善額を算定できないことを御理解いただきたいと思っております。三位一体改革の第2期改革は、引き続き進めていかなければならない重要な課題であります。第1期改革の経緯を見ますと、結果として地方にとって非常に厳しい状況となったわけですが、かねてから申し上げており、真に地方が自立するための改革でなければなりません。第2期改革に当たりましては、地方六団体内部での十分な議論を重ね、国民の理解と協力を得られる案をできるだけ早い時期にまとめて、一致団結して国との協議を進めていかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、これらの状況を踏まえ、今後策定する実施計画では、職員数の削減などによる人件費の総額抑制や業務委託の推進による経費節減のほか、事務事業のさらなる見直しなど徹底したコスト削減を行い、財政再建への道筋を示していきたいと考えております。

次に、公務員給与をはじめとした賃金の引下げや国民負担の増は行うべきではないという御指摘でありますけれども、今後、我が国は、国・地方とも非常に大きな公債費の負担を抱え、人口が減少する中で少子高齢化が進むという、これまでにない時代を迎えることとなります。そのような状況で社会保障制度全般について将来を見据えてどうしていくのか、税と受益者、世代間でどう負担するかが極めて重要な問題であるとは考えております。国・地方を問わず財政健全化の目的は、今後さらに厳しさを増すことが予想されます財政状況の中で、安定的に持続可能な行政運営ができる財政体質をつくることでもあります。本市においても、財政再建団体への転落を避けるためには、あらゆる事務事業の再点検をし、徹底した見直しを行わなければなりません。そのために一定程度職員や市民の皆様にも負担をお願いいたしますが、本市財政の窮状を機会あるたびにお知らせをし、訴えてきておりますので、職員や市民の皆様にも現状は理解されてきているものと感じております。今後は、最小の経費で最大の効果の原則を再認識して、業務の効率化による職員数のあり方、市が行う施策の方向性や地方行政サービスの範囲と負担のあり方などをいま一度見直していく必要があるものと考えております。

次に、石狩湾新港について何点かお尋ねがございました。

まず、石狩湾新港の財政構造でありますけれども、港湾の使用料や手数料については、港湾の公共性、公益性に配慮した料金設定がなされているため、ほとんどの港湾がこれら自主財源のみで管理経費と投資的経費を賄うことが極めて困難な財政構造にあります。管理組合につきましても、施設整備も概成しつつある中であっては、今後、少なくとも管理経費につきましても、できるだけ早期に自主財源で賄えるよう、事務事業の徹底した効率化による経費の削減と港湾の利用促進を図るべく、全力を挙げて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、平成16年度決算が今後の財政構造の兆候を示すものとの御指摘でありますけれども、基本的には港湾は長期的な視点で経営される性格にありまして、財政構造も建設途上においては投資的経費に関する科目の構成比が高く、その後、次第に低下していくものが一般的な傾向と思われまゝです。新港につきましても、今後、短期的に大規模な投資が考えにくいことや、公債費のピークが平成19年度となる見込みと聞いておりますので、引き続き自主財源の増加に努めることにより、財政構造の改善につながっていくものと考えております。

次に、石狩湾新港の現状認識と今後の見通しと対策でありますけれども、新港の貨物量は近年の厳しい経済情勢の中にあつては、比較的順調に推移してきたものと考えますが、ここ一、二年は伸び悩んでいる状況にあります。今後、西地区のマイナス14メートルパースの供用により、新たにチップの取扱いが開始されるとともに、中央地区に石油タンクの増設が予定されており、また、樽川地区において低温倉庫1棟が増設中であることから、港湾貨物量の増加が見込まれるものと考えております。これらによりまして自主財源の増加も期待されておりますが、歳入に占める割合を根本的に変えるまでには時間を要するものと考えております。また、公債費につきましても、現在のところ平成19年度をピークに減少に転ずると聞いておりますので、今後、徐々に母体負担の軽減につながるものと考えております。

次に、新港の計画でありますけれども、新港は産業・物流の太平洋側への一極集中に対抗し、道央日本海側の活性化を図ることを目的とした地域開発の基盤施設として整備されてきたもので、社会経済情勢に応じた計画の見直しを行いながら、港湾として必要な一定程度の先行投資も含めて整備されてまいりました。今後につきましては、整備中の岸壁も含め、既存施設の効率的な利用に重点を置いて、より一層投資効果が上がるよう努めることが必要だと思っております。

次に、新港の港名の問題でありますけれども、まず、このたびの石狩湾新港振興会の決定は、行政とは別の立場で民間独自に選択したものと聞いております。また、物流ルートは港名のみで決定されるような単純なものではなく、このたびの件をもって直ちに貨物が増加するとは思いませんが、知名度向上のための営業戦略として判断したものであろうと考えております。なお、港名変更につきましては、現在、母体間の論議となっておりませんし、管理組合設立までの経緯や行政手続上のさまざまな課題もあり、さらには港湾関係者に限らず広く意見を聞かなければならない性格のものであると認識しております。

次に、通称「札幌港」でポートセールスを行った場合の貨物の増加見込みでありますけれども、石狩湾新港振興会がどれだけの貨物の増加を見込んでいるかは承知いたしておりません。また、小樽港への影響につきましては、物流が港名変更で変わるほど単純なものではないと考えておりますので、このたびの件をもって小樽港に影響が及ぶとは考えておりません。

次に、通称名の使用が港名変更へ向けて外堀を埋められるのではないかと御指摘でありますけれども、港名変更は行政間の問題であり、一民間団体の考え方で決まるほど単純なものではありません。また、小樽港につきましては、従来どおり官民挙げて積極的なポートセールスに努め、今後とも地域の発展に重要な役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、港名問題に対する今後の姿勢でありますけれども、新港の港名変更には行政上多くの課題があると考えており、また、さまざまな立場から広範な意見を聞く必要があると考えておりますので、今後とも特定の意見に左右されることなく、慎重かつ冷静に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、新病院の建設場所について何点か御質問がありましたけれども、まず公約であります新病院建設に向けてどう進めてきたかについてでありますけれども、私は、かつて病院会計健全化計画策定委員会の委員でありましたが、その中でこのままでは病院会計のみならず一般会計までもが大変なことにな

るとの危機感を持ちましたし、一方では老朽化した両病院の建替えを望む市民の皆さんの声も強かったことから、新病院の建設を公約の一つに掲げ取り組んできたところであります。病院新築につきましては、現在、病院会計は、40億円を超える累積赤字を抱えており、その扱いをどうするのかという大きな課題がありましたので、まず病院会計の単年度収支を黒字に転換することを最優先にし、経営の健全化に努めることといたしました。また、新病院の方向性をどう出していくのか、規模や機能などをどうすべきなのかという問題につきましては、広く医療関係者や市民の皆さんの声を聞こうということで懇話会を設置して協議をしてもらうことにいたしました。その後、懇話会の提言を踏まえて両病院で協議してもらい、整備方針をつくり、さらに市民アンケートなども実施しながら、平成15年6月に基本構想を策定したところであります。

次に、建設場所につきましては、早く決めたいとの思いがありましたので、幾つか候補を挙げて内部検討はしてきており、その中で住吉中学校跡への量徳小学校の移転が可能かどうかの検討なども行ってまいりましたが、特定に至らない状況でありました。しかし、基本構想が策定され、新病院の規模・機能の概要が決まりましたので、建設可能な土地といたしまして、それぞれ課題はありましたけれども、現市立病院と量徳小学校とを合わせた敷地と築港地区の土地の2か所を選定したわけでありました。一方、現在の両市立病院は、老朽化に加え医師確保の面などからも、このままでは診療機能を維持できない状況が考えられること、また、それに伴う収支の悪化は市の財政再建にも大きな影響を及ぼすことなどから、早い時期での新築・統合が必要な状況であります。そういった中で関係者の理解が得られませんでしたので、小学校の適正配置計画が見送られ、現在地を含めた量徳小学校の敷地での建替えができなくなりましたので、もう一方の候補地であります築港地区での検討を早急に始めたところであります。当初、公約として掲げたときと比べまして、財政状況や医療を取り巻く環境も変化してきておりますので、基本構想の見直しも行き、事業費の圧縮や救急医療体制の修正なども行ってきております。今後もさらに事業費の圧縮などに努めていかなければなりませんし、まだまだ課題もありますが、新病院の必要性については何ら変わることがないと考えておりますので、一日も早い建設に向けて努力をしていきたいと考えております。

次に、住吉中学校跡地の利用についてでありますけれども、量徳小学校の住吉中学校移転につきましては、庁内において慎重に検討いたしました。住吉中学校は中学校でありますので、中学校仕様の校舎の構造でありましたし、グラウンドの面積などの関係などから、小学校としての利活用は適当でない判断し、また、龍谷学園からの譲渡希望もあり、地域の皆さんの了解をいただく中で同学園への譲渡を決定したものであります。

次に、築港地区での病院建設をする場合の土地取得費でありますけれども、候補地を2か所に絞った際には、それぞれ課題がございましたので、築港地区については土地所有者の理解を得ることや土地取得費が必要となることを踏まえて検討しております。現在、新病院を建設するために必要な敷地の検討などを行っておりますが、土地取得費も起債の対象となり、今後は土地取得費を総事業費に含めた収支計画の作成なども行っていく必要があるものと考えております。

次に、建設場所を築港地区とした理由でありますけれども、新市立病院の建設につきましては、面積や交通アクセスなどの要件から、現市立小樽病院と量徳小学校とを合わせた敷地と築港地区でJR北海道などが所有する未利用地の2か所を候補地として挙げておりました。私といたしましては、現在地を含めた量徳小学校の敷地での建設という思いはありましたけれども、量徳小学校につきましては小樽市小学校適正配置計画（案）における対象校となっておりましたので、その推移を見守っていたところであります。しかし、本年9月に小学校適正配置計画の策定が見送られたことから、現在地を含めた量徳

小学校の敷地での建設を断念せざるを得なくなりましたので、もう一方の候補地である築港地区での建設に向けて、具体的な検討を進めることとしたところであります。

次に、説明会の出席でありますけれども、新病院建設地の検討と小学校適正配置計画は同時期に進められた課題であります。しかし、適正配置計画は、小学校の教育環境改善を目的としたものであり、病院敷地を確保するために進めたものではありません。量徳小学校敷地を含めた現在地での建設は、あくまで適正配置計画への市民の皆さんの理解が前提であることはたびたび申し上げてまいりました。また、量徳小学校での説明会で、新病院建設について市長に質問したいとの御意見もありましたので、話し合いについてはいつでも応じることを出席していた担当者からお答えをしておりますけれども、残念ながら要請はありませんでした。

次に、築港地区に新病院を建設する必要があるのかどうかでありますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、病院の新築・統合は、両病院の老朽化、二つの病院を抱えていることの非効率性などの課題を解決するため、早急に進めていく必要があると考えております。また、建設敷地は3万平方メートルという広い土地が必要であることから、築港地区を候補地の一つとしたもので、交通アクセスなどを考慮しますと、他に適地はないものと考えております。

次に、築港地区の未利用地についてでありますけれども、本年9月22日、築港地区の未利用地の有効活用を検討し、同地区の土地利用計画を策定することを目的に、小樽市築港地区土地利用促進プロジェクト委員会を設置し、現在、土地利用計画案の策定に向け検討を進めているところであります。再開発地区計画の変更についてですが、現在、多目的交流商業地区となっている未利用地約4ヘクタールについて検討しているところであります。

次に、築港地区のエネルギー供給でありますけれども、現在、電気はウイングベイ小樽の建物への供給であり、熱エネルギーについては土地区画整理事業上の街区2と街区3の熱供給区域内での供給となっております。同地区の未利用地内での新病院建設については、再開発地区計画の土地利用の基本方針の変更や港湾計画の土地利用計画の変更を検討している段階であり、早急に課題を解決して一日も早く新病院建設をしたいと考えております。なお、エネルギー供給については、まだ検討を行っておりませんので、御理解願いたいと思います。

議長（中畑恒雄） 議案第24号及び第25号提出者の答弁を求めます。

まず最初に、議案第24号、答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）

2番（森井秀明議員） 提案者を代表し、共産党北野議員の代表質問にお答えします。「両議案とも市財政の困難を議員定数削減の基本にされております」と一言触れられていますが、私たちの提案説明においては、議員定数削減の理由について財政難を背景にして議員定数削減を提案しているわけではありません。ですので、提案説明に即した形でお答えしたいと思います。

小樽市の財政難の原因をどのようにとらえておられるかということについてですが、それについては、それぞれの見解を持たれているかと思いますが、今お話ししたように議員定数削減の理由を財政難として提案はしておりませんので、別な機会にお話ができたらと思います。北野議員が語る語られていることを前提にしての議員定数削減案ではありません。

地方自治法第91条に関連して説明をということですが、1999年5月に成立した地方分権一括法により地方自治法が改正されました。その中で、地方議会の議員定数が法定定数から条例定数に改正されまし

た。この条例定数制は、地方分権の推進に対応するよう地方自治の自主性、自立性を高めるために、地方自治体、議会がみずから条例により定められるようになったものです。ですから、今議会のように、みずから何人にすべきかという話し合いが行われている根拠とも言えると思っております。また、下限は決められていないからこそ、28という数字は一つの選択肢として考えられるわけです。

下限が決められていないからいくらかでも少なくできるのかという御質問ですが、そのような見解は持っておりません。人口14万人を切るほどに人口減が続いている小樽において、28という数字は先を見据えた重要な人数だと思えます。

財政再建推進プラン実施計画に即してのお話で質問をされていますが、提案説明の中では、議会と市民負担の軽減を述べているので、財政再建推進プランとの関係についてお答えすることはできません。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第25号の提出者から答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 大竹秀文議員。

（23番 大竹秀文議員登壇）

23番（大竹秀文議員） 北野議員の質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の財政難の原因についてであります。行政とは市民の生活環境や地域の経済活動がよりよいものになるよう企画し、議会の議決を経て市民サービスを行うものであると考えております。今までも限られた財源の中、多岐にわたる市民要望にこたえるべく企画し、我々議会も議決をしながら推進してきたところでありますが、バブル経済が破たんし、予想を超える経済基盤の急激な変化が大きな要因だと思います。個人であればお金のないときはパン1個と水だけで飢えをしのぎ、明日への希望に向け、ここ一番我慢することも可能かもしれませんが、行政は市民の生活を守らなければならないという大義があるため、急激な変化を市民に強いることができません。その結果、歳入が実質的に減少する中、歳出を減らすことができず、財政難に陥ってしまったものだと思います。

次に、三位一体改革に関連してですが、地方税、地方交付税、国庫補助負担金をこれまでの中央集権的な財政構造から、分権社会にふさわしい財政構造へ転換するために、それぞれを連動させて改革することが本来的な意味ですが、現時点ではどのように税源移譲がされるのが決定されておられないので、判断できません。我々が提出した議員定数削減案では、地方独自ですべきことは地方で行うという観点からでございます。

また、これからの小樽市財政ですが、原因は多岐にわたっているのが現実で、過去の反省は当然ですが、金がなくても知恵を使い、政治、行政水準の質上昇への転換を改めて考える必要があると思われま

す。いずれにしても、小樽市という地方自治体を民営化するわけにはまいりませんので、これから5年、10年、20年先の政策、制度を、市民、職員、市民団体、議会がお互いに責任ある参加と手続で協働してつくる必要があると思われま

す。次に、財政再建推進プランの実施計画についてですが、2000年、地方分権法が国によって示され、地方の時代と言われてはおりますが、見方によっては、地方は地方で責任を持つと言っているようでもあります。これに三位一体の改革が加わり、さらに地方独自の責任が増してくるよう思われます。戦後の40年目にバブルの崩壊を体験し、全国的に右肩下がりの暗い経済状況の中、20年が経過し、国と地方の関係が今までになかった状況に変化してしまいました。このような中で、地方自治体が生き延びるためにしなければならない条件としては、その自治体独自の際立った特色、特異性を持ちながら発展する地域社会を構築しなければなりません。このために特区構想というもの法制化されましたが、これから

は、よそをあまり当てにできない、地方は地方独自で完結する地域社会を構築していかなければならなくなると思われます。そのためには、個人が破たんするようなことがないように、お互いに負担し助け合っていく小樽独自の市民・市職員参加型のルールづくりの場が必要になります。限られた少ない財源しか予想できない現在、そのような場で個人エゴに偏らない市民負担の問題も解決できるものだと私は思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 再質問させていただきます。

最初に、市長にお尋ねします。

たくさんの方がありますが、予算特別委員会で多くはやりたいと思うのですが、市長が答弁された中で、平成16年度の決算で市税の滞納が28億円とおっしゃいました。これはマイカルの滞納も含めて28億円なのです。だから、私が指摘したのは、マイカルだけで14億円滞納があると。市税滞納の半分がマイカルなのです。守秘義務で個々の納税額について言われたいということでしたけれども、市長は守秘義務に拘束されないのです。それは昨年春の議論ではっきりしているのです。市長自身もマスクミに、当時は1年前でしたから、マイカルの市税の滞納だけで10億円とあなたはおっしゃっているのですから、少なくともそれぐらい答えたいいいのではないですか。市長なのです。あなたは財政部長でも納税課長でもないのですから、権限を持っている市長ですからね。28億円のうち14億円もマイカルで滞納していたら、これは市民の納税意欲を損ないますよ。だから、公平に私は扱っていただきたいと思うのです。マイカルの滞納が14億円あると、それから最近少しは入ったとおっしゃっていたのですから、幾ら入ったのか教えていただけませんか。

次に、三位一体改革の名による地方財政削減というのが、小樽市には大変深刻な打撃を与えている。市長の答弁でも、平成15年度と平成17年度の比較で、差引き19億円以上減額されているのです。これは市長自身も答弁の中で、そういうニュアンスで答弁されておられましたけれども、三位一体改革なんてものではないですよ。単なる地方財政削減ですよ。これは後で議員提案の方にも、自民党と公明党の政権党ですからね、このことについてはそちらにお聞きします。この三位一体改革の名による19億円もの減額が小樽市の歳入を狂わせ、市民負担の大きな要因になっているということなのです。先ほど提出者の答弁で、財政問題については提案理由で触れていないと、私もそれはよく見ました。けれども、市民負担とおっしゃるのです。市民負担があるから議員の数も減らせと、こういう話なのです。この市民負担というのは、このように三位一体改革の名による19億円からの小樽市へのお金が削られてきていると、ここが直接的なきっかけになっているのではないですか。ここをはっきりさせないで市民の負担の問題について、財政は何でもないのに、健全なのに市民負担をかぶせるということになったら、市長というのはとんでもない人だということになりますよ。市長だっておもしろくないのではないですか、今の答弁を聞いていて。おかしな話でしょう。これは三位一体改革で税源移譲がほとんどなされないわけでしょう。税源移譲というけれども、今のところは譲与税ですからね。だから、ここのは、大変問題なので、もう一度小樽市の財政の困難さのすべてとは言いませんが、大きな原因は政府の地方財政切捨てにあるということだけは、はっきりしているのではないのでしょうか。

それから、もう一度はっきりお答えいただきたいのですが、新年度予算編成後、推進プランの実施計画を示すということになっています。しかし、数字を示しても、平成19年から谷垣財務大臣は3兆円削るといふふうにおっしゃっているのです。そうしたら、小樽市に換算すれば、また15億円削るといふことになるのです。そうしたら、推進プランで来年早々、実施計画案の中にいろいろな歳入、収入がこれ

だけ入ってきますという数字を並べても、1年でその計画は成り立たなくなるということになるのではないですか。そのことについてもう一度お答えください。

次に石狩湾新港の財政の問題についてお聞きします。

一つは、市長は石狩湾新港というのは太平洋側に対抗し、日本海側の拠点としてうんぬんの話がありました。いつも思うのですけれども、当時そういう位置づけで石狩湾新港をつくるというふうになったら、これは大変だということになっていたのですから、小樽港で間に合っていたのではないですか。なぜ小樽港を日本海側の拠点に位置づけなかったのか。確かに市長は、そのときまだ役所にはいたけれども発言する立場にはなかったかもしれません。しかし、日本海側の拠点に小樽港を位置づけていれば、こんなことにはならなかったのですよ。それなのに、小樽港の貨物を奪っていつている石狩湾新港の位置づけを北海道開発局と同じような意味合いで位置づけるというのは、果たして小樽市長の答弁としていかなものかと思うのですが、お答えください。

次に、石狩湾新港の財政の問題で指摘をしたら、深さ14メートルの岸壁ができるとか、中央地区に石油タンクが増設されるとか、小樽側の地域に低温冷蔵庫ができるから貨物が増えてくると言いますが、市長自身が別な答弁でおっしゃっていたように、石狩湾新港を札幌港としてポートセールスを行ったってどのくらい貨物が増えるかわからないと、疑問をあなた自身が出しているわけでしょう。だから、14メートルバースができて、これに要する費用が337億円です。それから、24億円かけてベルト・コンベヤなどの機械もつくってやる。それも全部借金ですよ。だから、そこでチップだろうと石炭だろうと、深さ14メートルの岸壁に大型船が入ってきてペイするのかと。しないですよ。私が聞いたら、深さ14メートルの水深を必要とする船ですから5万トンクラス、苫小牧に入っているのを聞いたら、石炭だけははっきりしていますけれども、47万トンですから。船は1年間に二、三隻しか来ないのです。14メートルバースからの収入というのは、使用料、入港料、自主財源を計算してもらったら年間2,000万円にもならないのです。これで借金なんて返していけませんよ。全部管理者の負担、小樽市の負担になるということです。

だから、あわせてお答えいただきたいのですが、私どもは石狩湾新港は必要ないと。小樽港を抜本的に整備すれば小樽1港で間に合うというふうには言っていました。1960年のときの小樽港の一般貨物の取扱量、現在の石狩湾新港と小樽港を合わせた一般貨物の合計は幾らになるか、あわせてお答えください。

それから次、市立病院の建設場所についてであります。

量徳小学校と現在の樽病の用地を合わせて2万3,000平方メートル、これで検討していたものをJRの未利用地で活用するということになったら、突然3万平方メートルというふうに、どういうわけか、7,000平方メートルも市長答弁は広がっているのです。

それから、公約実現に向けて市長は答弁にあったような努力をしてきたということですが、市民の皆さんが納得いかないというのは、平成14年6月の代表質問で、我が党は廃校にした住吉中学校跡に量徳小学校を移して、量徳小学校跡地と現在の樽病のところを建てた方がいいのではないかと。土地代がかからないのですから。それを4日後にお断りしますということをして、2億円で双葉高校に売り払ってしまったのでしょう。それから、後で病院の基本構想という、こんな分厚いのが出てきたのです。この中で市長自身が市立病院調査特別委員会で、平成15年の市立病院調査特別委員会です、ここでまた量徳小学校跡地を含む現在地ということ候補の一つに挙げているのです。一回だめだと言って双葉高校に売り払っておいて、量徳小学校はまだ確かにあります。壊すのに2億円以上かかるなんてごちゃごちゃ言っていて、またどうしてそういう計画にしたのですか。だから、私は、市長が病院の公約実現の上で、長期の見通しを持ってやっていかなかったと、だからこういうことになったのではないかとい

うふうに思うのです。それをいろいろ理由をつけて違うのだと説明するから、だからそれを聞いた市民は、そうしたら市長は初めからマイカルへ病院を持っていくつもりでいたからではないかと、そういうふうに受け取るのが普通ではないですか。しかも財政難のときに、小樽市の土地ですよ、現在地にしても、量徳小学校にしても。わざわざ12億円から15億円の土地代だけでかかるのに、なぜそっちへ持っていかなければならないのだと。財政難で負担を強いられている市民の納得なんて得られないということを指摘し、改めて答弁を求めます。

それから、旧住吉中学校は、中学生用の仕様だから小学校としては不適だと。確かにそうです。でも、グラウンドのことをおっしゃいますけれども、グラウンドは平成14年3月29日の文部科学省令「小学校設置基準」で、別表で改めて生徒の数に応じてグラウンドの数、こういうふうな広さにした方がいいというのは、平成14年3月に出たのです。しかし、その省令の中でも、地域の事情とかその他で、条件が満たされていなくてもいいですよということになっているのです。

教育委員会に参考までお答えいただきたいのですが、現在の小中学校のグラウンドの設置基準の別表に照らして、グラウンドが狭い学校、どこどこありますか、参考までにお答えください。

私が言いたいのは、こういう理由にはしているけれども、今指摘したように、確かに現在の量徳小学校を住吉中学校に移せばグラウンドは狭いですよ、しかし、それでも地域の実情で認められるのですから。いくらでも狭い学校はあるでしょう。豊倉小学校は別としてですよ。だから、それを理由にするのはおかしいということをお願いしたいのです。お金がかかるからって、6億7,000万円かかるからって量徳小学校の方を移すのをやめて、そして結局築港の方へ行って土地代だけで12億円も15億円もかかると、こんな話というのは市民の納得なんか絶対得られません。

それから、次ですが、議員定数の問題で伺います。

先ほども指摘しましたけれども、市民負担が出ているから、議員も定数を削った方がいいというのは論理としてはわかります。しかし、その市民負担はなぜ出てきたかといえば、市財政の困難が原因ではないですか。市民負担が全然関係なく、ぼっと出たのではないですよ。財政が苦しいから市民負担が出ているのです。だから、これまでの市議会の検討会議やなんかでも、やはり財政が苦しいということを経験しての議論だったのですよ、平成会の皆さんも、公明党の皆さんも。我々も財政の困難があるということは認めているわけですから。ですから、市民負担だけ抜き出して、提案理由に財政問題は触れていないから、私の聞いたことには答えなくてよろしいというのは、どうでしょうか。

それから、自民党と公明党の方に伺いますが、るる市長への質問で指摘したように、現在も三位一体改革の名による小樽市への政府の財政削減、これはまことに深刻な打撃を当市の財政に与えているのです。大竹議員のは、何か削られるのは人為的でない自然現象のように受け取れるのです、あなたの答弁を聞いていたら。これは小泉内閣、自民党、公明党の三位一体改革の名による削減なのですよ。だから、こういう政府のやり方をまたやると言っているのですから、そんなことを許していたら小樽市の財政が成り立たなくなるから、市長がおっしゃるように、こういうやり方をやめさせるという運動を、市議会挙げて展開していくことが必要ではないかと思うのです。政権党の自民党と公明党の見解をお聞かせいただきたいということです。

それから、人口1人当たりの議員数の問題で、地方自治法第91条との関連でお答えをいただきました。ここで改めて繰り返しませんけれども、小樽市は現在、10月1日の国勢調査の結果、14万2,000人余りです。これは提出者は資料で皆さん知っているとおりですね。10万以上20万未満の市は、議員定数34人を超えてはならないという人口区分を前提にした上限が定められているというのが現在の地方自治法です。その1ランク下は幾らかといえば、人口5万以上10万未満の市が30人、これを上限としてこれを超

えてはならないとなっているのです。20万以上30万未満の市は38人になっています。

それで、提出者に伺いますが、この区分について、上限については我が党は条例で議員定数を定めることができるということで十分だという主張だったのですよ、森井議員。けれども、我が党の提案は入れられないで、この区分が入れられたのですよ。わかりますか。我が党は、条例で議員定数を定めることができると、これだけで十分だという主張だったのです。ところが、上限を含む区分を入れたのは日本共産党以外の人ですよ。これは、国会の議論で明らかです。だから、自民党とか公明党、それから平成会は国政選挙でどなたを支持して戦ったかは文書ではわかりません。しかし、民主党の小選挙区の候補者は、街頭演説で「平成会の大橋一弘さんも応援に来ていただいています」という紹介をしていましたから、国会で大橋議員の押した方々もこういう区分を導入することを賛成しているというふうに、私は理解しているのです。日本共産党以外は全部こういう上限を含む区分を入れたのですよ。

そうすると、法では何と書いてあるか。「市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない」と、こう書いてあるのです。だから、下限については書いていません。しかし、常識的に考えれば、もう法律でこういう区分を、そのほかにまだ町村とか何かずっとあるのです、都道府県も。けれども、小樽市の属する人口10万以上20万未満までの市というのは、31人から34人、これが選択肢ではないか。それから、1ランク下の5万以上10万未満の市というのは、27人以上30人まで。だから、1ランク下の方に、自民党提案の30人も1ランク下のところの上限なのです。議案第24号の方は、それをさらに割り込んで28人なのですよ。こういうことをやったら、答弁で下限が書いていないから28人ぐらいは許されるだろうといたら、際限なく減らしていった構わないということなのです。そういうことをあなたは答弁でおっしゃったのですよ。際限なくということではないとはお断りしましたけれども。だから、どう考えても、みずからつくった法律の人口区分を前提にした市町村の区分に反する、それをさらに下回る数というのはどうなのでしょうということでお答えいただきたいのが一つ。

もう一つお答えいただきたいのは、現在、小樽市は14万2,000人です。選択肢は31人から34人と考えれば、現在の32人というのは真ん中だから、今が一番適切でないかと思うのです。10万から20万の間で選択肢が31人から34人とすれば、今の32人というのが一番適切でないですか。そうは考えないかと、このことについてお答えいただきたい。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたしますけれども、最初、守秘義務の関係ですけれども、以前に菊地議員にもお答えしましたけれども、滞納者の名前とか金額について、市長は守秘義務がないからいつでもしゃべられるのだということではないということで、ケース・バイ・ケースでお答えをさせてもらいたいと思っています。

それから、三位一体の改革ですけれども、交付税の削減というのは小樽市だけではなくて全国的に削減されたわけですし、小樽市の影響額が非常に大きかったということですので、今回の三位一体の改革の決着を見ていると、さっきも言いましたけれども、地方案があまり取り入れられていない、少ないと。どっちかという、国の財政再建のために地方へ転嫁した部分もあるのではないかと。これは全国市長会でもそういう見解を出しておりますので、そういう認識であります。平成16年度に削減された交付税の額、これが一番大きく響いているわけですね。それが全国的に問題になって、当時の大臣が18年度も17億円を確保しますという話になったのだらうと思いますけれども、そのような状況です。

それから、推進プランの作成については、確かに入りがわからないと明確なものはつくれないのは事実ですので、ですから一定の条件をつけた中で、こういう条件の下ではこういう姿になりますと、そういうものを示したいと、そういうことですので、御理解願いたいと思います。

それから、石狩湾新港の問題ですけれども、小樽港は天然の良港ですばらしい港なのですけれども、ただ一つ大きな欠陥があるのは後背地がないという、そのこと1点なのだろうと思うのですけれども、残念ながらそんなことで、先ほど申し上げましたけれども、太平洋側の港に対して何とか日本海側でばん回しようというような趣旨で石狩湾新港の計画が出されたものでございますから、それはそういうことでひとつ御理解を願いたいと思います。

それから、「札幌港」で港名を変えて貨物が増えるかということですが、これはさっき言ったとおり、そういうことはないというふうに私は思っていますから。ただ、先ほどもお話、御指摘がありましたけれども、いわゆる自主財源が少ないのではないかという話がありましたので、例えばチップ船が入ったり、石油が入ったり、そしてまた、低温倉庫ができることによって貨物量も増えますでしょうし、あるいはまた、港湾の使用料・手数料も増えていこうと、そういう趣旨でお答えをしたところでございます。

それから、小樽港と石狩湾新港の貨物量については、港湾部長から説明いたします。

それから、病院の面積ですけれども、3万平方メートルというのは、あくまでもこれは基本構想の中の最大値といいますが、そういう数値でございまして、これから計画する前に3万平方メートルが必要なのかどうか、これは十分検討していかなければならないと、お金のかかる問題ですから必要最小限の面積になるだろうというふうに思っています。

(「2万3,000でよかったのだよね」と呼ぶ者あり)

2万3,000平方メートルがいいかどうかはわかりません、適当かどうかはわかりません。

それから、市長が長期の見通しを持っていないから、こうなったのだという話をしましたけれども、私も理想的には現在地と量徳小学校の跡地が先だと思っていたのです。けれども、適正配置計画で皆さん方が量徳小学校を残せ、残せと、こういう強い意向が出たものですから、教育委員会としては学校を残さざるを得ないと。したがって病院は不可能だと。

(発言する者あり)

それは私の方から言ったのです。2か所を提出していたのですから。それで、残念ながら2万平方メートル以上3万平方メートル近い面積はどこにあるかという、今はあそこにしかないですよという。それで、第2の候補地としてそこへ、以前から選定していましたから。それで、そちらの方で検討するというところでございます。

それから、住吉中学校も、これは検討させてもらいました。当時の教育長ともいろいろ話しまして、やはり小学校の体育館が4階にあるというのは致命的な問題ですよ。ですから、そういったこともあつるし、老朽化もしているしということで、住吉中学校は非常に、グラウンドの問題もありましたけれども、やはり何といても中学校仕様の学校だと、このことが一番の問題点だというふうに思っていますので、御理解を願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(本間達郎) 北野議員の再質問にお答えいたします。

1960年当時の小樽港の貨物量でございますけれども、当時の一般貨物量としましては485万7,000トンと認識しております。

それから、現在の貨物量ですけれども、平成16年度の実績でいきますと、小樽港の一般貨物量が139万7,000トン、それから石狩湾新港の一般貨物が329万1,000トン、合計いたしまして468万8,000トン、そのような数字になってございます。

議長（中畑恒雄） 北野議員に申し上げますけれども、先ほどグラウンドの問題で住吉中学校の話をしてきましたよね。けれども、今日の代表質問には各校のグラウンドの問題については全然触れられておりませんでしたので、本旨からちょっと外れて、教育委員会としてはわかるでしょうけれども。

22番（北野義紀議員） 答弁でグラウンドが狭いと言い出したのは市長なのです。だから、私はグラウンドの話は教育長に。

議長（中畑恒雄） 教育長でなくて市長が答弁していいのでしょうか。教育長に聞くのですか。

22番（北野義紀議員） いやいや、市長に聞いても、教育委員会が押さえている資料でお答えいただくことはできないと思うから、参考までに教育委員会が市長の答弁を補足する形でグラウンドのことについて答えていただくのが適切だと思ったから、教育委員会を指したのですよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 北野議員の再質問にお答えいたします。

グラウンドの広さについてでございますが、学校ごとのグラウンドの面積の一覧表は私ども作成してございますが、児童数との絡みで広いか狭いかという詳細な資料は持ち合わせておりませんので、お答えすることができないような状態にございますので、お許しいただければと思います。

議長（中畑恒雄） 他委員会で聞いてください。

それでは、議案第24号について、佐藤利幸議員。

32番（佐藤利幸議員） 私の方から代表してお答えをしたいと思います。

まず、91条の件ですけれども、この件に関しましては、先ほど森井議員の方から言いましたけれども、平成11年に大きく変わっているのですね。いわゆる法定定数から条例定数になったということで、地方の自主性を生かすのだということで、地方で決めなさい、ただし上限は10万から20万は34ですよと、これを超えてはいけなと。下の方はおのおの議員の良識で決めなさい、こうなっているのですよ。

（「そんな条項ないはずですよ」と呼ぶ者あり）

いやいや、あなたの言ったように、確かに共産党は反対したかもしれない、それは残念かもしれないけれども、法で決まったものは仕方ない。

（「それについては触れられていない」と呼ぶ者あり）

だから、31から34というやつは、私は理解できます。

それから、どこまで、そうしたら下がっていいのかとか、そんなゼロになってもいいのかみたいな話がありますけれども、北野議員、これは知っていて言っているのでしょうか。まさか知らないなんてね。

（「聞いていることに答えてください」と呼ぶ者あり）

これは89条との関係ですから、89条の関係。ねえ、古沢議員、詳しいでしょう。90条は、都道府県の定数を決める。

（「91条は、市町村ですよ」と呼ぶ者あり）

そうです。それで、89条は何て書いていますか。市町村には議会を置かなければいけないと書いてあるのです。議会をやるためにゼロなんてことはないでしょう。2名3名もないでしょう。5名6名もないのですよ。

（「聞いてもいないことを言ったかのように言うのはやめてください」

と呼ぶ者あり)

さっき聞いていたのでしょうか。ねえ。

(「聞いていることに答えてください。それはひぼう中傷というのですよ」と呼ぶ者あり)

だから、議員の良識を訴えているのです、ここは。これが91条です。

次、財政の問題だとか三位一体の問題、一切書いてありません。書いていないことに答える必要は全くありません。北野議員、あなた言っているでしょう、こうやって。平成14年4月2日、佐野議員に対して、「だから、1回目の最初の質問ですからね。何が本題かということについては、私は提案理由が一番の基本になるから、一つずつ聞いていきたいと思っているのですよ」と。あなたは提案理由が一番の基本だと知っているのでしょうか。それを外れて質問をしていただいても、私どもは答えるつもりはありません。

以上です。

(「外れていないでしょう」と呼ぶ者あり)

外れています。

議長(中畑恒雄) 次に、第25号、大竹秀文議員。

23番(大竹秀文議員) 三位一体についての再質問であったと思いますが、私の方で述べておりますのは、これにつきましては税源移譲の問題で、これもまだ決定されていないということで判断できないというような答弁をさせていただきました。それと同時に、今回の定数削減案ということにつきましては、これはこういうものに関連する、しないわけではないけれども、直接関連するものではなくてという形の中で今回提案したつもりでございます。

それと、あと収入が減るというようなことで、これについてもあまり言う必要もないのかもしれませんが、基本的な問題を考えますと、財源というのは無尽蔵にあるわけではないわけでございます。そういうようなことで、負担があって初めて民主主義社会や、あるいはこれからなろうとする民主主義社会というものが成り立っていきこうと、いくのだらうということがありますので、負担がない社会があってということにはならないと思いますので、そういうことでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 市長に伺いますが、病院の問題で、小樽市小学校適正配置実施計画(案)が撤回になったというから築港だと、また答弁しているのです。私どもは、前から平成14年の第2回定例会で聞いているのです。白紙撤回になったのは、今年の9月です。2年以上前からそのことは提起していたのです。だから、市長自身がおっしゃるとおり、量徳小学校跡地と現在地でもって建て替えできれば一番いいというふうにおっしゃるなら、あなたは市長で、平成11年の市長選挙で当選されてきて、そのときの公約が病院の建替えだったのですから、時間は十分あるでしょう。どうしてそういう結論にならないのかというのが、私はわからないですね。わざわざこの財政難のときに大きな土地取得費をかけるのは納得いかないということです。

それから、議案第24号、第25号の方ですが、佐藤議員に伺いますが、私は先ほどの答弁で、皆さん方が議会の検討会議の中で財政問題がやはり大変苦しいということは、どの党も言っていたのです。それを前提にしているだらうということで、短い提案の中では財政問題に触れていないのだというふうに理解しました。しかし、提案説明の中に市民負担ということが出ているのです。これは独立して市民負担だけが出たのではなくて、市民負担が出たのは財政が苦しいから市民負担が出たのだというように

を聞いたのです。違うのですか。そのことをまず、あれこれ言わないで今のことに答えてください。

私は市民の皆さんから引き続き聞いていますが、例えばふれあいパス、昨年4月から利用者は100円を負担することになりました。そうすると、やはり3億1,600万円以上、平成16年度で利用者は負担しているのです。今回1,000円の回数券方式に切り替えられました。利用している方は、さらに減ったのです。その理由を個々に述べられておりましたが、1,000円でまず買わないと回数券を買えないわけですから、年金生活者ですから、1,000円がないのだという時期がたびたびあるというのです。だから、利用回数を制限していると、こういう苦しみを負いながらお年寄りの皆さんは生活をされているのです。こういう市民負担、市民に苦しみを与えたのは、財政が苦しいからではないですか。提案理由で言う市民負担というのは、どういうわけで市民負担が出たというふうにおっしゃりたいのですか、お答えください。

それから、91条との関係です。佐藤議員が、私はゼロだなんて話は一回もしていないのです。あなたの創作です。やはり法律で議員の定数は、全部言いませんけれども、「市町村の区分に応じ」と、こうなっているのです。それは人口を前提にしていますよね、当然。人口で区分しているのだから、区分というのは、だから、人口を前提にして区分しているのです。91条ですよ。別表でそうなっていると。だから、普通常識的に考えれば、小樽市のような人口10万以上20万未満の市というのは、選択肢は31人から34人ではないかと普通考えるのが常識的ではないかと思うのですよ。だから、聞いているのです。だから、確かに法律では下限については触れていません。それは触れる必要がなかったからですよ。これだけ詳しく人口区分ごとに上限ではあってもきちんと決めているわけですから。だから、そういうふう

に理解するのが当然ではないかと。

それから、第25号の自民党の方に伺いますが、これまでの議論で明らかなように、三位一体改革の名による地方財政切捨て、市長がおっしゃるとおり小樽ばかりでないですよ。すべての都道府県、市町村が、今、大変財政難になっているわけですから、政権党の一員として、こういう地方いじめをやめさせるために、今議会で市長にも呼びかけて、全会一致で地方交付税の二つの役割、これを守るとい

ことはじめ、地方が必要とする一般財源は確保すべきだという決議を共同提案して、小泉内閣、自民党、公明党の地方財政切捨てをやめさせる、そういう運動こそ、今、小樽市において求められているのではないかとと思いますが、お答えください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 病院の問題ですけれども、先ほど最初の経過からずっと申し上げましたので、それで御理解いただけると思うのですけれども、今から2年前に病院の候補地としては2か所に絞りましたということは説明してまいりました。これは、もう議会にも話をしましたし、それから市民の皆さんにも示したと。ちょうど同時期に適正配置計画が進められてきて、その中で量徳小学校も適正配置の対象校の一つだったということで、我々としては皆さん方の理解を得られれば量徳小学校の跡に建てられるなというふうに変心喜んでいたわけですが、先ほども申し上げたとおり、廃校はだめだという皆さん方の御意見ですから、それでやむを得ず、そういういろいろな課題というのは、最初申し上げたとおり、それぞれにメリット・デメリットがありましたけれども、2か所に絞って示し、そして最終的に第1候補地がだめになったものですから、第2に行かざるを得ないのではないかと

いうふうに思っていますので、よろしく願います。

議長（中畑恒雄） 第24号、佐藤利幸議員。

32番（佐藤利幸議員） あくまでも財政の問題という話になっていまして、財政の問題をやってし

まうと、これは。

(発言する者あり)

聞きなさい。聞きなさいって。不規則発言をやめさせてください。聞きなさいって。

財政の問題とかやってくると、例えば博物館に人が入らないのも、それから市民会館が活用されていないのも、いろいろなことを全部やったら数限りないでしょう。

(発言する者あり)

そんなことできるわけないでしょう。たぶんやりたいのでしょう、あなたは前回みたく、こじつけながら。けれども、私たちは、今回の問題は他都市との平均で。

(発言する者あり)

(「議長、注意してください」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 北野議員、今、答弁中だから、答弁を聞いてから言ってください。

はい、どうぞ、佐藤議員。

32番(佐藤利幸議員) よく読んでください。他都市との問題を比較して、小樽は0.62で高いですよ。ですから、市民負担が多いのだと。ですから、低くしなければいけないという話をしているのではないですか。これが一つですよ。

もう一つは、何でしたか、10万から20万が、地方、91条の問題かい。91条の問題は、よくわからないのですけれども、31とか32がいいのだとかという話はよくわかりません。やはり私たちは自主的にこの条例をつくって行って、一番今の人口数だとか負担だとか、そういうことに見合うような議員数にしていかなければいけないと、これが市民の意見ですよ。市民の意見を生かすのは議会なのですよ、議員なのですよ。そこのところをしっかりとわかってもらわなければ、おかしい議論になりますよ。

議長(中畑恒雄) 次、第25号、大竹秀文議員。

23番(大竹秀文議員) 先ほども三位一体の改革と地方の問題ということで答えるということだったのですけれども、最初に答えましたように、税源移譲の問題もありまして、これ多岐にわたっておりますので、判断できませんということをもまず答弁いたしました。

それと、今回の我々が提案していることは、議員定数の問題でありまして、直接的な関係がないというような判断もしておりますし、総合的な面から考えて我々としては30名ということで提案したということでございます。

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) ただいまの佐藤利幸議員の答弁ですが、私が聞いていないことをるる述べられているのです。私が聞いたのは、ただ一つです。「市民負担があるから」、そういうことを提案説明でおっしゃっているから、市民負担は何が原因ですかと、財政でないですかということを聞いたのです。それについては、かみ合った答えがありませんので、答弁させてください。

なお、佐藤議員がおっしゃった、私が聞いていない、言っていないことがいろいろありましたから、それは特別委員会でやります。聞いていることにだけお答えいただきたい。

議長(中畑恒雄) 今、議事進行でそういう話がありましたので、佐藤利幸議員。

32番(佐藤利幸議員) この議員提案の問題はちょっとおかしいと思うことは、私は議員として、同じ議員ですよ、同じ議員として、あなたは聞く権利もある、でも私は答えなければならない権利なんか、義務なんかないのですからね、そこのところをはっきりしてくださいよ。それでなかったから議員提案できないなんてことはないのですから。ただ、市民負担の件はね。

(発言する者あり)

市民負担の件は、これは全部入れてしまうとごちゃごちゃになるから、私どもは入れませんと、そのところは提案説明の中で言ってくださいと、そう言っているだけです。それが答えです。

議長(中畑恒雄) 北野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時30分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 3番、山田雅敏議員。

(3番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

3番(山田雅敏議員) 自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

まず最初に、財政問題に関連してお伺いいたします。

第4回定例会補正予算総括表では、マイナス1.8パーセントとなっており、予算編成でも各所に財政難から支出減につながる箇所が見受けられます。また、財政再建推進プランには、基本的な考え方や四つの基本方針、計画期間が示され、収支の試算や今後の取組方が表されています。17年度から21年度にかかわる5年間の最初の年として、財政再建プランの推移を注視している議員の一人です。

まず最初に、本市も人口の過半数が50歳以上となり、2007年に退職を迎える団塊の世代と呼ばれる問題や、2015年問題についてお伺いいたします。

出生数は805万7,000人で、2年後には最初の団塊の世代が定年を迎え、現在の社会保障制度に大きな影響を与えることは必至です。また、高齢化に伴う医療費の増加や再就職、さらに3世代世帯の減少で児童の社会化に影響するなど、多岐にわたる問題が伴うと思います。団塊の世代の人々が持つ暗黙知、勘や直感、個人的洞察、経験に基づく知識、ノウハウなど、本市の技術・技能職員の退職によって失われることとなります。本市が受ける影響についてお聞かせください。

次に、基本的な本市の職員数についてお伺いいたします。

部の統合、部内のグループ制が進む中、民間企業では、一人で3役、4役仕事を受け持つことを企業努力として行い、経費の節減に努めていると聞いています。今後、退職者不補充の指針が示され、入替えのための採用も必要と思いますが、この際、これまでとは違った期間限定的な臨時・嘱託職員だけの採用は可能かどうか、見解をお聞かせください。

次に、国の地域再生計画が新たな視点で見直され、今年4月から施行され、特区とは重複しない制度として再発足したと聞いております。この制度の概要の利点、本年度の認定状況と今後の問題点をお聞かせください。また、本市で導入可能な施策があれば、あわせてお聞かせください。

この項最後に、議案第6号小樽市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案についてお伺いいたします。

16年第1回定例会一般質問で複数年度管理についてお聞きいたしました。このときには、市の全予算にかかわる問題をお聞きいたしました。「地方自治法第208条、会計年度独立の原則が定められているため問題があるが、今後、先進的な事例も研究し、新たな予算編成と予算運営の取組を検討する」という答弁をいただきました。通常の庁舎管理費に当たる電気、水道、電話、NHKの受信料から不動産を借りる契約など、毎年の契約更新によらない運用のほか、今回の条例案では事務機器、車両等の借入契約や庁舎維持・管理、事務処理等の役務の提供ができるものと聞いています。これは近年、多様化する

る契約形態に対応して、法と政令が改正され、基本となる法第234条の3以外についても、条例で定めた契約については締結可能ということであります。この条例の制定により、本市においてどのようなメリットが生じるのか、お聞かせください。

また、本条例案では、長期契約の種類が示されていますが、大まかな表現にとどまっているように思われます。契約実務を行う上で、より具体的な例や、できるだけわかりやすい分類方法、統一された制度運用や方針が望まれます。この点について市長の考えをお示しください。

次に、自治基本条例ほかについて質問いたします。

このたび、首相の諮問機関である第28次地方制度調査会が中間答申をまとめました。答申の中でも、新たな専門性を持たせ、副知事、副市長など首長の権限の一部を委任できるように制度を改める項目があります。これは首長が政治活動や企業誘致などに専念する場合を想定していると聞いています。企業経営の経営者らを起用して行政運営を任せるシティーマネジャー制度を念頭に、契約締結など多くの権限を与えるようにするものです。本市では、行財政問題で多岐にわたる問題が山積している中、問題解決への糸口と思われるので、アドバイザー制度を含め、この制度の見解をお聞かせください。

次に、我が国の実態は、第2次大戦まで中央政府からさまざまな指揮・命令を受け、自治体の自主・自立性が制約され、戦後の改革でようやく住民自治を基本とした自治制度に改善されました。しかし、実際には事務権限や財政の面で中央政府の関与や規制を受け、地方の独自性がなかったため、平成11年に地方分権一括法を制定し、地方政府と地方自治体の関係を監督する立場から、対等、協力関係に改革が進められ、このとき一つの流れが生まれました。川崎市や逗子市で都市憲法条例制定の試みが起こりましたが、制定には至りませんでした。その後、組織運営、活動の基本原則、住民との関係等を定めた自治体の憲法とも言えるまちづくり基本条例が生まれ、文字どおり自治基本条例を制定する動きが多く見受けられ、今年で約30自治体で制定されており、今後、50以上の自治体で検討が進められていると聞いております。この間、議会でも自治基本条例等の質問がありましたが、市長の見解をお聞かせください。

次に、関連して構造改革特区についてお伺いいたします。

今までまちづくりの提案が地方公共団体に限られていたが、民間事業者、NPO法人、個人、業界団体など、だれでも直接規制改革の提案ができる制度として構造改革特区が設けられ、全国からまちづくりに関する提案が数多く出されています。本年11月、内閣府の9回目の認定状況の発表では498件となり、過去の第7回が最高件数の549件となっています。この制度の特徴の一つは、みずからが提案したものを実行するのは当然であるが、他が提案したもので、特区の申請で承認されれば、どこの自治体でも特区申請できる点と聞いています。ちなみに全国化された件数は211件あり、本市においても他都市が提案した事例で採用可能な事案があればお聞かせください。

次に、石狩湾新港の名称問題についてお伺いいたします。

平成14年第1回定例会で、他党の質問に対し、石狩湾新港の運営や名称において市長は見解を述べられております。そもそもこの問題は、平成14年2月19日の石狩湾新港管理組合の第1回定例会で、同港の名称を「札幌港」にすることに堀知事が前向きな姿勢を示したことに端を発したもので、その理由として、国内外のポートセールスで知名度の低さに苦慮しており、振興策の一つとして認識し、議論されたと聞いております。その後、15年1月下旬には、本市助役が出席された石狩湾新港の運営に関する会議で、港名問題を協議され、当面は知名度の高い「札幌」を冠した通称名の使用の是非を検討することとしたと聞いております。

現在、小樽港、石狩湾新港の定期コンテナ航路は順調に推移し、とりわけ小樽港の中国コンテナ航路

については、山田市長の積極的なポートセールスの努力により、飛躍的な伸びを見せています。そうした中、石狩湾新港についても小樽港という認識は、地元をはじめ港湾業界に広く定着してきているのではないのでしょうか。このようなことを踏まえ、石狩湾新港の安易な通称名の使用に対する一定の結論を下す時期と思いますが、見解をお聞かせください。

また、石狩湾新港管理組合の各母体の財政状態は、非常に厳しいものと聞いております。本市におきましても、財政再建の名の下に聖域なき見直しを進めていく中、母体の負担については軽減を図る手だてが必要な時期に来ていると思います。現在、管理組合との協議の中で、母体負担の軽減策としてどのような施策を検討されているのか、お聞かせください。

次に、当別ダムについてお伺いいたします。

当別川の洪水対策とかんがい用水事業のほか、札幌、小樽、石狩の3市と当別町の水道水供給の役割を備えた多目的ダムとして、平成4年、測量に着手、完成予定は平成24年で、現在、道が建設中の四つのダムの中でも最大規模と聞いております。この間、平成11年に石狩西部広域水道企業団の一員である札幌市が、1日最大受水量を70パーセント以上も大幅下方修正したことから、平成13年度に事業再評価によってダムの建設計画の変更を行いました。今回は2度目の事業再評価によるダム建設の変更となり、北海道の公共事業が妥当かどうかを問う評価専門委員会でも、巨大な公共工事を疑問視する世論とダムによる環境破壊への批判が強まる中、「一度走り始めた大型公共事業の見直しに対する厚い壁が立ち上がる中、もう一度原点に立ち戻ってみる必要がある」という意見が出たところであります。その後、同委員会は、知事に対して審議結果と事業への見解を示すように求める建議を提出したと聞いております。また、現在、人口の伸びや企業立地が鈍化傾向にある小樽市、石狩市、当別町では、企業団からの供給量を1割削減したこともあり、事業再評価によるダムの建設計画についても影響を与えていると思います。

そこでお聞きいたします。本市は、石狩西部広域水道企業団の構成員として、ダム建設にかかわる事業費の一部を負担していると思います。市長のダム事業への見解についてお聞かせください。

次に、防災と男女共同参画に関連してお伺いいたします。

1995年の阪神・淡路大震災から10年、各地で地震が起き、気候変動の顕著化で台風などの災害が頻繁に起きています。市民の財産を守るためにも、防災から減災へ転換が急務と思います。国連や国内でも「防災にもジェンダーという視点を」という流れが起きているのを御存じでしょうか。政府も災害の被災状況や復興に関して、今まで公に検証されなかった女性の置かれる状況を直視し、解決すべき課題として、災害対策に女性の参画を促進することが、7月26日に行われた中央防災会議で、防災基本計画の修正の中に明記されました。また、男女共同参画基本計画の方向性の中間整理の中で、新たな対応が必要な分野の一つとして防災・災害復興が挙げられ、具体的に計画、避難、復興の各段階で、女性の参画が明記されました。

この視点の基になったのは、昨年10月に起きた新潟県中越地震の被災地に初めて設置された、女性の視点に基づく支援プロジェクトの担当者として、内閣府男女共同参画局総務課の女性職員が派遣されたことにより、ボランティアセンターや避難所の生活の中で、支援や相談を通し女性の抱える問題を把握し、避難者や市民ボランティア、自治体の担当者に聞き取り調査した結果、わかったことでした。その中で、日中避難所にいるのは、ほとんどが女性、子供、高齢者なのに対し、支援する側の女性は1割程度で、男女のニーズの違いに応じた支援が行われていないことがわかりました。性別に配慮した避難所の設計、救援要員への女性の参加、生理用品など女性向け救援物資の備蓄、被災マニュアルへの女性の視点を盛り込む必要を確認し、今後の取組に生かすことにしたと聞いております。この点について、

本市の取組実態と防災マニュアル等の今後の施策についてお聞かせください。

次に、国の防災計画では、中央防災会議が行っていますが、現在の委員は女性大臣以外はすべて男性が占めており、充て職もすべて男性と聞いております。これは防災の基本的事項の中で、委員や充て職は国の行政機関、公的機関、指定公共機関、ひいては公的事業を営む法人の代表で、このような構成になったものです。都道府県防災会議では、知事を会長に指定地方行政機関の長又は職員、陸上自衛隊方面総監、教育長、警察本部長、指定公共機関の長によって構成と定められており、市町村防災会議の設置もこれに準じているため、女性の参画は困難となっております、あっても散見するだけです。最近公共機関にもジェンダーの流れがあるようですが、この点について本市の状況と今後の取組についてお聞かせください。

次に、防災組織の取組として、衣服の補充や炊き出しといった項目で女性の活用を模索していますが、災害現場で行政と住民の協働の場に、女性が参画する機会を増やす努力がまだ足りないと指摘されています。各自治体の計画では、地域の避難支援と避難所運営は地域組織にゆだねる方針で出されています。国の方針も修正され、意識的に女性の参画の促進を行うとしていますが、この点についての計画はあるのかお聞きいたします。

この項最後にお聞きします。さきの中南米を襲ったハリケーン「カトリーナ」の災害状況は、皆さんもまだ記憶に新しいと思います。米動物愛護協会は、さまざまな団体と連携して、このとき1万匹のペット、動物を救出したとお聞きいたしました。日本でも10年前の阪神大震災後、国の防災基本計画に災害時における動物の管理及び飼料の需給計画に関する事項が盛り込まれました。その後、東京都や兵庫県では、動物保護や愛がん動物の収容対策などが防災計画に盛り込まれたと聞いています。最近では、新潟県中越地震や福岡沖地震で多くの動物が避難や保護され、地域の防災計画の見直しを検討中と聞いております。本市の状況と今後の対策についてお聞かせください。

次に、指定管理者制度に関連してお伺いいたします。

平成15年9月から、地方自治法第244条の2の改正で、自治体は公共施設の運営・管理を民間企業や非営利活動組織に任せられるようになったのは、各位御存じのことと思います。本市では、既に平成16年から「練御殿」が公募で、「さくら学園」が任意で指定管理者制度を導入しております。さらに、平成18年度からは、現在、管理委託制度を導入している施設の中から、27施設を指定管理者制度に移行するものでありますが、効率性やコスト削減の側面、いわゆるサービスの費用対効果を上げることばかりが強調されているのではないのでしょうか。本来ならば、それぞれの施設で利用者も交えて業務を見直し、より使いやすく効率的な運営ができるよう時間をかけて検討されるべきと考えます。また、今回新たに名乗りを上げた団体は実質的に1社しかなく、もっと早くから公表可能であれば、多くの団体、草の根的なグループも含めて事前準備や事業計画への参加ができたのではないのでしょうか。公共施設の運営は、住民サービスに密接にかかわるため、管理先の選定には公明さが要求されますが、現実には今までどおり委託している外郭団体を指定し、非公募や行政内部の管理者だけの選定が多いと聞きます。しかし、これを機に、これまで委託管理した外郭団体の見直しや統廃合が期待できるとも聞いています。最近の事例では、横浜市が公平な選定が実施されるよう、制度導入時のチェックリストを作成しており、選定委員会に外部委員を含めることや公募の周知期間、選定結果の公表などを細かく定めています。

まず最初に、選定に当たり、採算性を追求しすぎてサービスの低下を招くことにならないのか危ぐされますが、見解をお聞かせください。

次に、文化施設等では、社会教育への投資という役割も担い、採算性だけで評価できない点があり、

住民サービスなどへの政策をどう位置づけるか、指定期間終了後の再公募をどうするかなどが問題点と
思います。この点についてお聞かせください。

この項最後の質問になります。多くの自治体がこの制度を導入されて2年余り、民間のノウハウを生
かして再生する施設が出始めてきたことは大いに歓迎しなければなりません。本市の指定管理者制度導
入では、切替えのメリットを示し、市民の目に見えるような情報提供を行っていきたいと思います。所
見をお聞かせください。

次に、雇用にかかわる問題についてお聞きいたします。

高齢者雇用安定法が本年6月に改定され、定年制の廃止等に関する措置が来年4月から施行されま
すが、厚生労働省の調査によりますと、65歳まで働ける企業は3分の2を超えるが、希望者全員が65歳
まで働ける企業は27パーセントしかないと聞いております。また、平成13年より雇用対策法の一助とし
て、エイジフリー促進事業を行ってきたことは各位御承知のことと思います。その中で、地方ではプラ
ス事業が32地域で実施され、中堅企業では独自の高齢者雇用制度、パラダイスシステムやフレックスタ
イム制の導入がされ、今後ますますハローワークや労働者派遣事業が可能となったシルバー人材センタ
ーの活用が重要と思われる。高齢者にどれだけ魅力的な職場環境、労働条件を整えられるのが今後
の課題と考察しています。本市においても、高齢者の職場づくりの支援や制度改正を普及啓発する手だ
てが必要と思われるが、見解をお聞かせください。

次に、環境問題に関連してお伺いいたします。

本年2月に京都議定書が発効され、我が国は、地球温暖化を防止するためにCO₂を6パーセント削
減する計画を閣議決定し、新たな脱温暖化社会の構築を目指しています。排出量取引やクリーン開発メ
カニズムなど国際的な活動が始まり、経済システムと環境対策が不可分となっています。日本の各地で
も自治体、企業、市民が協働し、循環型で持続可能な社会をつくり上げようと努力しています。新たな
ビジネスモデルや税制、財政をエコロジカルな観点で取り組む必要があると思います。

今年の流行語大賞に取り上げられた「クールビズ」、涼しい、格好いいを意味する「クール」とビジ
ネスの変形「ビズ」の合成語は、国の提唱としては珍しく国民的な広がりを見せました。また、人間と
自然とが共生する未来への道を示すものとして、今年の3月25日から9月25日までの間、21世紀最初の
国際博覧会「愛・地球博」が開催され、「自然の英知」をテーマに世界へ情報発信しました。多くの来
場者が環境の世紀である21世紀において、目先の利益を追うだけでなく、将来の地球のために何をす
べきかを考え、取り組む責任を自覚する機会であったと感じております。

ようやく環境問題は、資源の有効利用や省エネ等とあわせて、財源・財政面などで具体的に議論され
るようになりました。北海道議会第4回定例会でも議論がされ、循環資源利用促進税条例案は、与野党
がともに導入に前向きな姿勢を示しているため、可決の公算が大きいと聞いています。また、道は、11
月からウォームビズを取り入れ、来年度からは道有施設を有効的に管理し、建物の寿命を延ばし、環境
問題への対応も導入意義とした「ファシリティマネジメント」は、財政再建プランにも位置づけられて
います。本市の公共施設等も年々耐用年数が過ぎ、建替えという問題が迫られていると思います。道の
「ファシリティマネジメント」に対する認識と本市でこのような施策の導入をお考えか、市長の見解を
お聞かせください。

次に、関連してお聞きいたします。循環資源の適正な循環的な利用の促進から「使用済自動車の再資
源化等に関する法律」が本年1月から施行され、内閣府の世論調査では、自動車もたらす環境問題に
取り組む必要性への認識が、全国10地域の中で北海道が最も高いことがわかりました。この問題で釧路
市では、独自に廃自動車等認定委員会を組織し、釧路市自動車放置防止条例を3月公布、4月一部施行

いたしました。10月完全施行、初日は5台撤去されたと聞いております。従来は撤去までに9か月から1年かかったが、条例により最短7週間で可能となり、本年度は75台の撤去が予定されていると聞いています。

私も平成16年第3回定例会で不法投棄されている車両について質問をいたしました。答弁では「全庁的な対応で情報の提供に努め、警察など関係機関と連携し防止策を講じる」と記憶しております。本市もその後、対策も講じられていることと思いますが、実態をお聞かせください。また、今後の取組についてお聞かせください。

この項最後になりますが、札幌市が8月1日に施行、10月1日から罰則の適用が科せられた、「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」、いわゆるポイ捨て条例についてお聞きいたします。この問題では、私が平成17年第2回定例会での一般質問で質問しており、以下のような答弁をいただいております。「北海道空き缶等の散乱に関する条例の普及と道と連携した街頭啓発を行ってまいりたい」と答弁されております。まだまだ駅周辺では、歩きタバコを見かけます。その後、見直し・検討されていることと思います。このことを含め本市での条例の施行に向けた見解についてお聞かせください。

次に、食育に関してお伺いいたします。

全国の生産から消費に至る各段階で発生する食料ロスは、各種計1,930万トン、廃棄物総量の4パーセントを占め、さらに食べ残しなどで毎日1人当たり600カロリーが無駄になっていると聞いております。厚生労働省が平成15年度の新規事業として、正しい食習慣形成や健全な親子関係を支援し、食べ物を大切にすの心や食事の重要性について、親子が認識できるように食育等の推進を行いました。

次に、農林水産省では、昨年、「食育」について母親に調査した結果の内容は、「言葉は知っているが内容はよくわからない」が46.1パーセント、「知らない」が39.4パーセント、「知っている」が14.5パーセントと調査内容を発表しており、親の食教育の充実が望まれています。ある地方自治体では、食育の対象を年齢層ごとに7段階に分け行い、今までよりさらにきめ細かな適切な対応ができるとしています。親と子、各年齢層に対する食育の新たな取組と思います。本市の状況と今後の取組施策などお聞かせください。

最後に、栄養教諭についてお伺いいたします。

基本的な配置は義務ではなく、都道府県教育委員会の判断で配置され、本年4月、全国で16名採用、配置されたと聞いております。今後の本市の対応施策があればお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、市長、教育長の率直な御答弁を期待いたしまして、代表質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、2007年問題、いわゆる団塊の世代の大量退職についての本市への影響でありますけれども、技術職員が担任する業務につきましては、組織的に引継ぎが行われますので、業務遂行には支障がないものと考えております。また、技能労務職員の業務につきましては、民間委託で対応することが可能であることから、これも支障のないものと考えております。

次に、本市の職員数でありますけれども、現在、策定を進めております財政再建推進プランの実施計

画では、現時点で290名の退職に対し、100名程度の採用を見込みまして、190名程度を削減する予定であります。この職員の削減につきましては、基本的には組織・機構の見直しや業務委託によるスリム化、また、業務量の見直しによる適正配置や職種変更などで対応できるものと考えております。なお、採用につきましては、従来からの採用方法のほかに、場合によっては任期付職員や任期付短時間勤務職員制度の導入や中途採用についても検討したいと考えております。

次に、地域再生法についてでありますけれども、近年の急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、自主的で自立的な取組による地域経済の活性化、雇用機会の創出やその他の地域の活力の再生を総合的で効果的に推進するために制定されたものであります。同法には特別措置として、課税の特例、各省庁の横断的な交付金の活用ができる地域再生基盤強化交付金など、支援措置として地域再生支援のための特定地域プロジェクトチーム編成などの12の認定事例があり、法施行からこれまでに562件が認定されたところであります。

今後の問題点でありますけれども、財政支援ではワンストップ窓口で手続が一本化されて利便性が図られましたが、補助率が従前と変わらない点があることが挙げられます。ただ、本市で導入可能な提案としては、特区地域再生説明会などにおいて民間主導によるまちづくりに関する取組など数件の相談を受けまして、現在、関係機関と協議中であり、今後とも同制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、長期継続契約に関する条例案についての御質問であります。まず条例制定によるメリットであります。新たに追加される事務機器等の物品の借入れや庁舎の維持・管理等の役務の提供を受ける契約についても、年度ごとに契約締結する必要がなくなり、これによりまして事務の合理化、効率化が図られますとともに、複数年契約というスケールメリットにより、契約金額の軽減にもつながるものと期待しております。また、次年度以降の契約が保証されるということから、受注者側にとりましても経営上のメリットがあるものと考えております。

次に、契約実務を行う上での制度運用の方針であります。運用に当たりましては、物品を借り入れる契約及び役務の提供を受ける契約のそれぞれについて、今後、対象となる契約の具体的な例示や契約期間などに関する統一的な運用方針を要綱で定めることとしております。

次に、副市長制度でありますけれども、第28次地方制度調査会では、助役にかわり副市長を設け、首長の権限の一部を委任できるとした答申を今月中に提出することとしておりまして、総務省は答申を踏まえて地方自治法の改正案を来年の通常国会に提出すると聞いております。近年、全国の自治体の中でも規則等で副市長の呼称を用いているところもあり、これら自治体では副市長自身が首長の代理であるという自覚を持ち、職への使命感を高める効果があるとしていることから、副市長の制度導入は検討したいと思っております。

また、シティーマネジャー制度についてですが、今年、ダニーデン市を訪問いたしました。ダニーデン市では既にシティーマネジャー制をとっておりまして、その業績についてお聞きをし、関心を抱いているところであります。

次に、自治基本条例についての御質問でありますけれども、全国の市町村において自治体経営の基本方針として、情報公開や住民参加の保障などを規定した、いわゆる自治基本条例の制定に取り組む動きが多く見られることは承知しております。全国で初めてまちづくり基本条例を制定したニセコ町では、制定後4年が経過する中で条例の一部改正を検討していると聞いており、今後、各自治体における条例制定後の検証などを踏まえながら、本市にとって自治基本条例が必要なのかどうかも含めて、継続的に検討してまいりたいと考えております。

次に、構造改革特区でありますけれども、本市におきましては、これまでに福祉のまちづくり推進特区などの特区を申請し、3件の認定を受け、現在、活用されているところであります。また、本年度は、本市主催で市内の企業、団体等を対象に、国の特区担当者による全国事例の紹介や個別相談を行う特区地域再生説明会を2回開催し、特区制度等の周知や活用に努めてきたところであります。御質問にあります他地域で認定されたものの中で、本市で採用可能な特区についてであります。一例を挙げますと、高齢者や車いすなどを使用する移動制約者の輸送について、タクシー等の公共交通機関による輸送サービスが確保できない場合に対応し、NPO等が行う福祉有償輸送にセダン型車両の使用を可能とするセダン型車両特区などが考えられ、民間団体等からの申請がありましたら、活用に向けた対応が可能となるものと思っております。今後とも特区説明会や個別相談会の開催などにより、特区制度や事例紹介を行うなどして、制度の周知や活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、石狩湾新港に関連してのお尋ねですけれども、まず石狩湾新港の名称についてであります。現在の名称は、管理組合の設立当初に、う余曲折を経て暫定的に使用する決定をしたまま今日に至っている経緯があります。しかしながら、管理組合では、新港の最大のセールスポイントとしている札幌に至近の位置にあることが対外的に浸透していないとしており、新港の運営に関する会議において「札幌」を冠した通称名の使用の是非が議論されております。この件につきましては、貨物誘致に港名がどれだけ効果的に働くのかどうか疑問であることや、本来、新港の管理体制と母体負担のあり方などを含めて総合的に検討されるべきものと考えており、現状では通称名といえども行政の立場で札幌港を使用するのは適切ではないと考えております。しかし、このたび石狩湾新港振興会がポートセールスに札幌港の通称名を使用することとしたと聞いておりますけれども、このことにつきましては、行政とは別の立場で港湾を取り巻く厳しい環境を踏まえ、太平洋側に対抗する営業戦略として民間独自に選択したものと受け止めております。

次に、管理組合の母体負担の軽減策でありますけれども、管理組合の財政につきましては、これまでの施設整備費に係る公債費の償還が大きなウエートを占めておりますことから、母体負担金につきましては、当面大幅な削減を図ることが難しい状況にあります。しかしながら、各母体の財政は大変厳しく、母体負担金の削減は共通の課題となっておりますことから、執行体制の見直しや事務事業の徹底した効率化による経費の削減はもとより、建設事業につきましても緊急性の高いものに限り、かつ管理者負担の平準化を図るよう運営に関する会議の場をはじめ、機会あるごとに管理組合に申入れを行い、負担軽減に努めているところであります。

次に、当別ダムへの見解でありますけれども、当別ダムを水源とする石狩西部広域水道企業団の用水供給事業につきましては、公共事業の効率的な執行を図る観点から、厚生労働省から示された水道施設整備事業の評価要領に基づき、平成11年度より5年に1度の事業再評価を実施しております。平成16年度に2度目の再評価を行い、その中で当別ダムにかわる代替水源の可能性についても検討しましたが、事業費の増額や必要水量に不足を来すなど、当別ダムにかわり得る水源はないとの結論に至っております。なお、本市としましては、計画給水量の見直しを行うとともに、企業団に対し、当別ダムを含めた建設コストのさらなる縮減や浄水場など、施設の段階的な整備について要望しているところであります。

次に、防災と男女共同参画についての御質問でありますけれども、初めに災害時の避難者対策であります。幸い本市におきましては、これまで長期の避難生活となるような大災害はありませんでしたが、今後、万一そのような事態になったときには、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じてプライバシーの確保や男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した対策をしてまいりたいと考えております。

なお、災害時に備えた備蓄でありますけれども、現在、市では食糧と毛布を備蓄しておりますが、各家庭においても日常生活に必要な用品について、それぞれ3日分の備蓄をしていただけるよう呼びかけをしているところであり、救援要員への女性の参加や防災マニュアルへの女性の視点を盛り込むことにつきましては、今後の取組の中で必要な見直しをしてまいりたいと思います。

次に、本市の防災会議の委員構成でありますけれども、現在、委員総数は23名で、そのうち女性の委員は1人となっております。今後の取組であります、消防団や自主防災組織、ボランティア団体など、災害時に活動する市民団体の育成に努めるとともに、その中から適任者を委員に任命するなど、一人でも多くの女性に参加していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、災害現場における地域支援や避難所運営などへの女性の参画についてであります、地域防災計画では災害時の応援態勢として、町内会等の住民組織や社会福祉団体等に協力を求めることとしております。主な協力要請事項としては、災害時要援護者の安否確認や避難誘導、避難所における救護活動のほか、炊き出しなど避難所運営も含めて町内会等の住民組織には多くの役割を担っていただくこととなります。この計画は、女性の参加なしには成り立たないものであり、これからもさまざまな機会を通じて女性に積極的に参加していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、災害時におけるペットや動物の保護についてであります、地域防災計画では、現在、特にそのことに関しては定められておりません。しかし、現代社会では、ペットや動物が家族と同様に扱われ、災害時の被災者にとって心のいやしになることも多いと聞いております。災害発生時には人命の安全を第一に地域住民の避難誘導を行うのは当然ですが、状況に応じてペットや動物についても、ボランティアなどの協力を得ながら避難・保護できるよう配慮するとともに、地域防災計画についても見直しをしてまいりたいと思っております。

次に、指定管理者制度でありますけれども、まず採算性の追求によるサービスの低下についてであります、選定に当たります、申請者から提出された事業計画について、コスト面の効率だけではなく、市民サービスの内容や施設の管理を安定して公平に行っていくかなどを総合的に審査をいたしました。また、運営面につきましても、アンケート調査等により利用者の意見や苦情等を聴取し、指定管理者に管理業務の改善を求めることとしておりまして、施設利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の問題点でありますけれども、今後は直営の公の施設について、指定管理者制度の導入を進めていくこととなりますが、導入に当たります、民間事業者等による管理・運営で効果的に施設の管理を行うことができるかどうか検討し、制度の導入について判断をしていかなければならないと考えております。その際、文化施設等については、サービスの専門性や特殊性、継続性などの観点についても見極めていかなければならないなど、それぞれの施設の今後のあり方や役割、性格などについて十分に検討していかなければならないと考えております。また、指定期間終了後の再公募につきましても、公募を原則として、その時点で再度判断してまいりたいと考えております。

次に、市民への情報提供であります、制度の導入で変更となる内容につきましては、事前に利用者にお知らせするとともに、指定管理者制度の概要につきましても、引き続き市のホームページや広報紙などで周知するなど、情報の提供に努めてまいりたいと思います。

次に、高齢者雇用安定法の改正に関連しまして、高齢者の職場づくりや制度の普及についてであります、少子高齢化の進展に伴い、今後、労働力の減少が見込まれる中であって、高い労働意欲を持つ高齢者が、その知識、経験を生かして社会の担い手として活躍することが必要なことであり、また、法改正の目的でもあると認識しております。高齢者の雇用情勢は引き続き厳しい状況にあります、市と

いたしましては、働くことを通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進しているシルバー人材センターへの支援を続けるなど、高齢者の雇用機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。また、定年の上げなど制度改正の周知普及につきましては、ハローワークが文書や説明会などを通じ広く周知に努めておりますが、市といたしましても、本年9月に実施した労働実態調査の中でその内容をお知らせし、さらに市内各事業所に対し、来年4月から施行される改正法への対応についても調査しているところであります。

次に、環境問題についてのお尋ねでありますけれども、まず北海道の「ファシリティマネジメント」についてであります。この施策は、北海道が所有する土地、建物、設備といったファシリティについて施設経営の視点に立ち、設備投資、施設運営費の最小化や過剰・遊休等資産の削減を図ることにより、ファシリティの整備、維持・運営に係る財政負担を軽減する目的で進められているもので、平成16年8月には道財政立て直しプランにその導入が盛り込まれ、現在、北海道ファシリティマネジメント基本方針案を示し、道民の意見を募集しております。本市におきましても、厳しい財政状況や老朽化した施設、設備の状況は、北海道のそれと同じでありまして、財政再建推進プランの取組項目として資産、ストックの有効活用を掲げ、市が所有する施設のあり方の見直しや有効活用を図ることを盛り込んでおり、さまざまな角度から取組を進めているところであります。

次に、不法投棄されている車両でありますけれども、これまでも国、道、警察など関係機関と協議しながら調査、指導及び撤去に努めてまいりました。本年6月には、銭函3丁目のドリームビーチ周辺の不法投棄車両について、土地の管理者である国、道などへ要請し20数台を撤去したほか、市が管理する港湾や道路用地などの不法投棄車両についても10数台を撤去したところであります。また、それぞれの土地管理者から侵入防止さく設置などの対策を講じたほか、市におきましては不法投棄監視パトロールの強化などを実施してまいりました。しかしながら、不法に投棄される車両は後を絶たず、所有者の調査等に時間を要するため、長時間処理できない場合もあります。釧路市は、本年、道内で初めて自動車放置防止条例を制定し、関係機関の協力を得ながら防止策を進めるとともに、廃自動車認定委員会で認定することにより、早期に廃自動車の処理を可能にしていると聞いております。本市においても、釧路市などの例を参考としながら、今後、放置自動車の防止策や早期に処理する方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て防止条例についてでありますけれども、ポイ捨てをなくするためには観光客を含めたモラルを向上するための啓発に努める必要があると考えております。平成15年3月の道条例の制定により、本市においても、みだりにたばこの吸い殻や空き缶等を捨ててはならないことになっており、本年3月には道と共同で市庁舎内において全道から集められた小中学生のポイ捨て防止ポスターを掲示したり、6月には運河沿いや小樽駅前においてチラシ入りポケットティッシュを配布したりするなどの啓発活動を行ったところであります。しかしながら、道条例に基づく啓発のみでは継続的な実効性が十分でないことから、市独自のポイ捨て防止対策を積極的に行う必要があるものと考えており、来年度において市民の協力を得ながら、ポイ捨て防止の啓発や清掃を行うほか、ポイ捨て防止を訴える看板の設置などに取り組んでまいりたいと考えております。条例の設置につきましては、防止対策の効果を見ながら、必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、食育の推進についてでありますけれども、食育とは市民一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるように、みずからの食について考える習慣や食に関するさまざまな学習等の取組を指しています。本市においては、親と子の料理教室や高齢者栄養教室などで、対象者の年齢に応じたバランスのとれた食生活の指導等を行っております。また、乳幼児や成人の

健康相談に際しても同様の指導等を行っておりますし、さらに食生活改善協議会や栄養士の協力を得ながら、食育に重点を置いた市民の健康づくりを推進しているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 山田議員の御質問にお答えいたします。

本市の今後の栄養教諭の対応についてであります。今年度、北海道教育委員会では、単独調理校の中で学校栄養職員が食に関する指導を実践している学校に対しまして、10月31日付けで小学校3人、特殊教育小学校に8人の栄養教諭を配置したところであります。平成18年度以降の栄養教諭の配置につきましては、関係する教育委員会、学校及び学校栄養職員の意向を十分に踏まえながら、指導の状況などを見極め、できることから順次配置することとしております。

小樽市における道費の栄養職員は共同調理場に5人、単独調理校に1人配置されておりますが、そのうち4人は栄養教諭免許状を申請中でありまして、日々学校給食の献立作成などの栄養管理でありますとか、調理員の指導、給食用物資の選定、検収などの業務をしております。そのため、共同調理場の栄養職員は、学校数や食数が多いことから、直ちに学校へ配置することは難しい状況にありますが、今後、単独調理校の職員につきましては、免許状取得のかかわりもございまして、学校と十分協議しながら指導のあり方を研究してまいりたいと考えております。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時27分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 山 口 保

議員 斉 藤 陽 一 良

平成17年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成17年12月12日

出席議員(31名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	小樽事務局長	小塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	教育部長	中塚茂
		財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、森井秀明議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号」を一括議題とし、12月9日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 11番、大島護議員。

（11番 大島 護議員登壇）（拍手）

11番（大島 護議員） 平成会を代表し質問いたします。

初めに、財政再建推進プランについてお尋ねいたします。

財政再建推進プラン実施計画策定に向けた検討状況が先日議会に示されました。その項目は、人件費の抑制、職員給与の削減、歳入増の取組など大きく3項目から成り、平成18年度から同21年度までの現行収支、改善目標などが示されました。その資料によると、全会計の職員数、平成17年5月1日現在2,043人を4年間で190人程度の削減で、4年後には職員数1,859人の削減プランであります。この数字だけを聞けば納得するかもしれませんが、しかし、総務省発表の道内自治体の市の職員1人当たりの人口は、平均で131人と発表されております。この数字を基に小樽市職員数と人口の関係を、現在と4年後を道内の市の平均値と比較してみました。

現在、小樽市の人口は14万2,165人、先日の国勢調査の発表のことであります。これを職員数で割ると1人当たり69.6人となり、職員1人当たりの人口は約70人です。また、4年後の平成21年度末の予想人口は13万6,040人、これは小樽市次世代育成支援行動計画、おたる子育てプランの資料を参考にしました。この参考資料を基に、職員数1,859人で割ると73.17人であり、4年後は職員1人当たりの人口は約73人と推定されます。本市は病院や保健所などの職員数の関係から、一律にできない部分があることは承知しているわけであり、財政再建推進プラン実施計画策定が示す平成18年度から21年度までの4年間で190人の職員を削減しても、本市職員1人当たりの人口は約73人と推定されます。当然、人口減も見込まれることなどを考慮しても、道内の市の職員1人当たりの人口の平均値131人とはかけ離れており、さらなる職員の削減が必要と思いますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

また、平成17年5月1日現在、嘱託職員数と臨時職員と、これらの人件費は年間どの程度必要なのか、お尋ねします。

次に、事業の見直しについてであります。事業の見直しによって、廃止、統合、指定管理者制度の導入などにより、職員、嘱託職員、臨時職員などに影響の出る職場はどのようなところですか、お示してください。また、そこに勤務する嘱託職員、臨時職員はどの程度の人数が配置されていますか。勤続年数などもお尋ねいたします。

次に、障害者の雇用促進についてお尋ねいたします。

最近では、障害者に対する社会全体の理解と協力が高まり、これまで就職が困難であった障害者もかなり広範囲な職場に進出し、活躍する姿が見られるようになりました。しかしながら、まだ多くの障害者が就職を希望しているにもかかわらず、その職場の確保が困難な状況に置かれています。障害者がその能力に応じた職業につき、その能力を十分に発揮し、健常者とともに社会経済活動に参加することは、これら障害者はもとより事業所や社会にとって極めて有意義なことであります。障害者の雇用促進などに関する法律は、「すべての事業主は社会全体の理念に基づき、障害者雇用に関して共同の責任を負う」

との観点に立って、事業主の責務として、障害者雇用法が法的義務とされ、雇用率の単位は各事業をまとめた企業全体について掲載することになっています。小樽市役所の障害者雇用率は、「官公庁の法定雇用率2.1%に該当し、職員48名に対し1名」の雇用が義務づけられておりますが、小樽市役所の障害者の雇用状況はどのような状況にあるのか。また、現在勤務されている嘱託職員、臨時職員の中に該当する方がいるのかもあわせてお尋ねいたします。

次に、建築確認と耐震強度計算についてであります。

初めに、マンションなどの強度偽装問題が発覚して以来、テレビや新聞など連日報道され、時間の経過とともにその全容が明らかになってきました。11月29日付け毎日新聞報道によると、マンションの耐震偽装は、本来、官が行っていた住まいの安全検査を民間に委託した問題を浮かび上がらせました。しかし、官もみずからの検査で偽装を見逃したことがわかり、検査制度の構造的不備が輪郭を見せ始めたという報道をしています。偽装の背景には、業界の厳しい安値競争が指摘されていますが、欠陥住宅全国ネットの構造計算偽装対策本部副部長を務める河合敏男弁護士は、「生まれるべくして生まれた事故だ。建築確認業務を民間に開放してから審査が甘くなったという話を聞いた。構造計算書を偽装した姉齒秀次元1級建築士の倫理観、意識の低さもさることながら、確認検査制度のしくみにも問題がある」と指摘をしています。建築確認や工事完了の検査業務は、自治体の建築主事が担ってきたが、これらの業務を民間の確認検査機関にゆだねるようになった時期はいつからか。また、現在、大臣が認可したものと知事が認可した民間確認検査機関がありますが、大臣が指定した機関数はどのようになっており、北海道や小樽市の状況はどのようなのか、あわせてお尋ねします。

次に、確認申請についてであります。初めに、小樽市内において、過去に著しくマンションや高層建築が建設されていますが、本年も含め過去5年間の官と民間の建物の建築確認申請件数は年度別にどのような状況にあり、また、そのうち4階以上9階までと10階以上の建物はどのような状況にあるのか、あわせてお尋ねいたします。小樽市における構造計算書の検査はだれがどのような手順で行っているのか、具体的にお示しください。本市の建築確認業務に携わる職員体制と有資格者はどのようになっているか、お尋ねします。

次に、携帯電話と中継無線局についてお尋ねします。

地域住民の健康に対する不安についてであります。電磁波というと、まず思いつくのが携帯電話、高圧送電線の問題であります。しかし、私たちの日常生活の身の回りでは、台所の調理機器類、パソコン、その他の家電など身近な電気製品のほとんどすべてから、量の多少はあれ電磁波を浴び続けていると言われております。一方、生活の便利さを求めてメーカーは新たな商品開発に取り組み、次々と新しい製品が開発され日常生活が便利になった半面、それらの商品の影響によって、健康被害の問題が発生しているのであります。最近、住宅地域内に巨大な鉄柱がこつ然と姿を現した工作物に、付近の住民はその巨大さに圧倒され、その用途が携帯電話基地局であることが判明しました。この基地局からは、2ワットから3ワットの出力で1.5キロメートルから3キロメートル四方のエリアをカバーしていると言われております。また、携帯電話会社は、圏外を少なくするために基地局や無線中継局をたくさん設置して、広い範囲で利用できるようにしていると言われております。全国各地で、携帯電話基地局が及ぼす電磁波による健康被害を心配する付近住民による、建設反対運動が展開されていることは承知しておりますが、小樽市内において地域住民の反対で建設が取りやめになった地域はありますか、お尋ねいたします。

また、携帯電話用鉄柱の工作物、15メートル以上の確認申請は、どのように住民説明が義務づけられているのですか、お答えください。平成12年度から16年度までの年度別届出、携帯電話用の鉄柱工作物

の高さ別件数はどのようになっているのか、お尋ねします。平成17年度中、携帯電話用鉄柱工作物の届出があった場所、高さ、建築主、件数はどのようになっていますか、あわせてお尋ねいたします。

子供の環境を考える親の会の2005年11月の会報20号は、8歳以下の子供の携帯電話の使用による電磁波の危険性を注意し、また中継基地局設置場所は、学校の近くは好ましくないと報告されております。本年8月、赤岩2丁目に建設された高さ32メートルの携帯電話基地局は、個人所有の空き地とはいえ、軒を並べて住宅が連なる住宅地域であります。さらに、鉄柱から直径距離にして100メートル範囲内には、北山中学校、生徒数293名、また市立赤岩保育所、保育数110名、さらに特別養護老人ホームは、入所者数79名、同ケアハウス、入所者50名、生活支援ハウス12名などの施設が密集している地域であります。地域住民は、携帯電話基地局が放つ電磁波による健康被害に毎日不安を感じ生活をしなければならないことに、何らかの対策を講じなければと協議をしているとお聞きします。電磁波が人体の健康に与える影響に害がある、害はないと両論があることも、また、その管理者は北海道電波管理局であることも承知しておりますが、地域住民として届出があった段階で、小樽市として建設場所が適地かどうか、住民の立場で考え、真剣に検討し、判断をしてほしかったと悔やまれてならないのであります。市長の御見解をお聞かせください。

次に、小樽市・ナホトカ市姉妹都市提携40周年についてお尋ねいたします。

初めに、ロシアと小樽市の貿易についてであります。小樽港の過去5年間の輸出入の主な品目、数量、仕向け港、仕出し港はどのような状況になっているのか。また、油田開発などで関連施設の建設ラッシュが続き、経済成長が著しく伸びていると言われるサハリンの経済はどのような状況にあるのか。さらに、ロシアと小樽港との今後の貿易の見通しなどについて、御所見をお聞かせください。

次に、来年は小樽・ナホトカ両市が姉妹提携を結んで40周年の年に当たりますが、現在、ナホトカ市民の生活や経済状況はどのような状態にあるのか、また、過去に主な両都市間の市民親善交流事業など、どのようなものがあったのか、あわせてお答えください。

この項最後に、小樽市・ナホトカ市姉妹都市提携40周年記念行事の両市民の親善訪問団の企画など検討されていることはありますか、お尋ねします。

次に、祝津前浜についてであります。

初めに、今年の春から国定公園内の旧水族館前浜の污水管が破損して、污水が垂れ流し状態になっている問題について、9月の定例会で私は市長に質問をし、改善を求めました。「水族館と協議をし、改修に取り組む」と市長の答弁をいただいておりますが、いまだ改修はされておられません。国定公園の敷地の前浜に污水が垂れ流され、放置されている現状を市はどのような判断をしているのか、市長のお考えをお聞かせください。また、改修についても、いつどのような方法で改修するお考えなのかもお答えください。

次に、昨年台風18号により大きな被害を受けた鯨御殿、改修費用約5,700万円をかけて7月にオープンしました。地域住民、地先の観光組合の皆さんが一体となって、鯨御殿のライトアップ、花火大会などイベントに取り組み、訪れた多くの方々に変好評であったと聞くところであります。しかし一方では、小樽市が借地している鯨御殿敷地などの地主と相続などの関係で、新たに権利を主張する地主との間で問題が発生し、長期間にわたり未解決のまま先送りされて今日に至っていますが、解決の見通しはありますか、お尋ねします。

土地の境界や権利の問題などは利害関係が直接かわるために、難しいことではありますが、関係者の解決に向けての一層の努力を求めるものであります。市長の御所見をお尋ねいたします。

最後に、平成17年度の除排雪体制についてお尋ねいたします。11月29日、17年度の除排雪計画の説明

がありましたが、計画の規模は昨年とほぼ同じ程度の計画であり、降雪量の多少によって除雪費の増減に大きく影響することは例年のとおりであります。17年度の変更点の説明、貸出しダンプ制度、貸出しロータリ試行についてであります。積込み機械の貸出しロータリであります。利用するに当たり、いろいろな条件が必要であります。初めての試みでもあり、実際に使ってみなければ計算できない部分があると思っております。貸しダンプと貸しロータリを比較した場合、市の費用の負担割合、財政効果をどのように見込んだのか、お尋ねします。

貸出しダンプ制度は、通称「貸しダン」と呼ばれており、長年にわたり市民から親しまれ、利用頻度も高く、申込みが殺到し、その日程調整に御苦労をされていることは承知をしております。この貸しダン制度の市の費用負担も車両1台の時間単位から、平成15年度から捨場までの距離によって、1立方メートル当たりの単価設定を変更しましたが、変更した理由と財政効果をお尋ねします。平成15年度、16年度の年度別貸しダンの延べ利用団体数、車両台数、実績排雪量、また、費用などはどのようなになっているのか、年度別にお尋ねいたします。

貸出しロータリについて、利用団体のメリットはどのようなものが考えられるのか、お尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 大島議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政再建推進プランについてであります。最初に職員数であります。御指摘の数値131人は普通会計の職員数を基に計算をしております。小樽市で対応する職員数は本年4月1日現在1,259人です。これで国勢調査速報値の人口を割り返しますと、113人となり、なお18人の差がありますが、これは小樽市が保健所を持っていること、あるいはまた消防署所の数も多く、これらの職員数の影響によるものと考えております。いずれにいたしましても、財政再建推進プランの現時点での削減予定数は190人ですが、この削減につきましては、今後さらに努力してまいりたいと思っております。

次に、嘱託員と臨時職員でありますけれども、職員数につきましては、平成17年5月1日現在で、嘱託員は612名、臨時職員は164名であります。また、平成17年度の一般会計当初予算計上額では、嘱託員報酬で5億5,131万4,000円、臨時職員賃金で2億2,431万2,000円となっております。

次に、事業見直しに関連して、職員への影響でありますけれども、本定例会に提案しております指定管理者制度の関係では、職員への影響はありません。なお、現在策定中であります財政再建推進プランの実施計画の中で、業務委託や施設の廃止などを検討しておりますので、その中には職員に影響があるものが含まれております。具体的な箇所につきましては、実施計画の中でお示しをしたいと考えております。

次に、小樽市役所の障害者雇用率でありますけれども、この率の算出は任命権者ごとになっておりまして、また、職員数が47名以下は除外されております。市長部局で2.45パーセント、教育委員会で2.67パーセント、水道局で6.32パーセントとなっております。障害者数は1、2級の重度障害者が12名、その他の障害者が12名となっております。なお、その他の障害者の中に嘱託員が1名含まれております。また、臨時職員につきましては、この調査では対象外となっております。なお、障害者の採用につきましては、今後とも業務内容を勘案して任用可能な場合には、積極的に任用してまいりたいと考えており

ます。

次に、建築確認と耐震強度計算についての御質問でございますけれども、初めに建築確認や工事完了の検査業務を「民間の確認検査機関」にゆだねるようになった時期でありますけれども、平成10年の建築基準法の改正によりまして、平成11年5月1日から民間の指定確認検査機関においても、建築確認・検査が実施できることとなりました。

次に、民間の大臣指定と知事指定の確認検査機関の数等でございますけれども、国土交通大臣指定は48社、北海道知事指定は3社でありまして、小樽市で業務可能な指定確認検査機関は10社であります。

次に、本年も含め過去5年間の市内における建築確認申請の件数の年度別でありますけれども、平成13年度は845件、14年度は739件、15年度は742件、16年度は714件、17年度は11月末で523件となっております。次に、4階以上9階までの件数でありますけれども、平成13年度5件、14年度2件、15年度3件、16年度2件、17年度11月末現在で1件となっております。また、10階以上につきましては、平成13年度2件、14年度2件、16年度3件、17年度11月末現在で2件となっております。

次に、本市における構造計算書の審査手順でありますけれども、国土交通大臣の認定構造計算ソフトの使用の有無を確認し、入力データの確認、出力結果と構造図面の照会など国が示した審査方法9項目について、建築指導課の係員、係長、建築主事による審査を行っております。なお、本市における建築確認業務に携わる建築基準適合判定者は3名であります。

次に、携帯電話と中継無線基地局についての御質問でありますけれども、初めに小樽市内で地域住民の反対で建設が取りやめになった例があるかということでありまして、過去に建築確認申請後に住民の反対運動で申請が取りやめになった例はございません。

次に、携帯電話用鉄柱の確認申請に対する書類内容及び住民説明の義務でありますけれども、申請には図面及び構造計算書などが必要でありますけれども、住民説明は義務づけられておりません。

次に、平成12年度から16年度までの年度別の確認申請件数と高さ別の件数ですけれども、平成12年度4件、13年度6件、14年度3件、15年度12件、16年度4件となっております。また、高さ別の件数は、15メートルから30メートルまでが23件、31メートル以上が6件となっております。

次に、平成17年度における携帯電話用鉄柱の確認申請の場所、高さ、件数などでありまして、12月9日現在で、建設地は銭函、朝里、望洋台、石山町、赤岩、祝津、長橋、オタモイ、幸、塩谷で、高さが32メートルから43メートルまでのものが合計12件、建築主は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道及びボーダフォン株式会社技術本部からの申請であります。

次に、携帯電話中継基地局の建設についてでありますけれども、携帯電話に用いられる電波につきましては、国において健康に影響を及ぼさないよう科学的知見に基づいた電波防護指針を策定し、これにより関係法令で電波強度を規制しているところであります。本市には、事業者がこれらの法令に適合した施設を建設する場合、これを規制する権限はありませんが、これまでも携帯電話中継基地局の建設に当たりましてのテレビ受信障害の誓約書の提出があった際には、事業者に対しまして、電磁波についても理解が得られるための説明会を開催するよう要請してきたところであります。なお、御指摘の赤岩2丁目地区の中継局について、住民に不安が募っているということであれば、事業者に対しまして、改めて説明するよう要請してまいりたいと考えております。

次に、ロシアと小樽港との貿易でありますけれども、過去5年間の輸出入における主要品目にかわりではなく主な輸出品目は、完成自動車とゴム製品、輸入品目は林産品と水産品となっております。数量につきましては、輸出入合わせまして、平成12年が13万4,000トン、13年が13万8,000トン、14年が14万4,000トン、15年が15万6,000トン、16年が15万4,000トンとなっております。主な仕向け港、仕出し港とも同

様で、ナホトカ、コルサコフ、ワニノ港となっております。

次に、サハリンの経済状況でありますけれども、北海道ビジネスセンターなどの情報によりますと、サハリン州における2005年上半期の経済投資額は約508億ルーブル、日本円で約2,000億円で、対前年比3.1パーセントの増であり、また、同じく2005年上半期の住民1人当たり平均所得が前年同期30.4パーセントを上回るなど著しい伸びを示していると聞いております。

次に、ロシアと小樽港との貿易の今後の見通しでありますけれども、ここ数年の貨物取扱量を見ますと、年間十四、五万トンで推移していること、また、今年に入りまして品目により変動はありますが、昨年と同程度の扱い量があること、さらに11月からは新たにウラジオストクとの間に中古車輸送の定期貨物船が就航したことなどから、今後とも堅調に推移していくものと考えております。

次に、現在のナホトカ市の経済状況でありますけれども、今年ナホトカに派遣しました職員からの報告によりますと、市内では道路などの改修とともにマンションや公共施設などの建設が進み、数年前と比較いたしますと、デパートで扱う商品の種類や数も増え、以前はあまり見かけなかった日本の食品なども店頭に並んでいたとのことであります。ナホトカ市の関係者の話では、世界的な原油高騰の情勢の中で、産油国としてのロシア自体の経済が好調であり、ナホトカでも港湾労働者を中心に所得が増加傾向にあるということで、この職員の目から見ましても経済活動は活発であり、また、まちの中にも大変活気が見られたとのことであります。

次に、これまでのナホトカ市との交流でありますけれども、主なものといたしましては、両市の代表団や市民使節団のほか、少年少女使節団の相互派遣、写真や絵画の交流展開催などがあり、市民レベルでのヨットやダンスの交流なども行われてきております。また、来年の40周年記念事業であります。現在ナホトカ市代表団の来樽や本市での写真交流展の開催、また、小樽市からのヨット愛好家の訪問などについて相談をいたしております。それらを含め、今後具体的な内容を詰めてまいりますが、いずれにいたしましても、昨年12月にナホトカ市長がかわられたばかりでありますし、記念の年でもありますので、ぜひ小樽市へお迎えし、お互いの友好を深めたいと思っておりますし、市民レベルのナホトカ訪問団の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

次に、祝津前浜の排水施設の問題でありますけれども、現設備の老朽化が進み、抜本的な設備改修の必要があることから、小樽水族館との費用負担の話合いを終え、現在、漁港管理者である後志支庁に工事許可申請書を提出し、審査していただいているところであります。トラブル発生から時間も経過しておりますので、市といたしましても後志支庁の許可がおり次第、速やかに工事に取りかかりたいと考えております。なお、改修方法といたしましては、排水ホースの全面交換を予定しております。

次に、鯨御殿の敷地の問題でございますけれども、その全体の土地を借地しておりますけれども、複数の土地所有者がいる中で、一部相続をめぐって権利関係が複雑化しており、いまだに解決の見通しが立っていないと聞いております。市といたしましては、新たに権利を主張している方も含め、関係者と話し合いの場を設けるなど、問題解決に向けて今後とも働きを強めてまいりたいと考えております。

次に、平成17年度除雪体制の問題でありますけれども、初めに貸出しダンプと貸出しロータリの費用の比較であります。貸出しダンプ方式は積み込み費用を住民が負担し、貸出しダンプ運搬費用は市が負担する制度であります。一方、このたび試行する貸出しロータリ方式は、市がロータリによる積み込み費用を負担し、ダンプの運搬費用を住民が負担する制度であります。貸出しロータリ方式は積み込み機種をタイヤドーザーなどからロータリに変更することにより、積み込み時間やダンプトラックの待機時間などが短縮されることから、作業効率が向上し、住民も市も一定の負担軽減が見込まれると考えております。

次に、貸出しダンプの単価の変更でありますけれども、距離別単価にすることにより、積み込み時間や

待機時間など作業の効率性が図られ、実際の排雪量での支払が可能となることから、借上げ時間単価から距離別単価に変更し、従前より市で行っている一般排雪での距離別単価に統一したものであります。また、財政効果でありますけれども、平方メートル単価で比較しますと2パーセント程度の効果を確認しております。

次に、平成15、16年度の貸出しダンプの利用件数でありますけれども、利用延べ件数は平成15年度346件、16年度389件であります。また、車両延べ台数は平成15年度1,449台、16年度2,175台であります。また、実績総排雪量は平成15年度約14万4,000立方メートル、16年度約21万8,000立方メートルであります。また、貸出しダンプの総費用につきましては、平成15年度約6,700万円、16年度約9,600万円となっております。

次に、貸出しロータリに変更することによる利用団体のメリットでありますけれども、積み込み機械をタイヤドーザーなどからロータリに変更することにより作業効率が2倍程度上がり、作業時間の短縮が見込まれることから、利用団体の負担についても一定程度の軽減が図れるものと考えております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大島護議員。

11番(大島 護議員) 再質問をいたします。

携帯電話の無線基地局についてでございますけれども、何点かお尋ねしましたけれども、反対で中止になったところはないという御答弁でございました。これは、例えば私の調べたところによりますと、幸地域でございますけれども、建設を予定ということで、地域住民の方々と町内会を交えた説明会が開かれたように聞いております。そこには、建設主の関係の方が出席している説明をされた。そしてまた、地域住民からも質問があり、そのやりとりがあった。そのようなことから、建設を予定していたその幸地域については、建設前でしたので取りやめたということでございます。今、私が申請があつてうんぬんということで、質問中ではないということでしたけれども、事前にそういう説明があつて取りやめた地域があるのです。

私は今どうしてこの問題を問題にしているかということになれば、質問の中でも申しましたように、学校や小さい子供方の場所は避けるべきだと、そういうことがございます。そしてまた、実際には電波過敏症というような子供が増えていることもこれは事実でございます。それで、学説には両論はあることは先ほど述べたとおりでございます。しかし、実際に今述べましたような施設が密集する中、特に子供や高齢者が多い、そういう中での建設については義務はないのだという御答弁でございましたけれども、総務省の指導は鉄柱の2倍の高さの範囲に電磁波に関する資料を配布し、説明を下さいというふうに指導を出しているやに、そういう文面もございます。今、赤岩の問題については、本当に周りの方々だけでこのような説明はなされておられません。そしてまた、地域の中には電磁波に対する知識があり、また、不安を持っている方もございまして、実際に反対を述べた方もおります。

本当に、ある日突然です。北山中学校のグラウンドのフェンスのそばから、よっきりとカラ松の大木よりも高い鉄塔が現れました。これは地域にとってはびっくり仰天でございます。そして、自宅からは手を伸ばせば届く範囲内の距離でございます。そういう中に鉄塔が建てられまして、これはもう何とかしなくてはだめだということで、今、地域の心配されている方々が集まりまして、とにかく説明会を開いてもらおうということで、今、協議を続けている最中でございます。今、御答弁をいただきました。改めて、説明という言葉がございまして、ぜひこれは関係者に、そしてまた、地域で心配して毎日これから生活を送らなければならない地域住民に声をかけて、一人でも多く、害がないのであればない、あるのであればあると、きちんとした説明会を開いていただきたいと、そのように望むところでござい

ます。

先ほども述べましたように、小さい子供、保育所です。ゼロ歳児からいるのです。これはもう全く、なぜ心配しているような場所に確認申請がありながら、市がもっともっと地域住民のことを考えていただけなかったのか、これが残念でなりません。市の所管ではないと、そのようなことでございますけれども、これからもっともっと増える可能性がございます。私は、設置場所については、これは十分検討していただいて、それは総務省だ、電波監理局だと、そのようなことではなくて、出された段階で適地かどうか、これは改めて市の方をお願いをしたいと、そういうことで許可を出していただきたいと。ただ、鉄柱だけの強度の問題ではない、私はそういうふうに思っておりますし、そしてまた地域住民の方々もこのように心配をしております。

このことで、電磁波障害のうんぬんという問題で、私はアスベストの問題とダブリ重なりました。アスベストも被害がないのだと言っているながら、10年、20年、30年たってから、振り返ってみるとこのようなアスベストの被害が発生しております。そしてまた、その会社に勤めていた人だけではなくて、家族、そしてまたその工場の周辺の方々が大きな被害をこうむっているわけがございます。第二のアスベストにならないように、私は予防も必要ではないのかなと考えております。基本的な予防で、インフルエンザがはやれば、その前に予防接種をします。そのようなことから、学説がいろいろある中で危ないという学説もあるわけですから、そういうことでぜひこの問題をやはり真剣に市側としても許可するに当たって取り組んでいただきたいと。そして、地域の方々健康に不安を持つものであれば、それを取り払うようなことをしていただきたいと、そのように思っております。この点についてお聞かせください。

それと、ロータリでございますけれども、確かに地域によっては2度の貸しダンプを借りて、数十万円の使用料を払っている地域もございます。これもある地域の話を出しますと、年間60万円、70万円の除雪に関する費用を地域に住む方々が積立てをしてやっております。そのために、その地域は非常に行き届いたことになっておりますけれども、やはり積出しの費用が1度やると十三、四万円かかるわけですから、この費用が負担になっているのも事実でございますが、しかし、厳しい財政の中で、今、貸しダンプの費用もお聞きしました。そうすると、2度排雪するのであれば、1度はロータリを借りて、地域としても比較をしてみたいと、そういうお話も寄せられております。高くつくか、安くつくか、これはやってみなければわからない部分があると思いますけれども、積極的にそういうふうにはやってみようという地域もございますので、ロータリを使うには道路の幅員とか、障害物とか、いろいろな問題があるとは思いますが、可能なところで希望があるところには、優先をしてその実績の積み重ねをさせていただきたいと。そしてまた、その中で双方にメリットがあるかどうかはわかりませんが、少しでも財政削減のためになればと、そのように思っておりますので、申込みが殺到した場合には、優先順位を決めていただきたいと。そして、その貸しロータリの確かな数字をつかんでいただきたいと、そのように思っておりますので、その点についてもお尋ねいたします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 貸しロータリとの関係は、建設部長から答えさせますけれども、基地局の話ですけれども、先ほど答えましたように、例がないと言ったのは、建築確認申請後の件についてはありませんということでございます。それから、適地かどうかの判断というのは市として難しいわけですが、一義的には付近住民の方にはこういう施設を設置するのだという、やはり説明会が必要ではないのか

なというふうに思いますけれども、うちに権限がありませんので、そのことについては電波監理局の方にぜひそういう、今後どれくらいあるかわかりませんが、こういう場合にはぜひ地域の説明会を実施してほしいということは申入れをしたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 大島議員の再質問にお答えをします。貸しロータリの関係でございますけれども、市民の方にはいろいろと除雪に関しては協力をいただいております。感謝しております。

そういう中で、やはり住民側の方の経費削減ということから、貸出しロータリ制度方式というのを考えてございます。その特典というのは、まさに積み込むときにロータリの方が数倍、2倍程度以上有効な手段ということが確認されてございますので、それを民間の方に使いますと、当然費用軽減というのが十分考えられております。そういう中で、どこでもかつでも入れませんので、地域を希望される方については、十分相談に応じますので、具体的なものについては別途お話をしたいと思っておりますので、おいでいただければというふうに考えてございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大島議員。

11番(大島 護議員) 再々質問させていただきます。

赤岩の電磁波についてでございますけれども、これは質問というよりも関係者に要望でございます。まず、質問でも述べましたように福祉施設がございます。それで、福祉部長、ぜひ現場を見ていただきたいと。保育所がございます。そしてまた、老人の施設がございます。そしてまた、教育長には、北山中学校がございます。グラウンドのフェンスの全くそばからよっきりと出ております。これも現場を確認していただきたいと、そのように要望いたします。そしてまた、私は予算特別委員会の初日に出る予定でございますので、できればそのときにまた御感想をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長(中畑恒雄) 大島議員の会派代表質問を終結いたします。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

(28番 高橋克幸議員登壇)(拍手)

28番(高橋克幸議員) 第4回定例会に当たり、公明党を代表し質問をいたします。

初めに、財政問題であります。

本市の本年度の予算は約3億9,000万円の収入不足として、いわゆる赤字予算として編成され、平成17年度の事業がスタートして9か月になりますが、現在の財政状況について、前年度と比較して本年度、特に留意している点について見解を伺います。まもなく平成17年から18年と新しい年を迎えます。平成18年度の予算編成においても大変な困難が予想されるところであり、早めの作業に入られているのではないかと思います。聖域なき見直しという姿勢での17年度予算編成でしたが、さらに厳しい18年度予算編成に当たっての考え方について、市長の見解を伺います。

平成16年度の決算では、当初予算の赤字額より約7億円圧縮し縮減の努力をされたわけですが、結果、残念ながら約11億8,000万円の収支不足となり、平成17年度の予算を財源として繰上充用することになりました。これにより平成17年度は、今定例会後の予算で約12億1,000万円の赤字を抱えており、地方交付税や市税収入の状況を考えますと、17年度決算においても大きな赤字となることが懸念されるところであります。これらの見直しと赤字圧縮の対策について見解を伺います。

このような状況が続き、もし仮に財政再建団体に転落した場合、国の管理下になるようですが、具体的にはどのような状況になるのか、お示してください。また、そのときの財政再建計画の策定はだれが行うのか、期間は何年を想定して計画するのか、財政再建団体からの脱出は何が基準となるのか、お答えください。この再建計画は、当然現在よりもさらなる歳入増、歳出減を目標に検討されるわけですが、想定される改善目標の項目とそれぞれの金額について見解を伺います。

次に、繰出金についてであります。一般会計からの繰出金は毎年増加傾向にあります。この繰出金については、一定の負担ルールによって支出されており、前年度と比較しても特別な変更がない限り、極端に減額になるということはありません。また、老人保健や介護保険などの特別会計の支出の増加が見込まれており、今後もさらに一般会計から多くの繰出金が続くようであります。

さて、繰出金の比率ですが、一般会計に対する繰出金総額の割合は直近5年間でどのように推移してきたのか、お示してください。

また、一般会計から各会計に一定の負担ルールの下で計算された金額と実際に支出された金額の対比、率についてそれぞれ会計ごとに説明してください。

財政再建推進プラン実施計画策定に向けた検討の中で、特別会計、企業会計の収支改善が目標として出され、この改善により繰出金の縮減効果を検討され、平成18年度では3月プランよりも1億7,000万円の増額で、5億7,000万円となっています。この内訳はどのように計算されたのか、収支改善の内容と縮減効果額について、それぞれ会計ごとにお示してください。また、下水道事業において、処理場などの大規模改修が行われると伺っています。この改修事業には多額の事業費が必要とされていますが、この点について財政再建推進プランに影響がないのか、見解を伺います。

今後の財政状況についてであります。本市では、危機的な財政状況の中、人件費の抑制や事務事業の見直しなどを実行し、財政健全化のために取組を行ってきました。しかし、三位一体の改革における影響や市税収入の減少もあり、依然として危機的な財政状況にあります。この三位一体の改革に関しては、未決着であった2006年度分の補助金削減額について7省庁合計で6,540億円となりました。また、そのうち6,100億円を地方に税源移譲することとなりました。この中で、義務教育費、国庫負担の割合は3分の1であり、児童扶養手当、児童手当の負担率は同じく3分の1となっており、本市への影響が懸念される所です。今回の三位一体の改革における影響についてどのような試算となるのか、主たる項目で昨年度と比較してお示してください。

また、地方交付税については、平成18年度まではある一定程度の担保が見込まれていますが、それ以降については国の動向を見ますと、大変心配される所です。この点についてはどのように認識をされているのか、見解を伺います。

今後の財政再建の考え方についてですが、赤字再建団体の転落が目前に見える中、歳出削減については、抜本的な改革が必要と考えます。全体的に、薄く広くという考え方ではなく、検討できる事業については期間限定の中で見直し、凍結、半減、廃止など年数を限定して取り組まなければならない時点に来ていると思います。また、予算編成については、特化すべき内容として差別化をつけ、未来投資的発想の下で検討を要望いたしますが、これらについて市長の見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

本市では、平成16年3月に小樽市新行政改革実施計画の第3次改訂が策定され、最優先課題である財政健全化とともに、行政改革の取組が行われています。そこで、伺いますが、まず、平成16年度の実施項目数と実施率、財政効果額と平成17年度現在までの状況、内容についてお示してください。

次に、今後の実施項目の考え方について何点が伺います。1点目に外郭団体の見直しとして第三セク

ターの経営改善策などについての検討についてであります。第三セクターの問題については、施設の縮小、破たんなどマイナスの結果が多く、バブル期以降、改革に向けての重要な視点であります。本市では、この第三セクターの検討については、現在までどのように実施されてきたのか、その経過と内容についてお示しください。また、現状の課題と今後の考え方について、主なものでお答えください。

2点目は、人材の育成と多様な人材の確保についてであります。この項目は4項目ありますが、すべて検討中と伺っています。第2次改訂の平成13年より4年を経過していますが、具体的に推進しているとは言えない状況であります。職員提言制度の活用については、どのように進められてきたのか。職員に対しての周知方法、提言が行われた件数、それに対する評価、そして実際に提言内容が実施されたものなど、それぞれお示しください。

人事評価システムの導入及び能力等級制度の検討であります。現在、政府において、基本的なしくみが戦後に構築された我が国の行政システム全般を、行政を取り巻く内外の環境の変化を踏まえた新たな時代にふさわしいものとするため、改革が進められています。このうち、国家公務員制度の改革も進められており、人事評価システムの改革はその柱の一つにもなっているわけであります。また、人材育成等の充実については、近年価値観の多様化や地方行政を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、これらに対応するために、より一層の市職員の資質の向上が求められています。昨年の代表質問の御答弁によりますと、平成17年度に人材育成基本方針と人事評価システムのフレームを示すとありましたがどのように検討され、策定されたのか具体的な内容をお示しください。

また、平成18年度には、人材育成計画と人事評価システムをスタートさせたいという考えを示されていましたが、どのような進ちょく状況なのかお答えください。

現在、本市の財政状況は大変厳しい状況であります。厳しいときだからこそ、将来に向けて5年、10年というスパンで各分野のスペシャリストを育成する考え方が必要であり、そのための投機的費用は必要不可欠と考えます。育成目標のレベルを高く掲げて推進すべきと提案いたしますが、今後の人材育成についてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

3点目に公正の確保と透明性の向上についてであります。市で行っている事業はよくわからないという声を聞きます。事務事業についても時代の変化や多様性の影響から、見直しや検討が適時に必要となってきました。そのような観点から事務事業評価システムの策定がされ、実施と公表されるという考え方は重要であります。平成17年度から実施と公表がスタートするように計画されていますが、どのような現状なのか、課題と今後の考え方についてお示しください。

次に、情報化の推進についてであります。

インターネットや携帯電話の普及、また、数年後には全国的に開始されるテレビ放送のデジタル化など着実に進歩し広がりを見せるIT化の推進は、地域の活性化や行政の市民サービスの向上などに大きな影響があり、また期待をされるところであります。この情報化の推進について、どのように認識をされているのか、改めて市長の見解を伺います。

本市では、平成15年に小樽市地域情報化計画を策定し、計画期間は平成19年度までの5年間となっております。本年は、計画期間の中間点となっており、18年度以降は計画の後半期に入ります。まず、前半期の計画実施項目の主な内容と、効果や問題点についてお示しください。また、後半期については、財政状況が大変厳しい現実を考えますと、計画項目の見直しや期間の延長など、多くの検討が必要であると思っております。どのように考えられているのか、現状と課題、問題点や今後の考え方について見解を伺います。また、後半期の目指す方向性と主たる計画内容について、あわせてお答えください。

次に、情報の公開、提供についてであります。審議会などの各種会議の公開や会議録などの提供につ

いて、時代の流れから、着実に推進するという方向性にあります。本市では、都市計画審議会など一部の審議会については、会議の公開、ホームページ上での会議録の提供を行っているところであります。ただ、審議会などの各種会議がある中で、市民へのお知らせ、会議の公開、会議録の提供など全体的に整理されておらず、検討が必要と考えます。これらについて、どのように検討されているのか、現状と課題、今後の方向性について、見解を伺います。また、会議録や会議概要については、できる限りホームページに掲載し、提供すべきと考えますが、いかがでしょうか。ぜひ検討を要望いたします。

次に、ホームページについてであります。本市の公式ホームページは、毎年アクセス数が増加し、それとともに見直しを行いながら、見やすく、できるだけわかりやすくするための努力をされてきたものと認識をしています。また、ここ数年、情報の質と量について、着実に推進している状況は評価に値するところであります。ここ数年の中で、特に検討し推進してきた内容についてお示してください。

さて、市民が必要とする情報の量や質を充実させるという大きな目標がありますので、さらなる検討が必要であります。その目標の一つである、1課1ホームページについてですが、どのような状況なのか、現状と課題についてお示してください。

また、要望のある除雪情報や公営住宅の情報については、どのように考えられているのか、市民ニーズの確認や調査について、どのように検討されているのか、お答えください。

次に、人口問題についてであります。

日本の人口は2006年をピークに減少し、2050年には1億人を下回る予測も出されています。本市においても毎年人口が減少しており、人口問題は自治体にとって重要な問題の一つとなっています。小樽市の人口についてですが、国勢調査概数では14万2,165人となっています。この人口問題についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

さて、人口動態についてですが、過去10年間の人口数はどのように推移してきたのか、減少の主な要因と傾向性についてお示してください。また、合計特殊出生率は全国の1.29を大きく下回っていますが、出生数の推移、要因、傾向性なども含めて、お答えください。

人口減少の状況は何も対策を講じなかった場合、加速度的に悪化すると言われております。今までにも、この対策についてはさまざまな検討と可能な施策を実施されてきたことは、認識をしています。今後、さらなる検討が必要と考えますが、少しでも現状維持に近づける減少歯止め策がますます重要となってきます。今後の歯止め策について、どのように考えられているのか、具体的にお示してください。

本年、この対策の一つとして、北の大地への移住促進事業が展開されています。これについては、専用のホームページを作成し、問い合わせにワンストップで対応できる体制で推進しています。このホームページへのアクセス数と問い合わせ内容、効果についてお示してください。また、この移住促進事業の現状と今後の考え方、方向性について見解を伺います。

次に、旧ごみ焼却場についてであります。

この施設は、昭和40年11月道内では2番目の本格的なごみ焼却施設として建設されました。当時の契約メーカーは、日立製作所となっており、現在、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設されているごみ焼却場の契約先が日立造船ということで、同じ日立という会社名の業者との契約に不思議な縁を感じるところであります。以後、施設の老朽化や法律改正により大規模な改修工事が数度にわたり実施され、用途廃止された平成13年まで約36年間にわたってごみの焼却処理が行われてきました。まず、用途廃止された要因についてお示してください。また、今まで行われた大規模な改修工事について、年度、主な内容、事業費についてお答えください。

2000年1月より施行されたダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準をクリアできない地方自

治体の焼却炉が現在大きな問題となっています。さて、解体についてですが、他都市においてもごみ焼却場の解体が行われていますが、同程度の規模ではどのぐらいの費用がかかるのか。また、解体時ダイオキシン等の安全対策はどのように実施されているのか、お答えください。本市においても、旧ごみ焼却場の問題を抱えているわけですが、現状と今後の考え方について市長の見解を伺います。

次に、家庭ごみの減量化・有料化についてであります。

本年4月より、家庭ごみの有料化がスタートし、8か月が経過しました。この有料化の目的は、ごみ減量化の推進、資源化の推進、そして市民サービスの向上などです。そこで、これらの現状について伺います。

まず、ごみ減量化については、有料化前の平成16年と比較して、燃やすごみ、燃やさないごみはそれぞれどのぐらい減量されたのか。また、平成21年度の目標値の比較では、どのようになっているのか、その率と1人当たりのごみ量は何グラムになるのか、お示しください。さらに、10月末までの有料指定ごみ袋はどのぐらい販売されているのか、それぞれの枚数、金額、総額についてお知らせください。

2点目に、資源化の促進です。資源化に際し、4分別から12分別に拡大して、無料で収集としたことから、資源物の量は予定された以上に増大されたと伺っています。資源物量は平成14年度と比較して、どのぐらいになっているのか、品目別では前年度と比較して幾ら増えたのか、率とトン数をお示しください。さらに、資源物の収集やリサイクル化への現状と問題点、今後の考え方についてお示しください。

3点目に、市民サービスの向上についてです。家庭ごみ減量化・有料化実施計画によりますと、市民サービスの向上については、4項目が掲載されていますが、それぞれどのように実施されてきたのか、お示しください。地域の環境美化協力員制度についてですが、地域によって格差があるようです。この点については、どのようにとらえられているのか、問題点と課題についてお答えください。

次に、一般廃棄物の民間委託についてです。現在、ごみ有料化の目的の大きな一つの柱である減量化が着実に推進している状況です。ごみの全体量が減少しますと、収集運搬の台数もそれに対し見合うように削減しなければなりません。平成18年度はどのように検討されているのか、現状と検討内容をお示しください。

さて、収集運搬については、行政改革の観点から、民間委託への議論がなされてきました。特に、原価の問題では、直営収集の単位当たり部門単価は委託単価の約2倍となっており、大きな課題の一つとして見直しが急務とされています。平成16年第1回定例会において、我が党の佐藤議員の代表質問の御答弁で、民間委託について市長は、次のように言われています。「完全民間委託につきましては、平成16年度の早い時期に全庁的な職員配置の方向性も見据えた中で、収集体制のあり方について計画を策定し、19年度には実施してまいりたいと考えております」という内容でありました。この計画の策定は、いつ策定されたのか、時期と計画内容についてお示しください。また、19年度の実施に向けて現在どのような検討をされ、準備されているのか、19年度までのスケジュールと課題や問題点について見解を伺います。

次に、地産地消についてです。

先日、北海道の審議会、「産消協働の普及のための道民会議」から、産消協働による経済波及効果の試算について発表がありました。食事に例えれば、週1回地元産品の料理を一皿程度増やせば、道央圏では3,435億円の生産増が見込めるといふものであります。これは、32分野の業種について置きかえた場合の試算であります。今までも地産地消については、安全面や地元経済の観点から、学校給食などで実施されるケースや生産者がはっきりとわかる写真入りの案内メッセージつきの商品も増加傾向にあり、

認識されつつあると思われます。その上で、今回の試算は数字として表されており、理解しやすく、目標になりやすいと考えます。本市においても、地産地消に積極的な施策のために、一定程度の項目で試算をし、具体的な内容で検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

本市の産業の多くは、隣接の札幌の影響を受けています。同等の技能、技術があっても、営業力や価格面のきん差で仕事がとれなかったり、独創性があっても外へ発信するノウハウがわからず、伸び悩んでいる企業もあります。本市のこれらの現状と課題、問題点についてお答えください。

地元産業活性化のために、地元の仕事はできるだけ地元の企業が相互に協力し合えるような産業全体の底上げが重要と考えます。特に、問題意識を持っている企業と異業種間の情報発信、情報提供ができるネットワークづくりを行政も積極的に参画し、地産地消に向けての推進を検討すべきと思いますが、今後の考え方も含め見解を伺います。

次に、職業体験事業についてであります。

2005年度版労働経済白書によりますと、ニートは昨年度で約64万人と推計されています。働かない若者の増加は、単に労働力の減少による経済成長の低下や社会保障の問題だけでなく、若年者本人にとって社会経験上の空白が大きな損失となることが危くされています。本市についても、同様のことが懸念されているわけですが、どのように認識をされているのか、見解を伺います。

さて、国では、本年度、経済産業省、文部科学省、厚生労働省の関係省庁が児童・生徒への職業体験事業を本格的に検討、実施している状況であります。経済産業省では、地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト事業として、本市においても実施されているところであります。道内公立高等学校では、以前から職業体験事業としてインターンシップが行われており、小樽市でも市内と後志管内を含め、平成17年2月現在121の事業所が受け入れています。高校生の場合、希望職種が直接体験できるため、効果も大きいようであります。これらの職業体験事業については、未来を担う若年者対策という大きな観点からの取り組みであり、似たような事業となっておりますが、それぞれの事業の考え方と事業内容、また、それぞれの関係性はどのようになっているのか、お答えください。さらに、今後の考え方、方向性について見解を伺います。

文部科学省の中学生を対象とした職場体験事業キャリア・スタート・ウィークについてであります。これは、1998年度から兵庫県で実施されている職場体験事業、トライやる・ウィークがモデルになっています。中学生の段階において職業観を養うことで、働かず、教育・訓練も受けようとするニートになることを防ぐことが目的の一つであり、不登校生徒に対する効果も現れているようであります。5年目の検証ということで、兵庫県の報告によりますと、生徒からは、「やりたい仕事が見つかった」、保護者からは、「礼儀やあいさつなど人との接し方を学んだ」、教職員からは、「地域の教育力を再確認した」など、多くの意見が寄せられ、事業の効果が現れているようであります。全国ではこの職場体験事業キャリア・スタート・ウィークについて、どのように行われているのか、経過、内容についてお示しください。また、どのような意見や要望などが出されているのか。さらに、小樽市で取り組む場合の課題や問題点、今後の考え方についてあわせてお答えください。社会との接点は大きな意義を持つものと考えますので、今後ともしっかりと推進していただくことを要望いたします。

次に、学校内外の安全対策についてであります。

広島県の事件から幾日もたたずに、栃木県で再び小学校の女儿が殺害されるという、あまりにも痛ましい事件が発生しました。いずれも下校途中に起こった事件であります。近年では、学校を取り巻く事件が増加しており、学校が安全な場所という神話は、もう既になくなっていると言っても過言ではない状況であります。このような状況について、どのように認識されているのか、教育長の見解を伺います。

学校内の指導内容の中で、登下校時に遭遇し得る不審者に対し、どのような指導を子供たちに行っているのか、お示してください。

また、他都市では、教職員が不審者の役を行って、実際に子供たちに大声を出させたり、防犯ブザーを使用させるという訓練を実施しています。いざというときには、実体験が大きな意味を持ってきます。特に、小学校についてこのような訓練や指導体制を全市的にすべきと要望いたしますが、いかがでしょうか。学校内での指導とともに、重要になってくるのが、PTA、地域、町内会の協力体制であります。子ども110番の家のステッカーについても実施されてきましたが、さらに一歩進める上で、学校と地域での共通認識と協力体制を確認、協議する場づくりが急務であります。この点について、現状と今後の考え方について見解を伺います。

開かれた学校についても議論されてきましたが、地域の方々にいかに学校に来てもらうか、協力体制を築いていけるか、今後の大きな課題であります。学校からの情報発信や構えず学校に行ける体制づくりを安全対策の観点からも検討すべきと思いますが、見解を伺います。

以上、再質問はいたしませんので、明快なる御答弁をお願いいたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず本年度の予算執行であります。本市財政は2年連続の赤字予算を編成し、平成16年度決算は昭和52年度決算以来、27年ぶりの赤字となりまして、その危機的な状況が現実の数字で表れてまいりました。このような中で、本年度の予算執行に当たりましては、今後もさらに厳しさを増す財政状況を全庁的に再認識をし、事務事業の見直しを常に念頭に置き、赤字額の圧縮に努め、組織的な取組はもとより、職員一人一人が常に危機意識を持って取り組むことが肝要であると考えております。

一方で財政再建のため、各施設における使用料の全面改定など受益者負担をお願いし、市民の協力を求めている中で、市政全般にわたり公平・公正で効率的な執行が求められており、限られた財源ではありますが、市民サービスの向上に意を注ぐことも忘れてはならないものと考えております。

次に、平成18年度予算編成に当たっての考え方でありますけれども、平成18年度の本市の財政状況は、17年度からの赤字を引き継ぐことに加えて、歳入については依然として回復の遅れている本市の経済・雇用情勢や固定資産税の評価替えなどによる市税収入の減収に加え、三位一体の改革の影響、国勢調査人口の減による交付税の影響など厳しい環境にあると考えております。歳出についても、扶助費や他会計への繰出金の増加などが見込まれ、17年度同様に財源が不足する大変厳しい状況にあります。そのため、新年度予算の編成に当たりましては、財政再建団体への転落が現実のものとなり得るという危機的状況を十分認識し、赤字額の圧縮に努める必要があり、再建団体転落回避と財政再建が至上命題であることを念頭に置いて編成する方針であります。

次に、平成17年度決算の見通しでありますけれども、まだ4か月を残しており、冬期間の除雪費など、不確定な要素もあり見通しを立てるのが難しいものがありますが、市税の収納率はおおむね昨年並みで推移しているものの、景気低迷などから個人市民税の調定額が予算に比べて減少していることや、固定資産税の収納状況などから、予算額の確保は厳しいものがあると考えております。また、普通交付税は7月に算定がなされましたが、臨時財政対策債を含めて予算に対し4億2,600万円の減額となっております。

す。一般財源収入が大きく落ち込む厳しい状況となっております。このため、経費削減に全庁を挙げて取り組むことはもちろんであります。企業会計の収支状況なども見据えた繰出金の精査など不用額のねん出に努め、収支改善に取り組んでおります。しかし、本定例会後の平成17年度の単年度の赤字額は3,146万円であり、その増加がこれからも見込まれる中で、16年度の赤字分約11億8,000万円を加える今年度の決算は大変厳しいものと考えております。

次に、財政再建団体に対するお尋ねですけれども、財政を再建する方法としては自力で赤字を解消し、再建を図る自主再建方式と地方財政再建促進特別措置法を準用し、国の管理下で再建を行う準用再建方式があり、一般的に財政再建団体とは、法の規定を準用した準用再建方式を指します。この準用再建方式による再建を行う場合、財政再建計画を策定し、総務大臣の承認を受ける必要があるなど、さまざまな制約がある半面、一時借入金についての政府資金のあっせん、退職手当債の許可のほか、一時借入金の利子や退職手当債償還に対する特別交付税措置などの財政措置が講じられます。この財政再建計画には、計画期間中において、累積赤字を解消するため、職員給与の削減や単独事業の全面的な見直し、歳入を増やすため一定程度の超過課税や使用料・手数料の引上げなど、国の指導、監督の下、財政再建を最優先に市政を運営しなければならず、本市独自の政策判断は極めて制約をされ、市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えております。

次に、財政再建計画の策定でありますけれども、法の準用により財政再建を行う場合には、団体みずからが議会の議決を受けた財政再建計画を国に提出をし、総務大臣の承認を受けて、財政再建に取り組むことになります。計画期間については、再建する額にもよりますが、おおむね7年度以内に累積収支不足を解消し、計画の最終年度には実質単年度収支の均衡を図った上で、総務大臣の財政再建の完了の確認により再建期間が終了することになります。

次に、財政再建計画の改善目標等でありますけれども、財政再建団体になった場合には、国の管理の下、歳入増加策として、市民税、固定資産税などの税率引上げや市税を初めとする各種収入の収入未済額の収納率の向上、施設使用料・手数料では、所要経費等を踏まえた改定などが想定されるほか、歳入の削減策としては徹底した管理経費の削減はもちろんのこと、組織の統廃合、職員数の適正化、市が単独で行っている施策・事業の休止、廃止などが想定されます。また、改善目標額でありますけれども、具体的な金額についてお示しできませんが、これまで以上の財政効果が必要となりますので、市民の皆さんや職員にとって、非常に大きな負担が生じるものと考えております。

次に、一般会計における繰出金の構成割合でありますけれども、12年度は12.9パーセント、13年度は13.5パーセント、14年度は14.1パーセント、15年度は14.2パーセント、16年度は14.1パーセントとなっております。

次に、各会計への繰出金の平成16年度決算額でありますけれども、国民健康保険については、保険基盤安定分、保険者支援分、高医療費市町村運営安定化分など、老人保健は医療諸費の6.33から7パーセント及び事務費分を、介護保険は保険給付費の12.5パーセント及び事務費分で、これら三つの事業会計で約46億3,200万円繰出ししており、すべて制度上の負担ルールによるものであります。これ以外の特別会計につきましては、すべて収支不足として、港湾整備事業会計ほか6特別会計で約6億300万円の繰出しとなっております。企業会計につきましては、病院事業会計の繰出金は約14億円で、地方公営企業法等に定められた基準繰出しとして、建設改良に要する経費など約13億3,900万円、95.6パーセントを繰出し、基準外として長期貸付金の利息分として、6,050万円を繰り出してあります。水道事業会計への繰出金は約2億5,300万円で、基準繰出しとして、水源開発に係る経費など約1億5,400万円、60.9パーセントを繰り出し、基準外として水道料金減免分約9,900万円を繰り出してあります。下水道事業会計への

繰出金は26億9,800万円で、基準繰出しとして、高資本対策に要する経費など約14億1,600万円、52.5パーセントを繰り出し、基準外として下水道使用料減免分及び収支不足分として約12億8,200万円を繰り出しています。

次に、財政再建推進プランの繰出金の縮減効果でありますけれども、3月にお示ししました改善目標額においては、下水道事業会計への繰出金の縮減4億円を見込んだものでありましたが、本年10月末現在の改善目標では下水道事業会計において、資本費平準化債の導入により約5億4,000万円、港湾事業会計では、現在、2隻体制で運行しておりますひき船を18年度中に大型化し、1隻体制での運行とする見直しで約2,000万円、駐車場事業会計では稲穂駐車場、駅前広場駐車場と駅横駐車場について、利用料金制による指定管理者制度を導入することによる繰出金の見直しで約1,000万円、合わせて5億7,000万円の縮減を見込んだものであります。

次に、下水道事業における大規模改修に伴う財政再建推進プランとの関係でありますけれども、本市の下水道は昭和31年から事業に着手し、施設整備を進めてまいりましたが、基幹施設である処理場やポンプ場につきましては、供用開始から15年から35年が経過し、各施設の機械、電気設備等が老朽化しており、機能維持を図る必要があります。しかしながら、下水道事業には多額の繰出金を要することから、再建プランへの影響は少なくするため、施設の更新に当たりましては、将来人口を見据えながら適正な施設規模を定め、機器台帳や診断調査を基に、効率性・経済性などの評価を行い、優先順位を定めて事業費の平準化を図りながら更新事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の三位一体改革の本市の新年度予算に与える影響でありますけれども、今回、生活保護費の負担率削減は見送られたものの、児童手当、児童扶養手当の負担率が引き下げられました。この地方負担分が都道府県と市町村でどのような配分になるのか。また、税源移譲の都道府県と市町村への配分がどうなるのか。さらには、その他の補助負担金の削減がどうなっているのか。その詳細は、今後の国の予算編成の中で決まってくるものと聞いておりますので、現時点では影響をお示しすることができない状況であります。

次に、平成19年度以降の地方交付税に対する認識でありますけれども、これまで三位一体の改革の経緯を見ますと、結果として地方交付税の大幅な削減により、本市にとって非常に厳しいものとなっております。平成19年度以降の第2期改革に当たりましては、地方六団体内部での十分な議論を重ね、国民の理解と協力を得ながら、案をできるだけ早い時期にまとめ、一致団結して国との協議を進めていかなければならないと考えております。地方交付税については、地方団体の安定的財政運営に必要な総額と機能維持を確保することが必要であると考えております。

次に、今後の財政再建に対する考え方でありますけれども、まず、これまでお示ししておりますが、徹底した内部努力を行い、行政コストの削減を進めるとともに、施策の検証と見直しを行い、その結果を踏まえた事業展開を進めていかなければならないものと考えております。また、例えば一定の投資をして施設の統廃合を進め、これらから生ずる維持管理費等経費削減分で財源を生み出すことや、市民との協働や民間活力の芽をはくぐむ施策を創出するなど、知恵と工夫を出し合い、これまでの慣例にとらわれることなく新たな発想を持って取り組まなければ、財政再建はなし得ないと考えております。いずれにいたしましても、あれも、これもは絶対にできないわけでありまして、あれか、これかの重点化した市民サービスの向上を念頭に置き、限られた財源を活用しながら、公平・公正で効率的な行政の姿を目指していきたいと思っております。

次に、行政改革についてでございますけれども、まず、新行政改革実施計画の実施状況であります。平成16年度には、実施項目50項目のうち41項目が実施済み又は一部実施済みとなり、項目数の実施率は

82パーセントとなりました。また、行政改革の取組による財政効果額ですが、総額で20億9,100万円で、目標額とほぼ同額の達成状況となっております。

次に、17年度の現時点での実施状況であります。主なものとしては、組織・機構の見直しでは、水道局の上水道と下水道事業の統合などに伴う組織の変更を行ったほか、定員管理及び給与等の適正化では、前年度に引き続き、職員数の削減、特別職及び一般行政職の給与の削減を実施いたしました。また、行政サービスの向上では、銭函保育所の定員拡大や放課後児童クラブの障害児の受入れなどを実施したほか、施設管理や業務の見直しでは、銭函及び新光デイサービスセンターと中央保育所を民間に譲渡するとともに、小樽病院の給食調理業務を民間に委託しました。

次に、今後の実施項目の考え方ですが、まず第三セクターの見直しでありますけれども、平成13年に庁内検討委員会を設置し、第三セクターの経営改善策などについて検討を行うとともに、それぞれの法人や所管部においても見直しを行ってまいりました。本年10月には経営状況の見直しの結果、株式会社小樽都市開発公社が清算されたほか、厳しい経営状況が続いている株式会社小樽交通記念館について、抜本的な見直しが必要となっていることから、現在、交通記念館のあり方も含めて検討が進められているところであります。今後も引き続き、第三セクターの事業内容、経営状況などの把握とともに、出資の必要性など第三セクターへの関与のあり方などを検証し、見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、人材育成と多様な人材の確保に関して、職員提案制度の活用でありますけれども、周知方法は庁内LAN、メールなどを利用し、制度内容を解説した文書を職員に配布しております。提言が行われた件数は平成10年に現行の小樽市職員提案規程を改定して以来4件であり、そのうち1件は研究の意欲が認められるとして表彰しておりますが、実施に至った提言はありません。しかしながら、より多くの職員の考え方を聞きたいということから、平成14年10月に職員版「市長への手紙」を始めております。メールや手紙で幾つかの提言を受ける中で、職員の有給休暇の取得期間を暦年から年度への変更などを実施に向けて検討させております。

次に、人材育成基本方針と人事評価についてでありますけれども、進ちょく状況につきましては、まず人事評価システムにつきましては、今年度の人事院勧告で平成18年度以降の新しい給料表や昇給基準などが示され、国の人事評価の方法や評価結果の反映方法も一定程度示されておりますので、今年度中に基本的なフレームを作成し、スケジュールと実施方法を明らかにしたいと考えております。人材育成基本方針につきましても、理想の職員像の設定をはじめとして、職員の採用、異動、昇任、そして研修など人事評価と不可分なものでありますので、人事評価システムの構築と並行して策定してまいりたいと考えております。

次に、人材育成についての見解でありますけれども、短期的なスパンで申し上げますと、現在直面している財政危機をどう切り抜けるかという問題があります。今後、大量の定年退職者を控え、大幅な削減を予定しておりますので、従来型の発想では立ち行かない情勢となりますので、まず職員全員の意識改革のスキルアップが必要になるものと考えています。また、民間活力の導入や市民との協働が不可欠となりますので、高度な企画能力、調整能力、説明能力などが必要となります。

次に、長期的なスパンでは、国と地方の関係が対等になること、自治体間格差が明確になり、自治体間競争が激化すること、そして官と民の区別がなくなり同じ土俵で競うことも想定されます。今後、独自の政策を立案してスピーディに事業展開できる能力が必要になりますし、これまでの予算主義から脱却し、コスト意識を持つとともに、損益やバランスシート感覚で事業をとらえることも重要になると思っております。このような短期的・長期的視点で人材育成をするべきと考えておりますが、根本はすべ

ての職員の日常的な努力にかかわっておりますので、目的や課題の共有や動機づけなどについて、あらゆる機会に啓発してまいりたいと思っております。

また、職員研修につきましては、外部講師による研修や外部施設での研修には、スペシャリストを養成する目的で計画的に参加させるとともに、内部研修や職場研修は、目的や課題を明確にして、より効果的なものになるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価システムの策定でありますけれども、小樽市行政改革の第3次実施計画の中では、公正の確保と透明性の向上という観点から事務事業評価システムの推進を位置づけ、評価システムの導入により重点的に取り組むべきもの、廃止又は縮小すべきものなど事務事業の見直しを行い、その内容を公表することとしておりました。この間、総合計画の実施計画を対象に、事務事業評価や施策評価の試行を行い、実施計画や予算編成に反映させてまいりましたが、評価の判断基準に客観性が乏しく、事業全体を判断する指標とはなりません。このことから、今回の財政再建推進プランの中にも位置づけ、現在、先進自治体の取組状況などについて情報収集を行っているところであり、今後はそれらの自治体での課題や問題点を整理・分析をし、本市に適したシステムの構築に向け調査・研究を行い、来年度以降、庁内での検討会議や実証実験の取組などの結果などを踏まえ、実施に移してまいりたいと考えております。

次に、情報化の推進についてでありますけれども、まずIT等による情報化の推進であります。自治体においてIT等の活用は情報公開が促進され、市民に便利な行政サービスを迅速に提供することができるなど、重要な施策であると考えております。また、近年インターネットや携帯電話の普及は目覚ましく、来年6月には札幌市から順次地上デジタル放送が開始されることなどもあり、情報化の推進は個人情報保護などの留意点はありますが、市民生活に身近な有効なものとして、その活用によっては利便性が高まる重要な事業と認識しております。

次に、地域情報化計画でありますけれども、本事業を着実に推進するため、優先的に取り組む必要がある事業を重点事業と位置づけております。前半期の計画実施項目の主な内容等ではありますが、重点事業として公式ホームページの量・質の充実、IT講習会の開催、IT機器操作についての相談窓口の開設や総合行政ネットワークと庁内情報ネットワークの整備などを挙げており、おおむね計画どおり達成されたと考えております。本市の公式ホームページにおいては、市民生活に密着した情報を中心に提供内容の拡大を図っており、見やすさについては外部からも評価を得ているところであります。

IT講習会では、平成13年度から本年度までに約7,900名が受講し、また、インターネットの操作やパソコンの基礎技能の指導を目的としたITリーダー養成講座に参加した40名の方々には、本年度のIT講習会の講師を務めていただくなど、習う側から教える側へと成長していることは大変喜ばしいことと思っております。さらには、障害者を対象としたIT講習も「杜のひろば」で行われており、今後の展開に期待を寄せているところであります。しかし、電子掲示板や電子会議室の開設に関する計画には、まだ問題点や課題も多く、今後、実現に向けて検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、地域情報化計画の後半期についてですが、行政の情報化の項目のうち、行政事務の電子化の実現や電子申請の実現による窓口サービスの向上については、システムや財源などの問題もあり、財政効果や市民サービスの向上の視点から検証をし、その結果を見極めた上で導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、情報の公開・提供でありますけれども、審議会などの各種会議の公開・非公開につきましては、その会議の性格や審議内容などから、それぞれの審議会などが公開・非公開を判断しております。また、市政への市民参加を推進し、市民に開かれた行政を実現していくためには、会議の公開は重要であると

認識しておりますので、今後、庁内に検討委員会を設置し、会議録のホームページへの掲載なども含めて、会議の公開についての考え方を整理してまいりたいと考えております。

次に、市のホームページで特に検討をし、推進してきた内容でありますけれども、まず、昨年6月にはホームページのリニューアルを行い、情報を検索しやすくいたしました。また、市長への手紙、市議会議事録、移住促進対策、入札情報、各種申請書・届出書ダウンロード、各種ガイドブックなどを新たに掲載し、市民への情報提供の充実を図ってまいりました。

次に、1課1ホームページの現状と課題でありますけれども、既に独自にホームページを作成している部局は、建設部都市計画課、小樽病院、消防本部、水道局、選挙管理委員会であります。今後の課題としましては、各課においてホームページを作成できる職員の養成であると考えております。また、ホームページに対する市民の要望であります。除雪情報や公営住宅の情報については、既に提供している部分もありますが、内容についてさらに検討し、今後よりよい形で情報提供してまいります。

また、ホームページに対する市民の要望調査については、ホームページ上からメールによって市民の要望をお聞きするようしてまいりたいと思っております。

次に、人口問題についてでありますけれども、今回の国勢調査での人口総数は、平成12年の前回調査に比べて8,522人減少しており、減少率は5.66パーセントとなりました。住民基本台帳の推移から人口減少はある程度予測されておりましたが、残念な結果であると受け止めております。危機的な財政状況下である本市にとって、今回の人口減少は、行政面では市税収入や地方交付税など歳入の減少につながり、さらに厳しい財政運営を余儀なくされる問題と考えております。また、長期的には購買力が後退し、経済活動の停滞が予想されます。このようなことから、人口問題は財政再建とともに、本市の重要な課題の一つと認識しております。

次に、人口の推移とその傾向、減少の主な要因であります。住民基本台帳によりますと、過去10年間における年末の人口推移では、平成7年から12年は減少しながらも15万人台を維持しておりました。しかし、平成13年から15万人を割り、16年は14万5,160人、本年11月末現在では14万3,203人になっております。人口減少につきましては、さまざまな要因が複合的に関係しているものと考えておりますけれども、社会動態では、転出数が転入数を上回る状況が続き、特に札幌市への転出数が多いことが影響していると考えられます。また、自然動態では、過去10年間、死亡者数に大きな変動がない中で、出生数が減少しており、平成7年から10年まで1,000人台を維持してまいりましたが、平成11年に1,000人を割り、平成16年は815人、本年11月末では679人と少子化が一層進行している状況にあります。

この主な要因としましては、全国的にも晩婚化や未婚化の傾向が続いている中、特に本市においては、女性の未婚率が全国、全道平均に比べ高いことが特徴として挙げられます。

次に、今後の人口対策の取組でありますけれども、これまで子育て支援や若年労働者の地元定着、定住促進などの各種事業を進めてまいりましたが、人口減少に歯止めをかけることができないのが現状であります。人口減少には、複合的な要因がありまして、なかなか有効な施策を見出すことは難しいものと考えておりますが、今月、改めて庁内6部の担当課長で構成する人口対策会議を設置し、これまで実施してきた施策・事業を検証し、新たな施策を検討するなど、今後も人口対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移住促進事業におけるホームページのアクセス数等でございますが、本年11月末までのアクセス数が8,745件、問い合わせ件数が37件で、長期や夏期の短期移住を希望する方もおり、既に6件が小樽市へ事前視察に訪れております。また、移住希望者は主に首都圏の方で、50代から60代の方が多く、海外からの問い合わせもあり、来年には小樽市へ移住したいと希望している方も出ております。本年度は

専用ホームページの作成、首都圏フォーラム等による相談窓口の開設や観光客を対象としたアンケート調査などを実施し、移住促進に努めてまいりました。次年度は、道庁や北海道移住促進協議会等と一層の連携体制を図り、首都圏等での説明会や移住体験会を実施するとともに、移住希望者との意見交換会の開催、民間による移住ビジネス会社の設立の協力など、産学官の連携により積極的に移住事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、ごみの問題でありますけれども、初めに、旧ごみ焼却場の用途廃止の要因でありますけれども、大気汚染防止法施行令が改正され、既存の焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類の濃度基準が平成14年12月から1ナノグラム以下に強化されることになり、旧焼却場をこの基準に適合させるには、多額の改修経費が必要であることや、改修したとしても、焼却可能量の減少が見込まれたこと。また、平成10年に環境庁が実施したダイオキシン類緊急全国一斉調査において、真栄地区で高濃度のダイオキシン類が検出されましたが、その後の追跡調査でも焼却場が発生源であることを完全には否定できなかったことなどから、平成13年3月末をもって用途廃止したものであります。

次に、旧ごみ焼却場で行われた大規模改修でありますけれども、昭和49年度と50年度において、マルチサイクロン方式の集じん装置の大型化や水冷ジャケットの取替え、スプレー室の能力強化、火格子部材の取替え整備などを行い、総事業費は約1億200万円であります。また、昭和62年度と63年度においては、焼却炉内の全面改修や火格子部材の取替え整備、煙突の全面改修、計量設備の改良などを行い、総事業費は約2億3,500万円あります。平成7年度と8年度においては、排ガス処理装置を、マルチサイクロン方式からバグフィルター方式へ変更するとともに、ろ過灰ビット内のコンベヤ設置や煙突の全面改修に加え、排ガス処理装置の建屋新築を行い、総事業費は約5億6,400万円あります。

次に、旧ごみ焼却場の解体費用と解体時におけるダイオキシン類の安全対策でありますけれども、まず、解体費用については、炉の焼却方式などにより一概には言えませんが、他都市の例からすると、おおむね3億円から4億円の費用が必要になるものと見込まれます。

次に、解体時におけるダイオキシン類の安全対策であります。解体作業に当たっては、ダイオキシン類が外部に流出しないよう密閉措置を講ずるとともに、高圧洗浄でダイオキシン類を除去した後に解体を行うなど、厚生労働省の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて行うこととされております。また、周辺の環境調査も解体工事前、解体作業中及び解体工事後に行うこととされております。

次に、本市の旧ごみ焼却場の現状と今後の解体に向けての考え方ですけれども、平成13年3月の廃止時に、ダイオキシン類の飛散・流出を防止するため、焼却炉開口部の閉鎖や建物内に関係者以外の立ち入りができないよう閉鎖措置をとったところであります。また、その後におきましても、定期的に焼却炉等の点検と建物の維持管理を行っているところであります。しかしながら、地震等の予期できない原因により、ダイオキシン類が飛散・流出し、生活環境保全上、支障が生じるおそれもあることから、施設解体については、できるだけ早く行わなければならないものと考えております。

しかし、解体には、先ほど申しましたとおり3億円から4億円程度の必要が見込まれ、現行制度ではその採択要件から、国の交付金の導入が困難な状況であることや、本市の厳しい財政状況から、現時点では解体については、なお時間を要するものと考えております。今後、国の交付金の採択要件の見直しや本市の財政状況を見ながら、解体時期については検討してまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみの減量化・有料化についての御質問でございますけれども、初めにごみ量ですが、本年4月から11月までのごみ収集量は、燃やすごみが1万3,559トン、粗大ごみを除く燃やさないごみが1,931トン、合計で1万5,490トンであり、前年度の同時期と比較して、燃やすごみが約33パーセン

ト、燃やさないごみが約67パーセント、合計で約41パーセントの減量となっております。また、平成21年度の目標値の比較でありますけれども、目標値は粗大ごみを含めたごみ量では、平成14年度との比較で約26パーセントの減量を目指し、1人1日当たりのごみ量を616グラムとすることとしておりますが、本年粗大ごみを含めたごみ量は、前年度と比較して約36パーセントの減量、1人1日当たりのごみ量では565グラムとなっており、現時点では平成21年度における1人1日当たりのごみ量の目標値より51グラム減量となっております。

次に、本年4月から10月までの指定ごみ袋等の交付状況でありますけれども、5リットル袋が93万2,817枚、10リットル袋が159万3,346枚、20リットル袋が147万1,330枚、30リットル袋が58万2,286枚、40リットル袋が50万6,724枚、ごみ処理券が5万3,820枚、合計で514万323枚であり、手数料収入では、総額1億7,982万8,970円となっております。

なお、参考までに、本年3月中の交付状況につきましては、指定ごみ袋で150万8,055枚、ごみ処理券で1万6,320枚、処理手数料は6,510万8,720円となっております。

次に、資源物の収集量でありますけれども、平成14年度と17年度のそれぞれの11月までの収集量は、平成14年度549トン、平成17年度で5,093トンとなっており、平成14年度の収集量と比較すると、約9.3倍となっております。また、平成16年度と17年度のそれぞれの11月末までの品目別収集量を比較すると、缶、瓶は645トン増の2.7倍、紙類は2,644トン増の127.2倍、プラ類は1,284トン増の12.6倍、合計で4,573トン増の9.8倍となっております。

次に、資源物の収集やリサイクルの現状、問題点、今後の考え方でありますけれども、資源物の収集については、収集量が大幅に増加したことから、直営や委託のごみ収集車の一部を資源物の収集に振り替えたほか、資源物収集作業の終了時間などを見ながら、新たに資源物収集車を増やすなどの対応を進めてまいりました。今後においても、ごみや資源物の収集量などの推移を見ながら、収集台数を調整するなど、効率的な収集を図ってまいりたいと考えております。また、資源物については、現在、市のリサイクルセンターのほか、民間に委託して処理を行っておりますが、平成19年度以降は、新聞や雑誌などを除き、新たに供用開始する北しりべし廃棄物処理広域連合のリサイクルプラザで処理することとしております。

次に、市民サービスの向上施策の実施状況でありますけれども、祝日収集については、月曜日から金曜日までの祝日においても平日と同様にごみと資源物を収集しております。冬期収集困難地区の対応強化については、地域との協議を踏まえ昨年度までの実施地区に、今年度新たに38地区を加え、合計53地区で対応を強化することにいたしました。地域環境美化協力員については、現在、112団体、934名の方々にごみステーションでの適正排出の助言や清潔保持などに御協力をいただいております。ごみネット等の助成については、ごみネットは購入費の2分の1で5,000円を限度に、ごみ箱は購入費の2分の1で2万円を限度に助成しており、現在までに54件の申請がなされ、今後も申込件数が増加するものと見込まれます。その他の施策としては、ステーションまでごみ出しができない素材について戸別収集するふれあい収集や資源回収ボックスの設置助成、段ボール箱生ごみたい肥化基材の無料配布などを行っております。

次に、地域環境美化協力員制度の問題点や課題でありますけれども、本年6月に分別方法や排出方法などについて研修会を開催することありますが、地域により取組にばらつきがあったり、助言の仕方に違いがあることから、今後さらに研修会を実施するなど、これらの課題の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次、民間委託でありますけれども、ごみ収集については、平成16年度は1日平均で直営13台、委託10

台の計23台で収集していましたが、本年から家庭ごみ減量化・有料化に合わせて直営車4台を減車し、直営9台、委託10台の合計19台の体制としたところでありました。その後、ごみの減量が予想より進んだことから、本年8月までにさらに直営1台、委託1台を減車し、現在、直営8台、委託9台の計17台で収集しております。現在のごみ量を見ると、大きなリバウンドもないことから、18年度においてはさらに直営1台を減車し、直営7台、委託9台の計16台体制にしたいと考えております。なお、資源物については、委託を中心に収集しており、直営にあっては現在2台で収集しておりますが、18年度においても同様の体制で行うこととしております。

次に、ごみと資源物収集の委託化計画でありますけれども、当初は平成16年度に策定する予定でありましたが、17年度から有料化実施が決まり、ごみと資源物の収集量の推移を慎重に見極めなければならなかったこと、北しりべし廃棄物処理広域連合における焼却施設、リサイクルプラザの施設管理、運営方法について検討を必要としたことから、平成17年度において委託化計画を策定することとしたものであります。

現時点では、今後、広域連合処理施設の管理・運営部門に廃棄物事業所から職員を派遣する予定であり、また、厳しい財政状況や収集業務の一層の効率化を進めるためにも、委託化拡大を図る必要があることから、平成19年度の委託化拡大の実施に向けて計画を策定中であり、年明け早々には職員組合と協議を行うこととしております。

次に、地産地消についての御質問でありますけれども、まず、地産地消の経済波及効果の試算などににつきましては、生活行動の範囲が拡大をし、産業経済活動も広域化している中で、今回、北海道が策定した道央圏を対象とした試算が実態に即していると思われることから、当面のこの試算の内容について分析したいと考えております。また、地産地消の目的は、地域内の多様な資源に有機的なつながりを持たせ、循環を高めることによって、地域の活性化を実現しようとするものであり、市といたしましても、施策の推進に当たりましては、豊富で魅力ある1次産品、伝承されてきた物づくりの技術や地場製品などの資源を活用するといった視点を加え、地域の強みを生かす必要があると考えております。

次に、本市の産業の現状と課題等でありますけれども、人口減少社会の到来、少子高齢化、さらには公共投資の減少など、企業を取り巻く環境は近年大きく変化し、厳しい状況が続いております。市内の企業にとりましては、人口の減少による市場規模の縮小や購買力の減退、さらには少子高齢化などによるニーズの変化への対応が求められていると認識しており、こうした中で、新たな商品の開発や販路の開拓、そのための人材の確保や育成、さらには情報の発信などが急務であると考えております。

次に、地産地消の推進でありますけれども、企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、地産地消は地域の資源を活用して、生産や消費活動を活発化し、産業間の連携や地場産品の高付加価値化の実現を可能とするもので、地域経済の活性化にとっても重要なことであると考えております。本市では、これまで地場産業振興会議や地域経済活性化会議などにおきまして、地域資源の活用について検討・実践されてきた経過がありますが、今後とも産学官連携などを進める中で、資源情報の共有に努め、地域資源の活用の手法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、職業体験事業についての御質問でありますけれども、まずニートにつきましては、小樽管内では、具体的な人数は推計されておきませんが、全国的な傾向を踏まえますと、本市においてもニートと言われる若者が存在しているものと思っております。国におきましては、生活習慣や就労意欲が欠如し、親への依存から脱却できない若年者を支援するため、平成15年度に策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な対策に取り組んでおり、本年度からは合宿生活の中で、社会人としての基本的な能力を習得させるために、若者自立塾創出推進事業などを実施して

いるところであります。

御質問にありますように、ニートの問題は、単に労働力の創出や社会保障への影響というだけではなく、次代を担う若者が社会生活に参加しないこと自体が憂慮すべき現象でありますので、今後とも国を初め経済界、労働界、教育界、地域社会などの関係者が一体となって、社会全体で取り組んでいかなければならない大きな課題であると認識しております。

次に、地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト事業とインターンシップについてでありますけれども、キャリア教育プロジェクト事業は、NPO法人や企業など民間を核として、地元産業界との連携の下、子供たちが働くことの意義、おもしろさを理解し、実社会で生かすことのできる内容のキャリア教育をモデル事業として実施するものであります。本市においては、NPO法人、北海道職人義塾大学校が経済産業省から事業を受託し、働くことへの意欲を高める事業を実践しております。一方、高校生を対象としたインターンシップ事業についてであります。学校単位での取組も見られますが、平成14年度から道教委が主催し、関係機関と連携・協力しながら実施されてきております。市内の公立高校の実施状況は、平成16年度で500人、受入れ事業所は170社を数えており、高校生が就業体験をする中で自己の職業適性や進路を選択する能力を養うことなど成果を上げてきていると考えております。

キャリア教育の推進は、国においても関係省庁が連携して取り組むこととされておりますが、インターンシップ事業を含め、地域においても経済界や学校、さらには関係機関が連携し、体系的に実施することで効果が発揮されることから、今後とも関係団体等と連携をとりながら事業の定着を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、キャリア・スタート・ウィークについてですが、平成15年、政府は「若者自立・挑戦プラン」をまとめ、教育、雇用、産業政策の連携強化等による総合的な人材対策を示しました。さらに、平成16年には、若者の自立・挑戦のためのアクションプランを取りまとめ、政府全体で各種の取組を積極的に展開することとなりました。これらに基づき、平成17年度文部科学省では、子供たちの勤労観、職業観を育てるために、中学校において5日間以上の職業体験を行うキャリア・スタート・ウィークの取組を、全国138の地域において開始しました。この事業は、平成19年度までに全国の公立中学校約1万校において実施することを目指しております。既に取り組んでいる地域では、生徒の生き生きと働く姿が見られ、認めもらうことで積極性が出たとの教職員の声や、人の役に立つことへの喜び、自分自身が大きくなったと感じたといった生徒からの感想、さらに受入れ企業等からは、子供たちを迎えることで職場が活気づくなど、従業員も勉強になったなどの声が聞かれております。

小樽市においても、このような職場体験に取り組む中学校が増えておりまして、これらの先進的な取組を、ほかの中学校にも広めることや、市民や企業の皆さんに紹介し、理解と協力を得る環境づくりが課題であると受け止めております。今後、職場体験を通して、小樽の子供たちが働くことのすばらしさや喜び、厳しさなど、実社会から学ぶことができるよう、学校や関係者との協力を深めながらキャリア教育を進めてまいります。

次に、学校内外での安全に対する認識についてであります。各地域で子供の安全確保のための取組を進めているさなかに、広島県や栃木県においては、下校途中の小学生が命を奪われるという痛ましい事件が起きています。常日ごろ子供たちの安全、命を守ることは、行政、学校、保護者、ひいては小樽市民の最重点課題であると認識しており、改めて教育委員会として、学校や保護者、さらには地域や警

察など関係機関と連携を密にしながら、安全確保のための体制づくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、学校での不審者に対する子供への指導と実体験を伴う訓練についてであります。各学校では安全マップを活用するなどしながら、危険な箇所や子ども110番の家を確認するとともに、複数の子供が一緒になって人通りの多い道を通って登下校するよう指導しております。

万一、不審者に会い危険を感じた場合には、大声を出すとか、防犯ブザーを鳴らすとか、近くの家を駆け込むといった、自分の身を守るための指導を繰り返し行っている状況にあります。また、議員御指摘のとおり、実体験を伴う訓練は大変効果があるものと認識しており、本年度、教員向けのキャップ研修を開催し、子供みずからが身を守る方法について、先生方の研修を深めているところでございます。

警察官から緊急時における対処方法を学ぶなど、防犯教室を開催する学校も見られますことから、今後ともこうした実体験を伴った訓練が充実するよう指導してまいります。

次に、学校と地域の協力体制についてであります。忌まわしい事故が連続して発生しており、大人が日常的に子供を見守っていくことは急務でありますことから、市教委といたしましては、PTAや町内会、警察と連絡をとりながら安全確保に向け、文書や会議での依頼、インターネットによる情報公開など一つ一つ取組を行ってまいりました。

例えば、小樽市PTA連合会に対しての働きかけや町内会独自の取組などによりまして、既に塩谷地区や花園地区、さらには幸、オタモイ地区において、地域とPTAが協力して子供の安全を守る運動が展開されておりますし、そのほかの地区でもかなり多くの活動があると聞いております。

また、今年度中には、すべての小学校におきまして、より詳しい安全マップを作成し、各学校のPTAはもとより、退職校長会や全町内会に働きかけをお願いするなどしながら、地域ぐるみで子供を守る取組を進めていかなければならないものと考えております。

最後に、安全対策も念頭に入れた、開かれた学校の体制づくりについてであります。昨年7月から学校と地域がより一層連携を深めるための一助として、学校評議員制度を導入しました。このことにより、地域の声を学校に反映させたり、学校から地域へ教育活動をホームページなどにより、情報発信することが今まで以上に可能になり、学校が身近なものになってきたと考えております。また、各学校においては、これまで以上に、地域への授業公開や総合的な学習の時間に、地域の方々に講師としてあるいはアシスタントとして依頼するなど、地域との連携を深めておりますが、今後はこうした取組の機会をさらに拡大しまして、学校や児童・生徒を地域の方々に直接理解してもらうことや、各町内会と学校が連携する場を確保することができるよう、連合町内会や市P連、校長会に働きかけてまいります。

議長（中畑恒雄） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時45分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

18番（佐々木勝利議員） 代表質問も最後となりました。民主党・市民連合を代表して、市民にわかりやすい説明となるようお願いし、質問に入ります。

初めに、平成17年度の市長の市政執行についてお伺いします。

市長は、年頭のあいさつ等の中でも、平成17年度予算の編成に当たって、次のように述べました。市の平成17年度予算については、財政の健全化を最重要課題と位置づけ、事務事業や組織・機構などの一層の見直しを図るとともに、家庭ごみの有料化や各種施策の使用料の全面改定などによる受益者負担をお願いするものになっています。限られた財源の中での予算編成ですが、少子化対策や子育て支援をする事業に重点を置いたほか、教育環境の充実を図るため、学校特別教室の整備や学校施設の改善を行いますと述べています。

そこで伺いますが、今年の1年を振り返って、市長は今年度の重点施策等の執行についてどのように考え、どのように総括するつもりですか、御所見をお聞かせください。

次に、平成17年度予算に関連して、平成17年度一般会計予算の編成は、財政規模を大幅に縮小して、累積赤字を16年度当初予算の赤字額約19億円以下に抑えることを目標に作成と。その結果、17年度の赤字額は約3億9,000万円まで抑えたが、2年連続の赤字予算となったと。その間、16年度一般会計は約7億円圧縮したが、約11億8,000万円と、昭和52年以来27年ぶりの赤字決算となった。これを17年度繰上充用し、今定例会後の約12億円の赤字となることが明らかになった。そこで、これまでの圧縮のための努力と収支見込みなどを考え、最終的に17年度単年度赤字額はどうなるのか。また、16年度から17年度累積赤字はどうなるのか、説明をお願いします。

その上に立って、18年度一般会計予算編成方針についての考えをお示してください。

次に、「三位一体改革」、別名「地方財政自立支援改革」について、何点かお伺いします。

改めて、三位一体改革とは、一つ、国が地方に配分している国庫補助負担金、いわゆる補助金を削減、二つ目に、その分の国税の一部を地方税へ移して税源移譲する、三つ目に、同時に自治体の財源不足を補う地方交付税の見直しを進める、このことがねらいであったはずですが、三位一体改革が政治決着をしたことが報じられました。地方にできることは地方にというかけ声の下、地方分権と財政再建を同時に目指したはずが、結果を見れば政府の支出削減が優先され、分権への効果は期待外れに終わった感は否めない。

そこで伺いますが、この3年間にわたる改革で何が変わり何が変わらないのか、この点についてどのように受け止めているか、御所見をお聞かせください。

国庫補助負担金約4兆円を縮小し、そのうち約3兆円を地方に税源移譲するという目標は達したことを画期的と、全国知事会の麻生会長はコメントを出し評価していますが、どうでしょう。数字合わせをただで、中身は何のための改革なのかかわからないものが多いと思います。そこで、このたびの補助負担率の引下げは、地方に自由度の拡大や国のスリムにつながらない、改革の趣旨にそぐわないと指摘されていますが、見解を伺います。

日本は、国から地方への補助負担金は約20兆円もあります。これほどの巨額の補助金を使って地方に口を出している国はないと指摘されています。

そこで伺いますが、今回の三位一体改革の一連の動きと結果について、どのように受け止めているか、見解を聞かせてください。

また、自治体側が求めている改革の全容の中で、全国知事会は補助負担金廃止額8兆9,357億円、税源移譲額を7兆9,234億円としています。また、全国市長会は、補助負担金廃止額を5兆8,552億円、税源移譲額を4兆9,652億円と示していますが、その内容について説明願いたい。

地方の自由度が増し、財政効果も期待される小泉政権は、2004年度から06年度までの3年間を改革期間と位置づけ、4兆円程度の補助金削減と3兆円程度の税源移譲を実施するとしました。それに対して地方側は、07年度以降の2期改革を求めています。今回の三位一体改革で、2006年度分の補助削減額を

6,540億円、実質6,100億円としたことを受けて、道は約300億円と試算しているようですが、小樽市への影響額はどの程度になり、どのように措置されていくのか、説明をいただきたい。

次に、ごみの減量化・有料化と市民の反応についてです。

4月1日からごみの減量化・有料化がスタートしました。以前は、「分ければ資源、捨てればごみ」をキーワードにして、ごみの減量に取り組んできたと思いますが、なかなか減量化に進まなかったのも事実。そこで、ごみの有料化は、減量化につながるものなのか、また、住民に理解と協力が得られるものなのか、心配な点も多かったはず。4月からごみの減量化を促進するため、紙類やプラスチック製容器包装などの資源物は無料で収集し、資源物以外のごみは有料で収集することにしました。

そこで、何点かお伺いします。

1点目、ごみの減量目標は、平成14年度と比較して、21年度には家庭ごみの量を26パーセント削減し、資源物の量を約9.6倍にすることとなっているが、これまでの取組の経過と進みぐあいについて具体的に示してください。

2点目に、減量化・有料化に伴って、市民サービス向上のためとってきた具体的な内容と現状についても示してください。

3点目、ごみの減量化・有料化に合わせ、乳幼児のいる世帯などに、指定ごみ袋を無料配布していますが、その配布状況についてお示ください。

新たな市民サービスとして、冬期間中のごみ収集の改善について取り組んでいると思いますが、収集において特に問題は発生していないのか、反応はどうかもお答えください。

この項最後に、5点目、市民意識の変化、問題点、今後の課題についてお示ください。

次に、一連の耐震強度偽装問題についてです。この問題は、いつ始まり、どんな背景があったのか。発覚から3週間たっても核心部分はなかなかはっきりしないままですが、さまざまな関係者のかかわりや、建築行政そのものの不備が次第に浮き彫りになってきたと思います。世界じゅうで起きるマグニチュード6以上の地震の2割は、日本列島に集中していると言われます。震度5強程度で倒壊するマンションは、居住者の生命と財産を著しく危険にさらすことになると思います。それゆえに、地震国日本の法律は、建造物に厳しい耐震性能を求めていると思います。そして、形優先の仕様基準から、性能基準に改良を進めてきたと聞いておりますが、それなのに今回のような事件が起きて、国民に不信と不安を招いた責任は重いと思います。

そこで、何点かお伺いします。

1点目、個人には住宅の基準の適合性を評価する能力はなく、かわって検査機関が建築確認の審査の段階で検証するしくみとなっています。どのような手順、手続で建てられているのか、お示ください。

2点目、住居の耐震安全性は、地域社会の安全にかかわる重要な問題であり、耐震性を無視して家を建てるのは許されません。民間機関や自治体でも見逃しが発覚、官民を問わず計算書の偽造に対してチェック機能を果たせなかった。そこで、小樽市にもそのような事例はあるのか、このような問題に対して、どこに問題の所在があると考えますか、また、その再発防止についてお聞かせください。

3点目、分譲マンションに住んでいることへの不安や、問題の建築士が関与している建造物ではないかとの心配に対して、市がどのように対応するのか、お答えください。

この項最後に、4点目、マンション入居の不安解消に関連して、構造計算書は難解と聞いていますが、図面による簡単な審査は不安であり、また、欠陥が見つかった場合には、市がどのように対応するつもりか、お答えください。

次に、子供の安全を守る問題です。広島市で下校途中の小学1年生の女子が殺害された事件、これは

犯人が逮捕されています。2日後、栃木県今市市で行方不明になっていた小学1年生の女子が、隣県の茨城県との境目で遺体で見つかった事件、詳細についてはまだわからず、犯人が見つかりません。痛ましい事件が起きたこと、小学校低学年をねらった犯行に怒りを覚えます。いずれも、通学途中で下校時一人になったときに起きている。今、社会に衝撃が走っています。いち早く犯人を逮捕することが、事件の連続を断ち切ることになり、再発防止の決め手となると言われています。12月8日、道警の発表によりますと、今年1月から11月の報告のあった中で、不審な男から話しかけられた件数が225件、前年度と比較して4倍の数であります。それも下校時であることが47パーセントを占めていることが発表になりました。

そこで伺いますが、これまでに小樽市がどのような対策をとられていたのか、お示してください。

いま一度、このような事件が起きる背景を考えてみたいと思います。地域に課題があるのではないかと。通学路を含め、地域で見守る、育てる環境がつけられているか、改めて見直す必要に迫られているのではないのでしょうか。幸い町会が組織されています。町会の高齢者の知恵と力を生かし、地域の教育力をつけることが求められているのではないのでしょうか。

そこで、これまででもつくられてきた安全マップの問題です。これまで見てきた安全マップは、大人社会の中でつくられ、お互いに意見を出し合っておりますが、私は子供が直接参加して、子供の情報を大人が共有し、ともに点検・検証する、そういう取組が重要と考えていますが、この考え方についてお聞かせください。

次に、学校施設のあり方のうち、学校施設設備についてです。これまでの学校は、マッチ箱型の校舎で、片側通行廊下で、学級ごとに仕切られ、普通教室中心の学校建設が主流であり、管理諸室も職員室、校長室、保健室、用務員室などに限定されています。学校は授業中心であることから、学校を地域に貸す場合、目的外使用として許可が必要とされています。また、学校の設備も、トイレは5K、いわゆる汚い、臭い、暗い、怖い、そして壊れていると言われ、子供たちから敬遠され、健康問題も発生する原因ともなっていました。一般の官公庁の建物や家庭の水準に比べても、学校の施設・設備は、時代の変化に取り残され、子供にとっても魅力のないものになっています。さらに、最近は、耐震性の問題、耐震化の問題、シックハウス・スクールやアスベスト問題が生じ、このままでは安全な居場所ではなくなっていくます。

このような現状を踏まえ、そこで何点か伺います。

1点目、公立学校施設整備を拡充し、危険校舎・老朽校舎改築、耐震化対策のための事業を拡大することを求めます。どのように考えているか、お答えください。

2点目、トイレの改修、更衣室の設置、情報化社会に対する電話回線など、学校施設の整備の一般社会との解消を図ることが重要と思います。この点についての認識と取組をお答えください。

3点目、学校施設設備が、地域のコミュニティの拠点にふさわしいバリアフリー様式やエコスクールなど、健康安全面や地球環境にも配慮したものとす。それとともに、地域の創造という観点で、地域住民との協議を行うことが必要と思いますが、考え方をお答えください。

4点目、現在、策定中の新たな施設カルテにあわせて、学校カルテの策定を急ぐべきと考えますが、その進捗状況と今後の見通しについてお答えください。

5点目、この項の最後に、各学校からたくさんの要望が出されています。その要望については、実態、現状把握を十分に行って、できるものは学校現場と協議して機敏に対応することを要望いたします。現状認識と今後の取組についてお答えください。

最後に、鳥インフルエンザについてです。世界じゅうが今、最も恐れる脅威、鳥インフルエンザ、人

から人に感染し始めたらどう立ち向かうのか。感染者が続出するアジアの研究者たちの間で情報を共有しようとする動きが始まったとのこと。日本、ベトナム、タイ、中国のネットワークで、そのときに備えるという03年以来、鳥から人への感染は、ベトナムなどアジア5か国のみ確認されています。アジアでは、庭先で鳥を飼うなど、人と鳥が近い環境で生活していることが背景にあると指摘されています。この問題で、直近、国連食糧農業機関、いわゆるFAOは、東南アジアの約2億世帯で家きん類30億羽が放し飼いにされているとする推定をしています。そして、次のような数字が発表されています。検査によって確定した症例において、WHOの発表、11月29日現在、ベトナム、症例数93、うち死亡症例数42、タイ、症例数21、うち死亡症例数13、インドネシア、症例数12、うち死亡症例数7、カンボジア、症例数4、うち死亡症例数4、中国、症例数3、うち死亡症例数2となっているとのことであります。

また、日本の国際医療センターは、鳥インフルエンザH5N1型で世界最多の死亡者を出しているベトナムの病院に医師を送り、インターネットを使った電子共同診療を実施することを決めたと報じられています。12月13日から始まるとのこと。感染者を診たことのある医師が日本にはほとんどいない現状を考慮し、国内での患者発生をにらんだ対策だと聞いています。ベトナムからネットで送った患者の肺細胞画像などを基に、テレビ会議をする形で進められ、適切な治療方法についても検討し合う。ネット上で同じ画像を見ながら診断するのは、国際的に珍しいとのこと。

そこでお聞きしますが、政府の新型インフルエンザ対策行動を、いち早く小樽市の計画を全国に発信し情報発信の日本の先端と言っている小樽市としても、このかわり合いを持って世界に発信する機会とできないものか、考えをお聞かせください。

また、12月8日付けで、小樽市の保健所長から次のような報道がなされておりました。米国の報道のニュースから、「鳥インフルエンザ流行により、10億人が死亡の可能性も」という見出しが載っていました。大変ショックな情報と目にしました。早急な対策が急がれているのではないのでしょうか。これらに関連して、新しい動きがあれば、情報化し、対策の強化と市民への啓もうを図ってほしいと思いますが、どうか。いずれにしても、情報開示と情報の共有化が対策の大きな決め手と考えます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、今年度の重点施策の執行についてでありますけれども、基本的には総合計画に位置づけられた施策を第一に考え、加えてその時々々の社会経済情勢などにかんがみ、執行に当たっているところであります。

本年度は子育て支援やごみ減量化推進に伴う各種施策の実施とともに、オタモイ住宅の建替えなど、生活環境の整備、児童・生徒の安全確保の観点から、防犯ブザーの貸与などを実施しております。また、これまで給付型福祉から参加型へ移行することが、高齢者の知恵の活用や自主・自立の活動の促進につながることから、本年6月に「杜のひろば」を開設いたしました。さらに、道内各自治体と共同した北海道移住促進協議会を立ち上げ、短期移住体験事業などに取り組んでおります。また、アスベスト問題が大きな社会問題化する中で、市民の健康と安全を守る観点から、いち早くその対策を講じてきたところであります。いずれにいたしましても、重点施策の執行に当たりまして、厳しい財政状況の中、各施策の緊急度、優先度を見極め、創意工夫の中で取り組んできており、おおむね順調に推移しているもの

と考えております。

次に、平成17年度決算の見通しでありますけれども、まだ4か月を残しており、冬期間の除雪費など不確定な要素もありまして、見通しを立てるのは難しいものがありますが、市税の収納率はおおむね昨年並みで推移しているものの、景気の低迷などから個人市民税の調定額が予算に比べて減少していることや、固定資産税の収納状況などから、予算額の確保は厳しいものがあると考えております。また、普通交付税は7月に算定をされましたが、臨時財政対策債を含めて予算に対し4億2,600万円の減額となっており、一般財源収入が大きく落ち込む厳しい状況となっております。

このため、経費削減に全庁挙げて取り組んでいることはもちろんでありますけれども、企業会計の収支状況などを見据えた繰出金の精査など、不用額のねん出に努め、収支改善に取り組んでおります。しかし、本定例会後の平成17年度単年度の赤字額は3,146万円であります。今後さらにその増加が見込まれる中で、16年度の赤字分約11億8,000万円も加わる今年度の決算は、大変厳しいものと考えております。

次に、平成18年度予算編成に当たっての考え方でありますけれども、18年度の本市の財政状況は、17年度からの赤字を引き継ぐことに加えて、歳入については依然として回復の遅れている本市の経済、雇用情勢や固定資産税の評価替えなどによる市税収入の減収に加え、三位一体改革の影響、国勢調査人口の減による交付税への影響など厳しい環境にあると考えております。歳出におきましても、扶助費や他会計への繰出金の増加が見込まれ、17年度と同様に財源が不足する大変に厳しい状況にあります。そのため、新年度予算の編成に当たりまして、財政再建団体への転落が現実のものとなり得るという危機的状況を十分認識をし、赤字額の圧縮に努める必要がありますし、再建団体転落回避と財政再建が至上命題であることを念頭に置いて編成していきたいと思っております。

次に、三位一体の改革についてですけれども、改革の第1期分は今回一応の決着を見たわけでありまして、全体としては一部地方の意見が取り入れられたものの、地方案の採用率は義務教育費を除くと12パーセント台にとどまり、単に国の負担率を引き下げたものも多く、地方の自主性の拡大がなされ、地方に財源が移ったとは言えず、この改革の趣旨から考えて、満足する内容とは言いがたいと感じております。

次に、全国知事会と市長会の要望でありますけれども、平成15年6月に政府の経済財政諮問会議が「骨太の方針2003」で、補助金を3年間で4兆円削減し、税源移譲する方針を打ち出しました。その後、同年10月に全国市長会が、同年11年に全国知事会がそれぞれ独自に提言した補助金廃止と税源移譲の案がお尋ねの要望であり、知事会の金額には市町村単独の項目が、市長会の要望には都道府県単独の項目がそれぞれ含まれていません。平成16年度には、「骨太の方針2004」の決定後に政府の要請を受け、同年8月に都道府県、市町村分を統合した改革案を地方六団体として提出をし、その後は一致団結して取組を進めております。

次に、平成18年度の三位一体の改革が本市の新年度予算に与える影響でありますけれども、今回、生活保護費の負担率削減は見送られましたが、児童手当、児童扶養手当の負担率が引き下げられました。この地方負担分が都道府県と市町村でどのような配分になるのか、また、税源移譲の都道府県と市町村への配分がどうなるのか。さらには、その他の補助負担金の削減がどうなっているのか、その詳細は今後の国の予算編成の中で決まっていくものと聞いておりますので、現時点では影響額をお示しする状況にはございません。

次に、家庭ごみの減量化・有料化についての御質問でありますけれども、初めにごみ量についてありますが、本年4月から11月までのごみ収集量は、燃やすごみが1万3,559トン、粗大ごみを除く燃やさないごみが1,931トン、合計で1万5,490トンであり、前年度の同時期と比較して、燃やすごみが約33パー

セント、燃やさないごみが約67パーセント、合計で約41パーセントの減量となっております。資源物においては、4月から11月までの収集量は5,093トンで、前年度の同時期と比較しまして約9.8倍となっております。このような状況から、平成21年度の目標値の関係につきましては、現時点でごみの減量目標値である26パーセントや資源物の目標値である9.6倍を超えていることから、今後の状況の変化を考慮しても順調に推移しているものと考えております。

次に、市民サービスの向上施策の実施状況でありますけれども、祝日収集につきましては、月曜日から金曜日までの祝日においても、平日と同様にごみと資源物を収集しております。冬期収集困難地区の対応強化であります。地域との協議を踏まえ、昨年度までの実施地区に、今年度新たに38地区を加え、合計53地区で対応を強化することといたしました。地域環境美化協力員については、現在112団体、934名の方々にごみステーションでの適正排出の助言や清潔保持などに御協力をいただいております。ごみネット等の助成については、ごみネットは購入費の2分1で5,000円を限度に、ごみ箱は購入費の2分の1で2万円を限度に助成しており、現在まで54件の申請がなされ、今後も申込件数が増加するものと見込まれます。その他の施策としましては、ステーションまでごみ出しができない世帯について、戸別収集するふれあい収集や資源回収ボックスの設置助成、段ボール箱生ごみ袋の無料配布などを行っております。

次に、指定ごみ袋の無料配布についてであります。家庭ごみの有料化に伴い、新生児のいる世帯については、2歳になるまでの使用分として、20リットルの指定ごみ袋200枚を、また、転入者で2歳未満児のいる世帯については、200枚を限度として無料で配布しております。今までの配布枚数は、2歳未満児への経過措置を含めると、2,941件、24万1,930枚となっております。また、家族介護用品助成事業対象者及び児童を含む身体障害者補装具給付事業対象者のうち、ストマ用装具、紙おむつなどの給付を受けている世帯には、30リットルの指定ごみ袋を100枚を限度に一定枚数を無料で配布しております。これまでの配布枚数は321件、3万1,700枚となっております。

次、冬期間のごみ収集の改善でありますけれども、急な坂や狭い場所での収集や車が入れない場所での収集もありますので、スリップ事故や接触等による事故が心配されることから、四輪駆動車の使用や小型トラックでの収集を行うほか、収集作業員にはスリップ事故などに気をつけるよう注意を喚起し、安全な収集に努めております。

冬期間の収集困難地区の対応強化につきましては、地域住民との協議を踏まえ拡大してまいりましたが、地域住民にも好評であり、利便性の向上が図られているものと考えております。

次に、家庭ごみの減量化・有料化による市民意識の変化であります。ごみ量は相当量減っており、資源物を含めたごみ全体量でも減少していることから、ごみや資源物に対する市民の意識はかなり向上しているものと考えております。今後の課題としましては、不要な包装、レジ袋などではできるだけ使用しないなど、資源物の排出抑制についても取り組んでいく必要があるものと考えております。

また、依然として、一部にごみや資源物の排出や分別においてルール違反も見られることから、これらにつきましては、引き続き周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、一連の耐震強度偽装事件にかかわります何点かの御質問でありますけれども、初めに建築主が建築物を建築しようとする場合の建築確認の手続きであります。建築確認申請から完了検査までの流れは、特定行政庁である小樽市又は民間の指定確認検査機関において確認申請を受理し、建築基準関係規程に適合しているかどうかの審査をし、適合する場合は、確認済書を交付いたします。また、建築物の工事が完了した時点で、建築主から完了検査の申請を受け、現地での完了検査を実施し、建築基準関係規程に適合すると認めるときは、完了検査済証を交付いたします。なお、民間の指定確認検査機関が確

認済書を交付した場合は、建築計画概要書を添えて特定行政庁である小樽市に報告をし、また、完了検査を行った場合は、その検査の結果を報告することになっております。

また、構造計算書がコンピュータで処理されている場合には、小樽市及び民間確認検査機関において、国土交通大臣の認定構造計算ソフトの使用の有無など、国の審査方法9項目について審査をしております。

次に、耐震強度偽装事件で、小樽市にこのような事例があるのか、また、今回の問題の所在、再発防止策等ではありますが、初めに本市ではこのような事例は確認されておられません。

次に、問題の所在についてでありますけれども、設計者が構造計算ソフトを不正に改ざんしたため、行政機関や民間の指定確認検査機関がチェックできなかったこととされております。また、再発防止対策につきましては、国土交通省では、緊急建築確認事務点検本部を設置し、民間指定確認検査機関に対し立入検査を実施するとともに、建築基準法の罰則の強化及び建築手法の改正を含めた防止対策などについて検討を行っているという聞いております。

次に、分譲マンションの住民の不安に対しての問題でございますけれども、初めに分譲マンションに住んでいることの不安についてですが、従前より建築指導課の窓口で相談を受けておりますが、今回の問題発生以降、構造計算に対する相談等が数件寄せられております。また、問題の建築士が関与した建築物ではないかとの心配についてでありますけれども、国土交通省が12月6日に公表した構造計算書偽造物件リストには、小樽市内の建築物は含まれておられません。

次に、構造計算の審査方法であります。先ほどお答えしたとおり、国土交通省の指示に基づき審査をしております。

次に、入居者が居住する建物、例えば建物にクラックなどを見つけ、安全性に疑問を持った場合の市の対応でありますけれども、状況に応じてマンション管理組合や施工者などへの問い合わせをすること、あるいは有料で構造計算の再計算を行う民間の相談窓口などを紹介してまいりたいと考えております。

なお、本日から北海道建築士会小樽支部と北海道建築設計事務所協会小樽市支部が共同で相談の窓口を開設したと聞いております。

次に、鳥インフルエンザについてのお尋ねでございますけれども、初めに世界に向けた情報発信であります。鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザにつきましては、最近になって国においても活発な動きが出てきましたが、本市ではより早い時期からこの問題の重要性を認識し、世界各地の感染状況や各国の取組などの関係情報を収集するとともに、有用な情報を集約してインターネット上で発信してまいりました。

国内においては、数少ない最新の鳥インフルエンザ情報源として、先駆的な役割を果たしてきたものと考えております。これらの取組は、基本的には新たな感染症に対する地域での危機管理対策の一環として行っているところであり、海外への発信は特に意図しておりません。海外への発信は言葉などの問題もあり、簡単ではありませんが、例えば先般策定いたしました本市の新型インフルエンザ対策行動計画などを発信した場合には、国際的にも都市における対策計画のモデルとして大いに参考にしていただけるものと考えております。

次に、鳥インフルエンザに関する最近の動向でありますけれども、中国や東南アジアにおいて、鳥インフルエンザの人への感染が新たに報告されておりますが、現時点では人から人への感染例は確認されておらず、引き続きWHOなど関係機関による監視が続けられている状況であります。

我が国においては、11月14日に、国の行動計画が策定されたことを受けて、各都道府県においても地域の行動計画策定作業が進められており、道の計画については、年内に策定される予定と聞いておりま

す。

また、本市においては、さきに策定いたしました行動計画について実施する際の実効性をさらに高め
ていくため、医師会など関係機関との連携の強化に向けて協議を進めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 謙) 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

まず、子供を不審者から守るための防犯対策についてであります。警察へのパトロール強化の依頼
や各学校への指導を中心に、今年度からは、特に全児童・生徒に対して防犯ブザーの貸与や小樽市PT
A連合会の協力の下、子ども110番の家の拡充を行い、一方、警察からの不審者情報をリアルタイムに学
校へ連絡するなどの取組を行ってまいりました。

また、各学校においては、通学路の安全点検とあわせまして、安全マップの作成や再点検を行って
いただいているほか、町内会や地域の方に対して子供への声かけなどをお願いすることや、通学時の安全
指導にボランティアとして退職校長によるふれあいサポーターの活動をお願いしてまいりました。さら
に、下校時に頻繁に不審者が出没する通りには、PTA同様に市教委の職員も巡回するなどの取組もこ
れまで行ってきたところでございます。

今後、学校や保護者、さらには地域や警察などと一層連携を図りながら、安全確保に全力を挙げてい
かなければならないと考えております。

次に、子供が参加しての安全マップの点検についてであります。それぞれの学校の安全マップは、
教職員やPTAの連携の下、校下の危険箇所や子ども110番の家などを記載し、各家庭に配布してあり
ます。学校によりましては、校内に掲示して子供たちの意見も取り入れながら登下校時における注意喚起
を行っているところでございます。議員がおっしゃいますように安全マップは随時点検しながら更新し、
活用することが必要でありますことから、大人とは違う子供の目線で点検することも、さらには地域
の方々の意見なども取り入れることも含めて、各学校、小樽市PTA連合会などに早急をお願いしてま
いりたいというふうに考えております。

次に、公立学校施設整備費の拡大についてであります。大規模改造事業などの学校施設の整備に当
たっては、国の補助事業や起債を活用しながら実施しているところであります。現在、昭和56年以前に
建築された学校施設を対象に、耐震化優先度調査を実施しており、本年度実施分につきましては、文部
科学省の「学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業」の補助を受け実施し、今年度で終了いたします。

今後、耐震化整備を計画的に実施することになりますが、対象となる学校施設が多いことや、多額の
事業費を必要とすることから、全国市長会や全国都市教育長協議会を通じて、耐震化対策に係る助成制
度の拡充を強く要望しております。

次に、学校施設設備の改善についてであります。本年度試験的に要望のありましたトラップ付の洋
式便器を設置して、冬期間における凍結状況について調査することにいたしました。今後この調査結果
を踏まえまして、トイレの臭気などの改善に努めてまいりたいと考えております。

また、施設設備につきましては、緊急性や安全性を考慮し、適宜改善や更新を行っているところ
でございます。例えば学校に設置している教育用パソコンや業務用パソコンは、設置当時と比較しますと、
活用の度合いも多いため、今後、高速インターネット回線へ切り替えることなどにつきまして、利用
の実態などを見極めながら進めてまいりたいと考えております。

次に、学校施設のあり方などについてであります。学校の施設は児童・生徒が安全・快適に学習、
生活のできる場、地域住民の生涯学習の場、地域コミュニティの拠点、そして地震等の災害時の応急

的な避難場所として利用されることから、バリアフリー化や環境を考慮して整備していくことは必要であると認識しております。今後、耐震化整備計画との整合性を図りつつ、地域住民の要望も配慮しながら、より利用される施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、各学校のカルテの作成についてであります。現在、市の施設について、既存施設の有効活用と長寿命化や保全費用の平準化を目的とした施設カルテを策定中であり、教育委員会におきましても、学校施設にかかわります建設年度、建物の構造、床面積、そして新たにアスベストの工事状況など、そのほか維持補修のデータなども含め、建設部と連携を図りながら策定を急いでいるところでございます。

最後になりますが、各学校からの要望についてであります。施設、設備の老朽化がその主なものでありますことから、緊急性や安全性を考慮しながら適宜対応しているところでございます。今後とも学校と優先順位などを協議しながら施設の整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) 細かいことは予算特別委員会等で行いたいと思いますが、2点だけ、市長の答弁の中で、いわゆる三位一体改革の地方交付税の問題等もあって、今は試算できないと、こういうことですけれども、予算編成は小樽市の場合でいけば、手順からいえば、今、12月ですね。先に編成方針は立てたけれども、予算化する手順ですね、スケジュール、それと国の動向と、その辺のところを教えていただきたいということが一つ。

それから、鳥インフルエンザに関して、ちょっと私、質問通告はしていないのですが、関連性ということで、今、冬に向かって、インフルエンザが流行する兆しが見えますね。現状はどうなっているか、その辺。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝慶) インフルエンザの答えは、保健所長から答えさせますけれども、三位一体の改革の影響等、現時点でなかなか見えづらいので、影響額をお示しできないと話しましたが、国の予算の内示が今月20日というふう聞いています。ですから、その段階では、一定の方向性は出るだろうと思いますので、そういった情報を収集しながら新年度の予算編成に入っていきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 保健所長。

保健所長(外岡立人) 通常のインフルエンザの状況はどうかという御質問だと思います。そして、去年はB型インフルエンザが2月から3月にはやって、ちょっと異常な年だったので、今年は私がちょっと気になっているのは、米国、香港での状況を見ますと、香港型が非常に早く立ち上がっています。特に米国ではかなり早く今増えています。日本でも散発的に、たしか学校閉鎖がもうどこかで起きているのです。そして、市内では、まだ二、三人ですけれども、どうもこれは1月、正月明けを見なければわからないのですけれども、もしかすると、通常の香港型が物すごくはやるかもしれない。そういった中でも、新型インフルエンザという問題もありますから、私ははっきり言って物すごく大変だと思うのです。ですから、今のところは、状況としてとりあえず通常のインフルエンザはどうか、もしかしたら今年はいくつかもしいない。しかし、今年のインフルエンザのワクチンは相当広範にたくさんの方がやられて、多分今まで史上一番ワクチンの接種率が高いと思うのです。

ですから、総合的に考えたならば、ある程度の通常のインフルエンザは出るかもしれないけれども、特に市民の皆さんがその感染ということを十分気をつけていただければ、何とか例年並みなのかなと思っていますけれども、ただ、今のところはちょっとやや注意報が出ている感じだと思います。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 森 井 秀 明

議 員 山 田 雅 敏

平成17年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成17年12月13日

出席議員(31名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会	高木正一
教育長	菊讓	委員長	工藤利典
総務部長	山田厚	水道局長	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	総務部参事	山崎範夫
市民部長	佃信雄	経済部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	福祉部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	環境部長	本間達郎
小樽病院	小軽米文仁	港湾部長	仲谷正人
事務局	中塚茂	消防長	田中泰彦
教育部長		総務部総務課長	
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第27号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第27号について、提案理由を説明申し上げます。平成17年2月21日に発生した建設部のトラックによる人身事故に係る損害賠償額を決定するものであります。何とぞ原案どおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

（17番 山口 保議員登壇）（拍手）

17番（山口 保議員） 一般質問をさせていただきます。

私は、さきの第3回定例会の代表質問でも、また、予算特別委員会の質疑の場におきましても、小樽市交通記念館の再生を中核とした旧国鉄手宮線北運河地区の新たな交流観光拠点の必要性について議論をさせていただきました。この件に関しましては、本市再生の展望にかかわる最重要課題との認識から、市議当選以来、再三にわたり議論をさせていただいております。さきの第3回定例会では、私の「旧国鉄手宮線、交通記念館、北運河かわい再生の基礎的プランの作成に取りかかるべき」との質問に対して、市長は「この地域の活性化に向けたビジョンづくりを進めるために、庁内関係部局が連携し、市民やまちづくり団体などとの協働による策定に取り組んでまいりたい」との答弁をされております。私は、これから本格的な官民協働の議論が始められるものと、関係団体やこの件に関心を持たれている市民の皆さんと期待を持ったところであります。

しかし、第3回定例会が終わってまもなく、10月29日の北海道新聞に交通記念館を解散、直営化し、市博物館や市青少年科学技術館と統合して、新総合博物館に転換する方針を固めたとありました。また、今定例会に何らかの報告をし、来年度予算にも反映させたいとの市教委の発言も報じられておりました。私もこの件に関しては、市教委を中心に庁内で議論されていることは承知しておりましたので、第3回定例会の予算特別委員会でも市教委に対して、交通記念館、旧国鉄手宮線、北運河再生の基礎的プランづくりを所管する建設部との連携調整をお願いしておいた次第であります。これらに対して、教育部長は連携調整をして行っ旨、答弁をしております。

私は、こうした議会での議論を無視した市教委の進め方に、大きな失望と疑念を感じざるを得ないのであります。この件に関して、まず教育長の御所見をお伺いしておきます。

先般、私は、経済常任委員会の視察で、広島県呉市に今春オープンしました「大和ミュージアム」に行かせていただきました。戦艦「大和」の10分の1復元模型や人間魚雷「回天」、「零戦」などが展示され、旧日本海軍の歴史が延々と続く戦艦や駆逐艦、巡洋艦の模型や解説で理解されるよう工夫されておりました。開館以来177日で有料入館者、これ500円でありますけれども、100万人を突破し、年間170万人の入込みを見込むとのことでありました。私はあまり軍事史には興味がありませんので30分ほどで

退出をしましたが、バスツアーや団体の入館者が多く、何度も来ているという年配の方のお話もお聞きしてまいりました。私は、この博物館の運営が市職員18名、委託・派遣など20名などで、年間事業費4億3,000万円、総事業費65億円のうち市の負担分が27億円と本市では考えられないような計画に、他市のこととはいえ、少し先行きを心配いたしました次第です。それにしても、大和の知名度が高いとはいえ、入館者の多さには驚かされた次第であります。

私は、平成9年、旧北海道鉄道記念館が小樽交通記念館に改められ、かつての国指定重要文化財旧手宮機関庫を中心にした施設から、新たな館をつくり、機関庫から「しづか号」を切り離し、本市の歴史とは無縁の自動車などの展示、中途半端な複合展示施設に転換したことが、今日の入館者6万人を切るような不振の原因の一つの遠因であったのではないかと考えてきました。この間、小樽市の観光客の入込み数は、平成9年には600万人を超え、平成10年665万人、平成11年、これはマイカルのオープンもありましたけれども、972万人、平成12年859万人、平成13年893万人、平成14年847万人、平成15年800万人、昨年754万人と推移してまいりました。交通記念館オープン初年度の入館者20万5,000人は、本市観光客入込み数、これはこの当時600万人ですから3パーセント、昨年入館者は5万9,000人ですから、全体の0.7パーセントにすぎません。当初から、いかに支持をされない施設であったかを物語っているのではないのでしょうか。

手宮鉄道施設は、旧幌内鉄道、手宮線とあわせて、日本の鉄道史の中でも現存する第1級の施設であります。国が重要文化財として指定する理由がここにあるわけであります。私は、かつて交通記念館基本計画策定時、全国の多くの鉄道ファンや広範な市民の議論の中で、多くのアイデアやニーズを取り込み、計画されていたならば、このような事態にはならなかったのではないかと考えております。また、交通記念館再生の議論は、旧国鉄手宮線、北運河、手宮地区再生と一体の議論でなければならないと考えてまいりました。私は曲がり角に差しかかっているとされる運河南端、堺町周辺に集中した小樽観光を北に広げる切り札として、旧手宮鉄道施設を旧手宮線、かつての運河の面影を残す北運河、これを一体としていかに新たな交流観光の拠点に変ぼうさせることができるかに、小樽観光の将来がかかっていると、これまで機会があるごとに申し上げてまいりました。このように、重要な政策決定を市内の一部の議論で決められるようなこういうことに、常々市長がおっしゃっておられるように、市民と協働のまちづくりの重要性を言われる市長は、同意をされているのか、お尋ねをしておきます。

蛇足ですが、科学館にありますプラネタリウムなどは、交通記念館ではなく、例えばベイシティにこそふさわしいのではないかと考えております。また、市青少年科学館の土地の売却を考えられるなら、私はこれは整理・縮小という意味ではありませんが、花園の市青少年女性室を本庁から分庁舎に統合するなど、まず先に考えられるべきと考えます。

次に、新市立病院についてお尋ねをいたします。

さきの第3回定例会でも少しお尋ねをしておりますが、場所の選定の議論はさておき、やはり期待される病院の姿とは何かという議論があまりなされていないのではないかという感じがしております。先月の11月13日から17日にわたり、朝日新聞で「医師不足を超えて」と題して、全国各地の病院の現場の課題や改革の取組の事例が取り上げられておりました。その中でも、大分県中津市の中津市民病院の取組は、10月11日のNHK「クローズアップ現代」でも取り上げられ、今、自治体病院の関係者の視察が相次いでいるほど注目をされているとお聞きしております。

この中津市民病院は、全国の自治体病院の8割が赤字を抱える中、年間2億円の黒字化に成功しております。中津市は人口8万6,000人、平成12年、赤字の国立病院を引き継ぎ、病床数250の地域中核病院としてスタートをしております。開院に先立ち、病院経営評価委員会を医師会2名、学識経験者、これ

は九州大学の教授と弁護士各1名、この2名、市民委員4名、行政から1名と、病院側からまた2名の計11名で立ち上げ、延べ1年間をかけて、患者・市民に対して過去1年間どこの病院のどの診療科目に何度かあったかなどアンケート調査を実施するなど、患者ニーズを徹底的に調査・分析し、その結果、市内で充足されている脳神経外科、整形外科、眼科を廃止、地域の民間病院に任せて、ニーズの高い内科、外科では逆に高度医療設備を新たに投入して機能を強化、また、小児科は医師3名から7名に強化し、新生児集中治療室を増設したそうであります。地域全体で一つの総合病院をつくるという考え方で、民間病院や開業医との間で診療連携室を設け、患者カルテの共有や廃止した診療科目の開業医が市民病院でみずからの患者の手術を市民病院の麻酔科や放射線医の協力の下に行い、手術を終えた患者は元の自分の住んでいるかかりつけ医の元に戻り入院するなど、おのおのの病院の垣根を越えて、地域全体で患者を診るといような地域完結型医療という、新しい地域連携医療のシステムを築き上げることに成功しているようであります。

国立病院時の他の医療機関からの診療患者紹介率は22パーセントだったのに対して、去年は47パーセントだそうであります。また、開院に先立ち、立ち上げられた病院経営評価委員会は、開院後も継続され、病院の健全経営に参画をされているそうであります。本市の状況とは多少異なったところもありますが、学ぶべき多くの事例がここにあるのではないのでしょうか。

本市、新市立病院開設までには、まだ十分な時間が許されているはずであります。ほかに、先進的な事例もあると聞いております。十分に論議を尽くされ、先般出された新市立病院基本構想の見直し結果に満足せず、市民に信頼される新病院設立に向け議論を重ねていただきますよう、切にお願いを申し上げておくものであります。この件に関し市長の御所見をお伺いいたします。

次に、庁内政策研究チームの必要性について議論をさせていただきたいと思います。

私は、これまで本市の中・長期の展望にかかわるさまざまな提案をさせていただいてきたつもりであります。関係部局の皆さんとはもちろん議論もさせていただき、その上で質問をさせていただきました。私は、庁内の各部局で中・長期の政策が検討されていることに少し無理があるのではないかと、このごろ感じております。他都市に倣って同様の施策をするというような事案はともかく、他都市はともかく全く新たな試みが必要な政策に取り組むというような場合には、どうもこれは機能しないのではないかと感じているわけであります。そしてまた、新たな知恵なしに、この苦難に直面している本市の打開策は、展望できないのではないのでしょうか。

私は、市長がこれは少し大胆な発想でやる必要があると思われるような事案については、市長の下で部局の枠を越えて庁内に人材を求められ、プロジェクトチームをつくり、議論・研究されるなど、必要な時期に来ているのではないかと思います。ハンドリングは企画政策室が行い、部長会議で精査、市長が決定というもう一つのシステムであります。もちろん、各部局とも人員削減で仕事が増え、大変忙しい思いをされていることは承知をしております。チームのメンバーは両方の仕事をこなすことになるわけですから、例えば自宅に仕事を持ち帰られるというようなこともあるかと思えます。それでも、意欲を持って手を挙げる、そういう有為の人材が庁内には必ずいらっしゃるかと感じております。私は、さきに述べさせていただきました交通記念館の事案も、市教委に立案をゆだねることに無理があったのではないかと感じております。財政硬直化に直面している今こそ、こうした試みが必要ではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、昨今マスコミ等で連日のように報道され、今国会でも参考人質疑など、国民的関心事ともなっている耐震偽装のマンション問題についてお尋ねしたいと思います。

建築確認申請が自治体だけではなく、民間検査機関でも行われるようになった1999年以降、民間の検

査機関、東日本評価センターは、コンピュータを用いた構造計算書の審査の9割で国土交通省の手続きを守っていなかったとの報道がありました。東日本評価センターなどは、この間あまり話題に上らなかった会社であります。多くの問題を抱えたマンションの審査をしたイーホームズや日本E R Iなどには、国民から厳しい目が向けられております。本市の最近のマンションの多くは、日本E R Iが確認審査をしているとお聞きしております。どのような審査がなされたのか、審査は適正に行われたのか、精査する必要があるのではないかと考えます。本市としての対応はどうかされるおつもりなのか、お尋ねをしまして、私の質問を終わります。再質問は留保いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、新市立病院の問題でありますけれども、御質問にありました中津市民病院の改革の事例などについては承知しておりますし、学ぶべきことも多いものと考えております。新市立病院のあり方につきましては、まず新市立病院新築検討懇話会の提言を受けまして、さらに、両市立病院の医師による新市立病院構想検討会議での検討を重ね、整備方針を策定いたしました。次に、その方針を基礎としまして、専門の医業コンサルタントのノウハウを導入し、診療圏分析などの実態調査や経営分析、市民アンケート調査などを実施して、新市立病院基本構想を策定し、その後さらなる見直しも行ってきたところであります。

基本構想におきましては、新市立病院は、紹介患者を中心とした地域支援病院の要件を目指すべき指標としておりますし、地域完結型医療の実現のため、地域医療連携の中心的な役割を果たすことを基本的な姿勢としております。また、今回の見直しにおきましても、市内の他の医療機関での対応が難しい脳神経外科病床の配分を増やすなど、病床配分を見直したほか、救急医療につきましても機能分担を図ることいたしました。

機能分担による限られた地域医療資源の効率的な活用は、今後ますます重要となってきますが、地域医療連携の確立の上に初めて成り立つものでありますので、今後、できるだけ早い時期に医療連携室を立ち上げ、他の医療機関などと情報を共有し、医療情報のネットワーク化を図るなど、連携を推進していくことがぜひとも必要であります。また、連携が進むことにより、さらに機能分担が可能になり、新病院のあり方も変わってきますし、健全な経営にもつながってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、開院までにさらに詰めていかなければならない問題もありますし、また、医療を取り巻く状況の変化も予想されますので、必要に応じ、関係機関などとの協議も行いながら、地域医療連携の中において、新市立病院として担うべき役割をしっかりと果たす病院の開設を目指してまいります。

次に、庁内政策研究チームの必要性の問題でありますけれども、市の政策にかかわる重要事項や新規事業、複数部にまたがる事案については、プロジェクトチームを設置し、課題の整理や方針を検討してきております。最近では、議会でも論議をいただいております人口対策について6部の担当者で構成する人口対策会議を設置し、職員からの提言も含め検討を開始いたしました。また、重要施策の企画・立案などは、企画政策会議や関係部長会議を開催し、方針決定を行っているところであります。いずれの会議も基本的には企画政策室を事務局としており、調整機能は果たされているものと考えております。

次に、日本E R I株式会社の建築確認の審査でありますけれども、民間の指定確認検査機関として小

樽市内では平成14年より現在までに4階建て以上のマンションについて合計8件の建築確認をしております。適正な審査が行われているかどうかにつきましては、国土交通省では国が指定した日本E R I株式会社を含む民間の48の指定確認検査機関に対し、建築構造計算の審査方法体制などについての緊急アンケート調査を行ったところでありますが、有効な調査結果が得られないことから、さらに、年内に立入検査を実施すると聞いております。

また、構造計算の精査に対する本市の対応につきましては、今後、国土交通省及び北海道の指示を受けまして対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、新しい博物館を構想するに至った経緯についてであります。年々交通記念館の経営が厳しい状況にあったことから、株式会社小樽交通記念館としましては、その打開策を見いだすべく、平成15年度に経営改革検討会議を設け、さまざまな角度から話し合いをしてまいりました。この会議の中で、小樽市に対して抜本的な改善策を求める意見もありましたことから、教育委員会といたしましては、これらの状況を踏まえ、老朽化や広さなどの課題を持つ、青少年科学技術館や博物館との統合による交通記念館のさらなる有効活用や、これからの社会教育施設のあり方などについて検討してまいりました。

検討に当たりましては、教育委員会はもとより、市長を交えた関係部長会議や関係課長職から成るワーキンググループ会議など、全庁的に連携・調整を図りながら進め、さらには関連施設の運営に携わっている博物館協議会や青少年科学技術館運営協議会、そして社会教育委員会議などの意見も参考にしながら、基本計画案を策定してきたところでございます。

新たな施設では、北海道鉄道発祥の地にふさわしい建物として、展示する資料に歴史的な要素と科学的な要素を持たせ、入館者に体験してもらう博物館を目指し、観光的活用や周辺施設との連携も図りながら、北運河周辺地区の活性化も視野に入れた展開を図っていきたいと考えております。

後は、この基本計画案について議会はもとより、市民やまちづくり団体などの御意見もお聞きしながら、小樽市が一体となって計画実施に向け努力してまいりたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

17番(山口 保議員) 教育長にお尋ねをいたします。

今の答弁ですと、私が先ほど質問をいたしました北海道新聞の記事なのですが、進め方について、これは市の主幹がおっしゃっていたことが書かれておりましたけれども、今定例会に一定の報告をして、来年の第1回定例会で予算措置を予定しているというふうにおっしゃっていましたが、そういう段取りでは進めないということになりますけれども、それでよろしいのですか。待ってくださいね、まだこれ続きますから。その点をまず1点お聞きしておきます。

それから、今後、市民議論を入れて、庁内で連携をしてやっていきたいというふうにおっしゃっていますが、これをどのようにされるのか、具体的にお聞かせください。

もう一つ、前回の代表質問で先ほどもお聞きしましたけれども、私たちは建設部とあの地域一帯、これは交通記念館、手宮線、北運河、この面的な再生の基礎的なプランづくりをするということについて合意をしております。市長答弁にもそれはおっしゃっていただきました。これはどのようにそれと連携をさせながら今後進めていらっしゃるつもりなのか。この件については、教育長ではございませんので、市長でも建設部長でもお答えを願いたいと思います。まず、これだけお聞きしておきます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 今、第3回定例会のときのお話がありましたけれども、第3回定例会のときの答弁を見ますと、この地域の活性化に向けたビジョンづくりを進めるために庁内関係部局が連携をして、市民やまちづくり団体などとの協働による策定に取り組んでまいりたいというふうにお答えしております。したがって、このことについては、いささかも変わっておりませんので、こういう方針で地域の面的なネットワークづくりといいますが、地域の活性化のために皆さん方と協議をしながら進めていきたいというふうに思っています。ただ、個別の施設につきましては、それぞれいろいろな事情がありますから、それはそれで私どもの方としてはそういう方針でやらせてもらいたいと。もちろんこれについても関係者の意見を聞きながら進めていくというのが当然だというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 山口議員の再質問にお答えいたします。

1点目の新聞の記事とのかかわりでございますが、私どもとしましては、今、計画を皆さんにこれから示す段階でございまして、やはりもう少し時間をかけて、先ほど申しましたように団体ですとか、いろいろな御意見を聞いていきたいという考えでおりますので、もう少し時間はかかるものというふうに御理解をいただければと思います。

二つ目でございますけれども、私どもといたしましては、先ほども話しましたように、今回このような構想に至った基本的な考え方は、セクターの経営状況ですとか、社会施設の老朽化が念頭にございまして、社会教育施設として今ある既存の施設をあわせていくことが必要ではないかなというふうに考えているところでございますので、そういうことで新しい施設の中身については、これからはたくさんの御意見をいただきながら、その中身を手宮鉄道発祥の地として、そういうような押さえ、さらには科学的な押さえもしながら、私どもは進めていこうというふうに考えているところでございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

17番（山口 保議員） 再々質問をさせていただきます。

私は、もう一点お聞きしたいのですが、これは教育長をお願いします。

手宮鉄道施設というのは、先ほども申しましたけれども、要するにこれは道民の財産だけではなくて、国民の財産として、私は、これは個人的な見解だと言われればそれまでですけれども、私のこれまでの議論で、運河に次ぐと言ってもいいほど、これは運河を超えとも言ってもいいほど、小樽市としては歴史資源としては、最重要の施設だというふうに考えてきました。これは観光資源として、次にどうしても小樽市がこのまちの展望として真剣に論議をし、集客施設として何が最もふさわしい施設のあり方なのかということについて議論すべきものと思っているからこそ、これまで議論をさせていただいたわけです。

私は、確かに今の市の財政を考えますと、社会教育施設を大変いろいろ持っていて、それをいかに効率的にやるかという議論は、これはいたし方ない議論だと思います。ただ、私はあの交通記念館の中に博物館はまだしも、青少年科学技術館が入ることの意味というのは一体何なのかということ、今も考えております。そのことについて、これは固定した計画なのだと。これを前提にして中身をどうするのかということを考える、そういう市民議論を求めているらっしゃるのか、そうではなしに、科学館を

持ってくるか否かということも含めて、今後、市民議論に付されるのか、それを明確に答弁していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 謙） 教育委員会といたしましては、先ほど述べましたように、社会教育施設を統合しまして、今回の新しい鉄道記念館の建物の中で統合するという考え方は私どもも持っています。

なお、その建物の中身について、どういうふうにしていこうかということにつきましては、いろいろな方の御意見をいただきながら、工夫して進めてまいりたいという思いでございます。再度話しますが、社会教育施設が幾つかございますが、それを統合するという考え方は変わりません。

議長（中畑恒雄） 山口議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 6番、吹田友三郎議員。

（6番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

6番（吹田友三郎議員） 一般質問をさせていただきます。

日本の人口は、ある予測によると今年度ピークを過ぎ減少に転ずると言われております。人口問題にかかわって言われる合計特殊出生率も、全国平均を過去にさかのぼり10年刻みで見ますと、昭和45年では2.13人、昭和55年では1.75人、平成2年では1.54人、そして平成12年では1.36人、この部分を小樽市の数値と比較してみますと、昭和45年で小樽市は全国より0.38ポイント低い1.75人、昭和55年でも0.38ポイント低い1.37人、平成2年で0.42ポイント低い1.12人、そして平成12年でも0.29ポイント低い1.07人と全国平均を大きく下回っております。直近の平成16年では全国は1.29人と減少傾向はとまりませんが、小樽市の合計特殊出生率は0.98人と驚くべき数値となっております。

このような地域社会における極端な少子化は、一般論として経済の世界では子供は公共財とみなし、さまざまな経済的効果を生み、人が多いほど新しい技術や知恵が生まれる可能性が高く、社会保障の担い手にもなっております。しかし、子供の数が減少すると、さまざまな経済活動は縮小し、戦後築き上げてきた日本の豊かさを失うこととなります。今までの経済社会のしくみは、子供の数が増えることを前提としており、前提が崩れることで、社会保障や社会資本の維持の崩壊により、さまざまな点で人々の利益を損なうこととなります。

本市におきましては、人口減を想定した長期計画は組まれたものはなく、社会体制のソフトランディングに本腰を入れる必要があります。

政府は平成になって1.57ショックを踏まえ、少子化対策を10数年来実施してきましたが、回復の兆しが全く見えません。政府の施策の踏襲では、小樽市の極端な少子化は解決を見ることはできないものと考えられます。本市の将来を見据え、出生数の拡大に独自の政策を進めることを提案するものです。

予算の用途は、地域社会の優先度を考えて行うことが重要です。一つに、小樽市民が出産したとき、1人につき祝い金10万円を支給、二つ目に、夫婦2人家庭では3人目の子供より育児手当月額5万円を18歳まで支給、三つ目に、母子家庭、父子家庭では2人目の子供より育児手当月額5万円を18歳まで支給と、このことにより出生数の増加と転入等による児童の増加を見込めるものであると思いますが、市長の御見解をお尋ねします。

次に、平成7年に制定された容器包装リサイクル法は、ごみの排出量の増大、最終処分場のひっ迫等を背景に、家庭等から排出されるごみのうち、容積で約6割を占める容器包装廃棄物の排出抑制を推進

するためのものである。現在、リデュース（減量化）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の三つのポイントがありますが、市民の中にリユース、リサイクルの意識は認められるが、リデュースは生産物の提供者を含め低いと見ることができます。限りある資源の無駄を排除し、消費者が必要なものの、サービスを適正な価格で手に入れられる社会構造をつくる必要があります。ふだん使われている容器の値段は、ペットボトル1.5リットルで1本60円から65円、この容器を30円かけて分別収集し、結局ごみ処理代が1本90円かかっています。コーヒー、ジュース缶等は30円から35円、食品トレイは5円から10円、模様つきは25円、刺身用の上等なものは65円、幕の内弁当28円等であり、アルミ缶ではリサイクルできるから飲んだ後はリサイクルすべきですが、アルミ缶について見ますと、アルミ新地金の1トンの生産に要するエネルギーを電氣量に換算すると、トン当たり2万1,200キロワットアワー、グラムにすると21.2ワットアワーで、アルミ缶1個で40ワットの電球を何時間点灯できるかを見ますと、約10時間36分との数値となります。アルミ缶1個を捨てることは、10時間の電氣の無駄となったこととなります。これからの社会は、賢い消費者となるための児童・生徒からの教育を行い、限りある資源を無駄に消費せず、大切に次代へ届けることが必要であります。

本市におきまして、エコショップの推進についてどのようにされておりますか。リデュースの取組は本市ではどのような実績がありますか、お尋ねします。

量販店ではほとんどの最寄り品はトレイを使用している包装を行っており、この減量が喫緊に取り組まなければならないもので、消費者には入れ物容器の提供、そして販売業者にはトレイ等を使用しない販売方法を進めていただき、商品に転嫁していた包装容器代等の値引きをしてもらうことにより、無駄を省き、そして低廉な商品を購入することができ、ごみを売らない、ごみを買わないこととなる社会を目指すことを、本市として推し進めることはできないものか、お尋ねいたします。

また、教育委員会は小中学校において限りある資源の大切さをどのような教育により伝え、そして志向させておりますか。さらに、リデュースについて教育現場において積極的に取り入れていただきたいと考えます。教育長の御見解をお伺いいたします。

次に、強度計算の偽装の問題が発生し、ホテル等商業ビル、マンション、一般住宅等を利用又は使用する者の安全に対する不安が増大しております。国民は建築物の建築前の検査確認は公が行っており、絶対的なものとして認識しております。建築確認を受けた設計図に基づき、建設会社がいかに材料の仕入れ単価を下げ、かける人件費を低くしたことにより、低廉な価格がつくられていると認識しております。

そこでお伺いいたします。

一つに、本市における直近3年間に確認申請された4階以上の大規模物件の用途ごとの件数と申請から許可までの所要日数、小樽市と民間確認機関のそれぞれについてお尋ねします。また、4階以上で大規模な構造計算を要する物件は、小樽市、民間確認機関それぞれ何件あったか、お答えください。

二つに、強度の偽装の当事者ではありませんが、検査機関として日本ERI株式会社という社名が出ておりますが、どのような内容の組織となっておりますか、お尋ねします。

本市で考えますと、小樽市が建築確認した物件で、偽造などがあった場合に対する責任問題、補償問題について、どのようなことが考えられますか、お伺いいたします。また、過去に構造上大きな問題を指摘した事例がなかったか、お尋ねいたします。

次に、児童福祉施設の保育所は、本市では公立保育所7か所、定員615名、12月1日現在の入所児童数は572名で入所率93.0パーセント、民間保育所13か所、定員900名、12月1日現在の入所児童数は1,057名、入所率117.4パーセントであり、本市全体では20施設、定員1,515名、12月1日現在の入所児童数は

1,629名で入所率107.5パーセントとなっております。

公立保育所の運営費は、一般財源化されて2年目を経過しております。政府は税財源を見直す三位一体の改革に関し、11月29日の合意で次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）のうち、公立保育所の延長保育加算分の一般財源化及び同交付金（ハード交付金）のうち、公立保育所の施設整備費も一般財源化が決定されました。政府は民間保育所の運営費、負担金は現行制度を維持することとしており、公立保育施設の民間への委託は、全国的にスピードがついております。前定例会でも同僚議員により公立、民間の保育コストが取り上げられておりましたが、小樽市の財政の安定を図ること、そして、より利用しやすい施設運営に寄与することを目的に、今後10年以内にすべての公立保育所を民間に移譲することを決断することは考えられませんか、お伺いいたします。

このことにより、施設運営費が2億円程度の余裕が出ると考えられ、この資金を少子化脱出の資金の一部として投入することは可能と思われませんが、検討することができないか、お伺いいたします。

政府は税制改正を順次進めていこうとしております。本市保育所保育料は平成16年度から3年間をかけて値上げを進めております。このたびの改定は、保育所を利用される皆さんの生活をしっかりと見据えてのことと思われませんが、今後、政府において行う税制改正により、特別減税の廃止と所得税、住民税の税負担が増大することが危ぐされております。所得水準の上昇によらない保育料の階層変更は、保護者のさらなる負担となり、この点の配慮が少子化対策の一つとして考えられますか、お伺いいたします。

次に、新市立病院の建設に当たり、基本構想の見直しが11月30日の市立病院調査特別委員会において報告されました。今後、この基本構想を踏まえ、建設地の確定、そして基本設計などへと進むものと考えております。そのような中で、本市の財政状況を考え、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力の活用による効率的な病院整備、運営の実施と市民に対する創意工夫に満ちた良質な病院サービスの提供の実施を目指すべく、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律、つまりPFI法を活用した整備・運営を取り入れることを考えることができないものか、伺います。

このことにより、医療行為にかかわることを除き、民間の手法を取り入れることが運営の財政面からも関連のサービス面からも大きく寄与するものと思われれます。PFIの手法を取り入れるときは、並行して地方公営企業法の全部適用を取り入れ、事業管理者の下、新病院の運営を図るべきと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

質問事項の最後でございますが、新型インフルエンザ対策行動計画が11月に示されました。現在、世界の特定の地域において、鳥インフルエンザ感染者が死亡しているとの報道がされておりますが、鳥インフルエンザの毒性の強いタイプのウイルスが変異し、人から人へ感染するウイルスが流行したときの対応についてどのような組織体制で取り組むこととなるのか、お伺いします。

感染が進んだときの市民の対応についての予備的な情報を、どのように周知・理解させることを検討しているのか、お尋ねいたします。

感染重症患者への対応は対策本部が行うものなのか、個々の病院が行うものなのか、この点についての対応をお聞かせください。

自宅待機の患者への保健指導、医師派遣についての基本的な考え方についてお尋ねいたします。

以上、市民一人一人が安心して暮らせるための必要と思われる質問をさせていただきました。再質問はいたしませんので、明るい未来を創造できる積極的な御答弁を期待申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、少子化対策でありますけれども、出生数を増加させるため、本市独自の施策として出産祝い金や育児手当を支給したらどうかという御提案でございますけれども、出産祝い金などの支給は主に人口が減少傾向にある市町村が定住化促進や人口対策として導入しておりますけれども、人口対策には直接結びつかず、事業を継続している市町村は極めて少ないところであります。少子化対策は、市はもちろんでありますけれども、国、北海道、企業をはじめ、国民や地域・関係団体などそれぞれの役割と相互の連携を図って進めることが重要であると考えております。その中で、子育て世代に対する経済的支援につきましては、国の政策が基本と考えているところであり、来年度から児童手当は現行小学3年生までのものを小学6年生まで拡大するよう検討されていると承知いたしております。

次に、ごみ減量化の取組でありますけれども、初めにエコショップの推進であります。ごみの減量化や資源化などに積極的に取り組んでいる市内の店舗を、平成15年1月に創設しました「小樽市エコショップ認定制度」により認定いたしております。これまで認定した店舗は、量販店やコンビニエンスストアなど13店舗となっており、広報おたるやホームページで紹介をし、環境に優しいエコショップの利用を呼びかけて、ごみの減量化や資源化を進めております。

次に、リデュースの取組の実績であります。本年4月から実施しました家庭ごみ有料化や資源物の収集品目の拡大により、資源物を含めたごみ総量が前年度と比較して約20パーセント減少しており、ごみに対する市民の意識が高くなったことがごみの排出抑制につながっているものと考えております。また、具体的なリデュースの推進としましては、段ボール式生ごみ袋の無料配布、消費者協会などと連携したマイバッグを持参するノーレジ袋運動、資源回収ボックスの設置、集団資源回収に対する支援などに取り組んでいるところであります。

次に、ごみを売らない、ごみを買わない社会を目指してはという御提案であります。限られた資源を有効に利用するためには、事業者と消費者がトレイなどの容器包装の使用や過剰包装を見直すことが大切であると考えております。市では昨年消費者協会と連携して、量販店で使用されているトレイなどの容器包装について調査を行い、量販店との懇談会で必要のないトレイなどを省くように要請したところであります。また、「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議」においても同様の取組を行っております。なお、循環型社会の形成については、市と市民、事業者の協働が必要であることから、今後もさまざまな機会を利用して、ごみ減量の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、耐震強度計算の偽装の問題についてでございますけれども、初めに小樽市内で直近3年間に建築確認申請された用途別の件数等でありますけれども、本市に確認申請された4階建て以上の共同住宅は2件で、申請から確認までの日数は、1件は8日、もう1件は77日となっており、2件とも大規模な構造計算を必要とするものでありました。一方、民間の指定確認検査機関の4階建て以上の共同住宅は8件で申請から確認までの日数は平均22日、すべて大規模な構造計算を必要とするものであります。なお、4階建て以上のホテル、大規模店舗などの確認申請は、本市及び民間の指定確認検査機関ともありませんでした。

次に、日本ERI株式会社の組織概要でありますけれども、同社のホームページによりますと、本店は東京都、設立は平成11年11月で資本金は8億3,470万円、従業員数495名となっており、このうち1級建築士は324名となっております。会社の主な業務は建築基準法に基づく各種業務や住宅の品質確保の促

進等に関する法律に基づく各種業務など多岐にわたっております。なお、指定確認検査機関としては、平成12年3月に国土交通大臣の指定を受け、これまでの建築確認の件数は平成12年から平成17年10月末までに約13万4,000件となっております。

次に、小樽市で建築確認した物件で、偽装が判明した場合ということでありまして、仮にそのような具体的なケースが発生した場合には、関係機関と協議し、適切に対処してまいりたいと考えております。また、本市の建築確認では過去にそのような問題を指摘した事例はございません。

次に、公立保育所の民営化の問題でありますけれども、御承知のとおり、公立保育所の運営については三位一体改革により国庫補助金等が一般財源化されるなど、財源確保が問われているところであります。民営化は、サービスの向上とコスト削減をその効果として期待するものであります。公立保育所への導入に当たりましては、利用者が引き続き安心して利用できることが基本であり、本市においては待機児解消や施設の老朽化改善などの課題と合わせて、指定管理者の導入、さらには民間移譲も必要であると判断しているところであります。また、民営化に伴い生じる資金の少子化対策への投入ということではありますが、市全体の財政状況や市の施策の優先度を見ながら判断する必要があると考えております。

次に、税制改正に伴う保育料への配慮でありますけれども、本市の保育料については平成元年度より据え置いてきたことから、国の徴収基準額を大幅に下回り、市の負担が増大しているため、道内主要都市と近隣都市の平均的な軽減率の約24パーセントになるよう、平成16年度に改定したところであります。実施に当たりましては、激変緩和として3か年の経過措置を設けたところでありますが、税制改正に伴い、一部階層の変更等が予想され、これまでの階層から変更となる部分もあると思われませんが、それでも相当国の徴収基準額を下回るものと考えており、現状では新たな軽減策を設けるのは困難と考えております。

次に、新病院についての問題でありますけれども、まずPFI方式の導入についてでありますけれども、PFIによる場合は、起債を導入して行う場合よりも2年程度余分に期間を要することもあり、早い段階からの検討が必要でありましたので、2年ほど前にPFI導入についての検討を行った経緯がございます。PFI導入のメリットといたしましては、民間のノウハウを活用した良質な公共サービスの提供やコストの縮減、また、行政と民間との新たな協力体制の形成や民間事業機会の創出などがあります。しかし一方では、病院の場合、核となる医療業務が対象から除かれることや事業契約までに多くの時間を要すること、また、建設、維持管理、運営を特別目的会社に一括して委託するため、地元企業の参入が難しくなること、既存病院の職員の処遇などの多くの課題がありますし、まだ先行事例が少なく、その財政的な効果とか医療サービス提供への影響などについて不透明な部分が多いことなどから、PFIの導入は難しいものと判断をいたしました。

次に、PFI方式を導入した場合に、対象とならない医療行為について、地方公営企業法の全部適用をしてはどうかという御提案でありますけれども、地方公営企業法の全部適用の検討については、基本構想でもうたっており、PFI導入のいかにかわらず、健全な病院経営を目指す上では検討しなければならないことと考えております。また、実際に導入している自治体病院の中にも効果が発揮されているところと、そうでないところがあるようでありまして、それらの情報収集も行いながら、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策でありますけれども、初めに新型インフルエンザが流行した場合の組織体制であります。新型インフルエンザが海外において発生した場合、我が国においては国、都道府県、さらに各都市がそれぞれの役割に応じて必要な対策を講じ、総合的に地域における感染防止の徹底

が図られることとなります。本市の行動計画におきましては、新型インフルエンザの発生及び感染拡大の段階に応じて、その時点でのとるべき対策を示しています。現在は海外での発生状況を監視している段階であり、保健所が必要な情報の収集等に当たっておりますが、もし日本国内でも感染が確認される段階に至った場合には、市長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、全庁的な体制の下、必要な対応を図っていくこととしております。

また、新型インフルエンザの流行に備えた市民への予備的情報の周知方法であります。市民の方々が適切な対応をとることができるよう、インフルエンザに関する正しい知識や患した場合の対処方法等について保健所において相談窓口を設置するほか、広報紙や啓発チラシなどを通して、周知・啓発を図るとともに、報道機関の協力も得ながら必要な情報の提供を行っていきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザが流行した場合における感染重症患者への対応でありますけれども、国内で新型インフルエンザの感染が確認される状況になった場合には、国は感染症法に基づく指定感染症に新型インフルエンザを位置づけることとなります。これに伴い重症感染症患者については、北海道が指定する感染症指定医療機関に収容し、治療を行うことになると考えられますが、その前段での診断につきましては、保健所並びに個々の医療機関において行われることとなります。

また、自宅待機の患者に対する保健指導及び医師派遣についてでありますけれども、自宅待機の患者は基本的に新型インフルエンザを除いた従来のインフルエンザ患者となります。ただし、小児と高齢者については病院に相談し、必要な場合は受診することとしております。一方、新型インフルエンザが疑われる患者は、一般病院又は感染症指定医療機関に隔離されることとなります。自宅待機患者につきましては、保健所が設置する相談窓口において、医師及び保健師による相談受付を行うとともに、病状に応じて必要な場合には医療機関との連携の下、医師等の訪問指導を行うこととしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

学校で限りのある資源の大切さを教えることについてであります。それぞれの小学校では、これまでに社会科、理科、家庭科などの時間にエコマークやごみの行方、ごみを減らすための工夫や努力など、ごみと環境のかかわりをデータを通して、あるいは体験を通して学ぶように努めております。

また、中学校では、家庭科や保健体育におきましても、ごみ減量とリサイクルなど、買物や作品づくりを通して自分たちの生活を見直し、限りある資源の有効利用のために何ができるかを考え、循環型社会の実現に向けて具体的な行動のあり方を学習しております。今後も小中学校ともに教育活動の中に取り入れる積極的な取組を充実させるよう、また、学校で学んだことが毎日の生活に生かされるよう指導してまいります。

議長(中畑恒雄) 吹田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、30番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 30番、秋山京子議員。

(30番 秋山京子議員登壇)(拍手)

30番(秋山京子議員) 最初に、市民の健康づくりに関してお伺いいたします。

毎年、国の指導、補助金を受け作成されています小冊子「おたるの国保」では、毎回山田市長のあいさつ文を掲載、小樽市の国民健康保険事業の実情と国の医療制度改革への期待、保険者として各種保健事業や収納率向上、医療費の適正化対策を行って、国民健康保険事業の健全運営に積極的に取り組むことを市民に呼びかけています。平成17年度版には手軽にできる運動としてウォーキングを紹介、市民に

対し、見やすく、わかりやすい内容を心がけていることが感じられます。あいさつ文の最後では、今後も急速な高齢化とともに医療費が増え続けることが予測されると訴えておりますが、小樽市にとって医療費の増は切実な問題の一つだと思います。「おたるの国保」に、平成15年度の小樽市の医療費は1人当たり58万4,000円で全国平均の1.6倍、全国3,144市町村の中で31番目に医療費の高いまちになっていると紹介されていました。国では、この医療費削減について14年度の国民医療費の3割、約9.8兆円を占めている生活習慣病の改善に力を入れる方針を固めたようです。現在、生活習慣病の有病者とその予備軍が確実に増え、対策が急務となっている現状下であり、例えば糖尿病は有病者740万人、予備軍880万人と推定され、その数は5年前の1.2倍に増えているとのこと。

最初に、小樽市の健康づくりに関して「市民と歩む 21世紀プラン」の生涯を通じた健康づくりから、基本健康診査受診者数の推移、「小樽市の保健行政平成16年度版」からの数値を参考にして健康診査に関する状況を見てみますと、平成4年度老人保健法第16条に基づき導入され、職場での健診対象者を除く40歳以上の市民を対象にして、基本健康診査が実施されております。初年度は男性1,115人、女性2,817人の合計3,932人だったのが、受診者数は年々増加し、4年後の平成8年度は男性・女性合わせて7,431人となっています。11年度からは、健康診査の実施機関が保健所のほかに市内医療機関も含まれたこともあり、12年度に1万159人となり、14年度までの3年間は1万1,000人台を維持してきました。しかし、翌15年度からは8,731人に減っています。

初めに、小樽市の人口に対する基本健康診査該当者数と受診者の割合、さらに基本健康診査の受診者の目標数の設定の有無、受診者が減った原因と対策についてお聞かせ願います。

次に、健診によって判定された疾病内訳と件数、割合、判定された疾病受診者に対する指導、手当等についてもお聞かせください。

次に、これらの基本健康診査と疾病対策の財源措置についてもお聞かせ願います。

次に、国における医療費総額の伸びの抑制をめぐる議論を経る中で、厚生労働省の「生活習慣病健診・保健指導の在り方に関する検討会」は、今年8月中間まとめを行い、医療を治療中心から予防重視へと転換し、そのポイントを生活習慣病の健診、保健指導として新たな発想と手法を示して、来年の医療制度改革に反映される見通しとのこと。その背景には、急速な高齢化の進展に伴い、その疾病構造も変化し、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加し、死亡原因も悪性新生物（がん）31パーセント、心疾患15.5パーセント、脳血管疾患13.3パーセント、糖尿病1.3パーセント、高血圧症疾患0.6パーセントと生活習慣病によるものが6割を占めている実態と医療費増が医療保険の国民負担増になっている現状、さらに65歳から74歳までの前期高齢者が介護を要する状況となった理由の半数が脳血管疾患（脳卒中）であり、介護予防の観点からも脳卒中の発症予防は極めて重要な課題とされています。小樽市の状況を死因別死者数の推移により、平成4年度と15年度を比較してみると、悪性新生物（がん）は死因の28.7パーセントから32.6パーセントに、心疾患20.9パーセントから17.3パーセントに、脳血管疾患12.7パーセントから16.2パーセントと、全国平均の国が示す数値より少し高めですが、確実に増えていることが判明できます。

この項の最後に、中間まとめが示す予防目的の健診と保健指導に際しての新たな発想と手法について、その具体的内容と小樽市における生活習慣病対策、健康診査などについて、今後の取組などについてお考えをお伺いいたします。

次に、平成15年3月「健康おたる21」が策定されましたが、市民の中には各人の体力回復、健康維持・増進を目標に健康づくりに挑戦されている方もおられますが、その意図とするところについて、大方の市民にはあまり浸透されていないように思われます。いつでも、どこでも、だれでも手軽にできる運動

としてウォーキングが「おたるの国保」で紹介されていましたが、さまざまな理由で持続することの難しさもあります。「健康おたる21」を健康づくりを支援する行動指針にとありますが、市民への健康づくりの推進を含め、今日までの具体的な取組と現状について御説明ください。

次に、母子保健法に基づき実施しています4か月児健康診査をはじめ、10か月、1歳6か月、3歳児健康診査に関してお伺いいたします。

この健康診査は、乳幼児それぞれの成長に応じて市内の医療機関に委託し実施しております。10か月児童健診の内容は、身体計測、診察、保健指導、栄養相談、歯科指導の5項目に加え、ブックスタートが実施されています。1歳6か月児健診は、さきの5項目に問診、歯科検診、心理相談が増え8項目になります。3歳児健診は尿検査が入って9項目になっています。

最初に、年齢に応じて健診内容が増えていく理由についてお聞かせください。

次に、この乳幼児健診は90パーセント台を維持しつつも、90パーセント台以上の壁を越えられない現状とのことですが、この件についての対策とお考えについてお聞かせ願います。

次に、過日、市民会館で10か月児健診時に絵本の寄贈と読み聞かせのボランティアをしてくださっている絵本・児童文学研究センター主催のセミナーがあり、「読む 聞く」というタイトルで河合隼雄、立花隆、谷川俊太郎さんのてい談がありました。その中で、聞くということについて立花隆さんは、「耳から入る事柄は脳に届いて初めて聴覚、聞くということになるのである。人間は耳が聞こえないと言葉を発することができない。しかし、現在のサイエンスのすばらしい発展により、耳の奥にある内耳のか牛管に超ミクロの機器をつけ聞くことが可能になっている。難聴は子供が小さいうちに手当をすれば聞こえるようになる。早ければ早い方がよい」と語っておりました。しかし、現在の乳幼児健診には、難聴についての検診はありません。なぜ、大切な乳幼児健診に耳の検診がないのか、その理由と、ぜひ難聴についての検診を入れるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、介護保険法改正に関してお伺いいたします。

厚生労働省は、平成18年度の介護保険制度の見直しに先立ち、制度の課題の整備を目的に、老健局長の私的研究会が設置され、この研究会の報告と社会保障審議会の審議等を受け、平成17年2月介護保険法の改正案が示され、国会審議を経て平成17年6月介護保険法の改正法案が成立しております。

改正となった点について、既に平成17年4月と10月に実施済みのものについては省略し、平成18年4月施行の改正趣旨と内容について概要を説明しますと、まず予防重視型システムへの転換について、要支援、要介護1（軽度者）の認定者の増が著しいことや、軽度者に対する介護保険サービスが状態の改善につながりにくい現状を踏まえ、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、一貫性、連続性のある総合的な介護予防システムを確立するとしています。

その一つに、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設する。その予防給付に係るマネジメントは、市町村が設置する地域包括支援センターが行うこととしています。さらに、介護予防事業などで構成する地域支援事業も創設するとしています。

二つ目に、新たなサービス体系の確立について、その改正趣旨を認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえ、一人一人ができる限り住みなれた地域での生活を継続できるよう、サービス体系の見直しや地域における総合的、包括的なマネジメント体制の整備を行うとして、市町村で提供されることが適当なサービスとして市町村がサービス事業者の指定権限、指導監督権限を有する地域密着型サービスを創設し、地域における総合相談、支援、介護予防マネジメント等について包括的、継続的にマネジメントを担う機関として地域包括支援センターを創設する。さらに、特定施設入居者生活介護の給付対象を拡大し、介護を受けながら暮らすことができる場の充実を図り、医療と介護の機能分担と連携強

化を図ることとしています。

三つ目に、サービスの質の向上を図るとして、利用者の適切な選択と競争の下でサービスの質の向上を図るために、情報開示の徹底、事業者規制の見直しなどを行うとして、介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表を義務づけたとした上で、良質なサービスの提供促進を目的に介護サービス事業者の指定の欠格事由を追加し、事業者指定に係る規制を強化する。さらに、介護支援専門員、ケアマネジャーの資格の更新制の導入など、ケアマネジメントの適正化を図るとしています。

四つ目に、負担のあり方、制度運営の見直しについては、低所得者に配慮した保険料設定を可能とするとともに、利用者の利便の向上等を目的に、保険料の設定方法、徴収方法の見直しを行い、保険者機能の強化を図るとして、より負担能力の低い層に配慮した保険料段階の設定を行う。また、特別徴収の範囲の拡大などの徴収事務の効率化を図るとしています。

五つ目は、介護認定申請に当たり、サービス利用者等の代理申請を見直し、さらに介護サービス事業者の指定、指導監督権限の一部を都道府県から市町村に移行するなどして、市町村の保険者機能の強化などを図るとしています。

六つ目には、その他の法改正として、一つ、老人福祉法で有料老人ホームの定義の見直しや位置づけ、情報開示の義務化、都道府県の立入検査権の付与、入居者の保護の充実などについて。二つ、平成17年11月9日公布の「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待に気づいた人の通報、緊急保護、市町村長の立入検査の実施、施設従事者の市町村への通報義務等です。その上で実施に当たって、最大2年間の施行延期が認められています。

小樽市として、地域包括支援センターなど予防事業関連について19年度実施とされた点についてお伺いしたいと思います。

最初に、この介護保険制度の見直しについては、小樽市も既に改正の予測はされていたと思いますが、さきに行われた第3回定例会で19年度実施を報告するに至った経過について改めて御説明ください。

次に、この間に実施されたアンケートについてお伺いいたします。

定例会では、介護サービス利用に関するアンケート調査報告書について、目的及び方法などを報告し、介護事業者との整合性、現在の介護保険制度受給者との整合性を挙げて、その理由とされたそうですが、このアンケート調査は、全国一律の内容なのか、それとも各自自治体ごとの設定で行ったのか、各自自治体独自のアンケートであれば、小樽市は介護サービスに関するアンケートの作成の趣旨をどこに置いて実施したのか、お聞かせ願います。

次に、平成16年度、17年度にかけて、高齢者関連、介護保険サービス関連などの各種実態調査を何回ぐらい実施されたのか、趣旨を含めお聞かせください。

私は、このたびの説明について、いま一つ説得力に欠け、納得できかねまして、道内幾つかの人口10万人以上の都市の取組を聞いてみました。合併が予定されているために19年度にしますという一部の都市以外は、まだ中身は見えませんが、18年度実施の趣旨に沿って準備中というところがほとんどでした。ある都市では、地域包括支援センターについては、既存の在宅介護支援センター運営法人の中から選定し、委託をするとのこと。また、ある都市では、地域包括支援センター設置の考え方として、人口規模で割るのではなく、生活圏で実施し、相談窓口についても既存の在宅介護支援センター、介護福祉課に設置する等、国の方針に沿って実施を決めて取り組む準備に入っていました。また、札幌市は、既に11月末日に平成18年度から20年度までの札幌市介護保険事業計画中間報告書案を作成し、介護保険事業計画の見直しの趣旨、制度改正の概要等を一冊のつづりにして説明をされています。財政的に余裕が

あるとか、政令都市だからではなく、他都市を含め、18年4月実施を決め、そこを出発点として工夫をし、準備されてきました。その姿勢が大切と思いますが、いかがでしょうか。

今、小樽市財政の実情を見ると、1年先延ばしは納得できません。急激な高齢化による要介護認定者の増加、給付費の支出増は結論からいうと、1、2号被保険者の保険料の値上がりにつながってくるのではないのでしょうか。緊迫している財政に待ったはないと思います。

次に、平成15年度、16年度の給付額と小樽市の負担額1年延期による財源をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

過日、さわやか福祉財団主催の「地域たすけあい研修会」に行ってきました。基調講演をされた講師の講演の中に、「介護保険制度は本来は介護サービスを買うということになっているが、現実にはサービスを買うという実態にはなっていない。公的措置制度の延長であり、事業者ベースになっている」との話がありましたが、我が党の斉藤陽一良議員も昨年の第3回定例会で、サービス事業者による都合、採算性で行われているとの趣旨の代表質問を行っておりますが、19年4月実施に至った説明の「介護事業者との整合性がとれない」とは、介護サービスの軸足を事業者に置いているのではないかととられかねないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、再考の有無をあわせ、市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問は予算特別委員会で行いますので、今は質問いたしません。

以上です。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 秋山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民の健康づくりについての御質問でありますけれども、まず最初の基本健康診査の該当者数と受診者数の割合等についてでございますが、平成16年度の該当者数は3万360人で、受診者数は8,654人であり、受診率は28.5パーセントとなっております。また、受診者数の目標等でありますけれども、厚生労働省の指針を参考にして、平成16年度につきましては1万5,180人の受診で、受診率は50.0パーセントとしております。

受診が減った原因でございますけれども、健診の有料化及び健診の必要性に関する意識が薄いのではないかと考えております。また、健診の結果により医療機関を受診したり、高齢者においては治療を継続している方が多く見られ、これらの方々が以後の健診を受けていないことも要因ではないかと考えております。これらの対策につきましては、広報、ホームページ、報道機関等を通じて、啓発や健康教育等で健診の必要性を図ってまいりたいと考えております。

次に、健診で判定された疾病内訳と件数及び全受診者中の割合でありますけれども、平成16年度の受診者8,654人中、疾病の主なものとしては、高脂血症、高血圧症、心臓病等があります。1人で複数の疾病を抱えている方も見られますが、それらの件数と割合は高脂血症が4,204件で48.6パーセント、高血圧症が3,279件で37.8パーセント、心臓病が1,368件で15.8パーセントとなっております。

また、判定された疾病受診者に対する指導・手当等についてのお尋ねでありますけれども、保健所において受診された方については、電話や面談等により保健指導を行っております。一方、医療機関において受診された方については、各医療機関において当該疾病に合わせた予防や治療等について対応しているところであります。

次に、基本健康診査と疾病対策の財源措置でありますけれども、平成17年度予算においては、基本健康診査費として7,200万円であり、そのうちの自己負担額を除いて国、北海道、市の一般財源としてそれぞれ3分の1を計上しております。また、疾病対策費としては、各がん検診費が7,500万円で、市の単独負担であります。さらに、肝炎ウイルス検診費は605万8,000円であり、自己負担額を除き国、北海道、市の一般財源としてそれぞれ3分の1を計上しております。

次に、厚生労働省が示した予防目的のための健診と保健指導における新たな発想と手法における具体的な内容でありますけれども、その目的は国民全体の医療費の約4割を占める生活習慣病についての従来以上の積極的な対策を提言しているところであります。基本としましては、内臓脂肪肥満、糖尿病、高血圧症、高脂血症者等に対し、内臓を中心とした脂肪量の減少を目指した食生活の改善と日々の生活における運動量の増加が上げられます。また、個人に対する生活習慣改善の支援及び国民にわかりやすい受け入れやすい対策が基本となっております。

一方、小樽市における今後の取組であります。これらのものを踏まえまして、健診の必要性や受診者に対する適切な保健指導、食生活の改善指導、生活習慣改善に関する健康教育の充実等を図っていきたいと考えております。

次に、「健康おたる21」についての市民への健康づくり推進を含めた今日までの具体的な取組と現状でありますけれども、地域の健康づくり活動の主体となる健康づくり推進員の育成と充実を図っておりまして、また、疾病予防等の健康教育を実施することにより、市民の健康意識の向上等に努めております。さらに、中高年者の生きがいと健康づくりを目的としましたおたる健康総合大学を開き、関係機関の協力を得ながら、参加者における心と体の総合的な健康づくりを推進しているところであります。

次に、乳幼児健診における年齢に応じた健診内容の増加の理由でありますけれども、これらの健診は母子保健法を基にして、小児の心身の成長と発達段階に合わせてそれぞれ必要な項目として実施しております。具体的には、1歳6か月児では歯がそろう時期であり、また、精神機能発達の重要な時期でもあることから、歯科や心理相談等の項目を追加しております。さらに、採尿が可能な時期となった3歳児におきましては、先天的じん臓障害等の早期発見のために尿検査を追加しております。

次に、乳幼児健診における受診率の現状の考え方と対策でありますけれども、平成16年度における受診率は、10か月児や1歳6か月児健診では95パーセント以上であります。3歳児健診は91.3パーセントとなり、年齢が増えるとともに受診率がやや低くなります。これは子供の成長や発達につれて、保護者の育児に対する不安や負担が軽減されることや対象者が何らかの疾病のために医療機関を受診している場合等から、未受診者数が増加する理由となっております。また、その対策でありますけれども、未受診者に対し、再度健診案内を保護者に送付し、勧奨に努めるとともに、保護者の要望に合わせて日程を別に調整をし、受診率の向上を図っております。

次に、乳幼児健診における難聴についてのお尋ねですけれども、保健所では各乳幼児健診の案内を保護者に送付する際にアンケート用紙を添付し、対象者の発育・発達状況等について確認をしております。その項目の中に、耳に対する反応の有無についてなどを設けて対応しております。また、新生児期に難聴のスクリーニング検査を自動聴性脳幹反応法により有料で実施している医療機関もありますが、乳幼児健診の中で全乳幼児に適用することは機器の整備やスタッフ等から将来的な課題と考えております。

次に、介護保険について幾つかお尋ねがありましたけれども、まず地域包括支援センターの設置と新予防給付の施行についてでありますけれども、9月30日に開催した第3回小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会の議論を経て、センターの人材の確保の困難性と新予防給付の内容に不確定要素が多いことから、改正法の施行延期の経過措置を適用し、平成19年4月実施予定と報告したところであります。

次に、7月に実施した介護サービス利用に関するアンケートでありますけれども、この目的は第3期介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険サービスの利用見込みを立てる上での基礎資料とすることであり、調査項目は小樽市独自の設定で、今回の法改正の焦点である新予防給付を受けることとなる在宅の要支援、要介護1の軽度者を対象として、従来のサービスと新しいサービスの利用意向等を尋ねたものであります。新予防給付の目玉であります口腔ケアや筋力トレーニングの利用希望が少ないこと、新しいサービスの設問全般で約半数がわからない、その他、無回答となり、新しいサービス内容の早期周知が必要であること等が把握されました。

次に、高齢者関連、介護保険関連の実態調査でありますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、介護サービス利用に関するアンケートのほか、8月に高齢者一般調査を2回実施しており、その趣旨は高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しに当たり、65歳以上の高齢者の健康状態や日常生活、保健福祉サービスの認知度、利用者状況などを把握し、施策立案のための基礎資料とすることを目的として実施したものであります。

次に、新予防給付の施行延期と給付費の支出増、保険料の値上がりとの関係でありますけれども、今回の予防重視型システムへの転換のうち、地域包括支援センターの設置・運営は増額要素であり、新予防給付の導入は減額要素であります。これらの費用の経済比較は、センター運営費の積算と新予防給付の報酬や支給限度額が示されて初めて可能となるものであり、来年1月下旬に予定される介護報酬等の決定を待って精査をしてみたいと考えております。

次に、給付額と小樽市の負担額及び1年延期による財源でありますけれども、平成15年度の給付費は92億2,580万円であり、小樽市の負担は11億5,322万円、平成16年度の給付費は103億2,205万円であり、小樽市の負担は12億9,025万円であります。新予防給付の1年施行延期による給付費の増加は、要介護状態区分が個別の認定期間満了ごとに更新申請されるものであり、要介護1から要支援2の新予防給付に移行すると想定される人員と、その介護報酬及び利用限度額から積算されるものであります。したがって、1か所当たり2,500万円程度と想定される地域包括支援センターの運営費と、この給付費の増加などを比較して判断をしてみたいと考えております。

次に、新予防給付の施行時期とサービス事業者との関係でありますけれども、新予防給付を提供する事業者は、現在の介護給付とは別に、予防給付の指定申請をしなければなりません。また、報酬や運営基準がまだ示されていない中で、小樽の零細事業者が指定申請をするに至らない可能性があることを懸念しているものであります。このことは軸足を事業者に置くということではなくて、新予防給付のサービス提供事業者が少なければ、要支援1、2の判定をされた利用者が、訪問介護や通所介護のサービスを受けにくくなる可能性があるため、利用者の立場からの施行延期ということであります。市内の事業者がしっかりとした予防給付を提供するためには、運営基準と施設基準及び報酬が明らかにされた上で、一定の準備期間が必要であると考えております。

次に、包括支援センターの設置と新予防給付の施行延期についての再考ということでもありますけれども、今回の制度改正は、介護保険法施行後初めての大规模なものであることから、その実施には慎重な検討が必要であると考えております。そのため、本市の要介護認定者の状況や地域資源と介護サービス提供事業者の状況を踏まえ、財政負担の増大と保険料の大幅値上げがないよう、十分配慮した上で施行時期についても2年の経過措置はありますが、1年以内でのできるだけ早い時期に設置できるよう努力をしてみたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 秋山議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時15分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 早速質問に入らせていただきます。

本格的な冬を迎え、雪との戦いに明け暮れる日々となりました。小樽市総合計画基本構想重点プログラム「冬あったかプログラム」では、市民生活や産業、経済活動に及ぼす雪の影響を取り上げ、これを克服し、快適な冬の暮らしを市民に提供することを定めています。少子高齢化に伴い、ひとり暮らしのお年寄り、高齢者世帯も増加の中で、市民にとって雪対策は毎年のことながら大きな課題です。

雪の問題が市民生活にどれほど大きな不安を与えているかは、小樽市住宅マスタープランを作成する際に行われた、住宅に対する市民アンケート調査からもうかがい知れます。住まいの不安で最も多かったのは雪に関する問題で、回答者の44.9パーセントを占めています。昨年の冬は予想外の大雪で、市民の生活が脅かされました。札幌管区気象台予報では、この冬の降雪量は平均並みといいますが、自然相手のことですから、いついかなる変容があるか予測のつかないことです。対策本部が立ち上がり、広報おたる誌上にも、市民の皆さんへの協力も含めた雪対策が掲載されました。雪の問題を克服し、市民が安全で快適に暮らす都市環境を望む立場で何点か伺います。

1点目に、17年度除排雪計画の車道除雪路線の変更です。第1種路線が18キロメートル短くなり、第2種路線が16キロメートル、第3種路線が2キロメートルそれぞれ延長になりました。路線変更は何を目的としてされたもののでしょうか、お伺いします。

2点目に、7キロメートル延長になった歩道の除雪路線についてです。小学校の適正配置実施計画案の説明会場では、冬道の通学路の安全確保にかかわって、除雪・排雪の拡充を要望する声が多く出ました。教育委員会は関係部署と協議して対応する旨お答えしていましたが、この歩道の延長はこれらの要望に沿って実現されたものなののでしょうか、お答えください。

3点目にお尋ねします。通学路、保育所、市役所など公共施設、病院などの周辺は優先して除雪・排雪を強化するよう、日本共産党市議団は昨年冬の除排雪強化の緊急申入れでも強調しました。今年度の対策では、強化改善されているのでしょうか、お伺いします。

4点目に、歩行者の安全確保の観点から、特にバス通りの雪山の高さを低くすることについてです。現行では2メートルを基準にしているということですが、子供の姿を確認することは不可能な高さです。小学生の通行が確認できる高さまで引き下げるべきです。見解をお示してください。

5点目に、市役所正面玄関に通じる道の除排雪の問題です。多くの市民が利用する市役所の周辺は、常に除排雪されているべきではないでしょうか。特に公園通から正門につながる市役所前通は、歩道が確保されていないことが多く、歩行者の安全を守る上からも緊急な課題と考えますが、お考えをお示しください。

6点目にロードヒーティングの管理・運営についてです。財政効果を上げるために、この数年、ロードヒーティングの節電運行がされています。そのため、融雪水が融雪側溝まで到達せずに、道の途中でシャーベット状の雪がたい積してしまうなど、新たな交通障害が発生しています。パトロールを強化してたい積した雪を取り払うなど、アフターケアを望む声も大きくなっています。パトロールの強化・適正化についてお答えください。

パトロール台数の増加も必要ではないのでしょうか。

この項最後の質問です。広報おたるでも路上駐車をやめるよう呼びかけていますが、この数年、窓ガラスも割れたまま長期間放置された車が除排雪の妨害になっている様子を見かけます。路上駐車、放置車両に対しての対策は改善されているのでしょうか、お伺いします。

次に、障害者自立支援法に関してお伺いします。

国会審議中の地方公聴会では、自民党推薦の公述人を含めて、危ぐや反対の意見が出されながら、数に頼んで強行された障害者自立支援法。この法律では、自立することができないと障害を持つ方々の不安が広がっています。法案成立からわずか半年での実施など、施行日程先にありきで事が進められることも重大です。小樽市として平成18年4月施行に向けて、どのような作業が想定されるのでしょうか、お伺いします。

この期に及んでも、政令、省令の通達もなく、自治体の職員にとっても限られた日数で対象の方々への説明、一人一人の対応に追われることとなります。利用者・家族への説明責任は果たせるとお考えでしょうか、お伺いします。

新たなシステムの導入にかかわり、人員配置増の必要もあり、これらの予算措置を国に要求すべきと考えますが、いかがですか。

次に、発達障害児に対する特別支援教育についてお尋ねします。

障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指した取組が進められる中で、障害の状況の多様化、医療の進化などにより、子供を取り巻く環境やニーズは大きく変化しています。平成14年の国の調査によりますと、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で困難を示す児童・生徒が6パーセントほどの割合でいることがわかっています。児童数40名のクラスには2名から3名、30名のクラスには2名程度、20名のクラスには1名程度在籍することになります。一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じての必要な支援が緊急の課題になっています。

本年4月から発達障害者支援法が施行され、発達障害児が十分に教育を受けられるような適切な整備等が、各小学校においては平成19年度を目途として図られるよう文部科学省から通知されているところです。小樽市の特別支援教育の取組の現状をお知らせください。

学校現場においては、実態把握のため、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画、指導計画の作成等について役割を担うこととなりますが、それらの取組についても進ちょく状況をお知らせください。

そのような取組を進めながらも、実現可能な支援には着手すべきです。放課後児童クラブの4年生以降の受入れの拡充は、現実的に待たれている施策です。新年度に向けて拡充する予定はないのでしょうか、お伺いします。

再質問を留保して終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

除排雪に関連して何点かお尋ねがございました。

初めに、車道除雪路線の変更でありますけれども、平成13年度の地域総合除雪体制への移行時に、こ

これまでの除雪機械の稼働実績や道路交通状況などを考慮して、路線ごとに除雪水準を決めております。その後4年が経過したことから、路線ごとに道路幅員、稼働実績、家屋の張りつき状況などを検証して、除雪機械の機種の一統など作業の効率化を図るため、除雪水準の見直しを行うものであります。

次に、歩道除雪の延長についてでありますけれども、これは主に街路工事による歩道新設などによる変更であります。

次に、公共施設などを優先しての除排雪でございますけれども、これまでも公共施設につきましては、利便性を考慮し、除排雪に努めてまいりましたが、公共施設にはさまざまな形態があることから、今後とも交通量や利用状況などを考慮し、一定の水準の下、円滑な交通確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、バス通りの雪山の問題でありますけれども、バス通りの排雪は大型車両の交差に必要な2車線の確保が困難で、雪山がおおむね2メートルを超えた場合としております。今後もパトロールにより状況を把握し、計画的に雪山の解消を図ってまいりますが、道路幅員や道路環境などの違いがあり、一律な排雪は困難な状況であります。

次に、市役所正面玄関に通じる道路の除排雪でありますけれども、市役所正面玄関に通じる道路は1種路線に位置づけ、除排雪作業を行っております。幅員が狭いいため、一時的に歩行空間に置き雪する場合もありますが、他の公共施設と同様の水準に合った作業を行い、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロードヒーティング稼働部前後の路面管理でありますけれども、外気温度や降雪量など、いろいろな要素が影響し、段差などが生じます。このため、パトロールを実施する中で、安全対策として段差の解消や砂まきなどの必要な作業を行ってきたところであります。また、パトロールにつきましては、昨年と同様の体制で対応してまいりますが、気象状況や道路状況等に合わせて、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、路上駐車や放置車両対策でありますけれども、除雪作業に支障となることから、これまでも地域の除雪懇談会や市のホームページなどで協力要請を行ってまいりました。今年は国や北海道の協力を得て、新たな除雪パンフレットを作成し、全戸配布を行い、また、広報おたるの除排雪関係記事を年1回から4回に増やし、市民周知を図っております。さらに、警察署と連携し、放置車両などの所有者に対し、移動要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法に関連しての御質問でございますけれども、初めに主な作業であります。一部施行される4月1日に向け、制度改正の利用者への周知や利用者負担額、減免額の決定などの業務があります。また4月以降、審査会が設置される予定になっており、それまでに認定調査員及び審査会の準備業務が想定されるほか、事業者への説明会等も開いていくことになります。さらに、本年本格的に実施される10月に向けては、新体系の障害程度区分の認定等による支給決定や地域生活支援事業の準備作業などがあるほか、平成18年度末までには障害福祉計画の策定が義務化されており、これらの業務と並行して進めていかなければならないと思っております。

次に、利用者や家族への説明でありますけれども、制度改正の内容や利用者負担と減免制度の関係など、広報、ポスター等での周知や入所通所施設での説明会を開催し、本人及び保護者等への周知を図り、関係障害者団体等への説明も行っていく予定であります。いずれにいたしましても、十分配慮し、丁寧な対応が必要と考えております。

次に、システム等に対する経費の国への要望であります。全国市長会として従来から障害者福祉施策の円滑な推進を図るとともに、十分な財政措置を講じるよう国に対し要望しているところであります。

が、今後も全国市長会を通じて要望してまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

小樽市の特別支援教育の取組についてであります。文部科学省は平成16年1月に、小中学校における発達障害児の教育支援整備のためのガイドラインを示し、これを踏まえまして、道教委においてもモデル事業を推進するなどしながら、平成17年7月に北海道における特別支援教育のあり方を検討するための委員会を設置し、協議を行っております。小樽市教育委員会では、各学校において発達障害児に対する理解を深めてもらうために、校長や教員に対しての数多くの研修会の開催や特殊教育から特別支援教育へというハンドブックを作成いたしまして、各小中学校での研修と意識啓発と校内体制の確立を促しているところでございます。

次の取組として、校内における全体的な支援体制を整備するための校内委員会を、小学校、中学校合わせて12校が設置して活動しておりまして、さらに21校が校内体制の整備を進めているところであります。今後、道教委の推移も見ながら、各学校において平成19年度を目途に研修を通して、校内委員会の活動を充実させ、指導に当たってまいりたいと考えております。

次に、新年度に向けての放課後児童クラブの受入れの拡大についてであります。発達障害児も含めた特殊学級に在籍する4年生以上の受入れについて、現在、庁内関係部において拡大の方向で検討を進めているところであります。また、通常学級に在籍の発達障害児につきましては、対象の把握などで課題もありますことから、今後、道内の他市の取組状況などを参考にしながら、特別支援教育の動きの中で検討してまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 何点が再質問させていただきます。

一つには、路線の変更の問題なのですが、21世紀プランの目標で、快適な冬の生活を確保するという観点から見たら、このたびの路線変更で、市民サービスは具体的に向上するという事なのでしょうか。市民にしてみたら、快適な冬の生活を確保するという事については、今までよりも除雪とか排雪の回数が多くなったとか、それからたくさん降ったときに速やかに除排雪をしてもらえるとか、そういうことが充実したということになると思うのですが、このたびの路線変更ではそういうことが可能になったというふうに考えてよろしいのでしょうか。そのことが1点です。

それから、歩道の除雪路線整備です。先ほどの市長のお答えでは、例えば小学校の適正配置の実施計画案の説明会で多くは手宮地域の方から出ていた要望なのです。それは、仮に適正配置が実施された後のことではなくて、現行でもあまりにもひどい通学路の除排雪の状況なのだということが口々に語られていたわけです。今年というか、昨年の冬、市道赤岩旧道線を歩いてみました。あれはたぶんすごい雪が降った後だったと思うのですが、車道ではなく歩道を歩こうとすると、50センチの高さの雪のところをよいしょと乗り越えて、そこを歩かなければならないという、実際私もそこを経験したのですが、具体的にそういうところが改善されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、通行人の安全確認です。昨日の代表質問でも子供たちをどう守っていくかという議論が交わされたところです。実際、中身は違いますけれども、通行している姿が常時いろいろな角度から子供たちの姿が確認されるということが、子供たちの安全を守るという基本だと思います。そういう意味では、具体的に2メートルというところを1メートル50センチに下げようとか、せめて1メートルまで

下げようかとか、そういう方向になっていくのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、放課後児童クラブの拡充の問題なのですが、その発達障害を持つ子供たちの具体的な一人一人のとらまえ方というか、プライバシーの関係もありますし、それをピックアップしていくというのは大変な問題なのですが、逆に発想を変えれば、今、放課後児童クラブは3年生までというふうになっていますけれども、6年生まで受け入れますよと、すそ野を広げておく。そうすると、実際には現実には今年3年生の夏休み以降の利用はどんどん下がってきていると聞いていますから、それほど人数も増えないのではないかなと思うのですが、そういうふうにして広げておきますと、必要な子供は4年生、5年生、6年生まで入ってこられると、そういうふうにしておくと、障害をキーポイントとしてピックアップする必要がないと思うのですが、そういう見通しについてはいかがでしょうか。そのことについて再質問させていただきます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 菊地議員の再質問にお答えをいたします。3点ほどあったと思います。

まず1点目に、路線の変更においては、向上になるかという御質問だったと思います。先ほど市長から答弁申し上げましたけれども、その除雪以降、実態として除雪の効率というようなものについて再検証しようということで、今回見直しをしました。その中で、作業効率というのはやはり使う機械によってかなり違います。そういうときに、結果的には幅員だとか、あるいは急坂なのかそうでないのかというようにいろいろな条件があって、効率については一概に言い切れないのだけれども、その中でも今回は通常第1種ですと、排土板というのでしょうか、グレーダーというのか、そういったものでやるのですけれども、細いところはそういう排土板が入れない、グレーダーが入れないものについては、地域にあったタイヤローダーというような機械を使うことによって、効率性が上がるというふうに考えてございます。そういうことを考えますと、総合的に結果としては向上につながっているだろうというふうに判断をしています。

次に、2番目に歩道の確保ということでございますけれども、これも当然これまでも教育委員会、さらには小中学校の校長会の代表の先生方にもお会いもしましたし、さらには昨年度の地域ごとの除雪業者のJVの関係者とも数度会いまして、市内の各路線の排雪状況だとか、そういったものについて確認をしております。そういった中で、当然限られた予算の中でございますけれども、パトロールを強化して実情に合った除雪の必要性は感じてございますので、その辺のパトロールを強化した中での除雪に努めたいというふうに考えてございます。

3点目、子供の安全という部分で、雪山の部分は、現在2メートルの高さをもって排雪という基準になってございます。当然今後、やはり場所場所によってでございますし、私どもの雪のたい積のほかに、例えば路地から屋根の雪を上げたりとか、さまざまな条件がございます。そういった中でも、これも先ほどの2番目の冒頭で答えましたように、パトロールしながら危険回避をする以外方法はないのかなと思っておりますので、あえてルールをつくるのではなくて、これも現状の把握をしながら適切な排雪をしたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

議員、今、御指摘の点も含めまして、拡大の方向で教室の数ですとか、指導員もでございますので、それらもろもろの状況を含めまして、拡大の方向で検討させていただいている状況でございます。

(「議長、赤岩はどうなっているの。漏れているでしょう」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員、まだあるのでしょうか。

(「いやいや漏れているよ」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 答弁漏れある。

建設部長(嶋田和男) 赤岩の部分は、確かに歩道の除雪という形の中でお話を聞いておりますけれども、当然赤岩道も含めて、全体の路線についてのお話をしましたので、含まれているというふうに考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 再々質問です。

これは要望も含めてなのですが、市長が力を入れている、市長だけではないと思うのですが、移住促進事業、テレビでこの間全道のその取組が放映されていました。その体験をしてみたいという雪のないところから来た方が、冬の生活をしてみなければ何とも言えないというふうに感想を述べられていたのですが、本当にこの冬の生活がどれほど快適なのかどうかということが、この移住促進事業が成功していくかどうかの一つのかぎではないかなというふうに私は今思っています。

市民の皆さんの感覚でいきますと、数年前には除雪が入っていた道路が、今、極端に除雪・排雪の回数が少なくなりました。これは感覚的にサービスが低下していているというのが市民感覚なのです。整備の仕方なのですが、例えばここはよく入るのだけれども、この2種路線をつなぐ横の通りだけが3種路線だと。市民にしてみたら、ぐるっと入ってくればそれで済むではないかと。その方が除雪車の回りも効率的ではないかというのがあるわけですよね。そういうふうにして、どんどん路線を格上げしていくのでなければ、市民生活にとっては快適な冬の生活を確保するというふうになっていかないのではないかとというのが実感だと思っております。そういう意味では、そういう市民の声に具体的にこたえていってくれる除排雪の整備の仕方であってほしいと思いますし、去年は大雪に見舞われて大変だったということもあります。今年はできれば皆さんはこのまま推移して行って雪が降らないでいてほしいなど、本当に心からそう思っているとは思っております。昨年並みに予算はとっていますけれども、何かあったときには速やかに補正予算を組むという体制も考え方も整えながら、ぜひ市民生活の冬の快適な生活を確保するという立場で、今後とも整備に当たっていただきたいと思うのですが、その辺についてお願いいたします。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 菊地議員の再々質問にお答えをいたします。

確かに一様な除雪をすれば非常にいいことだと思っておりますが、限られた予算の中で工夫という形の中で今一生懸命努力しているつもりです。そのためには、市民の御意見等については、地域の除雪懇談会を開き、御意見を聞き、さらには先ほどもお話ししましたが、請負業者のJVに対しましても、どういう形でやれば、予算の中で効率的なものをというようなことをいろいろさまざま研究してございますので、そういったことでは、雪の状況なり、温度の状況だとかさまざまあります中で、努力いたす

ということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 初めに、耐震強度偽造問題について伺います。

姉齒建築士による耐震強度偽造事件は、日本じゅうに衝撃を与え、大問題となっています。なぜ、このような問題が起きたのか。その原因背景には、1998年の建築基準法改定により、それまで自治体が行ってきた建築確認・完了検査を民間の検査機関でもできるようにした規制緩和があります。1998年5月15日の衆議院建設委員会で、自民党の高市早苗議員が、「自治体が行ってきた建築確認・完了検査に時間がかかりすぎる。民間が行う場合、最も期待されるのは確認時間の短縮だ」とし、見通しをただしたのに対し、建設省住宅局長は、「民間が行う確認検査は行政がやるよりも格段にスピードが早くなる。民間に任せると、確認対象法令に合致しているか否かという、ただその1点を事務的・機械的にさばくことが業務になる」と答弁しています。

日本共産党は、民間開放は民間任せであり、行政のチェック体制が不十分、手抜き検査の横行を危くし反対しましたが、ほかの各党は「21世紀に向けた大きな基準法体系の再構築だ」「指定確認検査機関をつくる以上は、できるだけ行政が中に入ってチェックしないように、民間指定機関の責任で完了検査までやることで初めて緩和になる」などと絶賛し、法が成立したのです。今、まさに官から民への弊害が如実に表れており、しかも政治家との癒着も表面化し、この制度をつくった国と法を成立された各党の責任が問われます。

制度が実施された1999年には、わずか21機関に過ぎなかった指定機関は、5年後には5倍以上に急増し、取り扱う件数も2004年には民間は41万8,871件、自治体の33万3,665件を大きく超えています。小樽市における実態はどのようになっていますか。平成14年度から年度別に確認申請件数の自治体と民間との比較、小樽市内の指定確認検査機関名と建物の種類などをお示しください。

また、確認に要する日数を市が行う場合、民間が行う場合の比較をお示しください。

偽造事件が発覚してから、北海道は道内10市に対して、審査方法・体制に問題がなかったか、文書で調査を実施したということですが、どのような内容で行ったのですか。

また、北海道が行った民間に対する検査は、知事指定の3社に限られています。小樽市が受け付けた民間の機関は、国土交通大臣が指定した日本E R Iの確認検査が大方です。E R Iは、姉齒建築士の偽造を見抜いた設計事務所代表が、偽造されていることを指摘したにもかかわらず、放置した責任は重いと思います。日本E R Iは、北海道だけでも昨年度1,324件の確認検査をしています。すべて問題ないのか疑問です。市に提出される建築計画概要書だけでは、安全か否かわからないではありませんか。市民の命・財産を守るため、市としてどのようにして安全確認をするお考えか、お聞きします。

次に、市の体制について伺います。耐震強度設計に用いられる構造計算書は大変難解で、確認検査は手計算の場合かなりの時間を要し、マンションの場合、法で定められている3週間ではとても厳しいと聞いております。小樽市で確認検査を行う建築主事は、平成14年度から16年度までは3名だったのが、17年度は2名です。この体制で間違いがないかどうか、確実にかつ迅速にチェックすることができるのでしょうか。

また、耐震強度構造計算は手計算ということですから、能率も上がりません。この際、建築主事を増やすこと、あわせて国土交通省認定のコンピュータソフトを購入して、万全の体制で臨むべきではない

でしょうか。

次に、市内に民間の指定確認検査機関が確認を行い、問題となっている建築会社が建築を行っているアパートがあります。建築の下請を予定していた小さな会社は、「安全な建物か、仕事を引き受けて大丈夫か」と大変心配をしていました。入居者はもちろん、この仕事で生計を立てられるかどうかの小さな会社にまで被害を及ぼすほど深刻な問題となっていることは、行政として黙って見過ごすことはできないと思います。国に対しては、民間検査機関の検査を第三者機関が再度チェックする体制を整備すること、行き過ぎたコスト削減競争を推進する建設業界、ハウスメーカーの体質改善を要求してください。

また、今起きている不安解消のために、緊急の対策として入居住民、管理組合などに対する相談窓口を開設し、直ちに安全確認検査を実施すべきと考えますが、いかがですか。

次は、市営室内プールの問題についてです。

第3回定例会で、室内水泳プールについて、建設常任委員会と総務常任委員会でそれぞれ報告されました。教育委員長にお尋ねしますが、総務常任委員会で教育委員会は「新たな施設を整備することが難しい状況であることから、当分の間、高島小学校温水プールなど既存施設を活用していくことを検討しており、今後、競技団体などとも話し合いながら具体的な対応について詰めてまいりたいと考えている」と報告しています。この委員会に先立つ9月29日に、教育委員会第9回定例会が開かれ、教育部長から非公開の中で総務常任委員会に対する報告があり、全員が了承したということですが、室内水泳プールの管理執行は御承知のように教育委員会の職務権限です。まだ再開発計画が未確定であり、しかも教育委員会として協議もせず廃止の決定もしないうちに、高島プールや民間施設の活用の具体的検討をすることを認めたのは、何に基づいたものなのか、御説明ください。

さらに、11月17日教育委員会第11回定例会では、室内水泳プールについて協議されたものの、非公開にされています。地教法第13条、会議にかかわる文部科学省事務次官通知では、教育委員会は地域住民に対して積極的に情報提供を行い、説明責任を果たすよう述べています。幼児から高齢者まで年間5万人もの利用があり、そのうち高齢者、身障者、小学校の水泳学習などで1万6,000人です。大勢の利用なのに、なぜ非公開にしなければならないのですか。その理由をお尋ねします。以上、お答えください。

次に、9月29日の第9回定例会で教育部長は、「小樽駅前再開発事業にかかわる室内水泳プールについて、庁内関係部署により協議を重ねてきたが、室内水泳プールを整備することは大変難しい状況である。また、新設も厳しい」と報告しています。このような教育委員会の態度は、初めからプール廃止を合意していたとしか思われません。室内プールに対して、教育委員会はどのような意見を述べてきたのですか。

次に、庁内関係部署により協議を重ねてきたということですが、そこでプール存続のため、どのような努力をしたのか、お答えください。

次に、教育委員会の現室内水泳プールに対する考え方が見えません。役割や必要性をどう考えているのですか。しかも、平成12年度から14年度にかけて、約9,105万円をかけて改修した目的は何だったのか、伺います。

今、市民から寄せられている存続に関しての意見要望の内容と、それにはどう対応しているのかもお示してください。

次に、市長に伺います。市長は11月1日のホームページに、第3ビル再開発の市営プール存続は事業の採算性からいって困難であるとの判断を示し、利用者の皆さんには、高島小学校の温水プールを含めて、民間施設と合わせ利用いただきたいという趣旨を述べていますが、これは教育委員会の職務権限を越えたものではありませんか。室内水泳プールは小樽市が強く望んで国の補助を受け3億円以上の市民

の税金が投入され、さらに多額の市民の寄付が集められて建設されたということを聞いております。仮にプールを廃止するとしたら、そのとき夢と希望を持って協力した市民に申し開きできないのではないのでしょうか。さらに、「プールの存続を求め続けると再開事業はとんざする」と述べていますが、これはどういうことか、御説明ください。本音は、この際、民間主導の再開を理由にプールを廃止し、市財政に貢献したいということではないのでしょうか。

ところで、第3ビル再開基本計画はいつできるのですか。もし、プールが廃止されると、水泳競技大会もできない上、健康保持のために利用している市民の健康、楽しみを奪うこととなります。民間は料金が高いから今までのようには行けない。場所がよいので利用しやすい。高島まではとても行けない。何とか残してほしい。このような市民の切実な声にどうこたえるのでしょうか。小樽市が市営室内プールを廃止すると、全道10万人市で唯一この種のプールがなくなってしまいます。市民、利用者の立場で、あらゆる角度から駅前第3ビル再開事業で設置の可能性を探り、存続に向けて努力をすることを要望します。お答えください。

次に、季節労働者の問題について伺います。

初めに、建退共加入率の引上げについてです。小樽市の登録業者の建退共制度加入状況は、平成12年度全工種で62.3パーセント、土木・建築一式は88.8パーセントから、16年度は全工種71.4パーセント、土木・建築92.3パーセントと引き上げられてきました。これは市の努力があったからだと伺っていますが、17年度は全工種67.4パーセント、土木・建築90.5パーセントと下がり気味です。心配されるのは、2次以下下請季節労働者が建退共手帳を持っていないという実態があることです。工事発注者として2次以下下請労働者が建退共制度に加入できるよう指導するとともに、市登録業者の加入率を上げるよう努力していただきたいと思います。いかがですか。

次に、季節労働者の労働条件についてです。公共事業の賃金は、公共事業労務費積算単価2省協定で決められていますが、5年前に比べ、例えば普通作業員4,000円、とび工3,700円、型枠工5,600円など大幅に単価が下がっています。しかも、受け取る日給は2005年度公共工事労務単価より2,000円から5,000円ほど低くなっています。普通作業員の場合、日給8,000円から9,000円、年間180万円から200万円にしかならず、厳しい生活実態です。これらは全日本建設交通一般労働組合小樽支部の調査によるものですが、市は賃金実態をどのように把握していますか。

同じく、建交労が行った調査では、有給休暇をとっている人は一人もいません。私もこの調査に同行いたしました。有休はとらないのですかと聞くと、「有休、そんなものをとると金にならない」と、一日も無駄にできないという切実さです。北海道は3か月以上働いたら、まず3日程度の有給休暇を与えるよう指導しているということですが、現場はそうはなっていません。季節労働者の生活向上、健康を守るため、市も賃金や有休の実態を調査し、改善するよう指導すべきではないでしょうか。

同時に、経営者も仕事が減り、労働者の待遇改善をしなくてもできないと悩んでいます。契約管財課発注工事でも平成16年度は65件、12年度と比較すると40件、約4割、金額にして7億6,280万円の落ち込みです。市民要望の強い道路や側溝改修、学校、住宅の修繕など、市民生活に根差した公共事業は地元の会社と雇用を守ることになりますから、むしろ拡大すべきです。

次に、季節労働者の冬期援護制度拡充・延長についてです。冬期の季節労働者の命綱となっている援護制度は、延長を求める声に押され、平成16年から3年間は延長されたものの、給付金額は大幅減額、65歳以上は技能講習会から排除されてしまい、中には無年金の人もいて苦しい生活を余儀なくされています。

議会では、第3回定例会で全会一致で、国の財政支援を含めた制度の存続・延長を求める意見書を採

択しました。2年後制度が打ち切られると、労働者の生活は一層厳しくなると同時に、市経済に及ぼす影響も大きいと思いますが、これをどのようにお考えでしょうか。市として冬期援護制度の拡充・延長を国に強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、耐震強度偽造問題に関して何点が御質問がございました。

初めに、本市と民間の指定確認検査機関の確認申請の件数でありますけれども、平成14年度は小樽市が738件、民間は1件、平成15年度は小樽市が736件、民間6件、平成16年度は小樽市が692件、民間は22件、平成17年度は12月2日現在で小樽市が504件、民間は66件となっております。

次に、小樽市を業務区域とする指定確認検査機関は、財団法人日本建築センター、日本E R I株式会社、ハウスプラス住宅保証株式会社、ユーイック株式会社都市居住評価センター、ビューローベリタスジャパン株式会社、株式会社国際確認検査センター、株式会社東日本住宅評価センター、日本建築検査協会株式会社、財団法人北海道建築指導センター、株式会社札幌工業検査の10社であります。このうち、平成14年度から17年12月2日までに小樽市における民間が扱った申請件数は、日本E R I株式会社が共同住宅、工場、店舗、寄宿舎など92件、株式会社札幌工業検査が共同住宅や戸建て住宅など3件となっております。また、申請から確認まで要した日数で、小樽市が行った場合と民間が行った場合の比較でありますけれども、平成14年度から17年11月末までの平均日数は、共同住宅、工場、店舗、寄宿舎などでは小樽市が16日、民間は22日、戸建て住宅などは小樽市が9日、民間10日、エレベーター及び工作物などは本市が9日、民間は2日となっております。

次に、北海道が小樽市に対して文書で行った調査内容でありますけれども、北海道では国の緊急点検調査に基づいて、建築確認における構造計算書の審査項目として、国土交通大臣の認定書及び性能評価書の有無など9項目、また、審査体制については、審査マニュアルの整備の有無など3項目について回答を求めたものであります。

次に、小樽市で日本E R I株式会社が確認した物件に対する安全確認でありますけれども、国土交通省では、同社は国で指定した民間の指定確認検査機関であることから、国が当該機関に対し適正に確認業務が行われていたかどうか、立入検査を行うこととしております。市といたしましては、今後、国なり北海道の指導があった場合には、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、本市における確認申請の審査体制でありますけれども、建築確認における構造計算書の審査内容は、構造解析に使用されたコンピュータソフトの利用者証明書の有無や入力数値を確認し、出力結果と構造図面との照合などを行うこととされており、独自にコンピュータでの再計算をする業務はありません。このため、構造計算書審査のための建築主事の増員の必要はないものと考えております。

次に、国に対して民間確認検査機関が行った検査などを第三者機関が再度チェックする体制の整備でありますけれども、国土交通省は「緊急建築確認事務点検本部」を設置し、民間確認検査機関への立入り調査等を実施することや、建築基準法の罰則強化及び建築士法の改正等の防止策の検討を行うと聞いております。また、コスト削減につきましては、建物の安全及び機能が確保される中での企業努力によりコスト削減が図られるものと認識しております。

次に、住民不安解消の相談窓口の開設及び安全確認検査についてでありますけれども、従前より建築指導課窓口で建物の全般について相談を受けております。窓口では平成13年施行の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」で、構造計算書を含む設計図書をマンション管理組合に渡すことが義務づけられたことを説明するなど不安解消に努めるとともに、民間相談機関を紹介しております。また、昨日、北海道建築士会小樽支部と北海道建築設計事務所協会小樽支部が共同で相談窓口を開設したところでもあります。

次に、室内水泳プールの問題ですけれども、初めに関係部署はプールの存続のためにどう努力したかということでもありますけれども、旧国際ホテルの所有者である小山グランドパレスホテルから、その権利を取得し、再開発に協力したい旨申し出た企業があったことを受けまして、庁内関係部長会議を開催して、本市の権利床である室内水泳プールについての協議を行い、プールも再開発事業に組み入れてもらうことを申し合わせました。その後、7月25日に設立されました準備会が事業計画の策定を依頼したまちづくり支援団体NPO法人に対して、プールの存続について要請を行ってきたところでもあります。

次に、11月1日の私のメッセージでありますけれども、この事業は民間による再開発事業であり、準備会から事業の採算性などによりプールのない計画案が示されたことから、存続は大変厳しい状況であるという認識を述べたものでありまして、教育委員会の職務権限を越えたものとは思っておりません。

次に、室内水泳プールに対する市民の思いでありますけれども、これまでも市民の多くの方に利用されたプールであり、存続の思いにつきましては理解をしているところでもあります。一方、市民や商業関係団体からも、再開発に向けて強い要望があります。市といたしましては、この再開発事業は中心市街地の活性化に向け、商業・サービス機能の集積やまちなか居住の導入を図ることのできる核的な事業であり、事業を成立させる必要があるものと考えております。

次に、プール存続を主張したときの再開発事業への影響でありますけれども、現在、再開発準備会では用途・規模など権利者の合意形成を前提とし、採算性の面などからプールを導入しない形での事業計画で検討が進められております。今後さらに市がプールの導入を求め続けることは、事業協力者の撤退などが懸念され、事業自体が成立しなくなる可能性が出てくることをお示したものであります。

次に、民間の再開発事業を理由にプールを廃止するという御指摘でございますが、小樽駅前の顔であります小樽駅前第3ビルの旧国際ホテルが閉鎖になってから3年余りが経過し、関係者の皆さんのこれまでの努力により、いよいよ再開発事業としてスタートしようとしております。市といたしましても、この再開発事業はぜひ実現させなければならない事業と考えておりますし、財政問題とは全く関係ございません。

次に、基本計画の策定期間でございますが、準備会では、今年度末までに基本計画を策定する予定となっております。また、改めて市営プールの存続をとということがございましたけれども、先ほどお答えしたとおり、この事業計画へのプールの導入は大変難しい状況であると考えております。

次に、季節労働者についての御質問でございますが、まず建設業退職金共済制度、いわゆる建退共であります。市が発注する工事につきましては、2次以下の下請に至るケースはほとんどありませんが、建退共手帳の交付に関しては、毎年実施しています市の発注工事の現地調査において、下請を含めた労働者に、交付の有無について直接聞き取り調査を行っており、その結果はおおむね良好であります。また、元請業者に対しては、手帳の確実な交付や証紙のちょう付の履行、さらには未加入下請業者に対する加入の奨励など、制度の積極的な活用について現地で指導しているほか、契約時には文書で指導しているところであります。

次に、市登録業者の加入率の向上であります。これまでもさきに述べた現地での指導や文書による

指導のほか、加入手続についてフロー図を使ってわかりやすく説明した文書の配布や、建退共事業本部が毎年10月に実施する加入促進強化月間における広報活動への協力など、積極的に取り組んできたところであります。今後とも公共工事における建設労働者の福祉増進が図られるよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、季節労働者の労働実態でありますけれども、市では毎年9月末に市内企業約600社を対象に労働実態調査を実施しております。この調査では従業員を正規従業員、契約社員、パート、アルバイトの雇用形態別に分類しており、季節労働者の賃金や有給休暇などの状況については、把握しておりませんが、労働団体等が調査した状況については承知いたしております。また、季節労働者等の労働条件が遵守されているかどうかについての指導権限は、労働基準監督署にありますけれども、市の発注工事につきましては、工事契約締結時に季節労働者を含めて適正な賃金が支払われるよう配慮すること、有給休暇を適切に付与することなどについて文書で要請をしており、建設業に従事する労働者の労働条件や労働環境の改善に努めているところであります。

次に、冬期雇用援護制度でありますけれども、まず制度が廃止になった場合の影響でありますけれども、本制度に基づき小樽管内の事業主や季節労働者に支給された給付金額は、平成15年度約2億2,700万円、平成16年度約1億2,400万円となっており、地元での消費ということを考えますと、地域経済への一定の影響があるものと思います。

また、本制度につきましては、積雪寒冷という北海道特有の気象条件によって冬期の失業を余儀なくされる季節労働者の生活安定に長年の間大きく貢献し、さらには季節労働者の通年雇用化に効果を上げてきたものであります。市といたしましては、今後とも本制度が存続するよう、北海道や北海道市長会などを通じて要請をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員会委員長。

教育委員会委員長(高木正一) それでは、新谷議員の質問にお答えいたします。

初めに、第3回定例会総務常任委員会での教育委員会からの報告についてであります。報告の趣旨は小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会発足後の検討経過の内容と、今後、教育委員会としての対応が必要になってくるであろうとの観点から、教育委員会事務局としての考え方について説明したものであります。なお、9月29日開催の教育委員会第9回定例会におきましては、これらのことを本定例会総務常任委員会に報告することを了承したものであります。今後、準備会として再開発事業計画が確定し、計画が示された段階で、正式に教育委員会での協議を行うことになるものと考えております。

次に、教育委員会第11回定例会において、室内水泳プールについての協議を非公開としたことについてであります。再開発準備会としての事業計画が確定し、その計画を受けて教育委員会としての方針を決定するまでは意思形成過程であるため、非公開としたものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、庁内関係部による協議の中での教育委員会の意見についてであります。教育委員会事務局としては、室内水泳プールのこれまでの利用状況や経過などを踏まえて、存続を要望してまいりました。

次に、室内水泳プールの必要性や役割についてであります。水泳は年齢や性別を問わず手軽に行うことができる運動として、また水の事故から身を守る上からも必要であり、最近では肥満予防やリハビリという医学的立場からも奨励されるスポーツであります。こうしたことから、年間を通じて継続して

実施することが望ましく、室内温水プールの整備は必要なものと認識しております。また、室内プールは市民の健康増進に寄与するとともに、水泳の普及や青少年の健全育成の場としての役割も担っているものと考えております。

次に、平成12年度から14年度に行った改修の目的についてであります。平成11年度に築後22年を経過したプール水槽及び配管の腐食度調査を実施したところ、配管の改修、機器類の取替えや水槽の塗装など、早期の改善が必要と診断されましたことから、漏水事故の防止と耐用年数の延長を図るため、3か年計画で改修を行ったものでございます。

最後に、市民からの存続に関する意見や要望の内容とその対応についてであります。広報おたる12月号にも掲載されていますように、存続につきましては、賛否両論の意見・要望も寄せられておりますが、教育委員会といたしましては、公表されている内容は再開発準備会が検討を進めている内容であること、準備会は民間主体の再開発事業であり、採算性を検討した結果、存続は極めて困難であると判断していること、そして今後、再開発事業計画が確定し、プールを廃止せざるを得ない場合には、具体的な対応を示していくことなどについて、現状を説明している段階にあります。

(「意思形成過程は秘密会にするというのは答弁になっていないからね。

答弁していないと同じだよ。」と呼ぶ者あり)

(「条例に基づいてやってくれや」と呼ぶ者あり)

(「暗黒世界だよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) まず、耐震偽造問題で伺います。

北海道の調査なのですけれども、書面でのやり方を調査したということで、書面に書いているものだけです。これではこれまでの物件の安全が本当に確認されたのかどうかということはありません。このやり方というのは、北海道が行ったものであるけれども、不確実なものではないかなと思います。

それから、体制についてなのですけれども、これまでの皆さんの質問からもわかりましたけれども、大きな建物は民間に確認検査が行っております。それで、小樽市にはあまり最近来ていないのかもしれませんが、構造計算、これをやる場合にかなりの時間がかかるということを聞いています。さっきはそのそういうものは必要ないということで、人数も必要がないということでしたけれども、しかし、人数が減ったというのは、民間に確認検査が行ったせいで減らしたのではないのかなというふうに思います。今、自治体でも、調査でも検査でも間違いが見抜けなかったという報道もありますけれども、実際にそのマンションに住んでいる住民の不安は大きく、市の窓口に相談に来たという報告もありますし、私自身も相談を受けているということもあります。ですから、やはりここはさっき相談窓口は北海道建築設計事務所協会と、それから北海道建築士会、両方とも小樽支部ですが、ここの両者で行っていくということで、建築指導課の窓口でも受け付けているとは言えますけれども、先ほどの答弁を聞きましたら、建築設計事務所協会、こちらの方の窓口を紹介するということをしていましたけれども、それでは行政としての責任が果たせるのかなというふうに思います。だから、人数の点で本当に足りるのかなのか、その辺をもっと人数を充実して、市民の心配・不安、そういうものに答えていくべきだと思います。

それから、次はプールの問題で教育委員会にお聞きします。

10月19日決算特別委員会で、古沢委員が総務常任委員会に報告するに当たってどういう手順を踏んだのかと質問しましたら、教育委員会、まず事務局としては本市のまちなかの活性化を図らなければなら

ない大きな重要な事業であるという認識を持つ中で、用途が徐々に示され、スペース的には難しい状況にあるという話がずいぶんあったと。そして新たな再開発事業の取組状況を委員の皆さんとお話した経緯があると。プールの対応については、これから検討に入らなければならないと思う。そして、具体的に今後、詰めていく必要があるから、総務常任委員会で報告したという趣旨の発言をしております。プールについて教育委員会として正式協議したのは11月17日です。それまでは1回か3回わかりませんけれども、また以前のような小学校適正配置のときのようなお茶懇で話したものを、なぜ総務常任委員会で報告できたのか、この辺が非常におかしいと思うのです。ですから、ここの9月29日の報告は成り立たないものではないかなと思います。

それから、教育委員長にお伺いしますが、教育委員の皆さんは個々の政策執行において、大きな偏りや問題がないかを大局的にチェックする役割があり、そのために地域住民全体の代表という性格を有し、中立・公正で大局的判断をしなければなりません。その立場で、年間5万人の利用があるというプールの役割、今るる説明されましたけれども、そういう役割をしっかりと認識していると思うのですけれども、そういう点で非公開にしないで、秘密会にしないで、堂々と公開で審議していただきたいと思えます。これまでの経過を見る限り、市長部局の政策、教育委員会事務局の説明を追認しているようにしか思えません。そうはなっていないでしょうか。教育委員会は市長部局から独立した機関ですから、プールの問題を堂々と非公開にせず審議していただきたい、そうすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、市長の答弁の中でちょっとわからない点がありましたが、まずホームページ、これまで民間のNPOがつくったものだと。その図面制作者が勝手にプールのない図面をつくったかのように聞こえましたが、そうではないでしょうか。普通は個人の家の図面を書くときには、建て主にまず聞きますよね。それで、7月25日の準備会までにプールの廃止を決めていたのではないかなというふうに思えます。なぜかといいますと、7月25日の次に、庁内部署会議を開いたのは、それから2か月も開かれていないわけです。その間に8月に計画案、図面ができておりますが、それ自体がもう不自然でならないのです。それであれば、もっと庁内部署会議というのが開かれて決めるべきなのに、もう7月25日の間もなく図ができていたということ自体がおかしいのではないのでしょうか。

それから、市街地の活性化ということをおっしゃいますが、活性化というならこの年間5万人の利用者、大変な活性化になっているのではないですか。5万人の利用者、これが駅前に来て、5万人だけではないのですよ。それに例えば少年少女の子供たちの水泳教室に親たちがついてきます。それで待っている間買物をしたりということで、年間5万人だけではないのです。そして、買物をするということで、この人数こそやはり活性化につながっているのではないかなというふうに思うのです。小樽市はプールの床を権利として持っているわけですから、民間がやるとなれば採算がとれないからやめるというふうになるかもしれませんが、このプールというのは採算をとるものではないと思うのです。ですから、権利を持っている以上、お金はかかるかもしれませんが、ぜひ存続をするように改めて要望いたします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 耐震偽造の問題は、建設部長から答えさせますけれども、プールの問題ですけれども、初めに、我々はプールを要らないと言っているわけではないのです。5万人の利用もありますから、ぜひ必要だということは認識しているのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、駅前のあそこをどう再開するかという、そこで今これをどうしてもプールを計画の中に押し込んでくれという要請をしても、たぶんディベロッパは採算性の問題からいって引き上げると思うのです。そこが、

我々も一番悩むところございまして、次から次と新しいディベロッパーが出てくればいいですけども、そんな状況ではありませんので、やむを得ずこれはまだ最終図面が来ておりませんけれども、今の状況の中ではそういうプールを取り込めないという状況なものですから、ある意味やむを得ないなというふうに思っています。

それから、図面を見た上で図面の中にプールを取り込んでなかったものですから、それは確認したのが9月の末だと思えますけれども、7月の段階ではまだプールを今後要請していこうという話し合いをしていましたから、最終的に9月の末ぐらいのときに協議の中で、これは現在の国際ホテルの敷地だけでは足りなくて、買い増しをした中で再開発事業をしようという、そういう中で計画ができていますから、その中でどうしてもプールを押し込めると、そういうことにはならないのだろうというふうに我々は思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 新谷議員の再質問にお答えをします。

私の方から耐震の関係で2点ほどだと思います。

まず1点目、こういった問題に関して、北海道が民間の機関又は市役所なりの調査する部分については不足ではないかというお話でございます。北海道は国、国土交通省の方から指示を受けて、9項目について検査機関がどのような体制でそれをやっているのかという調査をするということで、今回、照会がございました。報道によりますと、今、国ではそういった9項目以外に、もっと立ち入った検査をすべきという話になっているようで、まもなくその立入検査をするということで考えています。それによって構造計算の安全性なり、今の問題についても全体がはっきりするというふうに考えてございます。

2点目、建築指導課の体制でございますが、小樽市では今この業務に携わっているのは3名の建築主事資格者がおりまして、そのうち2名がたまたま建築主事として任命されているということでございまして、実際には3名のスタッフがかかわってございます。そういった中で、増員というお話でございますけれども、特定行政庁の構造検査のチェックというのは、国が認定している106種類の構造計算ソフトに対して、それを使われているかどうかというのが一つ確認されます。そのときに、当然この計算書の入り口でどういった建物で、どういった階層で、どういった重さがあって、外力、要するに外から力がどんなに入るのかというのをまずインプットします。その中で当然プログラムに沿って計算がされます。これはとても解析なんてできるものではありません。その結果として鉄筋が何本、コンクリートの厚さが何本と出ます。ですから、その出た数値を構造図、要するに図面に間違いなく鉄筋が何本入っているのかという部分のチェックでございますので、当然、構造計算書を全部計算するようなことになりませんので、今の体制の中で十分だと思っています。しかし、今、国ではそういった確認のシステムそのものを変えようというふうに検討したというふうに報道されておりますので、その結果によっては、今、議員の御指摘の部分もないとは言えないと思いますが、現在はそういったことにはならないというふうに理解をしています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

1点目についてであります。準備会の事業計画が進める中、プールの存続が難しい状況と庁内関係会議で報告されたことを受けまして、教育委員会に私も報告したところでございます。

それから、二つ目、教育委員会が中立であるというような話もございましたが、2回ほど教育委員会に、これにかかわりまして報告したり、それぞれの思いだとかを語ってもらったのですが、私もお話しさせてもらいましたが、残りの4人の委員もそれぞれのお立場からいろいろと話題を提供してくれました。この中で、厳しい状況につきましては、それぞれの委員もかなり御理解は示しましたが、プール存続うんぬんということについての御意見もあつたかに記憶してございます。

三つ目についてでございますが、現在、駅前再開発準備会において事業計画が進められている段階でございます、教育委員会といたしまして、現時点においては意思形成過程であることから非公開としているものでございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問します。

まず、市長の方にですけれども、7月25日の準備会が立ち上がって9月末の協議の中で廃止を決めたみたいなの、それでいいのですよね。そういうふうにおっしゃっていましたよね。でも、8月にその計画案ができていますよ、図面。おかしいのではないですか。やはりそれは全くプールの問題は、事業主体が民間でやるということですから、どこかわかりませんが、大和ハウスですか、そこがやるようになったら、もう損するからやめるといふようになるかもしれませんが、プールの役割、それから権利床を持っているわけですから、2億幾らであの当時購入しましたよね。その権利を持っていますよね、今もっと安いかもしれませんが。ですから、そういうことで市がやるようになったら違うのではないですか。そういうことで相談してみたのですか。その2点。

それから、さっきちょっと教育委員会に聞くのを忘れましたが、小樽市の広報で賛否両論が載っていると仰いました。よくよく調べたら、市長への手紙、両論と言うから公平に、例えば2通対2通とか、そういうふうなのかと思いましたが、違いますよ。これは残してほしいという意見や要望が圧倒的で、お金がかかるからやめた方がいいとかというのは一つしかありませんでした。この辺をちゃんと、それこそ公正に考えていただきたいと思うのです。

それから、秘密会のことを、今、教育長が答えましたけれども、私は教育委員長にお伺いをしたので、教育委員長、教育委員の皆さんは先ほど言いましたけれども、やはり事務方とは違った役割があるわけです。市民の皆さんの立場をよく考えて発言するやはり義務があると思います。そういう点で、意思過程だ意思過程だと言うけれども、そうになったら何もすべて秘密会で推移してしまつて、教育委員会とは一体何かということになりませんか。今の推移をずっと見ていますと、独立した機関というよりも、市長部局に追認した立場でしかないように思うのです。ですから、総務常任委員会で報告した内容と建設常任委員会で報告の内容を比べてみますと、総務常任委員会の方、要するに教育委員会の方が一歩進んだ報告をしているわけです。建設常任委員会ではプールの絵はなかった。けれども、教育委員会はもっと進んで、利用団体とこれから交渉を、話していかなければならないというふうに言っているわけですよね。だから、その点では本当に独立した機関としてこの問題をきちんと考えてもらいたいのと、それから報告に関してなのですから、お茶懇程度のもので何でも報告報告となつたら、これはやはり会議規則とか、そういうものを無視して行っているわけですから、その内々で話したことを報告とするのは全くおかしいと思うのです。違いますか。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長（山田勝廣） プールの問題ですけれども、所有者の変更があって、ずっといろいろな経過があって、最終的にはエストラストというところが取得をするという、たしか6月ぐらいにそういう話があって、それ以前からいろいろ今後のあそこの再開発といいますか、どうするかという議論は庁内でしてきました。そんな中で、これはプールが必要だということについては、皆さん教育委員会も含めて意見は一致していたわけですから。それで7月25日に準備会が設立されましたので、その正式の場で市としてはプールの存続を求めますよと、そういう意見を申し上げてきたと、そういうことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 再々質問にお答えいたします。

新谷議員からお茶懇という言葉がございましたが、今、私たち教育委員会におきましては、お茶懇とか、そういう用語は一切使っていません。あくまでも教育委員会の報告という内容で扱わせていただきまして、その中で、私以外の、私もお話ししましたが、4人の委員からいろいろとお考えを聞いたところでございます。

次に、12月に掲載されている広報おたるについてでございますが、広報おたるも一つの集約する、意見をいただく場でもございますが、そのほかにインターネットとか、いろいろな集まりでいろいろな方からいろいろな意見をいただいておりますので、それも含めまして今回のときにはたまたま広報おたるということでお話しさせていただいたところでございます。

（「広報おたると言ったから」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育委員長、何か補足することありますか。

（「教育長言ったとおりでよろしいです」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） そうですか。

（「教育委員長に聞いたのですよ。答弁拒否なのですか」と呼ぶ者あり）

（「教育委員長、答えないの」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 今ちょっと聞いてみたら、教育長と同じ意見ですと言っているから。

新谷議員の一般質問を終結いたします。

教育委員長、御苦労さまでした。お引き取り願って結構です。

（高木教育委員会委員長退席）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

2番（森井秀明議員） 質問に先立ちまして、一言話させていただきます。

このたびで一般質問も10度目になります。まずは、この場でこれだけの活動ができるよう協力してくれた方々をはじめ、小樽市民の皆様、理事者の皆様、議員の皆様にご感謝の意を一言伝えたく思います。ありがとうございます。

この10度目という記念すべきときですので、この仕事につこうと思った経緯から始めさせていただき、最初の質問につなげたく思います。

2002年の夏、銭函の新川河口付近で水上バイクにおける事故が多発しました。私は、そのころドリームビーチでライフセーバーとしてパトロールをしておりました。監視救助は海水浴場の範囲で手いっぱいであり、現実的に海水浴場から200メートル離れば、遊泳状況は全く確認できません。ドリームビーチから新川河口まで四、五キロほど離れていますから、ふだんから監視の届く範囲ではありませんでし

た。しかし、以前からその新川河口周辺での事故は多く、どうして行政は何も管理をしないのかと、何もわからない中で漠然と感じていました。その中での事故の多発です。約1か月間の中で4件、4人の人が亡くなりました。全国ニュースにもなっていると思いますので、記憶にある方もいらっしゃるかと思います。

そのとき、自分たちは小樽海上保安部、北海道警察、小樽消防の捜索に協力しましたが、残念ながら助けることができず、みずから行政にかかわって改善しなければ、だれも行えないのではと感じ始めたのはこのときです。それまでも数年来、行政関係者には常々事故が起きていることを伝え続けていたにもかかわらず、何の変化もなく、そして死亡事故が多発、ある種怒りさえ覚えました。そのときから、自分のライフワークとして、これらの問題に取り組んでいます。

例えば、小樽海上保安部が主催する石狩湾安全対策連絡会議で委員として参加し、それらの問題を提起し、レスキューマップの制作や今後に向けた専門部会の立ち上げなどを提案しています。北海道運輸局が主催している築港臨海公園で行われているマリIFESTAも、ただのイベントではなく、この事故を経緯に啓発活動として考えられたものです。その実行委員としてかわり、レスキューのデモンストレーションなどを行うことで海への親しみ度合いを高めるとともに啓発活動を行っています。小樽海上保安部、北海道警察、各種の消防等、プロの方々とライフセーバーなどのアマチュアが合同で訓練や勉強会を行えるようにも取り組みました。実際に現場ではプロもアマチュアもないので、訓練はともにやるべきという気持ちに通じたものだと思っています。小樽海上保安部では、ライフセービングの救助方法である水上バイクにおけるレスキューが取り入れられ、夏期間の週末に、石狩湾内の海水浴場に張りつくようになり、実際に救助を行えたという事例が出始めています。プロの救助者がより現場に近い場所で、常時活動ができるようになってきています。

北海道条例である「プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」においても、その条例に定められている知事諮問機関である審議会の下にあるワーキンググループ、「北海道水域利用調整検討会議」に所属し、この条例の有効活用も模索しています。それら以外でも、第一管区海上保安本部や小樽海保の職員、小樽市の職員とともに道庁職員にいろいろなことを提案する場を設け、海の安全における話し合いも行っています。ジュニアライフセービングプログラムを北海道に導入し、子供たちへの海の楽しさとともに自然現象や海のルールなどを伝える機会もつくっています。これらの動きは、すべて3年前の夏に起きた事故によって、自分自身もかかわって動き始めたものです。

海岸線の事故をなくすために、これだけの取組を自分なりにしてきましたが、残念ながら今年も小樽市域の海岸線で死亡事故が起きました。気持ちとして大変大きい部分は、6月25日、銭函サンセットビーチで、8月17日は銭函星置川近くにあるホリエビーチで起きた事故についてです。亡くなったのは、サンセットビーチの事故が高校生、ホリエビーチの事故においては中学生です。どちらも未来ある若者です。基本的におぼれる原因とは、離岸流と呼ばれる潮流が原因の場合か、吹送流と呼ばれる潮流が原因の場合がほとんどです。3年前の多発した水上バイクの事故は吹送流によるもの、そして、この2例は離岸流による事故です。どちらもライフセービングを行っているメンバーがその場にいたら救助できる事例だというふうに思っています。つまりは、助かるべき命が失われた出来事だと私は思っています。そのような事故をゼロにしていくために、行政としても考えていただきたく、質問をいたします。

まずは、海水浴場についてです。小樽ドリームビーチやサンセットビーチは北海道より開設を認められ、海水浴場を設置していましたが、しかしながら、一般に来るお客さまはサンセットビーチ、ドリームビーチと、開設届を出していない今回事故のあったホリエビーチや新川河口周辺を、海水浴場として同じように見ていると思います。

そこでお聞きしますが、海水浴場はどのようにすると開設できるのか、その基本部分をまずお教えてください。また、実際に未届けで行っている海水浴場を見かけるということは、届けずとも海水浴場は開設できるのでしょうか、あわせてお聞きします。

今後、未届けの海水浴場への対応をどのようにするのかは、小樽にとって大きな課題だと思います。それらの海水浴場に対する今後の対策はどのように考えられているのでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、安全管理については、北海道に認められると一般的にどのように保たれるのかお教えてください。また、小樽市内で北海道が届出を受理した海水浴場については、小樽市として安全管理をどのように行っているのか、あわせてお知らせください。

特に、今年度サンセットビーチで事故が起き、開設日にもかかわらず監視体制がしかれておらず、どの行政機関やマスコミに対しても開設日を1週間後だと答え、その開設期間日程変更届と変更理由の提出、また、今年度の報告書の提出等を求められても、何も提出していないという対応の甘さから、来年の海水浴場開設を認められない可能性が出ていると聞きます。もしその場合は、サンセットビーチに海水浴場を運営させないということなのでしょうか。隣接しているホリエビーチ等のことを考えると、北海道に認められずとも海水浴場を開設するのではと思われるのですが、見解をお願いいたします。

さて、このようないろいろな状況を見ると、現在の北海道の海水浴場開設指導要綱を通した指導だけでは、これらの状況に対応できていない部分もあると思います。当然自然の中ですから、事故は起こり得るわけですが、それを事前に防ぐ手だてがシステムとして確立していくことは大変重要なことだと思っています。現状では、そのような取組の負担を小樽市観光振興室の職員が強く請け負う状況になっているように思えます。市が仕事を行いやすくするためにも、要綱の見直しは当然ですけれども、海水浴場開設に伴う条例が北海道でつくられていくべきではないでしょうか。それがなければ小樽市の職員を支えていくことにもならず、現場の対応は厳しいと思います。これらについての見解をお願いいたします。

次に、北海道の条例で「PB条例」と呼ばれているプレジャーボート等の事故防止等に関する条例についてお聞きします。

平成16年4月に施行されたPB条例ですけれども、去年、今年と、海水浴場開設期間中にドリームビーチ、サンセットビーチで、このPB条例に定められている水上バイクが入ることを制限する区域、水域利用調整区域のモデル地区として設定されていましたが、この設定期間中のそれぞれのビーチの状況をまずお知らせください。

私は、既に条例が施行された状況の中で、なぜ2年もの間、モデル地区としてそのような形で行わなければならなかったのか、北海道の対応に疑問を持っています。先ほど話しましたが、この条例は3年前の事故多発に伴いつくられたものです。にもかかわらず、現状の施行内容では、その当時の事故をとめられるほどの要素はまだありません。もしその当時から施行されていたとしても、同じ事故は繰り返されると考えます。例えば、その水域利用調整区域の設定が海水浴場のエリアと同じエリアで設けられていますが、それでは遊泳者と水上バイクの乗り手がニアミスを起こしている状況改善はできていません。水上バイクの乗り手の人たちが、その当時の事故における原因を把握できているとも思えません。また、その状況を見るべき管理者である道庁職員は、夏期間中に現場に来るのは平日1日ないし2日であり、それで状況を把握できているとも思えません。このままでは、今後も北海道の動きは「来年もモデル地区で」と続いていくのではないのでしょうか。現状で、この水域利用調整区域のモデルは、小樽市のこの2か所だけで行われています。ですので、率先して小樽市としてかかわっていくべきだと思います。

すが、今後、この北海道の条例に対し、小樽市としてはどのように活用し、また、北海道に提案していくのか、お教えてください。

また、先ほどのサンセットビーチの状況を踏まえると、こちらの水域利用調整区域も外れる可能性があると思っています。しかし、この地域も海水浴客と水上バイクのニアミスが多発する地域です。今後、この地域でどのような対応が考えられているのか、あわせてお教えてください。

蘭島周辺における水域利用調整区域の指定規模についてお聞きします。

蘭島でも水上バイクと海水浴客とのニアミスの問題が起きています。また、蘭島においては、漁師が養殖しているウニ、アワビが、水上バイクの乗り手によって密漁されているという話も出ています。私自身水上バイクの乗り手であり、そのような被害を水上バイクの乗り手が発生させていることに非常にショックを感じておりますし、それによって乗り手がすべて悪く見られるのは心外です。だからこそ、その一部の心ない人たちが密漁を行えないようにするために、それを未然に防ぐ方法として、水域利用調整区域に指定することは有効手段だと思いますが、市としてはどのように考えられているのか、また、その申請に対する道の反応はどのような状況なのかお教えてください。

次に、ボードセーリングやウインドサーフィンなどの非動力船と水上バイクなどの動力船との関係で質問いたします。

銭函にウインドサーファーのメッカがあります。かなりの人たちがその場所でウインドサーフィンを楽しんでいます。その中で危ぐすべきことが近年発生しています。水上バイクとの衝突の懸念です。最近の水上バイクのブームにより、その近隣から出入りする人が増え、実際にぶつかったということもあるそうです。当然引き波による影響もあり、ウインドサーフィンが行いづらくなっていると聞きます。もともと非動力船と動力船は相入るものではなく、すみ分けを考えていかなければならないのですが、それにおける背景はなく、常にウインドサーファーたちは危険にさらされています。

そこで、私は常任委員会視察で鎌倉を訪れたときに、視察業務後の空き時間を利用し、鎌倉市役所、藤沢市役所を訪れ、海浜ルールブックづくりなどの先駆的な事例を確認してきました。今後、この問題の解消のために北海道に働きかけ、PB条例の活用等ですみ分けを考えていくことも一つ的手段ですけれども、実際に小樽市域で起きていることを考えると、市としてもルールブック等の制作も視野に入れ、すみ分けをするための検討をしていくべきと思いますが、現状でどのような考えがとおりかお聞かせください。

小樽市の消防内にある水難救助における取組に対しての提案をいたします。昨年、小樽消防においても潜水捜索ができるようになり、水難救助の幅が広がったと聞きます。その救助能力を現場で生かすために、海の事故が多発する夏の時期に、海岸線、特に銭函周辺や蘭島周辺の現場に張りつく体制があってもよいのではないかと考えています。当然小樽消防だけで行うことは難しいと思いますが、既に夏期間中に現場に出始めている小樽海上保安部や、さらには、北海道警察との連携の中で行うことは可能ではないかと考えています。通報の下に行くことも重要ですが、水難はおぼれて5分もたないと言われている中で、現場に張りつくという活動は重要と考えますが、見解をお願いいたします。

さらに、教育委員会にもお聞きします。今までも海という自然を通し、学ぶ機会を取り入れるべきと話をさせていただきました。特に、市営プールの存廃が議論されている中で、水にかかわる授業は減っていくのではと危ぐします。子供のころの自然の中での経験は生涯残ります。小樽の中でも、自分より上の世代の人たちは海で遊び、自分で危機的状況を回避できるだけの反応が身についていると思います。しかし、最近は危険だと行かせない傾向が続いたようで、海の免疫がない人が増えていると思います。これはとても危険な傾向です。札幌の方がおぼれる原因は、この免疫、知識のなさが原因だと言われて

いますが、今後は小樽の人も多くなるのではないかと思います。自然から学ぶことはほかにも多く、もっと海を活用すべきと思います。以前にも話しましたが、海上保安庁より文部科学省に対し、「海の知識を子供たちに伝える機会を」と通達がありました。その中で、私は、小樽とは北海道における海の先進地ですから、いち早く導入すべきだと提案しました。改めて、小樽の教育の方向性に海の活用を含めた自然環境教育の導入を強く要望いたします。教育長の見解をお願いいたします。

次の質問に入ります。

特別景観形成地区を拡大しようと、まちづくり推進室を中心に取り組まれているのは皆さん御存じのとおりだと思います。この拡大に伴う説明会において耳にしたのが、この地区に入ることでの土地の価値が下がるというお話でした。実際に高層の建築物に対しては、外観に条件づけをされたり、規制という概念から考えると自由度は少なくなる、そのようなことから判断かと思えます。しかしながら、本当に価値が下がると言えるのでしょうか。実際、小樽のいろいろな地区で地価が下落しているのは御承知のとおりですけれども、しかしながら、いち早く景観地区として指定された堺町通り周辺は、その地価を維持しています。そのことを考えると、この特別景観形成地区の指定は価値を下げるものと断定すべきではなく、逆に高めるものと言えるのではないのでしょうか。それでも、現状の地区の所有者の人たちの意見には耳を傾けなければならないとは思っています。

では今後、市として取り組まなければならないことは何か、私は、市が率先してそのエリアの価値を高める行為を模索し、市民と取り組むことではないかというふうに思います。小樽のよさとは何か、この景観地区で特別としているものは何か、小樽を雰囲気づけているものは何か、これらの追求が今後の形成地区の価値の変動に対する重要なかぎになると考えます。私は、このエリアで幾つかモデル的なことが行えるのではないかと考えています。

一つには、「ポイ捨て防止条例」です。このエリアではたくさんの人たちがごみ拾いを行っています。このような取組を行ってくれる方がたくさんいるということは、「小樽市にとっては財産は人である」と、前定例会で市長がおっしゃっていたことを強く感じられる部分だと思います。しかし、そこで行政として、そのような人たちにそのまま苦勞をさせ続けられないためにも、ポイ捨て条例を施行し、一定の基準と規制を設けていくという形で携わっていくことが一つの役割ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

二つ目として、建築基準法や消防法と古き建物を維持、再現しようとするときのふぐあいの解消です。小樽は、ほかのまちにない独自の歴史・文化の背景を持っております。その小樽の独自の特徴を維持又は再現していくことは大変有意義であると思えます。しかしながら、歴史的建造物は、現状ではその当時と同じ手法で建設できないと言われていています。それは、耐震構造や火災時の対応がその当時と変わっているからです。今の歴史的建造物は既存不適格として残っている場合が多く、再生しようすると、必ず法の壁が生じると聞いています。例えば窓枠のサッシ、鉄筋の数や太さ、消防法的には排煙口の設置や非常口の案内看板や消火器、スプリンクラーの設置など、いろいろなことが挙げられます。現状での設置は当たり前のことですけれども、古きものを再現するということは、昔になかったものを使わず、その当時の手法を使い再現していくことが重要だと思います。つまりは、現状で型の決められた中で行うのではなく、同じだけの機能を有することを、昔ながらの手法で行うことを認められるかどうかということかと思えます。昔ながらの建物がこれから新たに建てられてもよいのではないのでしょうか。今までのような話から、小樽の風土に合った一つの基準がつくられてもいいのではないのでしょうか。

先月、岩見沢にある建設会社を訪ねてきました。この会社は、古き建物を取り壊すときにその廃材を捨てず、新たにその材を利用して建物をつくり出す会社です。その中で、昔のままに再現することもあ

るそうですが、再現は現状の法の下では基本的にはできないとおっしゃっていました。一律化すべきという概念が法から取りぬぐえないといいます。しかしながら、昔にもその当時の様式でつくられた理由は、やはりその当時にはあって、それがつまりは北海道のつくりであったということです。今、その北海道のつくりが失われているとお話を聞きました。その当時の北海道のつくりは、決して現状のつくりには劣らないほどに強固であったとおっしゃっており、昔ながらの家のつくりでも現在の耐震等に見合う家は建てられるということ、そこで学んできました。

既に御存じかと思いますが、古材を使い、古いまち並みを再現しようとする取組が小樽の中でも動き始めています。やはりこれらのことが具現化でき、かつ似合うのは特別景観形成地区ではないでしょうか。その当時の建築物を多く残している小樽、このような取組を突き動かしていくためにも、これを国と協議をし、特別景観形成地区を建築基準法、消防法における観点で、小樽まち並み特区を申請していくべきではないかと提案しますが、御見解をお願いいたします。

さらにあわせてお聞きしますが、既に小樽市の特別景観形成地区として魅力を高めるために取り組まれていることがあればお教えてください。

次に、まちづくり推進室の役割についてです。まちづくり推進室に所属している方は優秀な人が多く、的確に仕事を行っていると感じております。ですので、職員に対しての話をするわけではなく、まちづくり推進室の役割についてお聞きしたいと思います。

まちづくり推進室は、今まで話をしたような取組を推進していく役割、つまりは企画政策室と同じように、今までにない新たな取組を生み出していく役割を持っていると思います。例えば、今の話でいけば、法の基準を守るべきと判断するのが建築指導課であり、推進していくのがまちづくり推進室であると思います。しかし、当然に職員は建築基準法も御存じですから、現実論がどうしても離れなくなっている、つまりは夢を企画に変えるための取組を業務とするならば、そこに壁を生じてしまっているのではないかと危くします。現在は、法における規制もその地域に合った取組を行うために壁となる場合には、特区申請を行うこともできます。法も守らなければならないのは当然ですけれども、その中で小樽に見合う流れを生み出すために、その強固たる概念を取り除き、新たな取組を支援していくためにまちづくり推進室があるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。御見解をお聞きます。

前定例会に続いての提案をさせていただきます。職員カンパ金制度についてです。

皆さん、「マネーの虎」という番組は御存じでしょうか。数年前に放映されていた番組で、お金持ちの社長が夢ある若者たちの企画、考え方に賛同した場合に出資し、その夢を実現していくという番組です。このような夢ある若者が集うまちとして小樽があってもよいと思います。その番組のように大きな資金を提供するわけではありませんが、若者が行うイベントに出資したり、若者たちの新たな感覚に対しサポートできる、そんなことが可能になると思います。小樽市役所ファンドとして設立、その資金出資対象者を市役所職員とそのOB・OGに限定する。現在の職員数2,000人が1人1万円を出すと2,000万円です。会社を起こすには2,000万円は決して大きい数字ではありませんが、しかし、若者が思っている夢を実現するには十分な金額だと思います。市役所職員が若者の夢に出資する、このような取組が実現してもよいのではないのでしょうか。改めて、この考えに対しての見解を求めます。

次の質問に入ります。11月29日に財政再建推進プラン実施計画策定に向けた検討状況の中で、退職手当金の導入が明記されました。今後、団塊世代が退職するときの退職手当の増加に対応するために発行を行うということですが、借金をしてまで市役所職員に退職金を支払うことについて、市民の理解が得られるのでしょうか。60歳にもなる退職者の退職手当を将来の子供たちに支払ってもらうというのは、とても矛盾を感じます。借金までして退職金を支払うのであれば、退職金の支給額を引き

下げるとい話が出てもおかしくはないのではないのでしょうか。

退職手当は、財政再建策にはなじまないというふうに自分は思っています。なぜなら、退職手当は今年度の経費ではなく、積み立てられ、過去の職員が働いてきた経費であり、これを借金で賄えば、その負担は将来の子供たちに残すことになるからであります。ここでとめずしていつとめるのか、そのつもりで、その覚悟でこの難局を乗り切らなければならないのではないのでしょうか。この退職手当を財政再建策とする市長の見解をお聞かせください。

あわせて、退職手当はどのような支払方法なのか、割合、支給方法も含めてお聞きします。現給与が減っているので、既に今までよりも退職金が減っているというふうには思います。その減り幅はどれほどなのかお知らせください。計画期間中の導入で考えられているのか、また、その後もずっと続けるつもりでいるのか、お教えてください。今年度も含め、これから5年間でどれほどの退職者が出るのか、1年ごとに教えていただきたいというふうに思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 森井議員の御質問にお答えいたします。

まず、海水浴場開設の基本的な手続でありますけれども、開設しようとする者は、北海道が定める「海水浴場の管理運営に関する指導要綱」に基づき、海水浴場開設届等を当該市町村経由で北海道に提出することとなっております。また、いわゆる未届けの海水浴場についてですが、要綱においては、海水浴場とは、「一定の管理の下に、一定期間公衆の水浴又は遊泳の目的に供される特定の海面及びその附属地」といいまして、開設者とは、「海水浴場を開設し、これを管理運営する個人及び市町村」となっておりますので、届出がない限り、道の要綱に基づく海水浴場として開設されたものではありません。

次に、未届けの海水浴場につきましては、道の要綱に基づく海水浴場ではないため、安全管理について危くされるところであります。今後、海水浴を楽しまれる方に対しましては、道に届出され、監視員や救護員等が配置された安全性の高い海水浴場を利用していただくよう、札幌市などとも連携を図りながら、広報誌やマスコミ等を通じた活動の中で、利用者への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、安全管理についてですけれども、道の要綱に基づく海水浴場開設指導基準では、遊泳区域を示すブイ等の設置、当日の遊泳の可否決定に当たっての気象状況等の把握や旗による表示、水難救助等のための監視員の配置などが定められております。

市の安全管理面での取組でありますけれども、市として、監視・救護用プレハブの設置や市が依頼する日赤奉仕団等による監視活動などを行っております。なお、開設者をはじめ、海上保安部、日赤など関係機関からなる「小樽市海水浴場管理運営連絡協議会」を年2回開催をし、開設指導基準の内容確認や安全対策、課題の整理などを行っております。

次に、来年のサンセットビーチにおける海水浴場の開設でありますけれども、あくまで海水浴場の開設は道への届出制でありますので、来年、仮に組合から開設届が提出されれば、道が受理することも考えられます。しかしながら、この組合は本年発生した死亡事故に伴い、道から開設日の変更届書等の提出を求められていますが、再三にわたる勧告にもかかわらず、いまだに提出されていない実態であります。来年度の開設届の受理に当たっては、その届出内容についての必要な調査や指導を行った上で、北

北海道が判断するものと考えております。また、来年、届出がなく営業が行われた場合には、道と連携を密にし、安全管理が保たれた海水浴場として開設するよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、事故を未然に防止するためのシステムの確立でありますけれども、要綱に基づく自治体の指導や勧告といった対応のみでは限界があると言わざるを得ず、何よりも安全管理を図るためには、一義的に海水浴場開設者の責務に負うところが非常に大きいと考えます。今後、北海道において事務の性質上、果たして条例の制定が可能かどうかも含めて協議を進めていきたいと思っております。

次に、道の「プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」に関連しての御質問でございますけれども、まず、いわゆるP B条例に基づき、モデル地区として水域利用調整区域に指定されたドリームビーチとサンセットビーチの事故状況につきましては、この2年間の海水浴場開設期間中に事故の報告はありません。

次に、ドリームビーチとサンセットビーチの水域利用調整区域につきましては、この2年間は、道のモデル地区として市が申請を行っておりますが、P B条例の規定によれば市町村のほか、海水浴場開設者や漁業協同組合なども申請者となることができます。また、本年はモデル地区以外の海水浴場からもプレジャーボート等による被害を訴える声が寄せられておりますので、来年以降はモデル地区にこだわることなく、確実に現場の状況を把握されている海水浴場開設者や漁業協同組合みずからが申請者となり、水域利用調整区域に指定されていくことがP B条例の適正な運用であると考えますので、今後とも引き続き北海道と協議をしてまいります。

次に、来年のサンセットビーチにおける水域利用調整区域の対応でありますけれども、近年、接触事故はないものの、ニアミスは多発しており、遊泳者の生命や身体を守るためにも区域指定されることが望ましいものと認識しております。仮に、来年、海水浴場の開設がなされない場合には、北海道が水域利用調整区域の指定を行わない可能性も考えられますので、現在、道の水域利用調整検討会議をはじめ、さまざまな関係機関との協議の場において検討を行っているところであります。

次に、蘭島における水域利用調整区域のあり方でありますけれども、本年8月の蘭島海水浴場組合との会議の席上、小樽市漁業協同組合から養殖施設での密漁被害の状況について報告があり、今後、調整区域の指定が受けられないかとの相談がありました。その後、道の担当部局に協議しましたところ、P B条例は基本的には遊泳者等の身体・生命を守ることを目的としており、密漁のような漁業被害の防止までは想定をしていないということでありました。しかしながら、市としては、P B条例の中で指定も可能と判断しており、蘭島の養殖施設を守るため、水域利用調整区域の指定について、今後とも道と話し合いを続けてまいりたいと思っております。

次に、動力船と非動力船とのすみ分けでありますけれども、銭函海岸には、道内唯一のヨットやウィンドサーフィン専用の施設が開設され、前浜はマリンスポーツを楽しむ多くの若者でにぎわっております。御指摘のとおり、この水域は頻繁に水上バイクの乗り入れがあり、関係者からは衝突事故を危ぐする声が聞かれることから、市といたしましても、この問題解決に当たっては、まずはP B条例施行規則の改正により、これら施設を管理運営する団体等が水域利用調整区域の指定申請者となることのできるよう、現在、道に対し働きかけをしている段階であります。

また、海浜地のルールづくりについては、将来的には大切なこととは思いますが、現時点では、P B条例に基づく海岸線のすみ分けを優先していくことが必要であると考えております。

次に、消防の水難救助における取組でありますけれども、海水浴場における水難救助は、消防署の救助隊及び管轄の消防隊、救急隊が出動し、ライフセーバーや監視員の協力を受けながら、海上保安など関係機関と連携して救助活動を行っております。御提案がありました海水浴場における水難救助員の常

駐につきましては、現状では水難救助員も限られており、また、市内全域の水難事案や火災救助等への出動態勢を常に確保しておく必要があることから、時期を限定するとはいえ、特定の地区に水難救助員を常駐させることは難しい状況だと思っております。

次に、特別景観形成地区拡大に伴っての御質問でございますけれども、初めに、この地区におけるポイ捨て防止につきましては、本市の良好な都市景観を保全するためにも、ごみのポイ捨てにより美観が損なわれることはあってはならないことと考えております。現在、この地区においては、団体や近隣住民の方々などの協力によるボランティア清掃のほか、運河散策路、公園、メルヘン通りなどは、市が委託して清掃やごみの収集を行っているところでありますが、ポイ捨てなど美観を損ねる行為をなくするためには、観光客を含め、モラルを向上するための啓発に努める必要があるものと考えております。平成15年3月の「北海道空き缶等の散乱防止に関する条例」の制定によりまして、小樽市においてもみだりにたばこの吸い殻や空き缶等を捨ててはならないこととなっております。本年3月には北海道と共同で、市庁舎内において、全道から集められた小中学生のポイ捨て防止ポスターを掲示したり、6月には運河沿いや小樽駅前において、チラシ入りポケットティッシュを配布したりするなどの啓発活動を行ったところであります。しかしながら、道条例に基づく啓発のみでは継続的な実効性が十分でないことから、市独自のポイ捨て防止対策を積極的に行う必要があるものと考えており、来年度において、市民の協力を得ながら、ポイ捨て防止の啓発や清掃を行うほか、ポイ捨て防止を訴える看板の設置などに取り組んでまいりたいと考えております。また、条例の設置につきましては、防止対策の効果を見ながら、必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、特別景観形成地区における建築基準法などにかかわる特区申請でありますけれども、歴史的建造物の再生などにおいて、建築基準法や消防法の規制により、歴史的建造物やまち並みの保全が困難になる場合があることは承知しております。しかし、建築基準法、消防法につきましては、国民の生命と財産を守る最低限の基準として定められたものであり、特区として一律に規制を緩和することは非常に難しいものと考えておりますけれども、市といたしましては、具体の計画が示される中で相談を受けるなど、小樽らしいまち並みの保全や創出に向け、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、特別景観形成地区の魅力を高める取組でありますけれども、主なものといたしましては、入船七差路のメルヘン交差点の整備や堺町本通の一方通行化に伴う歩道や側溝などの環境整備について、地元のみならず、まちづくり団体などの意見を取り入れながら行ってまいりました。また、中央通地区については、小樽運河周辺と連続する石畳の一带整備や官民一体でのロードヒーティング整備、さらには小樽駅前の国道5号や道道臨港線の電線地中化など、国や道との連携を図りながら整備を行ってまいりました。このように、これまでも官民一体となった整備を進めているところでありますが、今後とも特別景観形成地区の魅力づくりについて、市民や関係行政機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちづくりに対する、まちづくり推進室の取組でありますけれども、景観条例に基づく歴史的まち並みの保全や小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業、街なか活性化計画の推進、北運河周辺地区のまちづくりのビジョンづくりのほか、都市計画法などに基づく都市計画マスタープランや緑の基本計画の推進などさまざまな取組を行っております。これらの取組に当たっては、既成事実にとらわれず、今後とも関係機関や市民団体などと連携を図りながら、小樽らしいまちづくりに取り組んでいくよう指示しているところであります。

次に、職員のカンパ金制度の導入でありますけれども、若者の夢の実現のためのファンドの設置については、その財源を市の職員のカンパに求めることが適当であるとは考えづらく、行政はもとより多く

の市民との協働による知恵の融合により、若者の夢の実現に向けた取組手法を検討するべきと思っており、この制度の導入は考えてはおりません。

次に、退職手当債でありますけれども、退職手当債は確実な定数削減により、人件費総額が抑制され、財政健全化が見込まれる場合に限って、財政状況を勘案し、地方債の例外として発行が認められる特例債であります。この退職手当債の制度は、財政負担のピークを平準化させる効果がある一方で、御指摘のとおり、退職金の財源を将来の税収に求める形になりますことから、安易な発行は慎むべきものと認識しております。しかしながら、本市の財政は、いわゆる団塊の世代の退職者が増加し、その退職金の負担増に耐え得る状況にないことから、当面の財源対策として平成19年度から平成21年度までの3年間導入することを想定しており、累積赤字を抱える中でのやむを得ない措置であると考えております。導入に当たりましては、再建プランで検討しております職員数の削減を確実に実施をして、そのことによる人件費総額の抑制効果を償還財源とする方針でありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、退職手当の支給でありますけれども、支給率は、定年退職で退職時の給料月額で最大で59.28か月分で、支払方法は、全額を一括現金で本人に直接支払っております。

次に、給与削減による退職金の減り幅でありますけれども、平成17年度末に定年退職する職員は5パーセント削減となっておりますので、この削減がない場合の金額と比較すれば、1人平均で123万円ほど減額されております。

次に、今後の退職者の人数でありますけれども、平成17年度32名、18年度47名、19年度69名、20年度69名、21年度73名で、5か年の合計で290名となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 森井議員の御質問にお答えいたします。

教育活動の中に、海などの自然を積極的に活用することについてであります。子供たちにとって自然の中でさまざまな体験をすることは、自然の厳しさや恵みを知り、好奇心、探求心、そして創造性を養う一方、身の安全を守り、健康でたくましい体をつくる上で有効なものと考えております。明治28年以来、80回を数える小樽市水泳講習会で学んだ子供たちも、データが残っている昭和45年からの累計ではありますが、延べ3万5,000人にもなろうとしており、海という自然を通して、単に泳ぎ方を学ぶだけでなく、心豊かでたくましい子供の育成に寄与していることが本市の特色ある教育の一つと考えております。

また、海浜清掃や毎年、中学校がローテーションで若者の水難救済ボランティア教室を開催し、自然の保全や海浜事故の防止と命の大切さについて学んでいるところであります。今後も、海と山に囲まれた美しい小樽の自然を最大限に生かした教育活動の導入に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

2番(森井秀明議員) 幾つか再質問をさせていただきます。

海関係のことは、実際ライフワークとしてやっていますので、今後も続けていかなければいけないと思っているので、今日、再質問として、質問というふうにするわけではないのですが、ちょっと一言海について話させていただきたいのですけれども。

実際に、8月17日に中学生が亡くなったのですが、その前日、私はドリームビーチの方に様子見というところで行っていたのですけれども、前日はかなり波が荒れていたのです。1メートルから1メートル50ぐらいの波が入っていたと思いますけれども、実は、そのときも中学生が亡くなったのと同じ場所で、

事故が起きています。それに私はちょっと救助活動で向かったのですけれども、それは消防の方に確認をしていただければ、出勤されていまして、事故そのものがあったということは事実あります。その前日の人は助かったのです。なぜかという、たまたま近くにいた人が救助できたのですけれども。

次の日、その中学生が亡くなったときがどういう状況だったかという、波は半分以下に落ちていて、多分水面からひざぐらいの高さ、50センチなかったと思います。しかしながら、その状況の中において、中学生は先ほど話させてもらったその離岸流というものに耐えられなくておぼれるという経緯に至りました。その前日とその当日の、その人が助かったか助かっていないかという差は、現状では偶然とか運とか、そういう状況でしかないということがまず1点。あとは、海水浴場の客というのは、かなり減少傾向に至っているというのは集計からも御存じだと思いますけれども、しかしながら、海岸線における遊びの幅というものはいろいろな形でニーズが広がってきていて、海に遊びに来ている人たちの人数そのものに関しては、多分増えてきていると思います。特に、札幌圏という大都市に隣接している小樽市ですから、その海に来ている人たちの、いわゆる一つの観光客として考えるならば、小樽市に対してお金を落とす可能性というのは本来あるはずなのですけれども、運河が観光地として見られるようになってから、昔は海を観光客として入れるためにいろいろな取組をされていたそうですが、最近はそのがかなり軽視されているというか、そういうふうには思えてならないです。つまりは、その100万人都市から訪れている人たちを何かしらの形で安全管理又は環境管理をサポートすることによって、ちゃんとお金が流動する、流れというものを生み出すことは、今後考えていくべきではないかなというふうに思っていますので、つけ加えておきます。こちらの方は答弁は要らないです。

それから、退職手当償について、これは私自身、本当はこの一つを抜き出してというふうには思わなかったのですけれども、財政再建推進プランの説明会のときに、この項目が入ってきたことに関して、個人的にはかなりショックが大きかったです。何かしらの形で市債というものは、今後導入していかなければ財政状況はもたないというふうには、個人的にも認識しているのですけれども、個人的な話かもしれませんが、自分たちの世代でいろいろな人と話をすると、ある意味、小樽市だけではなく北海道や国の財政状況から考えて、結構30代の人たちというのは最近覚悟し始めているのです。私自身は子供はいないのですが、自分と同じ世代の人たちが子供を産み始めていて、先ほどのお話からいくとまだ600人程度ですけれども、小樽に関しては、それでもそういう世代の人たちが、自分の子供やさらにはその孫、そういう世代の子供たちのことを考え始めて、この財政状況を何とかとめなければならぬということを漠然と考え始めている人たちがかなり増えてきているのは事実だというふうに思います。しかし、その覚悟を支えていくというのは、私は、自分たちの親世代である皆さんの世代ではないかなというふうに思っていて、どうしてもその財政状況を考えると、入れざるを得ないその特例債がもしもありませんけれども、その覚悟をもっとこういう場でも私は出てほしいという、ある種希望的な観測も含めて、今回この質問をさせていただきました。当然その覚悟を感じている上であえてこれを聞いていますけれども、この件について、一言見解を述べていただければというふうに思います。お願いします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 財政部長。

財政部長（磯谷揚一） 見解でございますけれども、御承知のとおり、起債でございますから、今、市長が答えましたように、許可制度の中では本当に例外的です。ましてや、委員がおっしゃるように、退職金をいわゆるその起債で賄うということですから、非常に厳しい条件がもちろんついているわけです、見解としては、この財政健全化のために使うべきではないとおっしゃるのですけれども、これは

基本的には財政再建のために使うという、ある意味では趣旨の起債なわけなのです。それをとにかくやって、その再建できるという見込みの中で、それは許可されるということで、のべつ幕なしにももちろんできるものではないから、我々としても、相当程度現状のものを、見直すものは徹底的に見直さないと、もちろんこれは総務省なりの許可というか、それはありません。ですから、そういう覚悟の中で、何とかこの団塊の世代が3か年度、この計画期間の中で卒業できるような形の中で持っていきたいというふうに考えておりますし、いわゆるその退職手当そのものも一つの労務債という考え方の中では、生涯賃金の補てんという意味で、今払えなくともどこかではやはり払わなければならない趣旨のものでございます。非常に厳しい状況の中でございますけれども、何とかそういう覚悟の中で、これは対処していきたいということでございますので、いろいろな思いは当然ございましょうけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。森井秀明議員、山田雅敏議員、小前真智子議員、井川浩子議員、吹田友三郎議員、大島護議員、佐々木茂議員、佐々木勝利議員、新谷とし議員、北野義紀議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員。以上であります。

なお、委員中、事故のある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第24号及び第25号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する議員定数に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、議員定数に関する特別委員を御指名いたします。上野正之議員、山田雅敏議員、井川浩子議員、小林栄治議員、佐々木茂議員、佐々木勝利議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、松本光世議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。以上であります。

次に、議案第6号、第8号、第13号及び第26号は総務常任委員会に、議案第14号ないし第17号は経済常任委員会に、議案第7号、第9号ないし第11号及び第18号ないし第22号は厚生常任委員会に、議案第12号、第23号及び第27号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第74号につきましては、さきに設置されました議員定数に関する特別委員会に付託したいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の

常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月14日から12月25日まで12日間、休会いたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 成 田 晃 司

議 員 古 沢 勝 則

平成17年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成17年12月26日

出席議員(31名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号並びに平成17年第3回定例会議案第9号ないし第26号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

29番（斉藤陽一良議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今回、第二病院の給食業務委託に係る予算が計上されているが、委託により削減される職員数は、どの程度になるのか。さきに民間委託を実施した小樽病院では、削減された職員が新しい職場に順応できないなどの問題は生じていないのか。

病院給食には、医療の一翼を担う立場から、安心できる食事の提供が必要とされるが、「メニューが固定化している」「冷凍食品が多い」などの入院患者の不満の声に耳を傾け、安全な食材確保を図りながら、日々改善に努めてもらいたいと思うがどうか。

また、衛生面で心配する意見を耳にするが、委託化により調理員などが減員され、管理が徹底できていないのではないかと危惧するがどうか。

国の税制改正による影響は、市民税はもとより国民健康保険や介護保険などにも及び、いや応なく市民負担が増大していくことになるが、財政再建推進プランの先行きはどうか。

市長は常々これ以上の市民負担をかぶせられないと言っていることから、市民を苦しめる税制改正をやめさせ、高額所得者の減税についても見直しをなされるよう、国に強く要請すべきと考えるがどうか。

また、三位一体の改革では、国の財政難を地方に押しつけたにすぎないことが明白となったが、さらに国は19年度以降において、第2次改革に着手し、穴埋めのため消費税の大幅増税に踏み切る構えであり、結局、市民につけが回されることとなると考える。市は三位一体改革が必要と言うが、本市財政にとっては歳入の算定に狂いが生じ、天と地の違いが出てくることから、地方への負担は絶対に許さないとの方針で、国に対して強く物申していくべきと考えるがどうか。

将来大きな財政負担が予想される下水道の大規模改修事業、焼却場建設中の北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、市立病院の統合新築などについては、平成21年度までを計画期間とする財政再建推進プラン上は影響がないと言うが、その後の財政への影響が大きいことから、今後10年から20年の間に予想される学校や市営住宅の改修等も含め、支出のシミュレーションを行う必要があると思うがどうか。

また、公債費の償還額は減少していくとのことだが、国民健康保険、老人保健や介護保険への繰出金は増加の可能性があるが、一般会計からの繰出金をいかに圧縮するかが大きな課題と思うがどうか。

現在、本市の人口減少は深刻であり、対策の一つとして、高齢者が今後も住み続けられるようなまちづくりを目指すことが重要である。そのため市には、積極的な検討を要望するがどうか。

今後の人口予測からすれば、20年から30年の期間にわたる都市計画を立てる必要があり、その際、少なくなった市民が広い範囲に点々と住むのではなく、行政サービスを提供しやすい密度の高いまちづくりを検討してほしいがどうか。

今後の本市のまちづくりにおいて、大学生の柔軟な発想を施策に取り入れるなど、若者がかかわることが重要と考える。若者がそうした考えに基づき、具体的な事業活動を始めるに当たって、市財政が厳しく、新たな補助金制度を設けることが困難である今、職員カンパ金制度を導入するなど、具体的な支援をすることは考えられないか。

職員の通勤に係る駐車について、本庁構内の駐車は禁止されており、近隣の有料駐車場を利用しているが、外局では敷地内に無料で駐車している場合があると聞く。これでは、本庁勤務の職員との間に不公平感が生ずるのではないか。他に交通手段がないなどの特別な事情がない限り、料金を課すべきと思うがどうか。

また、教職員との協議がまとまらず、実施できないというのであれば、まず市長部局だけでも早急に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

堺小学校の跡利用については、同校の記念トロフィー等が保管・展示されるほか、小樽病院高等看護学院校舎、シルバー人材センター事業所、職業訓練センターとしての利用が検討され、また複数の地域団体からも利用したいとの要望が寄せられているやに聞く。市は、現在、具体的な検討を進めているとのことであるが、ぜひ地域の要望や意見についても積極的に取り入れ、地域の活動の場となるよう要望するがどうか。

閉校後、施設が有効に活用されることを示すことが、今後の市内小中学校の適正配置計画に対する地域住民の理解につながるものと思うがどうか。

市教委は来年度、学校配置のあり方を検討する懇談会を立ち上げるため、現在、他市の手法や進め方等を検討しているやに聞く。今回、保護者の理解が得られず、適正配置実施計画（案）は撤回に至ったが、そのことを反省し、教訓とするならば、真に地域の意見が教育行政に生かされるような構成にすべきと考えるがどうか。

昨今、子供が被害者となる痛ましい事件が相次ぎ発生している情勢にかんがみ、こうした犯罪を未然に防ぐためにも、市教委は子供たちが身を守るすべを体験できる訓練を早急に全市的に取り組むべきと考えるがどうか。

また、子供が一人にならないように、学校、地域、PTA、行政、警察等がそれぞれにできる手だてを考え、それらの組織が相互に連携をとれるような総合的な体系をつくるなど、子供を守るためのネットワークを全市的に広げることが必要であると思うがどうか。

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発計画に伴い、旧国際ホテル部分の権利を取得した新たな所有者は、風俗関係の広告、宣伝などの仕事も行っている会社ではないのか。市はそのような会社を駅前再開発に権利者の一員として参加させることについてどう考えているのか。売ればどのような会社でもいいとの考えはおかしいのではないか。

事業の成功を最優先に考えた場合、採算性等から室内プールを導入することは、事業そのものが成立しない可能性が生じると言うが、市が建設費を出せば済むことであり、採算が合わないというのは理由にならないと思うがどうか。

また、現在、室内水泳プールは年間約5万人もの市民が利用し、存続を望む声も多数寄せられていることから、ぜひ駅前での存続を強く要望するがどうか。

現在、駅前第3ビルは、民間主導による再開発計画が進められているが、その中には市営室内水泳プールの計画はないとのことである。指導員などを務める嘱託職員は、市教委からは何ら説明を受けておらず、突然解雇されるのではないかと心配の声を聞く。現段階では、明確な説明ができないとはいえ、中には長年勤務している者もあり、今後の生活設計に与える影響が大きい。プールの存続は難しいと判

断しているのであれば、再就職への準備期間を配慮し、今後これらの職員に対し、可能な限り早めに情報提供を行っていただきたいがどうか。

今、運河や堺町を中心とした小樽観光が曲がり角に来ていると言われる中で、北海道における鉄道発祥の地であり、現存する最古の機関車庫である重要文化財「手宮機関車庫」を持つ交通記念館と、旧手宮線を含む北運河地区は、小樽の都市展望上、活用が期待される最重要資産である。これらの再生には市民の協力が不可欠であることから、市は広く市民やまちづくり団体との議論を深めた上で、交通記念館を中核とした北運河地区周辺の一体的な再生構想を策定すべきではないか。

一方、市教委がまとめようとする新博物館の基本計画案では、交通記念館に青少年科学館と博物館を統合し、社会教育施設として有効活用を図ると言うが、手宮地区の再生構想づくりの中で、市民の声を聞いていこうとする建設部との連携が欠如している。また、市は、あくまでも3館の統合を前提とする姿勢を崩さず、市民から意見を聞くとのことであるが、まずは、統合そのものについての意見を問うべきではないのか。市民と行政が協働して、これからのまちづくりを進めようとしている今、市のこうした一方的なやり方は、これまで小樽観光のソフト面を築いてきた市民を愚ろうするものと思えるがどうか。

市内の交通事故発生状況は、11月のわずか10日間のうちに3名の方が亡くなるなど、非常事態となっている。事故発生原因の一つに、信号機が近くにあっても利用しないことが挙げられるとのことだが、市は信号機の設置要望箇所を何件と押さえているのか。また、信号機は公安委員会の所管であり、道の予算により設置されるものであるが、市は今後の設置についてどのように見込んでいるのか。

現在、市内で多発する交通事故は、市民生活に暗い影を落としている。市は、公安委員会や警察と連携し、交通事故防止に向けてより一層の啓発活動を行ってほしいがどうか。

本年7月、中央防災会議の「防災基本計画の修正」の中で、災害時における女性の参画の促進について明記されたが、市はこの点についてどのような認識を持っているのか。また、防災マニュアルに関して、女性の視点でとらえたとき、今後どのような取組を考えているのか。現在、防災計画を含め庁内における各種会議の委員中、女性の占める割合が極めて少ない感じがするが、市は女性の積極的な登用について、どのように考えているのか。

今後、さまざまな場面で各部局ごとの協力関係が求められ、女性の視点を生かすことが必要になってくと思うので、鋭意、女性の参画を推進して行ってほしいがどうか。

いわゆる「2015年問題」とは、団塊の世代が65歳以上になり、高齢化率が推計26パーセントに達することであるが、国の高齢世帯調査によれば、子供や他の親族のいない世帯が半数に上り、ひとり暮らしの8割弱が女性となる見込みと聞く。本市の高齢化は全国平均に比べて、さらに10年進んでいると言われており、今後、高齢者が家に閉じこもりがちになるなどといった問題が心配されることから、地域とのかかわりを密接にするよう、ボランティア支援などの施策が必要と思うがどうか。

市の保育士は、今後10年間で23人の退職が見込まれ、通常後任には正職員が採用されるとのことである。財政再建策の一環として、仮に保育所の民間委託化が決定した際、職員を抱え込むことがないよう、事前に職種変更が可能な人材を採用しておくといったことはできないのか。

また、現業職については、業務が民間委託などで消滅した場合、本人の希望により職種変更を行い、事務職の不足を補う方針という。法律上、現業職は雇用者の都合で職種変更ができないとのことであるが、真にやむを得ない場合には、きちんと理解を求めて変更し、異動させることが可能となるよう検討していただきたいがどうか。

市は、老人保健法に基づき、40歳以上で勤務先の健康診断を受けられない市民を対象に、基本健康診

査を行っているが、受診率は思わしくないと聞く。特に主婦層が病気を早期に発見できないことを考慮し、定期的に健診を受診できない市民が、安い料金で簡単に診査を受けられる方策を国に要請してほしいがどうか。

病気の早期発見、早期治療のためにも基本健康診査は重要であると思うが、受診率の向上も含め、今後どのような取組を考えているのか。

現在、小学校低学年でも糖尿病の傾向がある子供がいる実態を踏まえ、市教委は一日も早く各学校に栄養教諭の配置を目指すなど、保護者との連携を図りながら健康に関する取組を行う必要があると思うがどうか。

市は「おたる健康総合大学」を開き、心と体の総合的な健康づくりを推進しているとのことだが、時間的な余裕がない、敷居が高いなどの理由で参加することができない市民のためにも、もう少し大衆向けの健康づくりを全市的に普及させてほしいがどうか。

市は「新市立病院基本構想」を公表した際、医療連携室を設け地域医療連携の推進に努めたいとの方針を示しているが、新病院が完成してから設けるのではなく、今のうちから立ち上げ、連携を進めていく必要があると思うがどうか。

これからの医療は地域の医療機関同士が十分に連携していくことが大事であり、市がリーダーシップをとって、地域の病院や医師会も含め定期的に話し合える場を設けてほしいがどうか。

決して潤沢とはいえない本市財政状況の下、財政再建プランとの整合性を図りながら、市は「新市立病院基本構想」を見直ししたが、市立病院と民間医療機関との相互において、患者の転送、医師の派遣といった柔軟な体制を構築するなど、地域の医療機関との連携を強化することができれば、診療科目を減らすことができると考えるがどうか。

先日、第二病院のボイラー室で火災が発生し、原因はいまだ特定されていないというものの、そこはアスベスト除去工事中の場所であり、工事業者がボイラーの煙突ダクト上にコンパネを置いて作業を行っていたと聞く。市はこのような火災発生の可能性のある危険な状態を承知していたのか。また、市には責任がないという認識なのか。

現在、市は複数の施設でアスベスト除去工事を行っているが、人命にかかわることであるので、今回の火災を教訓に、再度各作業現場の点検強化に努めるよう強く要望するがどうか。

「広報おたる」の9月、10月号には、「市所有施設・学校・市営住宅のアスベストを含む吹きつけ材の使用状況と対応状況」が掲載されていたが、調査中も含めほとんどは今後の対応について協議していくという内容であった。今回、第二病院で起きたアクシデント等を考慮し、今後、どのような対応をしていくのかを含め、改めてその後の状況を掲載する予定はあるのか。

また、市の施設でのアスベスト対策工事の方法については、除去若しくは囲い込みで行うとのことである。基本的には除去が望ましいと思うが、経費的な面から、工法を区別することにしたのかどうか。

学校周辺の除排雪については、先般の適正配置計画案の説明会において、保護者から通学路に関し、多くの要望が出ていたが、市は子供たちの安全を願うこれらの声に、どのようにこたえていくつもりなのか。

また、「貸出しダンプ」については、予算の範囲内で実施するため、利用件数が多い場合、回数に制限を行う考えと聞く。そもそもこの制度は、必要に迫られた住民が積込み機械の費用を負担し、道路の排雪を行うものであり、利用を制限されるのであれば、市民サービスの低下と言わざるを得ないのではないか。

赤岩2丁目地区の携帯電話基地局の鉄塔建設について、事業者は鉄塔の周囲60メートルの範囲の住民

に対して説明を行ったと聞かすが、近隣の中学校、保育所、福祉施設等に対しては説明がなされていないのではないか。市は、総務省のリーフレットに基づき心配はないとの姿勢を示すが、電磁波による健康被害についての地域住民の懸念は到底払しょくできない。事業者に対し、説明会の開催を働きかけるなど、住民が十分な説明を受け、その不安が解消されるよう対策を講ずるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。次に、その他の議案につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第1号一般会計補正予算、議案第5号小樽市病院事業会計補正予算に反対する討論を行います。

2003年の地方自治法の改正によって、公の施設について、それまで公共的団体に限って管理を委託できる制度から、指定管理者に管理を代行させることができるという制度に変わりました。我が党は、この制度は官製市場の民間開放であり、施設管理に利潤追求を持ち込むものであるとの立場から反対をしてきました。

今議会には、これまで外郭団体やNPOに管理委託をしてきた施設、総合体育館をはじめとして15の施設について、指定管理者を指定する議案が上程され、補正予算でそれぞれの管理代行業務費が計上されています。地方自治法では、自治体が住民福祉の増進のために設置する施設を公の施設と定義し、住民だれもが差別されることなく平等に利用でき、施設の設置や管理について、主権者として参画できることを権利として保障しています。

指定管理者制度によって、サービス向上、経費削減が図れると言いますが、既に実施されている自治体では、さまざまな問題も起きています。東京都中野区では、区立保育園への指定管理者制度導入によって、非常勤保育士が解雇され、裁判闘争になっています。指定管理者となった会社職員の使い捨て雇用につながるか、売上げに結びつかないサービスは放置されるおそれはないのか、施設運営の安定性、継続性が確保されるのか、疑問視されていた問題が実際に起きています。

逆に、盛岡市では、動物公園の指定管理者を非公募によって公社に決定しました。現在の管理団体である公社以外の団体が指定管理者となり、公社が解散した後に指定管理者が撤退した場合、動物公園の存続ができなくなる可能性は極めて高いというのがその理由です。こういった例に見るように、公の施設としての役割が継続的に保証されると判断できる管理者の選定に反対するものではありませんが、総合体育館の指定管理者への株式会社選定は、さきに述べた施設運営の安定性、継続性が確保されるのかといった懸念が払しょくされるものではありません。

議案第5号です。第二病院の給食業務委託の予算です。市立小樽病院の給食業務委託の提案にも、公的使命を投げ捨てるものであり、病気回復に大きな役割を持つ給食に効率化はなじまないことを主張しました。委託された市立小樽病院では、出産後の祝いぜんは喜ばれているようです。しかし、おいしく食べると同時に、食べることで体の内面から健康になるようにサポートする。単に食事としての存在にとどまらず、治療の一貫として、重要な役割を担うのが病院給食のあり方であることを考えるならば、

公的使命を投げ捨てるとの指摘は当然のことであり、業務委託には賛成できません。

議員各位の賛成を訴えて、以上討論いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案1号及び議案第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

23番(大竹秀文議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

地方自治法第233条第5項によると、決算の際、長が議会認定に付するに当たって提出する書類の一つとして、「主要な施策の成果を説明する書類」があり、本市の場合「決算説明書」がそれに当たるとのことだが、本書には市の主要施策の成果や進ちょく状況等の説明が載っておらず、どのような効果があったのが全くわからないものになっており、問題だと思うがどうか。

法の趣旨に沿って作成し、別冊で提出するよう検討してほしいがどうか。

本市の標準財政規模は、市税や普通交付税の減少に伴い年々減少しており、ピーク時の平成12年に比べ37億円も落ち込んでいるとのことである。仮に再建団体に陥った場合、現在市が行っている事業のうち実施できなくなるものは何か。また、そうなった場合、その状況を克服し脱却できる見込みはあるのか。

本市の経常収支比率は102.4パーセントであり、道内ではほかに100パーセントを超える市が5市あるが、本市だけ赤字決算になっているのはなぜか。

平成16年度決算において、本市歳入の高いウエートを占める地方交付税が減額となっているが、財政再建を進める上で重大な問題であり、市は国の三位一体改革を含めた交付税の今後の動向をどうとらえているのか。

交付税、税収ともに伸びが期待できず、歳入面ではまさに手も足も出ない状況であり、これを打開していくためには、国に対して声を上げていかなければならないと思うがどうか。

平成16年度の市税については、収納率が82.6パーセントに落ち込んでいるが、固定資産税、都市計画税を除く現年度調定分についてはむしろ向上しており、不納欠損の消滅時効の割合も圧縮してきている。このことは、現場の職員の努力にもかかわらず、特殊要因である小樽ベイシティ開発の滞納が収納率低下の主たる原因であることを明らかにしており、もはや避けて通れない問題ととらえるがどうか。

また、16年度では旧国際ホテルの所有会社の実態がなくなったとして、同社の滞納を即時消滅で処分したものと見られるが、昨年9月に同ホテル跡を競売で取得した会社は所有権移転登記を行わず、いわ

ば中間省略登記のような形で、今年7月に現在の所有者に転売している。地方税法では1月1日現在の登記簿上の所有者に対して課税するため、市は実態がないと判断した会社に、またしても課税せざるを得なかったのではないか。

同法はこのような事態を想定していないものであり、第343条第4項を適用して、事実上の所有者に課税することができないか、今後研究してもらいたいだろうか。

市税の未納者数は約9,000人に及ぶとのことであり、生活困窮などさまざまな滞納理由があると思うが、市は納税交渉や分割納付などにおいてどのような対応をしているのか。

また、税収確保に向けてさまざまな取組をしていると聞くと、納税者が納めやすい環境をつくることも大切ではないか。

既に実績のある水道料金のように、コンビニエンスストアでの納付導入を前向きに検討してもらいたいだろうか。

市税の不納欠損処分については、その約6割が消滅時効により処分されているとのことである。しかしながら、市が税収確保のためさまざまな取組を行い、努力を重ねているにもかかわらず、収納の見込みが立たない税金については、単に時効を待つという姿勢ではなく、積極的に整理していくことも必要と思うだろうか。

東京事務所の通信運搬費については、決算説明書に項目が示されているものの、予算説明書にはその記載がない。予算上は管理経費に含めて計上しているためというが、決算説明書にも管理経費という項目が別があり、毎年発生する経費であるにもかかわらず、あたかも予算計上されずに支出しているかの疑義が生じるのではないか。

市の使用料・手数料に占めるけい船料の割合は、平成11年度には約26パーセントであったものが、平成16年度決算では19パーセントへと大幅に落ち込んでいる。今後、市財政に貢献するよう、既存の港湾施設を有効に活用する方法を検討してほしいだろうか。

平成16年度決算によれば、市民会館の使用料収入約2,200万円に対し、施設管理に係る支出が約6,000万円、市民センターは同じく収入約3,000万円に対して支出が約5,900万円とのことである。市は市民に文化活動の場を提供する公共施設である以上、収益のみで施設を維持することは難しいというが、清掃や警備などにかかる委託料が使用料収入に匹敵するような額であることから、少しでも財政負担が減るよう、指定管理者制度の導入や民間委託化も視野に入れて、今後の方策を検討してもらいたいだろうか。

平成16年度決算に係る財産内訳書では、直営のパッカー車が15台となっており、現在ごみの有料化等に伴う排出量減少に合わせ、4台の減車を行ったとのことである。市はごみ収集の委託化について、今年度中には委託の受皿となる組合や会社を見だし、平成19年度をめどに直営を廃止する予定とのことであったが、検討は進んでいるのか。

またその際には、公平感を保つためにも、1社独占にならないようにすることが必要であり、市は時間的な面も考慮し、状況をしっかりと見据えた上で早めに方針を出してほしいだろうか。

平成16年度決算において、病院事業会計に対する一般会計からの繰入金金は13億9,900万円に上り、このうち10億円ほどは交付税措置があるというものの、あまりに多すぎるのではないか。

市は病院の施設老朽化が赤字の要因の一つであり、改善には新病院の建設が必要であるというが、第二病院は施設が老朽化していても、単年度収支で1億3,500万円の黒字となっていることから、新病院の議論とは別に医療サービスの質の向上などといった現状でできる赤字改善策について取組を進めてもらいたいだろうか。

本市における病院経営は入院・外来ともに患者数が減少傾向にあり、医業収益の増収が見込めない厳

しい状況にある。交通事故に遭った外国人など請求先が確定できないものや支払いが滞る事例が増えていると聞かすが、市は未収金に対してどのような対策を講じているのか。

不納欠損や未収金の発生を少しでも防ぐためにも、病室における電気製品の使用に制限を設けるなど、他の病院で行われている施策を参考に取り入れてはどうか。

平成16年度の生産年齢人口は、平成12年度と比較し、約1万人も減少しており、個人市民税に与える影響も大きいことから、今後の人口対策が本市にとって非常に重要な課題と考える。しかしながら、事務執行状況説明書には人口対策に関する記述がわずか2行のみであり、21世紀プランでの重点推進プランでありながらも、あまりに雑ばくすぎると思う。今後は、人口対策として各部が行った事業をまとめて掲載してもらいたいと思う。

市職員給与の特別昇給については、勤務成績を基に全職員の15パーセント以内の者に適用する定めであるというが、正常に勤務してさえいれば、ほぼ全員が同じく昇給しているのが実態ではないのか。

職員の職務に対する意欲にもかかわることから、真に勤務成績が優秀な者を適切に評価し、昇給させることができるよう改善してもらいたいと思う。

携帯電話の普及に伴い、本市の携帯電話向けサイトへのアクセス数も年々増加しているが、利用者はサイトにどのような内容を求めているかというアンケートなどによるニーズ調査をぜひ行ってほしいと思う。

市のホームページの内容については、トップページが非常によくなったと思うが、「市民相談」の欄では、相談の項目を列記するなど、よりわかりやすい表記方法を検討してほしいと思う。

また、出産や死亡の際に必要な手続きが簡単に検索できる、ライフサイクル別インデックスを検討し、早急に取り組んでほしいと思う。

市の発注工事における一般競争入札については、ダンピング防止、市内業者育成、事務の煩雑化などの理由で実施してこなかったとのことであるが、参加業者の地域を限定する方法もあり、導入について検討してもらいたいと思う。

指名競争入札については、公示から入札執行までの期間が短いと感じるが、通常工事には下請などの関係もあり、ある程度の日数がなければ、参加者は適正な数字を出すことができないのではないかと。

市は今年度から公募型指名競争入札を導入したとのことであるが、大切な税金の有効活用を図る観点から、入札制度のさらなる改善を進めてもらいたいと思う。

消防署員への被服等の給与及び貸与に当たっては、一定の年数を定め更新しており、使用状況においていろいろと差があるとは思いますが、使用できるものは延長するなどして節約し、本当に必要とするものに経費を充ててもらいたいと思う。

火災予防の各種活動に係る経費については、少ない予算で大きな効果を求められており、苦労されていることと思うが、より一層、地域の防災力や防火力を高めるために使われることを切望すると思う。

また、消防団の団員被服購入経費については、平成15年度から22年度にかけての整備計画があると聞かすが、平成16年度の内容及び状況については、どのようになっているのか。

北海道消防防災ヘリコプターの隊員の人件費については、道内各市町村が負担しており、平成16年度における本市の負担金は116万2,000円とのことであるが、防災ヘリ活用実績についてはどうなっているのか。

現在、市内ではヘリポート基地が2か所指定されており、さらに7か所での離発着が可能と言うが、これらの場所についてはどのように選定されたのか。

また、市民が登山時の事故等により、防災ヘリ出動を要請する場合の市の窓口はどこになるのか。

平成16年度の本市におけるコンピュータを操作・指導できる教員の割合は、前年度に比べ若干向上したとのことであるが、いまだ全国及び全道の平均を下回っており、さらなる改善策を検討してもらいたいかどうか。

また、昨年、長崎県佐世保市でインターネットの「チャット」に起因した痛ましい事件があり、子供に対する情報モラルの育成が緊急の課題であると指摘したところであるが、教員研修等を含め、市教委はどのように対処したのか。

駅前室内水泳プールの廃止に関しては、教育委員会での議論はされておらず、事務レベルでの話合いに基づき議会へ報告したことが明らかとなったが、責任の所在はどこにあるのか。

高島小学校のプールについては開放時間が短く、利便性や施設規模の面でも抱える課題が多いが、果たして駅前プールの平成16年度実績における高齢者や身障者などの無料利用者約1万6,000人の受入れは可能なのか。

利用者の不安や心配にこたえていくために、今後、議会において議論を重ねていくべきであり、また、駅前再開発ビルについて、建設部には資料の提出など、積極的な情報開示を求めたいかどうか。

本市の中心街に位置する産業会館は、1階に企業や商店あるいは「杜のひろば」の利用があり、2階は貸しホールとして収入を得るなどの活用をしている。しかし、減価償却費からもわかるとおり、建設からかなりの年数が経過し、老朽化のため、地震などの災害が起こったときに不安な面があると思うが、今後こうした面も含め、テナント等関係者と話合いをする考えはあるのか。

改正ソーラス条約により、3億6,000万円もの費用をかけ、港湾における警備体制が強化されたが、これまで何者かにより勝納ふ頭の金網フェンスが3度も破られたとのことである。同ふ頭にある監視カメラは、市が設置したのではなく、他の官庁所管のものであるために詳細は確認できないというが、今後テロ防止対策として、すべての監視カメラを活用できる体制をつくるべきではないか。

また、夜間の巡回警備については、車での巡回であれば、トラックの陰などが手薄になるとも考えられるが、どの程度のパトロールをしているのか、警備のあり方そのものに問題があるのではないか。

現在、本市の国民健康保険事業は特別調整交付金を受けており、その交付決定に当たっては保険者の経営努力が判断基準になると聞く。大幅な実質累積収支不足を抱えながらも、保険料収納率向上対策、医療費適正化対策、各種保健事業という三つの事業の推進に努めて、収納率向上に取り組んでいるところであり、これらを真剣に推進していくことにより、今後とも交付の継続が見込まれるのかどうか。

また、本市の高齢者率が高い傾向は今後も続くと思われ、いかに医療費を削減できるかが課題であるが、市はそういった部分を市民にもっと理解してもらえよう啓発等の方策を考えるべきではないか。

市が、平成16年度から母子家庭への就労支援事業として行っている「母子家庭自立支援給付金支給事業」は、市民にはまだあまり知られていないため、パンフレットなどをだれの目にも触れるような場所に置き、このような支援制度があることを広く周知する必要があると思うかどうか。

また、昨年度以降、母子家庭に対する福祉制度で若干変更があり、自立支援の部分などが強化されたが、この変更により経済的な面で弊害が生じているということはないか。

市が施設支援費を支出する身体障害者療護施設である「あさりファミリア」において、最近、男性入所者が亡くなり、遺族から事故ではないかとの指摘がある。監督官庁はあくまで道であるが、本市も費用負担を行っている関係上、施設側からの詳しい報告を求める必要があると思うかどうか。

また、事故であった場合、市としてどのような対応の仕方があるのか。

今回の件に関しては厳正に受け止め、看護師など、人員の配置の点も含め、ぜひ道と十分協議し原因究明に取り組んでほしいかどうか。

市は、平成16年度に公立保育所の入所定員数を50名増員したが、現在、定員数を超えていないにもかかわらず、待機児が2名いるやに聞く。それはなぜか。

待機児童解消のためには、単に定数の枠を増やすだけではなく、現場の要求にしっかりとこたえ、きちんと人員の手だてをすることが大事であると思うがどうか。

現在、本市は人口減少が非常に問題視されており、その原因の一つとして、生産年齢層の市外への転出及び合計特殊出生率の低下が考えられる。市は対策の一つとして、これまで「若年者定住促進家賃補助制度」を行ってきているが、36か月の補助が終了した後も市内に居住しているかどうかの追跡調査を行い、制度の効果を検証すべきと思うがどうか。

また、このほか子育てに伴う経済的負担も原因として挙がっているが、市は平成16年度から保育料を値上げしている。保育料の収入未済額が増えている点や、税制改正による市民の負担増も踏まえ、安心して子育てできるまちづくりを目指すためにも、保育料の軽減を切望するがどうか。

生活保護をさまざまな手段を駆使して、不正に受給しているケースがあると聞くが、実際はどうか。

市財政が厳しい中で、生活保護費がさらに財政の負担になりかねないという意見も増えてきていると感じる。本当に生活保護を必要としている方々には手厚く、不正受給に対してはどうか是正できるか、財政の厳しい今だからこそ、メスを入れるべきであり、担当する職員がそのような目線を持ち、今後の制度のあり方を考えてもらいたいがどうか。

市立小樽病院では、入院患者の減少から病床の効率的利用のために病棟を再編し、現在58床が休床されているが、結核病棟については、患者数が少なくても1病棟を確保しなければならないと、また、一定数の看護師の配置が必要であり、不採算部門となっている。結核病床については、国からどの程度の財政措置がなされているのか。

現在、市立小樽病院と市立小樽第二病院では、看護師の職位の表示方法が、白衣の襟によるものとネームプレートによるものでの違いが見られるが、同じ市立病院の職員である以上、当然に統一すべきと思うがどうか。

また、統廃合を視野に入れ、さらに市の財政危機を考慮すれば、白衣などを統一することにより、多少なりとも経費節減効果が得られるものと思うがどうか。

市民からの投書によれば、市財政が厳しい中で、借金を重ねて市立病院を建設することは無謀であり、この際、市立病院は廃止して事業を民間にゆだねるべきであること、中央通の拡幅事業が完了したが、道路を広げることがまちづくりなのではなく、他のまちにはない小樽独自の路線を打ち出して、観光政策に生かすべきであること、また、第3ビルの再開発計画について、単に高層マンションを建設するのではなく、観光客に本当に来てよかったと思ってもらえるような開発を行うべきであることが述べられている。この投書は匿名ではあるが、これら市民の声に対し、市はどのように考えるのか。

民間の建物のアスベスト使用の実態について、市は把握しているのか。

解体や処分などに関する届出窓口を一体化し、中心となるべき部署を明確にする必要があると考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成17年第3回定例会議案第9号ないし第13号、第15号ないし第20号、第23号ないし第26号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、採決の結果、全会一致により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表し、ただいまの決算特別委員長の報告に反対し、議案第9号ないし第13号、第15号ないし第20号、第23号ないし第26号は、不認定の討論を行います。

平成16年度当初予算編成に当たっては、19億円の財源が不足することとなり、赤字の予算案となりました。この財源不足は、景気低迷による市税収入の落ち込みに加え、小泉内閣の三位一体改革で地方交付税、国庫補助負担金が大幅に減らされたこと、マイカル誘致などの大型公共事業に税金をつぎ込み、その借金返済がピークに達していることが大きな原因です。特に、三位一体改革による地方交付税、国庫補助負担金の減額は、財政健全化計画の土台となる歳入の見通しを大きく狂わせるものとなりました。

ところが、平成16年度当初予算案は、これら政府の地方財政計画の抑制に批判もなくくみし、市民と職員に犠牲を強いることを最大の特徴としたものでした。この予算案の下、新たな市民サービス切捨てとなった事業はおよそ40項目に上ります。

予算特別委員会に新たに付託となった請願・陳情は、ふれあいパスの現行どおりの存続方についてをはじめとして、6本に上ります。予算案の内容が深刻なものであり、陳情、請願に寄せられた市民の声は切実であり、参考人の意見陳述が行われたことも記憶に新しいかと思えます。この意見陳述もまた市長提案に対し、賛成の立場の方々もろ手を上げてではなく、財政窮状の折、やむなしといった消極的賛成に終始していたのも特徴的なものでした。こういった市民の声に真面目に耳を傾けようとするならば、不要不急の事業見直し、無駄な税金の使い方を改め、市民生活にかかわる事業の廃止や見直し、削減はやめて、現行制度、助成事業を継続させながら、市民の暮らしを守っていく予算の組立てこそが市長、議会に求められるものであったはずです。ふれあいパスが一部有料化され、3割を超える高齢者が外出を控えざるを得なくなりました。高齢者の生きがい対策事業の大きな後退です。

この小樽市の自然が好きだから、伸び伸びと子育てをしようと家を構えたという若いお母さんは、「小樽市の財政が厳しいことは広報で知らされているけれども、真面目に働いて、真面目に税金を払っている自分たちが、とんでもなく税金の無駄遣いをした覚えもなく、公債費の大きな原因となった築港再開発には、あまり縁のない生活をしている自分たちが、財政の穴埋めをすることに納得いかない。小樽市の恵まれた自然の中で子育てをしている経験を周りに広めたいが、『自然はいいけれども、行政がね』と言われてしまうのはもったいない」と言い、子育て支援の充実を求めました。

我が党は石狩湾新港管理組合負担金を削減し、土地開発公社所有の土地処分などで財源を確保し、ふれあいパス事業のこれまでどおりの継続、高校生の臨時雇用による若い人たちの就職支援、保育料の値上げ、放課後児童クラブの有料化はせずに、子育て世代への支援を中心とする予算修正案を提案しました。空財源は12億5,900万円に圧縮し、小泉内閣の三位一体改革を改めさせ、地方団体の財源保障と財政調整機能の拡充を一丸となって要求するよう提案しました。この修正案は否決され、市長提案の予算案で執行されてきましたが、小樽市の財政に打撃を与えた原因を徹底究明せず、市民と職員に犠牲を押しつける内容の決算に同意することはできません。

以上、討論とします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成17年第3回定例会議案第9号ないし第13号、第15号ないし第20号及び第23号ないし第26号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

23番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

財政再建プランでは、平成21年度末までに190名程度の職員を削減し、人件費抑制を図ろうとしている。市は各種業務のあり方を見直し、指定管理者制度の導入を種々検討していくと言うが、今後大きく削減が考えられる業務や職種は何か。

また、地方の財源を賄う役割を十分に果たしていくため、地方交付税を確保していくことは必ずと考える。市は配分を期待するだけでなく、国に対して強く要望していくべきと思うがどうか。

地方分権の流れの中で、自治体の負う責任が極めて大きくなっている今、国において副市長やシティーマネジャー制度の導入を検討しているやに聞く。市は今後、政策立案と政策の執行を分け、その権限や所管事務について考えていくとのことであり、副市長制度は、市長に集中する権限が委譲できるため、ますます重要性を増していくと思われるが、本制度を導入する場合、本市が早急に対処すべき課題は何か。

また、大きく変動する社会情勢において、行政は敏速に短期間で物事を判断する必要があると考える。シティーマネジャー制度の導入により、改善が図られると思うがどうか。

潮見台中学校の水道水に赤水が混入していることが判明したが、市教委は5年前から承知していたとのことである。学校保健法に基づく検査では水質基準に適合しており、安全面の問題はないと言うが、自宅から飲料水を入れた水筒を持参する生徒もあり、精神的な負担を与えていると思われるがどうか。

市が財政難を理由に水道管を取りかえないとの新聞報道がなされてはいるが、今後の見通しをどう考えているのか。

このたび、新博物館基本計画(案)が示されたが、21世紀プランとのかかわりはどうなっているのか。

また、青少年科学技術館については、博物館に相当する施設とは理解できず、統合には無理があると思うがどうか。

この計画(案)が市の政策変更であるとするならば、十分な検討と事前評価が不可欠と考える。入館者増を図るためには、3施設それぞれの機能を充実する計画としなければならず、そのためにも、十分な意見交換をする場面が必要と思うがどうか。

北手宮小学校では、児童が非常に少ない学級規模で6年間を過ごすことにより、児童も保護者も濃密な人間関係に疲れてしまうという声が聞かれる。また、堺小学校においても、児童が少ないために小学校1年生で既に学級内での力関係がはっきりしていると聞く。仮に、児童数の多い小学校への転校の希

望があれば、市教委は対応できるのかどうか。

市教委は新年度、審議会を立ち上げ、適正配置等を検討していく構えであるが、他市においては、この審議に最低4年間を費やしている実態もあり、速やかに着手するよう要望するがどうか。

市教委は、審議会のあり方について、他市を参考にするとするが、地域住民からの理解や合意を得られずに、適正配置に至らなかったという本市の事象こそを教訓とすべきと思うがどうか。

今後、出生数が激減していく中、審議会での検討に四、五年を要するのであれば、今後さまざまな部分で支障が起きることが予想される。市教委は小学校の適正配置について、早急に精査し検討していくべきと考えるがどうか。

学校敷地内における教職員の駐車の有料化について、市教委は昨年度から教職員組合との協議を重ねていると言うが、双方の折り合いがつかない部分はどこなのか。

平成16年度の市の調査においては、教職員による小中学校の敷地内への乗り入れは1日に680台とのことであるが、試算すると決して微々たる金額とは思えないがどうか。

現状では、近場に駐車場を借りている市職員との整合性もとられず、不公平感がぬぐえないとの感もあり、財政再建の立場からも、料金の徴収について前向きに検討すべきと考えるがどうか。

昨年8月、「ことばの教室親の会」の会計における不正な支出について新聞報道がなされたが、会内部では不正に絡み、会員が除名される等、いまだに問題が決着されていないと聞く。親の会は任意団体ではあるが、市教委は補助金を支出した立場であることから、会から事情を聞くなど調査し、詳細の把握に努め、今後、指導していくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第26号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第13号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号、第79号につきましては、採決の結果、賛成多数により議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査といずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第13号は否決、議案第26号は可決、新たに付託された陳情第77号、第79号及び継続審査中の請願はいずれも採択を主張して討論をします。

議案第13号は、総合体育館の指定管理者を株式会社アンビックスに指定するものです。先ほど予算特別委員会の反対討論で理由については詳しく述べたとおりです。

議案第26号は我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。このたびの提案で21回目となります。

今、日本各地で米軍基地強化、日米軍事同盟の侵略的強化を許さない運動が始まっています。世界の各地では、国連憲章の平和原則を掲げた自主的な地域の平和共同体づくりの動きも発展しています。アメリカを中心とした軍事同盟体制はその多くが解体、機能不全、弱体化しているにもかかわらず、日本とアメリカとの軍事同盟が強化されようとしていることは、日本の平和、世界の平和にとっても重大な問題です。米軍基地、軍事同盟もなく、憲法9条の輝く非核平和の日本を目指す方向こそが、世界の流

れに呼応するという立場です。

小樽市においては、核兵器搭載可能な艦船の入港を許さない、こういう態度が世界平和に直結する運動であることを訴えます。

陳情第77号、第79号は、市営プールの存続方についてのものです。

小樽市では、高齢化が進み、4人に1人が65歳以上になっている中で、市民が元気な暮らしを維持していくために、行政や地域の応援は欠かせないとし、年間5万人もの市民が利用している市営プールの存続を求めるものです。障害者の機能訓練、青少年の健全育成にも大きく寄与している市民の貴重な財産。一度なくしてしまうと、もう一度建設をすることは困難であり、何としても現プールの存続を求める声は日々大きくなっています。陳情者の願意は妥当、採択を求めるものです。

継続審査中の請願は、いずれも願意妥当、採択を主張して、討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

16番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の賛成の立場で討論を行います。

10月に小樽市で、沖縄県宜野湾市長伊波洋一氏を呼んで、「地域から平和を考える集会」が持たれました。伊波宜野湾市長は、戦争を想定した我が国の国づくりに強い危機感を示しつつ、沖縄県の現状をお話いただきました。宜野湾市は、その市の面積の4分の1が普天間飛行場によって占められています。沖縄県の中では、最高で嘉手納町がその面積の83パーセント、また四つの市町村では、その市町村の面積の50パーセントを米軍が占める。さらには、自治体の面積の30パーセントを占める自治体の数は、10に上るといふ報告がされました。

伊波氏がアメリカに嘉手納町、そして普天間町の現状を訴えたときに、大変話がかみ合わなかったという報告をしました。アメリカ国内では、米軍の自主規制ルールがあって、沖縄県で行われているような、民間のまちの上空を飛行機が飛ぶとか、隣接した基地が存在すること自体が理解してもらえず、沖縄県の現状自体を理解してもらえなかったという報告がありました。

米国では、米国民を守るために行っている自主規制ルールが、なぜ日本では守られないのか。この主張を繰り返してきたというふうには報告しています。自治体においては、住民の財産、生命を守ることが一番大事な役割であるから、これからもアメリカを含め、多くの国々に沖縄の現状を訴えていきたいという話をしました。

また、10月には、全国から各地で平和活動を進めている市会議員が党派や思想、信条を超えて、小樽市に集まりました。この中で、全国の反戦・平和・基地撤去の闘いは、米軍や日本政府の動きから見れば、文字どおり、象とアリの争いにすぎないけれども、全国でこうした闘いが続いていることが、相手方の好き勝手を抑止しているのだという話をしてもらいました。

また、民間港でありながら、アメリカ空母が2回入港した小樽市で、平和や護憲の闘いが続けられていることに大変勇気づけられた、そういった礼状もいただきました。

議案第26号は、今回で21回目の提案となります。小樽市の平和を守り、小樽港の平和的な発展を目指すために、この小樽市非核港湾条例の役割は大切です。

改めて、議員各位の賛成を訴えて、討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

(1番 上野正之議員登壇)(拍手)

1番(上野正之議員) 議案第26号小樽市非核港湾条例案につきまして討論いたします。

小樽市は、昭和57年6月28日に、核兵器廃絶平和都市宣言をしました。宣言文の終わりに、「日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」と記されております。宣言をしてから23年を経過した現在、世界中は核兵器廃絶や軍縮はやむことなく、ますます増え続けている現状です。

我が平成会といたしましても、この現状を踏まえ、市民ともどもと勉強、研究し、将来的に我々の考えをお示ししたいと思います。よって、検討の結果、議案第26号小樽市非核港湾条例案に対し、再度棄権させていただきます。

なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第13号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号及び第79号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

11番(大畠 護議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

このたび、本市「観光基本計画」の素案が策定され、今後これに基づき「観光都市宣言」を行うなどさまざまな方向に展開していくものと思うが、宿泊率の向上が重要課題とのことである。経済波及効果から見て「観光」は本市の基幹産業と言っても過言ではなく、財政が厳しい折ではあるが、宿泊客増に結びつく施設の整備について、検討してはどうか。

また、おたる水族館は昭和33年のオープン以来、入館者が2,000万人に達したとのことであるが、施設

の老朽化が懸案となっており、現在地がよいのかどうかも含め、リニューアルに向けた検討を進めているのか。

「観光基本計画」は本市観光の10年先を目指すものというが、全く素案の域を越えないものとの感が否めず、新たな発想や施策が盛り込まれているといえるのか。もはや小樽観光は曲がり角に来ているとの声を聞くが、市はどのようにとらえているのか。

また、四季を織りなす後志観光と連携を図ることが極めて重要と思うが、計画ではわずかししか触れられていない。広域観光については、議論ばかりの印象があり、実際にどう進めるかが課題ではないのか。本市が後志広域観光の拠点になれるかが重要なかぎであり、その視点で取り組まなければ、10年先の小樽観光はあり得ないと思うがどうか。

小樽観光は、いまだ運河・堺町通の点の観光から脱却できず、観光客に飽きられ始めており、このままでは坂道を転がるように衰退してしまうと危くするがどうか。

「観光基本計画」は、策定に2年以上を費やしたというが、内容があまりに時期遅れである。観光誘致促進協議会では10年も前に議論をまとめ、熱意ある市民がイベントや誘致宣伝などソフト面でさまざまな取組を進めてきた。一方、市において、今後はハード部門との連携が必要であることから、観光部局と企画やまちづくり部局で庁内プロジェクトチームをつくり、都市戦略上、最も重要な北運河周辺地区の交通記念館、旧手宮線、北運河などを一体的に再生する構想策定の議論を、市民も交えて始めるよう訴え続けてきたにもかかわらず、いまだ着手されないのはなぜか。

行政が道筋を示さなければ、市民の熱意は冷めてしまうと思うがどうか。

改正ソーラス条約によるテロ対策のため、小樽港各ふ頭にはフェンスが設置され、通年で立入りを規制しているが、道内重要港湾12か所中5か所では、制限対象となる500トン以上の外航船舶が停泊していないときは、市民に開放していると聞く。本港の利用状況からすれば、年間の約半分は開放が可能ではないのか。

市は、対象以下でも外航船舶が多数利用しているため、開放は難しいというが、税関のチェック機能の活用を模索することや、開放している港湾の手法を研究し、一般市民に対し可能な限り港を開放してもらいたいがどうか。

地球温暖化の影響により、我が国の農業形態は変化し、気温上昇によって、将来は北海道が国内農業の最適地になるとの研究がある。これは北海道がブランド米生産地になるなど、農業の好機と思われるが、現状本市を含む道内農業は、後継者不足、遊休農地の増加など、先細りの感が否めないのではないのか。

農業委員会のあり方を問う議論が聞かれるが、本市農業委員会が担う大切な役割を十分果たし、未利用地対策や後継者育成に努めてもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第14号ないし第17号並びに所管事項の調査につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

指定管理者制度における施設の維持・管理補修等の負担割合については、大規模なものは市が、小規模なものは指定管理者が負担するとのことだが、その基準について具体的には決まっていないとのことである。通常、国等が基準を示す場合は、金額で明示していることからすれば、市もある程度の押さえはしておくべきではないか。

現在、中央保育所は施設等も含め完全民営化になったが、市は福寿荘についても、今後、福祉法人に委託し運営してもらおうという考えはないのか。

本年より、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が施行され、政府は拡大生産者責任が具体化されたとの見解を示しているが、実際、理事者は各法令に照らし合わせ、具体化されたと考えているのか。自動車の解体費用は本来、自動車メーカーが負担するべきであり、利用者が回収費用の一切を負担するのは本末転倒であると思うが、市の認識はどうか。

平成12年に成立した「循環型社会形成推進基本法」では、焼却は廃棄物処理の最後の段階で行うとしており、解体した自動車のシュレッダーダストをすぐに焼却するのは、法の趣旨に反しないのか。

市内での廃車は年間何台排出され、どのように処理されているかを押さえることは、重要なことであるので、市は関係機関等とも協議し、全ぼうがわかるようにしてほしいがどうか。

本市が行う各種無料相談事業のうち、市民の一部には、法律相談の枠を広げてほしいとの声もあると聞くが、市に要望はないのか。

相談時に内容をまとめた資料などを持ち合わせず、満足いく相談を受けられない市民もいるとのことであり、窓口での受付時には具体的なアドバイスをしてもらいたいがどうか。

また、担当する弁護士により対応に温度差があると聞くので、市はそのようなことがないように、弁護士とぜひ打合せをしてほしいがどうか。

市民部所管の身の上相談と福祉部所管の高齢者相談センターへの相談については、高齢者の部分で関連する部分があると思うが、横の連携はとれているのか。

最近、市民間でのトラブルも増えてきており、相談先のわからない市民も多いため、市は一義的な相談窓口が総合サービスセンターであるとするなど、だれにでもわかるような表示方法をホームページ上で検討してほしいがどうか。

本市は子育て支援の一環として、今年の8月と9月に、「『げんき』がまちにやってくる」という事業を市内2か所の町内会館を使用し試行的に行ったと聞く。奥沢保育所に併設されている子育て支援センター「げんき」まで行くことが距離的に困難な親にとっては、非常に有意義な事業であり、市にはぜひ冬場にも試行を実施してほしいがどうか。

冬場は子供の遊び場が非常に少なくなるなど、環境面でも変わってくるため、参加数のみを判断材料とするのではなく、どのような実施方法が好ましいのかを検証するためにも、試行を繰り返し行う必要があると思うがどうか。

食品の安全を守る業界の自主的機関として食品衛生協会があり、本市では保健所の中に事務局が置かれているが、どのような業務を行っているのか。

また、保健所の業務と重なる部分もあり、相互の関連が深いように思うが、市の認識はどうか。

ここ数年、食品衛生協会への市からの補助金減額や協会自体の加入者数の減少もあり、協会の維持が困難になってきていると聞く。市の協会への対応が冷たいとの声を耳にするが、市は協会と連絡を密にし、PR活動をするなど協力関係を維持してほしいと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第6号並びに陳情第33号、第48号及び第71号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第7号は否決、新たに付託された陳情第72号、第76号、第78号はいずれも願意妥当で採択、継続中の案件についてもすべて採択を求める討論を行います。

議案第7号は、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案です。全部改正の中の使用済み自動車の再資源化等に関する法律に関連して、政府は拡大生産者責任を具体化したと説明しています。しかし、廃車の場合の回収費用をすべてユーザーの負担としており、メーカーの責任での回収という本来の拡大生産者責任とは全く逆で、自動車を使用する人のみに負担をかぶせていることには賛成できません。

環境保護のため、フロン、エアバッグ、シュレッダーダストの3品目の引取りをメーカーに義務づけましたが、その回収費用はすべてユーザーの負担です。自動車を利用している市民は、一体幾らのリサイクル料の負担となるのか、その費用はメーカー、車種、発売時期によって異なります。例えば、2000年発売のトヨタカローラは3品目の引取り合計で1万9,680円から2万580円、ホンダシビックは昨年12月まで発売されたものは1万2,550円から1万3,040円、日産サニーは本年1月以降発売されたものは9,930円から1万1,550円の新たな負担となります。この負担は新車購入時と、既に購入して使用している車は車検のときに支払うことになりました。トヨタは2年連続純利益1兆円を超えているのですから、リサイクル料はメーカーに負担させるべきで、これが世界の流れでもあります。

次に、今回、新たに付託された陳情第72号は、小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方についてです。

リフトカーや障害者タクシー利用券、海浜休憩所利用助成など市単独の福祉サービスにより、重度障害者の方も外出の機会が増えたということです。障害者自立支援法の成立で、障害者の自立阻害になるような金銭的負担が覆いかぶさる中、市独自の福祉施策の継続と自立促進施策の拡充はますます必要になると考えます。陳情者の願意を酌み、ぜひ賛同をお願いします。

陳情第76号、第78号はふれあいパスに関するもので、どちらもふれあいパス利用時に100円玉の使用を認めてほしいというものです。ふれあいパスはそもそも生きがい対策事業として始められ、高齢者の社会参加を促進していく上で、大きな役割を發揮してきました。有料化になり、ふれあいパス利用状況は、中央バスの調査ですが、6月時の調査ですが、平成16年度は15年度比、平日で36パーセント、土日で32パーセントも大きく落ち込み、さらに17年度からは回数券方式に変更されて、利用回数は16年度より平

日で23パーセント、土日で37パーセントも落ち込んでいます。利用減の理由の一つに、利用しづらい回数券方式があります。回数券は利用回数を把握する目的とされていますが、年度末に購入し、回数券が残った場合、利用回数は不正確であるし、回数把握であれば、ほかの方法も考えられます。少ない年金収入で暮らしている高齢者には、年金支給日前など1,000円の回数券を購入することができず、外出を控えるという事態まで起きております。高齢者の生きがい対策として始めた制度を、どの人もひとしく利用できるよう、100円玉で乗車できるように改善すべきです。

そのほか継続中の案件については、これまで述べてきたように、願意妥当、採択を求めます。

皆さんの賛同をぜひお願いいたします。

なお、今回、討論は私一人です。ほかの会派の皆さんも市民の皆さんに説明責任を果たすべく、ぜひ討論に参加していただきたいことをお願いして、終わりたいと思います。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号、第48号及び第71号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第7号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号、第68号、第72号、第76号及び第78号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

32番（佐藤利幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

特別景観形成地区の見直しで、これまでの8地区79.3ヘクタールから11地区131.6ヘクタールに指定範囲を拡大することが確定したが、今後、地区内に新築される建築物が従来よりも増加することが想定される。

建築物の高さについては、数値で明確に規制できるが、デザインや色彩などの外観については、規制に際して主観が入るため、例えば色彩についての景観形成基準を数値化するなど、だれが見てもわかりやすい基準を取り入れることを検討してはどうか。

また、景観法における景観行政団体になれば、さらに強い規制をすることが可能になると思われるため、特別景観形成地区拡大後の次のステップとして検討してはどうか。

来年度に指定管理者制度が導入される稲穂・駅前・駅横の3市営駐車場は、平成16年度決算で駅横駐車場の土地取得費等の償還金を含んだ赤字額が合計約4,313万円となっている。指定管理者は、24時間営業や利用料金の減額による利用台数の増加、駅前広場駐車場への料金自動システム導入による人件費の抑制等の経営努力により、利益を生み出す見込みと聞く。民間委託していたこれまでも、このような収支改善策を実施していれば、黒字化も可能であったと思われ、運営努力が足りなかったのではないかと。

また、来年度以降は、利益の35パーセントが市へ納入される契約になる予定で、償還金は市が引き続き返済していくとのことであり、収支状況の把握を行いながら、経営効率化について指導していくべきと思うがどうか。

「小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針」において、指定管理者の指定期間は、原則3年とされているが、各市営住宅の集会所10か所については、平成18年4月からの5年間としている。従来は、市長が施設の使用許可をしていたが、指定管理者制度導入後は、指定管理者が許可できることになるので、住民サービスの向上につながると思うが、今までも施設を使用する住民同士や利用者と管理委員会との間でさまざまなトラブルが生じている実態があり、管理者の負担が大きくなるなどの問題が多いため、指定管理者制度を導入すべきではないと思うがどうか。

国道や道道が整備された場合には、案内標識が設置されているが、市道の新設や臨時市道整備事業等の街路事業においては、あまり見受けられない。例えば、銭函1丁目の道立小児総合保健センター上を通る市道軍用線は、札幌方面から来ると街路事業が完成した市道礼文塚通線に突き当たるが、この箇所案内標識がないという現状である。安全性や道路利用者の利便性向上のために、市道においてもこれから案内標識の整備が必要と考えるが、今後、現地を把握し、周辺の道路状況等に応じた設置を進めるべきと思うがどうか。

マンション等の耐震強度偽装問題について、平成10年の建築基準法改正により、民間検査機関が確認検査業務を行うことができるようになったが、建築基準法に適合しているかどうかを確認検査する効力については、それまで行政が行っていたものと同等とのことである。耐震性に疑惑がある建築物が建築されることは問題であり、市として、建築基準法に適合しているか、耐震基準を満たしているかどうかをしっかりと確認する責務があると思われる。国土交通大臣等が指定した確認検査機関への内部調査を国が年内に行うことになっているとのことであり、これら今後の動向を見据えた上で、国や北海道との連携を密にして、違反建築物が建築されることがないように取り組むべきではないか。

市内バス路線については、除排雪基準の第1種路線に位置づけられているが、沿線住民が道路や路肩に雪出しをするため、雪山が高くなるほか、道路幅も狭くなり路面が荒れる原因にもなっている。円滑な除排雪作業に協力してもらうため、これまでも市民に対しては広報おたるなどを通じて、道路への雪出し禁止や路上駐車禁止といった啓発を行ってきたとは思いますが、それだけでは限界があるため、従来にも増して、冬期間の道路パトロールを強化し、交差点等の雪山などの点検を徹底し、危険箇所の解消に努めるべきではないか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第23号、並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21

号、第52号、第64号、第75号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第12号、第27号、陳情第61号につきましては、全会一致により、議案はいずれも可決と、陳情は、継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第23号は否決、陳情第75号は採択、継続中の案件については、陳情第61号を除きすべて採択を主張します。

議案第23号は、指定管理者制度により、市営住宅集会所10か所の管理を各住宅集会所など管理委員会に任意で指定するものです。

指定管理者にすることにより、集会所利用の利便性が高まると言いますが、そのことにより、管理委員会の負担が増えること、住民同士のトラブルなどが起きた場合の責任の所在などによる管理者の精神的負担など心配される点が多々あり、同じ団地に住む住民同士に指定管理者制度を適用することは適切ではないと考えます。

議案第12号は、稲穂・駅前・駅横の3駐車場の管理を小樽駅前ビルに指定するものです。

今回、議案には賛成いたしますが、利益を上げようとするあまり、長時間労働や賃金低下など、働く人たちの労働条件悪化にならないよう、管理者が責任を持つことを要望します。

陳情第75号は、朝里川温泉1丁目306番地市道文治沢線坂道へのロードヒーティング敷設についてです。

坂道はこう配16パーセント、スリップによる接触事故や歩道に乗り上げる車などで危険です。近くの身体障害者療護施設あさりファミリアの皆さんも、「滑って危ない。何とかしてほしい」と訴えています。豊倉小学校への通学路でもあり、子供たちや障害のある方々の安全を図らなければなりません。財源は、ロードヒーティング片側のみで作動で電気代を浮かせた分や、各部における調査設計委託の外注見直しなど、予算執行の見直し、石狩湾新港管理組合負担金などの見直しなどで出てきます。陳情は朝里川温泉町会、朝里が丘町内会、身体障害者療護施設、豊倉小学校、同小PTAと地域を挙げてのものになっていることを考慮していただき、全会派の皆さんの賛同をお願いします。

そのほか継続中の案件については、願意妥当です。

21世紀プランでは、除排雪における主要施策として、雪に強い道路の整備やロードヒーティングについては、今後、既設施設の点検や更新に重点を置き、整備を進めることを挙げています。小樽市が21世紀プランを掲げるからには、安心して暮らしたいという市民の願いにこたえるよう、順次整備していくべきと考えます。議会としても、税金の使い方を改めさせ、市民の負託にこたえられるよう、力を尽くすべきと考えます。皆さんの賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第23号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第52号、第64号及び第75号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時30分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議員定数に関する特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 24番、松本光世議員。

（24番 松本光世議員登壇）（拍手）

24番（松本光世議員） 議員定数に関する特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、次のとおりであります。

議員定数については、市民を含め、さまざまな意見があると承知するし、全国的にも多くの議論がなされている。しかしながら、地方自治法第91条第2項に依拠すべきであり、法の趣旨からして31人から34人の範囲で定めるのが妥当と考えるがどうか。

1943年、市長の権限を強化し、戦争遂行をスムーズにするために議員定数が大幅に削減されたが、そのような状況下でさえ、本市の議員数は40人であった。現在、さらに削減を行って、どうして市民の意見が反映されると言えるのか。

議員定数の根本的な考え方は戦前の反省から、憲法に盛り込まれたものであり、歴史的な教訓でもあることから、一定数を保証し、可能な限り市民の多様な考えを反映させなければならないと思うがどうか。

議員定数を減らしてほしいという市民の声や減らしたいと願う気持ちがどこにあるのかといった本質的な議論を避けて、減らす方がいいという理論だけでこの問題を進めていくことは、議会としての自殺行為になるのではないか。

議会はこれまで市の財政再建に協力するため、議会費削減を目指し、検討会議で議論を重ねてきた。その中では議員報酬などを削減し、およそ3,800万円の数字を生み出し、定数についても削減の方向性を確認しており、ゼロでいいという話ではなかったと考える。過去に協議された議会活性化の根幹となるテーマは、開かれた議会、充実した審議、議員の資質ということであったが、その結果が市民にはどう映っていたのか。

市民の期待はわかりやすい議会議論ではないのか。

また、議員定数を論じるとき、財政規模の身の丈に合う根拠が求められると思うがどうか。

市議会の経費には、国や道の補助はなく、すべて市の持ち出しとの報道があるが、平成17年度の場合、議会費の年間予算額である約3億9,000万円に対し、交付税として約3億6,000万円が入る計算になっている。よって、こうした指摘は当たらないのではないか。

過日、政府は来年度の地方税対策を示し、地方税が増額となる分、地方交付税を減額し、その総額は

1兆4,000億円にも上るとの報道がなされた。このことは、市税の増収が見込める都市への影響は軽微だとしても、本市のように毎年億単位で税収が落ち込む都市にとっては大変な痛手となる。実際、これまで展開された地方交付税削減と、市税収入の落ち込みが合わさったことが、現在の財政危機の要因の一つであり、地方六団体としても一致して一方的な削減に反対してきたはずである。

また、提出者が推進したマイカルについては、開業からわずか2年半で破たんし、施設を運営するOBCも事実上倒産、再建中となっているが、市のマイカルのための借金返済はこれからも続き、市長は見込んでいた固定資産税などの市税収入の滞納を否定しない。こうしたことも市財政を圧迫していると思うがどうか。

石狩湾新港への負担金については、毎年4億5,000万円程度で推移しているが、市の財政を含む市政全般に対するマイナス要素となっている。提出者側はその支出に当たって、常に賛成し続けているが、議員は市長が判断したことだとし、市長は議会が決定したことだということからすれば、一体だれが責任を持つのか判然とせず、結果的に巨大な釣堀になり果てていると言わざるを得ない。

また、特定企業に便宜を図り、多額の経費をかけ、設置したベルトコンベヤーやガントリークレーンの整備などは、投資に見合う使用料収入を到底見込めないと思われ、赤字分は将来の負担金にかぶせられることが危くされる。そもそも一般貨物の推移に照らして、小樽港1港で間に合うことから、無駄な事業であることは明白であり、新港のあり方が本市のためになるのか、真剣に考えるべきである。これらは、議員定数を削減する以前に本市が解決すべき課題であると思うがどうか。

また、議案第24号に対する質疑といたしまして、議案第24号の提出者は、提案理由の中で一般会計に占める議会費の割合について、本市の数値0.58は道内の人口類似市である苫小牧、帯広、釧路の3市と比較して高いと説明しているが、類似市というのであれば、人口12万人台である江別の0.76や11万人台である北見の0.72という数値も加えて比較検討されるべきではないか。

これら5市で比較すると、小樽市の割合が高いとは言えず、提案理由で示された基準には根拠がないのではないかと。

一方、議員1人当たりの市民の数について、人口類似市との比較では、苫小牧、帯広、釧路、北見、江別の5市の平均である4,880人を基準に用いることで、定数28人という数字を導き出しているが、北見、江別を除く3市で比較すると、26人という数字を出さなければならなくなる。6人も減らしたくないということから、あえて28人という数字をつくるために都合のよい基準を導き出したのではないかと。

議員定数を何人とするかは明確な基準がなく、市民の間でも意見が分かれている。地方自治法第91条第2項では、議員定数の上限のみを定め、自治体が法の定める範囲内でそれぞれ条例で定数を定めることとしており、上限定数は人口10万人以上20万人未満は34人、5万から10万人未満は30人などと定められており、現在、小樽市も法定上限数より2人減の32人としている。議員定数の基準を議論するのであれば、あくまで同法の規定を基礎に考えるべきであり、現行定数から2人減の30人が最も妥当な議員数だと思うがどうか。

次に、議案第25号に対する質疑といたしましては、議案第25号について、提案理由では選挙をまだ1回しかくぐっておらず、急激な変化を避けるために、2人削減し、30人にしたと言うが、将来的に選挙の回数を重ねるごとに議員定数を減少させていくという考えなのか。

1度の選挙しかくぐっていないことを理由に2名減でよいとする考えは、市民の思いからは遠く、説得力に欠けるのではないかと。

市のホームページに、市民から「空虚な議論をしている議員は養えない」などの厳しい意見が寄せられている中、市民と行政のパイプ役として議員定数30人が適切であると思うのか。

共産党が委員会で配布した文書には、マイカル関連の記載があり、さらに地方自治法が引用され、議員定数は条例で定めると明記されているにもかかわらず、34人が一番よいかのような提起がなされていると思われる。現在、使用料・手数料の値上げや職員給与のカットなど、さまざまな痛みがある。議会も痛みを分かち合うべきとの市民の声は当然であり、議会として答えていくべきではないのか。などです。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第24号、第25号及び陳情第74号につきましては、議案は継続審査と可決と否決に、陳情は継続審査と採択と不採択とに意見が分かれ、採決の結果、賛成少数により、議案はいずれも否決と、陳情は不採択と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 15番、佐々木茂議員。

（15番 佐々木 茂議員登壇）（拍手）

15番（佐々木 茂議員） 自由民主党を代表して、議案第24号は否決、議案第25号は可決、陳情第74号は不採択の立場で、ただいまの委員長報告に反対の討論を行います。

議員定数に関する特別委員会も2日間にわたり、慎重審議を重ね、質疑が出尽くした過程でも明らかになりましたように、意見の一致を見ることはできませんでした。

以下、理由を述べさせていただきます。

平成15年施行されました統一地方選挙では、地方分権一括法による地方自治法の改正により、議員数の上限が法定数により、34人と定められました。しかし、我が党を含めた議員提案による条例改正が行われ、32人の小樽市議会議員が誕生し、負託にこたえるべく現在奮闘中であり、市民を含め各議員御承知のとおりであります。

しかし、全国の地方自治体も同様であるとおり、本市の財政状況はひっ迫しており、議会として何らかの施策をみずから講ずべきとの考えから設置されたのが、財政再建に関する小樽市議会検討会議であります。この検討会議で、8項目の検討がなされ、7項目にわたり全会派一致で意見がまとまり、議員歳費の削減を含めて年間約2,000万円の議会費削減が図られたところであります。

しかし、本市はこれまでに赤字予算を計上していることから、緊迫した財政状況を思考したとき、さらなる手だてが必要と考え、議案第25号を我が党から議員提案させていただいた次第でございます。

なお、議員提案の提出を受けて設けられた特別委員会での意見一致を見ることができず、今事態を招いていることは残念でなりません。

以上の理由から、委員長報告に反対するものであり、再度各会派の皆さんへ議案第25号への賛成をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、議案第24号、第25号、陳情第74号は継続審査を主張する討論を行います。

なぜ我が党が継続審査を主張するかといいますと、御承知のように、議会の中に検討会議が立ち上げられて8回にわたって協議が行われ、また市民の皆さん方からもたくさんの意見がそれぞれの会派に寄

せられているわけです。加えて、今回の第4回定例会に二つの議員定数に関する議案が提案されました。

全会一致で決まった確認事項によれば、特別委員会というのは、閉会中継続して審議するということになっているわけですから、この定例会のわずか2日間の会議で決着をつけるというのは、これは徹底した審議に反すると言わなければならないし、各党の合意にも反するからです。こういう立場で、議案第24号並びに議案第25号について、日本共産党は徹底して審議をする。これにかかわる陳情についても同じであります。そういう立場から、議案第24号についても、提案説明をつぶさに検討させていただきました。

まず、指摘しなければならないのは、提案説明の中にある根拠が、共産党の質疑によって成り立たなくなっていることが明らかになったことです。

第1は、小樽市の議会費の一般会計に占める割合が類似都市より高く、市民負担が決して軽いものではないことを理由にしている問題です。小樽市の議会費の一般会計に占める割合が、苫小牧市、帯広市、釧路市より高く、一般会計の規模も今後少なくなると考えるので、この割合はさらに高くなり、市民負担はさらに大きくなると言いたいようです。一般会計を引き合いに出していますが、議会審議の対象は、一般会計にとどまらず全会計にわたっていることは、皆さん御承知のとおりであります。まして、各自自治体の特徴、個性というのは、一般会計だけではわかりません。全会計で比較しなければ、議会費の比率も客観的かつ公平に判断できないことは自明の理です。

提出者が根拠にした一般会計の中における議会費の比率は、苫小牧市、帯広市、釧路市との比較で小樽市が高いというものでした。その根拠とした出典は、北海道市議会議長会議会運営関係資料です。これに誤りのあることが、日本共産党の調査で明らかとなりました。資料が誤っていたことは、提出者の責任ではありませんが、我が党が指摘した全会計で比較すると、議会費の占める割合は釧路市に次いで下から2番目です。提案説明では、小樽市よりやや人口の多い都市だけを対象にしていますが、公平を期すのであれば、小樽市よりやや人口が少ない江別市や北見市などの都市も加えて、比較検討するのが客観的であり、公平です。こうして小樽市と人口規模が似ている6市の全会計で比較すると、議会費の占めるそれぞれの割合は、北見市0.41パーセント、江別市0.35パーセント、帯広市0.33パーセント、苫小牧市0.28パーセント、小樽市0.26パーセント、釧路市0.22パーセントで、6市の平均は0.32パーセントで、下から2番目、提案者の言う「小樽市の議会費が高い」という根拠は成り立ちません。

第2ですが、人口類似都市との比較で、議員1人当たりの人口を理由に挙げている問題についてです。提案者は釧路市、苫小牧市、帯広市を例に挙げ、議員1人当たりの人口が5,300人から5,400人程度で、小樽市の4,496人を大きく上回っているとして、あたかも小樽市の議員数が人口に比べ多いから減らすべきとの根拠にしています。ところが、この根拠で計算しますと、小樽市の人口に占める議員数は26人になるわけです。小樽市より人口の多い類似都市の割合でいきますと、こうなります。ですから、これでは自分たちのこれまで28人と主張してきたことと違うことになるわけで、28人を最も正しいと正当化しなければならない。

そこで、小樽市より今度は人口の少ない江別市や北見市を加え、その平均が4,880人、北海道10万都市の議員1人当たりの人口の基準だと理由づけ、これで割り返せば、小樽市の議員数は28人が正当なのだと結論を導き出しているわけです。28人を正当化するために、小樽市より人口の多い都市を例に引いて、小樽市の議員数は人口のわりに多いのだと宣伝します。しかし、この割合でいったら、これら若干小樽市より人口の多い都市は、法定数を超えてしまうのです。そのことについては全然触れていないわけです。

その一方で、28人を正当化するために、今度は人口の少ない江別市、北見市を加えて計算する。28人

を根拠づけさえすれば、その基準はあっちに行ったりこっちに行ったり、皆さんの納得を得られるようなものではないわけです。

このように、一般会計に占める議会費の割合が、小樽市が高いと主張するときは人口の多い釧路市、苫小牧市、帯広市だけを引き合いに出す。人口の割合で議員定数28人を正当化するときには、人口の少ない北見市、江別市を加えて計算する。全く自分たちの主張を正当化するために一貫した基準がない。自分たちに都合のいい政治的な基準をつくり出し、正当化しているだけだと言わざるを得ないわけです。

日本共産党は、議案第24号の提案者の主張する議員数は人口4,880人に1人が妥当なのか、提案理由に沿って検討したら、立場の違う議員にも、なるほどとうなずかせるものは見当たりませんでした。削減理由が根拠のあるものでない、理由そのものが成り立たないことが、我が党の質疑ではっきりしたのが審議の結論です。

以上、市民の議会費の負担、議員1人当たりの人口問題にかかわって、提案者の理由を見てまいりました。質疑の中で提案者は日本共産党にその根拠のなさを指摘されても、なおかつ自分たちの理由が根拠あるものだと繰り返しています。このように、議員定数をめぐってはさまざまな考えがあり、人口規模で考えてもさまざまな考えが出てくるわけです。これをどう整理し、議員定数を決めればよいのかが問われたのが、今回の特別委員会でした。

そこで、日本共産党は、我が党は国会で反対しましたが、提出者の所属する国会議員が多数で決めた地方自治法第91条第2項の「議員の定数は市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲以内で定める」としたことに準拠して決めるのが、最も合理的で常識的ではないかと主張しました。日本共産党は、法律で議員定数の上限を含む区分を決めたら、市町村など自治体が自主的に議員定数を決める根幹を破壊することになりますから、この法律には反対しました。議員定数を削減しようという方々は、定数の上限を問題にするときは法律に根拠を求める。下限となれば法律は関係ない。一貫性のなさです。法に従うというのであれば、下限についても、91条第2項の人口数を前提にした区分に従って決めるのが常識ある決め方ではないでしょうか。

次に、第25号にも触れ、財政問題と議員定数削減との関係について述べます。

小樽市の財政難が議員定数削減の最大の動機となっていることは、だれも否定できません。そこで、小樽市の財政困難の理由を各提案者にたどりました。

議案第24号の提出者は、提案説明に財政のことは触れていないから、質疑でない質問には答えられないとの理由で、財政問題の審議を事実上避けてしまいました。また、第25号の提出者は、いろいろ前置きはありましたが、要するにわかりませんとの答弁が圧倒的でした。こんなことで議員定数削減の最大の理由となっている財政問題が審議されないのでは、市民に対し納得を得られる説明はできません。

次に、議案第24号の提出者が肯定的に引用しているマスコミの記事に触れなければなりません。提案説明で「北海道新聞社ではこぞというときに報道部長のコメントが入る」として、同社の記事を紹介しています。私はそういう紹介の仕方がありますから、同報道部長名の今年12月1日付けの「みんな議会を見に行こう」の見出しの記事には何と書いてあるかを引用し、指摘いたしました。

この記事の中では、「国の三位一体改革がいや応なしに進んでいる。交付税を含む国からの支援は減少することがあっても増加することはない」と書いています。参考までに筆者は、「議会経費は国や道からの補助はなく、すべてが市の持ち出しだ」。これはさっき委員長報告でもありました。こう書いています。小樽市の議会費3億9,000万円のうち、交付税で基準財政需要額に見られて財源手当されている額は3億6,000万円であることを紹介しておきます。これら一連の記事は、国が地方財政を削減すること

は避けがたい、必ずそうなるのだとの印象を読者に与え、市民に与えていることは重大です。

日本共産党は、国の三位一体改革に名をかりた地方財政削減は、住民に負担と苦しみを押しつけるものであり、住民いじめそのものですから、認めることはできません。だからこそ、平成17年度予算編成に向けて、政府が前年度に続き3兆円規模の地方交付税等を削減しようとしたことに対し、地方六団体がこぞってこれに反対して立ち上がり、大きな運動となって、とうとう政府与党は17年度と18年度は地方が必要とする一般財源の総額は確保するとの合意をせざるを得なくなり、大幅削減を縮小せざるを得なくなりました。しかし、この政府と与党の合意も、19年度からはまた削減しますよということが言外に読み取れることは、地方自治体の関係者がその後一致して指摘し、心配しているところです。だからこそ、政府の地方財政削減を許さない戦いを強め、これ以上の削減を食い止めることが、市民を守るために重要な課題となっているわけです。

地方財政の削減によって、16年度、17年度で市民の皆さんにどんな負担がかぶせられたか、私は委員会の中でも何回も引用させていただきました。先ほど来、厚生常任委員会でも議論になったふれあいパスの問題がありますけれども、今まで無料であったものが有料にさせられたのです。16年度は中央バスの調査でも、約317万回ふれあいパスが利用されている。1回100円、当時はコインで入れたわけですから、3億1,700万円70歳以上のふれあいパス利用者は負担をするようになっている。今年4月からのごみの有料化、袋を買う値段だけで3億6,000万円という負担ではありませんか。

こういう市民に苦しみを与えることを、これから先もやるのかどうか、この根源を議会として大いに議論し、今、市民の中にある、私たちだって苦しみを味わっているのだから、議員の皆さんも考えていただけないだろうか、こういう純粋な気持ち、これを思うときに、なぜ市民の皆さんにこういう苦勞や苦しみを与えなければならなくなったのか、その最大の問題を市民の皆さん方の前で明らかにして議論する、これが議会として一番求められていることではないでしょうか。このことを中心に、特別委員会でも発言させていただいたわけです。

こういう市民の皆さんに、これから先また苦しみが与えられるかもしれない。こういうときに、政府が三位一体改革の地方財政削減、政府のやり方というのは、これは避けがたいのだと、宿命みたいなものなのだ、こういうふうに言うということは、これは一体どういうことになるか。市民に負担をかぶせることにならざるを得ないわけです。だから議会も議員定数を削減して身を削れという、こういうキャンペーンを張ることが主観的にはどうあろうと、客観的には小泉内閣の地方財政削減による住民いじめの立場に立つことにならざるを得ません。これから新たな負担を市民にかぶせるから、議員定数も削減するのは当然だとの言い分にならざるを得なくなるわけです。こういう言い分に我が党は同意できないのは当然です。

また、市民の目線とか、市民の声に耳を傾けることが大事と言いますが、国の地方財政削減、これは当然との立場から、市民の目線とは市民の目線に名をかりた小泉内閣の目線で、市民に苦難を押しつける立場にならざるを得なくなることを指摘しておきます。

なお、皆さんも9月議会が終わった直後に、北海道新聞の小樽版に議事を総論した記事が載りました。この記事の中で「市民の目線に立った質問はほとんどなかった」、こういう評価ですよ。少なくとも皆さん方だって、私は9月議会は予算特別委員長をやっていましたが、市民の立場からこうしたらどうか、ああしたらどうかということすべての会派が質問したはずですよ。我が党も灯油等の値上がりで、福祉灯油を実現したらどうかということを含めて、市民の皆さん方からの願いにこたえる質問をやりました。多くの皆さんもそういうことをやったと思うのです。これがどうして市民の目線に立った質問がほとんどなかったということになるのでしょうか。私は、結局これは市民の目線と言うけれども、小泉内閣の

目線で見ると、小樽市議会で議論したことが市民の目線でないということになるのではないですか。このことを指摘せざるを得ないわけです。

議案第25号の提案説明でも、小樽市を取り巻く財政状況は、危機的な現状にあるとか、赤字予算を計上しなければならない緊迫した財政状況とあって、財政危機をあおるだけで打開の方向を示し得ておらず、これではいくらさらなる手だてが必要とあっても、市民へのさらなる負担と職員給与のさらなる削減が大きな比重を占める結果となるだけで、結果として市民や職員への負担増は仕方ないとの立場に立たざるを得なくなるのではないかと、このことを指摘いたしました。

最後に、傍聴者に資料の提出さえ拒む共産党以外の各会派の態度について触れておきます。

特別委員会2日目に、我が党は質疑の必要性から、共産党提出資料を作成しました。これを提出者と各委員はもとより、傍聴に来られている市民の皆さんにも配布することを提案しました。ところが、この資料の扱いをめぐる休憩になったのです。ところが、驚いたことに、休憩中、この特別委員会副委員長である私を除いてほかの会派が話し合いをしていたのです。その直後に開かれた理事会で、どういうことになったか。資料は提出者と特別委員会の委員に配るのはいいけれども、傍聴者に配るのはまかりならんと。そろいもそろってそういう言い方をしたのですよ。

私は資料を傍聴者の皆さんに配布するということが、議会を市民の皆さんの身近に近づける、議員として差し当たりできることだと思ってやったのです。それもだめだと。理由を聞いたら、傍聴者は質疑ができないからだ。当たり前のお話です。傍聴に来られている方で、議員に質問するということが傍聴に来る方は一人もいませんよ。そういうことを理由にして、議会が市民から遠のくということをやわざやろうとする。そんな都合をしないかと、こうやって言いわけしました。それだったら、何で傍聴者に資料を配るといふことをしなかったのですか。こういうことをやるから、そんな議員だったら要らないと、議員の数も減らせ、報酬を減らせということになるのですよ。

私は機会あるごとに、議会として市民の皆さんから批判を受けるようなことはやるべきでないと、その都度、共産党は率直に指摘をし、提案もしてまいりました。いっぱいやってきましたけれども、時間の関係で一つだけ申し上げます。

今年5月27日開催の12億円からの繰上充用のときの臨時会です。27年ぶりの赤字決算、こういう重要議案に対して、かつては全会派一致して予算特別委員会をつくって、そうして徹底審議をしていたのです。ところが、今年の5月は、本会議の審議だけで事を済ませるというやり方でした。しかも、代表質問したのは日本共産党だけでした。私は、この臨時会の討論で、小樽市の財政を破たんし追いついた原因と責任を追及されるのが嫌だったからではないかと指摘し、マスコミの皆さんに対しても、この壇上から議員定数削減、報酬引下げを言っている議員が、財政問題で重要な議案がかかっているこの議会で質疑しているのかどうか、具体的に報道していただきたいと、このことを強く要望しました。ちょうどこの時期というのは、皆さん御承知のとおり、議会費の削減で財政再建に関する小樽市議会検討会議が立ち上げられ、既に4回の審議が行われている時期でもあり、市民の皆さんの議会費に対する関心が高まっていたときでもありました。ところが、私が討論で、議会で審議もせず、市民の批判を受けるような態度を厳しく批判したことをまともに報道したのは小樽ジャーナルだけでした。

小樽市議会は全道34市議会の中で、議会費削減のため検討会議を自主的に立ち上げ、8回にわたる審議を行い、全会一致で報酬削減をはじめとして、年間約2,200万円の削減を行いました。これは、小樽市議会の見識を示すものとして、私は評価しています。この見識を議員定数問題でも徹底した審議で貫いていただきたいことを、改めて要望するものです。

本特別委員会で我が党の予定している質問は、財政問題だけでもまだまだたくさん残っています。また、

議員定数を決めるには、どういうことを議論し、何々を基準にして検討したらよいかなど、議員定数をめぐる本格的な審議はこれからです。審議が不十分なまま、採決を急ごうとするこういう態度を見たら、削減の両議案ともどうせ否決されるから、さっさと採決してしまおうということになるわけで、これはいただけません。こんなことをしたら、自分たちは削減を要求したが、反対した議員がいたので通らなかったと、選挙で有権者に語るアリバイづくりとのそしりを免れないでしょう。付託案件を継続審査にして、さらに慎重審議をすることが市民の皆さんが求められているし、市民の皆さんがなるほどという、そういう内容の審議こそ求められている。このことを改めて重ねて指摘をするものです。12月も年の瀬も迫ってからでの提案でただけに、継続審査とすることが必要であること、先ほども指摘したとおり、全会一致の確認に照らせば、当然のことです。

最後に、この際、去る12月9日の私の代表質問のとき、議案第24号に関して、提出者の議員が「あなたは聞く権利がある。私は答えなければならない義務なんかないのですからね。そのところははっきりしてください。そうでなかったら、議員提案できないなんていうことはないのですから」と発言されていた問題です。提案説明の中でも、定数削減に取り組む姿勢がどこにあるかということに、市民の目が向いていることは明かです。私たちはその背景の市民感情を見据え、議会自身がさらなる市民負担軽減に取り組まなければならないと述べているではありませんか。このことでもわかるように、議員定数削減の背景は、財政の困難にあることは提出者自身も認めていることです。だから、財政問題を審議することは、議員定数問題の土台を審議することになるわけです。これに答えられないなどというのは、みずから議案を出しておいて、無責任なことになるのではないのでしょうか。私は、質疑並びに一般質問ということで、議長の許可を得て代表質問しているわけですから、議員提案されている以上、お答えになるのは当然ではないかというふうに考えます。こういう態度は、ただ議員定数削減だけ提案して、賛成してくれというのと等しいことで、議会審議を事実上拒否する態度であることを指摘せざるを得ません。

なお、日本共産党の主張である付託案件の継続審査が否決された場合、その後の採決に当たっては、議案はいずれも否決、陳情は不採択の態度をとることを表明し、討論といたします。（拍手）

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

28番（高橋克幸議員） 公明党を代表して、議案第24号は可決、議案第25号は否決、陳情第74号は採択とし、委員長報告に反対の討論をいたします。

議案第24号は、我が党及び平成会が提案したものであります。人口数と議員数の関係は比例すべきであり、人口減は市民の負担の増大につながり、また市民の議員数の削減を求める要望も大きくなっており、地方自治法や本市の過去の経験値に基づく減数であり、賛成すべきであります。

議案第25号は、現在の議員定数32人を2人削減し、30人とするものであります。30人の論拠が不明確であり、改正後選挙を1回しか経験していないという説明は、市民の理解が得られないと考えますので、賛成できません。

さて、議員定数の削減については、近年、平成10年、平成14年、そして今回と3度にわたり特別委員会を設置し、さまざまな議論がなされてきました。平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が成立し、これにより地方自治法が改正されました。この中で、地方議会の議員定数が法定定数制から条例定数制に改正されたわけであり、この条例定数制は、地方分権の推進に対応するように、地方自治体の自主性及び自立を高めるために、地方自治体の

議会がみずからの条例によって議員定数を定めることになったわけであり、地方自治法第91条では、人口規模ごとに議員定数の上限値が定められています。本市の人口に当てはまる人口10万以上20万未満の市は34人であり、この上限数以下の定数で定めなければなりません。また、この法律では下限数が定められておらず、議員定数は各自治体の議会がみずからの判断で条例を定めることとしており、減数の制限はありません。

このことから、議会の判断は市民が大変注目するところであり、現在の厳しい社会状況の中で、議員定数の削減をどのように考えていくかという議会の取り組む姿勢が求められています。

私たち市議会議員は市民の代表であり、代弁者として市民の意見を市政に反映させることがその使命であります。市民との関係や市民の数、すなわち人口との関係は大切であり、人口との比例は無視することはできないのであります。人口減少に対しては一定程度議員数を削減しなければ、市民一人一人の負担が増大することになります。

人口と議員数の関係であります。本市の過去の経緯を確認しますと、戦後昭和22年から選挙が行われ、昭和58年まで議員定数は40人でありました。昭和61年議員提案により定数は4人削減し、36人となりました。以後、平成15年には32人の定数となっているところであります。

さて、この間、議員1人当たりの人口、つまり市民の負担を見ても、改選期で一番市民負担が低減されていたのは昭和38年であり、議員1人当たり5,169人です。また、定数改正後の中では、昭和62年の4,789人となっており、やや5,000人前後が市民の負担を検討する上で基準になるものと考えます。人口については、残念ながら減少傾向がとまらず、12月1日に発表された国勢調査の概数によりますと、小樽市の人口は14万2,165人となっており、このままの推移でいきますと、平成19年の改選期には、14万人前後になることが予想されるところであります。仮に14万人として、先ほどの基準で検討しますと、28人が議員定数の適正值であると考えます。

今回の議会の中で、議員定数に関する考え方は、議案が提出されている公明党、平成会の28人、自民党の30人、そして共産党の現状維持32人の3種類であります。本市の人口減や厳しい社会状況の中にあつて、議員の削減に対する姿勢が求められている状況を考えるとき、共産党の皆さんが主張する現状維持という考え方は理解できないところであります。

(発言する者あり)

過去の議会を振り返ってみますと、昭和61年自民党が議員定数を削減する条例案を提出し、大変な思いをして減数条例をつくられてきました。そのときの減数は4人であり、自民党が率先して議論を展開し、実現してきた内容であります。

(発言する者あり)

今回、同じ4人減数という同様の議案をとにも提出できなかったことは、まことに残念であります。しかし、自民党の皆さんの中には、心ある人がたくさんいると思っております。自身の信念によりまして、勇気ある決断をされる方が必ずおられることを確信しております。ぜひ御賛同をお願いいたします。

議員の削減はまさに身を切る思いであり、痛みを伴うものであります。しかし、ここで議会の姿勢を市民に示すとともに、議員の資質の向上に努力をさらに重ね、充実した議会を目指し、市民の皆さんに理解が得られるように進めていかなければならないと考えております。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保護議員。

(17番 山口 保護議員登壇)(拍手)

17番(山口 保議員) 民主党・市民連合を代表して、議案第25号は否決、陳情は採択、議案第24号に賛成の討論を行います。

議案第24号は議員定数を4減とするものであります。本市財政の危機的状況は周知の事実であります。この未ぞ有の危機に、市民に対してこれまで多くの負担と忍耐を求めてまいりました。職員も給与のカットを余儀なくされております。それでもなお、本市財政の悪化は食いとめられず、さながら無間地獄の様相で全く改善の兆しが見えておりません。そんな中、市民に対して我が議会は本市再生の展望を示すことができているのでしょうか。残念ながら甚だ疑問であります。市民のいら立ちは至極当然であります。このような財政の危機的状況を生んだ責任の多くは、議会が負うべきものと考えます。

以上、議案第24号の定数4減は当然であります。

議員各位の賛同を求めまして、私の討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

委員長報告は議案は否決、陳情は不採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

まず、議案第25号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第24号及び陳情第74号について、一括採決いたします。

(「投票」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は30名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

議案第24号及び陳情第74号について、議案は可決と陳情は採択することに賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ順次、投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長（三浦波人） 1番上野正之議員、2番森井秀明議員、3番山田雅敏議員、4番小前真智子議員、5番井川浩子議員、6番吹田友三郎議員、8番菊地葉子議員、9番小林栄治議員、10番大橋一弘議員、11番大畠護議員、12番前田清貴議員、13番横田久俊議員、14番成田晃司議員、15番佐々木茂議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番大竹秀文議員、24番松本光世議員、25番見楚谷登志議員、26番久末恵子議員、28番高橋克幸議員、29番斎藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長（中畑恒雄） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、森井秀明議員、小前真智子議員を御指名いたします。

両議員の立会いを願います。

（開票）

議長（中畑恒雄） 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票

そのうち有効投票 30票

有効投票中

賛成 14票

反対 16票

以上であります。

よって、議案第24号は否決と、陳情第74号は不採択と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） 日程第2「議案第28号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第28号について、提案理由を説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につきましては、北潟谷仁氏、高橋房子氏の任期が平成18年3月31日をもって満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） これより、採決いたします。

議案第28号について同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第12号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第12号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第6

号について順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号の提案説明をします。

意見書案第1号は、厚生労働省の新たな医療制度「改革」試案の撤回を求めるものです。

厚生労働省は、医療改革法案の試案を発表しました。その内容は、高齢者が増えて医療がますます必要になっているのに、経済の伸びに基づいて医療費の総額を抑制しようとするものです。試案の中で、日本の総医療費は、対GNP比でOECD加盟30か国の中で17位という低い水準であることを述べているように、医療費が経済に比べ過大であるという根拠は何もありません。試案は、外来受診1回当たり1,000円までを保険の対象外とする保険免責制度の導入、75歳以上の高齢者を対象に新たな高齢者医療保険制度の導入で、すべての高齢者の年金から保険料を天引きし、さらに医療費が増えれば自動的に保険料を上げること、また、サラリーマンなどの高額医療費の上限額引上げなど、さらなる医療改悪を推進するものとなっています。このように大きな負担をかぶせ、必要な受診ができなくなる医療改革は、到底認められるものではなく、撤回を求めるものです。

意見書案第2号は、庶民大増税の来年度税制「改革」の中止・撤回を求めるものです。

政府税制調査会は、景気回復を理由に、所得税、住民税の定率減税の全廃、第三のビールへの増税など、庶民大増税を行おうとしています。消費税率の引上げについても、2けた以上にならざるを得ないだろうと表明し、2007年度に向け消費税を含めた税体系の抜本的改革を2006年年明けから本格的に議論を始めるとしています。庶民大増税を企図しながら、一方では、大企業減税や高額所得者の減税の見直しについては、温存する方向です。サラリーマンの平均給与が7年連続で減少し、消費の低迷が続く中、定率減税全廃など3.3兆円の国民負担増は、さらなる痛みを押しつけ、景気回復を一層遅らせるものです。税制のあり方として、空前の利益を上げている大企業や高額所得者には応分の負担を求めるべきで、庶民大増税は中止すべきです。

意見書案第3号は、ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入に反対するものです。

日本経団連は、2005年版経営労働政策委員会報告で国際競争力を阻害しかねないとして、週40時間労働の抜本的改革を要求しています。中でもホワイトカラー労働者を労働時間規制の対象から除外するホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入を図ろうとしていることは重大です。年収400万円以上の事務労働者は、終業定刻に退社できず、サービス残業、長時間労働で過労死しても自己責任とされてしまうなど、無権利状態に置かれる、とんでもない内容です。

また、厚生労働省が4月に発足させた労働契約法制研究会でも、経団連の言い分をそっくり受け入れた労働契約法制を定めることが不可欠と報告していますが、労働者を企業の思いのまま長時間労働に追いやる制度はやめるべきです。

意見書案第4号は、在日米軍の再編強化計画案の撤回を求めるものです。

日本とアメリカ両政府が在日米軍の再編強化の中間報告を関係自治体の頭越しに合意したことに対し、全国各地の知事、市町村長が相次いで抗議、撤回を求める声を上げています。

北海道では、千歳基地へのF15戦闘機の訓練移転について、騒音、事故発生、治安などの心配から、「現状では受け入れがたい」と知事、千歳市長はともに表明しています。米軍基地のある各地では、長年、騒音などにより健康を害し、苦しみ続けている住民が少なくありません。

今回の日米合意は、キャンプ座間の戦闘司令部新設、神奈川厚木基地の空母艦載機部隊の岩国基地へ

の移転・統合など、米軍基地の再編強化にとどまらず、米軍と自衛隊の一体的運用に道を開くものであり、危険さあまりありません。計画案の撤回を求めるものです。

意見書案第5号は、安全性を科学的に評価できない米国産牛肉の輸入禁止を求めるものです。

政府は、内閣府食品安全委員会の米国・カナダ産牛肉のBSE安全評価答申案を受け、牛肉の輸入再開を決定し、アメリカなどに通知しました。しかし、答申はデータ不足の上、生後20か月以下の牛の輸入条件重視という仮定を前提にしては、一方で日本との「リスクの差は小さい」、一方で「リスクを科学的に評価することは困難」と、相矛盾する内容で、輸入再開を容認するものではありません。さらに附帯事項では、と畜場の監視の実態が不明で、安全担保の実効性に疑問が残ること、健康牛を含めたBSE検査の継続が必要であること、危険部位の利用禁止と飼料への利用禁止の3点をアメリカ・カナダ両国に求めています。

政府はこうした答申、附帯事項を厳守して、安全性を科学的に評価できない場合、アメリカ・カナダ産の牛肉の輸入を行うべきではありません。

以上、全会派の皆さんの賛同をお願いして、意見書案提案といたします。（拍手）

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

30番（秋山京子議員） 公明党提出の「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書案第6号について提案説明をさせていただきます。

今年度末の国債残高は約538兆円に達する見込みとのことで、この額は国の税収の約12年分に相当する規模であり、国民1人当たり500万円もの債務を負う計算になると言われております。政府は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、5年前と比べ公共事業は20パーセント、政府開発援助は25パーセントの減となっており、一般歳出全体から見れば社会保障関係費を除いて14パーセントの減少となっています。

しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障関係費は5年前と比べ22パーセントも伸びている現状にあります。今後も高齢化に対応するため、歳入、税制の改革は避けて通られない状況であるかと思いますが、だからといって安易に増税論議を先行させるのは早計であり、その大前提として行政における徹底した歳出の見直し削減による効率化であります。この際、徹底的に行政の無駄を省くために、国の全事業を洗い直す「事業仕分け」を実施すべきというのが我が党の主張であります。

この「事業仕分け」は、民間の専門家による視点を導入して、徹底した論議を行うため、行政担当者の意識改革につながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようという点も評価されております。

「事業仕分け」は、既に岐阜、岩手、宮城、秋田、高知、三重、神奈川、長野、新潟の9県と神奈川県、三浦市など5市では、民間シンクタンクなどの協力を得て実施されており、行政の仕事として必要かどうかを洗い直し、「不要」「民間委託」「他の行政機関の事業」「引き続きやるべき事業」に仕分けた結果、県・市レベルともに「不要」「民間委託」を合わせ、平均約1割に上り、予算の1割に相当する大幅な削減が見込まれているそうです。

国民へのサービスを低下させないためには、「事業仕分け」の手法による大胆な歳出削減を行い、ねん出による財源を財政再建に振り向けるだけでなく、一部を国民のニーズに応じて必要な新事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが最も望ましいことと思います。

「小さくて効率的な政府」を目指し、「事業仕分け」を実施することを求め、提案説明といたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ですから先ほどの提出者を代表した我が党の新谷議員の見解とは多少内容が違う場合があります。我が党を代表しての討論であります。意見書案第1号ないし第5号は可決。

(発言する者あり)

言っている意味わかりますか。同じく第6号には否決の討論をいたします。

まず、意見書案第1号厚生労働省の新たな医療制度「改革」試案の撤回を求める意見書(案)であります。

財政制度等審議会が「06年度予算編成における最重要課題は、医療制度改革にある」と宣言しました。政府が歳出改革として真っ先にねらうのは、高齢者の自己負担引上げなど医療制度の改悪であります。これを審議した審議会では、「今の社会保障給付も結局将来のツケでやっている、あるいは本来必要な医療が、無駄な過剰医療が行われているのではないかと、こういう問題がある。したがって、基本的には3割負担にする」、こうした議論が展開されたようであります。

この意見書を受けた政府、そして自民・公明の与党は、医療制度改革大綱を決定し、この中で70歳以上の高齢者への患者負担増を盛り込みました。70歳から74歳までの高齢者は08年度から現行1割の自己負担を2割負担に引き上げる。一定以上の所得のある高齢者の場合、例えば夫婦2人で年収620万円以上の高齢者については、来年10月から自己負担は現行2割から3割へと引き上げられていくこととなります。しかも来年度実施されるであろう公的年金等控除の見直し後には、これが100万円下がります。520万円に下がるのですから、大変な事態になります。

また、同時に、75歳以上すべての高齢者から保険料を徴収する新たな制度、独立した医療制度の創設まで盛り込みました。現行制度においては、国保や健康保険の被扶養者として保険料を払っていない、例えば両親、親などはそうですが、全国で約240万人、すべてのこうした高齢者から保険料を徴収しようというわけでありまして。保険料は、厚労省の試算では1人当たり年間7万円、介護保険料のアップ分を合わせますと、1人月額で1万円程度の負担になってしまいます。厚労省は、この保険の運営主体は市町村だとしていますから、当然のように地方側が一斉に猛反発、こういう状況は皆さんも御承知のとおりであります。

この意見書案に対する態度は、こうした高齢者をねらい打ちにした医療費抑制制度計画を認めるのかどうか、そういう立場に立つのかどうか。つまり、強引にこの制度改革、改悪を推し進めようとする国の側の立場に立つのか、そうではなくて、これに反対している地方の側に立つのかどうか、これが問われている案件でもあります。どちらに立ちますか。

意見書案第2号は、庶民増税の来年度税制「改革」の中止・撤回を求める意見書(案)であります。

政府税制調査会が来年度の税制改定を小泉首相に答申しました。所得税、住民税の定率減税を廃止すると、ここでは明記しています。これに沿うようにして、自民・公明両党では、今月15日、07年からの所得税、個人住民税の定率減税全廃を盛り込んだ06年度税制改正大綱を決定しました。既に決定されている定率減税の半減に合わせると、総額では実に3兆3,000億円の負担増になるものです。政府与党ともに景気がよくなっていることをその理由に挙げていますが、御承知のようにバブル期を上回る空前の利益を上げている一部の大企業、これとは対照的にサラリーマンの給与総額は減り続けています。

国税庁による民間給与の実態という調査がありますが、これによればサラリーマンの給与総額は、定

率減税を導入した99年以降、つまり6年前から連続してマイナスであります。その前年、98年水準から見れば、実に年間21兆円も落ち込んでいるのが実態です。厚労省の国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」、このように答えた世帯が過去最悪を記録しました。55.8パーセントの数字は、その反映だと思えます。

このように景気の実態は定率減税を継続する理由となることはあっても、廃止する理由にはなり得ません。何よりもさきの総選挙において「サラリーマン増税は行わない」、このように公約した政党があったほどですから、景気への影響も甚大だと言わなければいけません。

ところで、わずか2か月前ですが、本市議会では、第3回定例会で次のような意思決定を行いました。「政府税制調査会の論点整理は、給与所得控除の縮小、特定扶養控除及び配偶者控除の廃止など勤労者世帯を中心に増税につながりかねない。2006年1月からは、所得税及び住民税の定率減税が縮小される。消費を冷え込ませ、地域経済の回復基調に影響を及ぼすことが懸念される」、この意見書は、こう述べた上、さらに「国は、まず景気回復による税収増、歳出構造改革を行うべきだ」と求めました。個人所得課税における各種控除に関する意見書であります。全会一致で2か月前、当議会は意思決定をしております。

この際、共同提案者であったのは秋山議員、上野議員、お二人にはよくよく御承知のことです。本市議会の意思決定に反してまで、では今回の意見書案、この第2号にはなぜ賛同いただけないのか。ぜひ、この場に立って見解を表明すべきであります。いかがでしょうか。念のためですが、共同提案に加わらなかった自民党も、また同じであります。前回は賛成、今回は反対、これでは筋が通りません。

意見書案第3号は、ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入に反対する意見書(案)であります。

今月の13日に、日本経団連は、経営労働政策委員会報告を発表しました。その中で「経営者よ正しく強かれ」、これは経営者側の来年春闘に向けたスローガンだそうです。この中で言う正しさとは何か。この報告では、そのことについて言えば、オープンでフェア、公正な競争で企業の社会的責任を果たすことだと説明しています。強さとは一体何か。同じく人間尊重と長期的視野に立った経営に対する揺るがぬ信念だと強調しています。

しかし、皆さんも御承知のように、日本の大企業はこうした人間尊重とはまるで無縁の雇用破壊を進めてきました。管理職を含む中高年労働者への激しいリストラ、新規採用では抑制、派遣やパートなど不安定雇用への置きかえ、極端な低賃金、無権利状態などなど、これは異常な事態、深刻な事態であります。長時間残業をさせ、しかも時間外手当は払わない、いわゆるサービス残業についても、その根絶のためにまともに大企業は努力をしていません。こうした、いわば企業犯罪、違法行為の下でどれだけ多くの労働者が苦しんでいるのか、もっと目を向ける必要があります。

この報告は、また国際競争力を強めるための攻めの経営戦略を掲げていますが、ここで特に強調しているのが、実は労働分野での規制緩和であります。何時間何十時間働こうが残業代はつかない、いわば青天井でホワイトカラー労働者を働かせる、つまり労働時間の適用除外、エグゼンプション制度の導入が主張されています。

既に今年の5月、経団連では、具体的な提言を出しました。年収400万円以上の労働者、ホワイトカラー事務労働者を対象にすると断言しています。事は緊急を要する重要案件であります。

労働基準法は、その第1条で労働条件の原則として、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」、このようにいって、その第2項では「この法律で定める労働条件の基準は、最低のものであるから、低下させてはならない」、このように規定して

います。そして、同法第32条労働時間については、1週間に40時間、1日8時間、これは超えてはならないとしています。労働現場に私自身長く身を置いておりましたから、こうした私に限らず、このルールは既に義務教育課程で身につけている我が国のルールであります。一部の大企業の身勝手、横暴がこのルールを壊していくことは、断じて認めがたいものであります。

第4号です。在日米軍の再編・強化計画案の撤回を求める意見書(案)であります。

米軍横田基地を抱える東京都瑞穂町石塚町長が次のように語っていました。「町民が現実に騒音でノイローゼになる人が出るなど悩まされている。どうして賛成できるか。一人でも基地被害で悩んでいる町民がいれば、それに対応する施策を考えるのが筋でしょう。ところが、町民が騒音を受け続けているのに、国は何もしてくれなかった」。

日米両政府が10月に在日米軍再編の中間報告を発表しました。ここでは米軍横田基地への航空自衛隊司令部の移転、これとともに日米統合司令部の設置まで打ち出されています。これに対しても「だめなものだめ」、このように石塚町長は語気を強めているようであります。

一方、米軍F15戦闘機訓練の移転先、道内では千歳基地、道外でも幾つかが候補地に挙げられています。沖縄の嘉手納基地では、現在でも離着陸だけで年間約7万回に上るそうです。協定があって、早朝から午前のたしか9時か10時ぐらいだったと思います。要するに、その時間帯は、離発着はしないという協定があるのですが、そんなものど吹く風で、年間7万回以上、朝に夕に夜討ち朝駆け、この訓練が繰り返されています。

千歳の基地では、既に一部受け入れて2万回以上、離発着の訓練が行われているそうです。千歳の山口市長、「これ以上の負担は受け入れがたい」、明確に表明しました。この中間報告が米軍基地の再編・強化にとどまらず、米軍と自衛隊の一体的運用に道が開かれるものになっている点、日米軍事同盟を侵略的により変質させる上からも、これは日本とアジア、世界の平和の流れにも逆行するものであって、到底容認できるものではありません。

第5号です。安全性を科学的に評価できない米国産牛肉の輸入禁止を求める意見書(案)であります。

2003年です。アメリカ・カナダでBSE感染牛が発見され、それ以来、日本への輸入は禁止されてきました。厚生労働省と農林水産省は、今月12日、生後20か月齢以下など輸入条件を正式に決めました。輸入再開を米国などに通知した。御承知のとおりであります。

我が党は、この決定を知らされて直ちに「日本国民の命、胃袋よりも、どんな問題でも日米同盟を最優先する小泉内閣の正体がわかりやすい形で表れている」、このように批判しました。

対日輸出される牛肉に生後20か月以下であることや、脳やせき髄などの危険部位を除去する条件がつけられていますけれども、日本では全頭で実施されている出生・月齢確認のためにそれぞれ子牛の耳に印をつけますが、この制度はアメリカにありません。内閣府食品安全委員会の答申でさえ、「米国では『健康と畜牛』の検査はほとんど行っておらず、『健康と畜牛』に存在するBSE陽性牛は発見できない」、このように指摘しているのはそのためです。さらに、米国では、豚、鶏用のえさに危険部位を含んだ肉骨粉をいまだに使用している。つまりBSE感染牛発症の危険が高いとまで、この答申では指摘しています。安全委員会の評価を政府が都合のいいように片方だけ解釈をする。危険な牛肉の輸入再開を強行する。こういうことは決してあってはならないことです。各種世論調査においても、国民の約7割が米国産牛肉の輸入再開に反対しています。アメリカ言いなりの政治の犠牲になることは、絶対にあってはならないことであります。

意見書案第6号であります。「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書案、これには賛成できません。

事業仕分を提唱している民間のシンクタンク「構想日本」の加藤代表は、国、地方の税財政を見直す三位一体改革との関係において、加藤代表らが提唱している「事業仕分け」は、相互補完関係にあると言っています。つまり国の三位一体改革は、だれが行政の仕事を担当のかというレベルにとどまっているのだけれども、実は構想日本が提唱している「事業仕分け」は、すべての行政の仕事を対象にして、そもそも行政にそれが必要かということから仕分を始める、こうすることで三位一体改革、それと補完的な関係で仕分作業を進めていこうと、こういう手法であります。いずれにしても、経済財政諮問会議が示している、例えば公務員制度改革基本方針、これらと同じレールの上を走るものと言わざるを得ません。

公務員や人件費は、それは少ないほど小さいほどいいとばかり言われていません。専ら経済効率最優先、国の役割、行政の責任を放棄しようとする方向には賛成できかねます。小さな政府と言いますが、欧米諸国に比べれば、公務職は、公務員の数は決して多くありません。総務省の調べでさえ、日本の公務員は人口1,000人当たり35人、これはフランスの3分の1、アメリカの4割、イギリスの半分でしかありません。竹中総務大臣でさえ「公務員の数で言うと、日本は実は非常に小さい部類に入る」、このように認めざるを得ないほどであります。

住民奉仕の立場で行政機構を効率的に改革していく、これ自体は当然必要なことです。しかし、住民サービスをどのように保障していくのか。この議論もなく削減を進めていく。数が減ればいい、小さければいいということで削減を進めていけば、結局それは国民負担が小さくなるわけではない。逆に、医療制度改悪でもわかるように、政府の責任を切り詰めれば切り詰めるほど、結局国民の負担増がかぶさってくる。つまり三位一体改革と「事業仕分け」がそれぞれ補完し合って、住民サービスを切り捨てていく道につながる、これには反対であります。

討論は以上で終わるわけですが、今回もまた一言申し添えます。

本定例会は、定数に関する特別委員会の日程も加えて最終日を迎えております。年の瀬まで5日、波乱、激動、驚き、その1年、それもあとわずかであります。

このまちが生んだ作家の小林多喜二は、25歳の1月1日の夜、日記帳に次のように書き込みました。「さて、新しい年が来た。おれたちの時代が来た。我ら何をなすべきかではなしに、いかになすべきかの時代だ」。1928年のことですから、今から78年前、多喜二は、若竹町の今の築港駅のちょうど前あたりに当たりますが、自宅の狭い部屋で日めくりをたった1枚めくったその次の日、新しい時代に向かっていく高ぶりを今のように日記に記したわけです。このときは戦争に向かう時代、すさまじい嵐、風が吹き荒れる時代でありました。

さて、私たちにとっては、私にとってはもちろんですが、皆さんにとっても新しい年はいかになすべき時代か、そのことを考えてみたいと思います。国政も、そして市政も、結局は強きを助けて弱きをくじいてしまう逆立ちの時代突入を思わせています。しかし、どっこい、そうはいかない、頑張りどきだと思えます。地域の草々、花々は、どんなに大雪でも耐えます。どんな嵐にもしっかりと根を張って、かたい実を結びます。新しい年が皆さんと一緒に力を合わせて、そうした地域と市民と力を合わせて、文字どおり新しい年をつくっていく、そう願いつつ私の討論を終わります。（拍手）

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

29番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、意見書案第6号「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（案）に対する賛成の討論を行います。

提案説明でも述べられているように、今年度末の国債残高は約538兆円、国民1人当たり500万円の債務を抱える計算となります。政府は、5年前と比べ公共事業で20パーセント、政府開発援助で25パーセント、一般歳出全体で社会保障関係費を除けば14パーセントの圧縮を達成しました。しかし、社会保障関係費は、5年前より22パーセント伸びています。今後、税制改革の議論は避けられないとしても、安易な増税を先行させるべきではなく、まずは徹底した歳出見直し、削減を行うべきであります。そのために国の全事業を洗い直す「事業仕分け」が必要なのであります。

この手法の利点は、学者や中央省庁の考え方ではなく、民間の専門家の視点を導入し、抽象的な事業名称ではなく、具体的な事業内容すなわち実際の事業の中身が必要かどうかを徹底して議論するため、行政担当者の意識改革を促す、さらにその納得の上で歳出削減を実現できる点にあります。さらに、この過程で国民へのサービスを低下させないためには、そこからねん出された財源を財政再建に振り向けるというだけではなくて、その一部分を国民ニーズに応じて必要な新規事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが望ましいと考えております。

そのため、我が党は、この作業によって生まれる財源の7割程度を新規事業に使えるというルールをつくるよう提案しています。具体的には、この作業で一般歳出の2割を削減すると、約9兆円の財源が生み出され、そのうち6ないし7割程度、額にして約5兆円から6兆円を新規事業や重点分野、地方への移譲に活用し、それでも約3兆円程度の歳出が削減できます。財源の活用先としては、子育て、がん対策、先端分野の研究開発などに振り向けることが考えられます。小さくて効率的な政府を目指し、「事業仕分け」の断行を強く求めるものであります。

多くの議員諸兄の賛同をお願いして、賛成の討論といたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

2番（森井秀明議員） 意見書案第4号在日米軍の再編・強化計画案の撤回を求める意見書（案）に対する賛成の討論を行います。

今回は、平和、軍事とは違う視点で討論を行いたいと思います。

皆さんは沖縄に行かれたことがありますでしょうか。私は、海岸線の安全管理に取り組む立場として、先駆的に行っている沖縄へは何度か足を運んだことがあります。沖縄の友人にはライフセーバーだけではなく、サーファーやダイバーもいます。これらの活動に携わっている人たちの多くは、沖縄だけではなくいろいろな国の海を見ている人たちが多くいます。その人たちが口をそろえて言う言葉があります。「沖縄の海は世界で一番美しい」。

沖縄はダイビングのメッカですが、これは必ずしも日本においてではなく、世界的にそのように見られています。世界じゅうからあこがれを持ってたくさんの人たちが沖縄にやってきます。もちろんアメリカの人も来ます。沖縄はサンゴ礁の宝庫で、その海を沖縄の人たちは誇りに思っています。その海に折衷案だといって、沿岸でつくりたいと言っても、よいですということにはなりません。

沖縄においては、党・会派関係なく、すべての人たちがその沖縄の海を誇りに思っています。政府の動きの中で普天間飛行場移設のために公有水面埋立ての知事権限を国へ移す特措法を、来年の通常国会に提出しようという動きに対し、自民党県連、公明党県本部を含む主要6党のすべての党が政府の考えに対し反発しています。これらは党・会派ということ以上に、その地域としての考えを優先し、取り組んでいる表れではないでしょうか。沖縄の海を本当に宝だと思っているからこそ思えるその気持ちが、党や会派という枠組みを超えて高いからだと思われれます。たとえ政策的に違おうとも、自分たちのまち

に対する考え方はみんな一致していると思います。これは、これからの地方分権が叫ばれる中、大変重要なことではないかと思えます。

現在、北海道でのこの在日米軍の再編については、まだはっきりと明示されていないと聞きます。私の想像の域を越えませんが、私は、今、沖縄での動きを見た上での政府判断があるのではと考えます。つまりは、沖縄で今のままに受け入れられなかったときに、その受け入れなかった部分をほかの地域に充てる、その候補地として北海道があるのではないかというふうに思います。はっきり示されていない理由は、そこにあるのではないのでしょうか。北海道知事は、千歳市が候補地と挙げられていることに対し、既に矢白別で受け入れていること等を提示するなど難色を示していますが、実際に今話題になっていること以上に求められたときに、どのような動きになるのか、不安があります。

北海道も沖縄と同様で、世界でも有数の自然環境が残った地域です。今お話ししたように、今後の在日米軍の再編を見るに、地方への押しつけは今後も考えられ、今まで多くを受け入れていた沖縄はもとより、北海道においても、その比重を高く置かれていると思われます。

時に、この小樽市においても無関係とは言えず、今後どのように降りかかるかもわからないと思います。今この時点でしっかりノーを示さなければ、沖縄の普天間飛行場移設問題と同じ道をたどる可能性もあると思います。各会派の皆さんにもう一度そのことも見据え検討していただきたく、討論いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号及び第5号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成17年は、乙酉（きのととり）年でありまして、酉年は変革の年と言われております。振り返りますと、同じえとでございました60年前の昭和20年は、第2次世界大戦が終戦を迎え、我が国が戦後復興

に向け大きく動き出した年でもあります。その後60年を経過した平成17年は、9月に衆議院議員選挙が執行され、その結果を受け発足いたしました第3次小泉内閣の下で行財政改革が進められているところであり、地方を取り巻く環境も大きく変化を遂げようとしています。

この1年を振り返りますと、東京や「愛・地球博」が開催されました愛知県などを中心に、景気は回復基調にあると言われておりますが、北海道に身を置く私どもといたしましては、まだ実感がわいていないところでございます。また、痛ましい児童の殺害事件の続発や多くの死傷者を出した尼崎のJR脱線事故、また、アスベスト被害、さらに年も押し迫ってから発覚いたしました耐震強度の偽装問題など、暗いニュースばかりが目についた1年でありました。

小樽市におきましても、平成16年度一般会計が昭和52年以来27年ぶりとなる赤字決算となり、再建団体に陥るのではないかと懸念され、現在、市民の皆様にも一部御負担をお願いするとともに、市も財政再建に向けて、市長を先頭に職員が一丸となって改革に取り組んでいただいているところであります。

小樽市議会といたしましても、本年4月に佐野副議長を座長とする財政再建に関する検討会議を立ち上げ、8月まで8回にわたる審議を重ね、議員報酬の削減や視察旅費、政務調査費、会議出席費用弁償などの削減を決定し、財政の健全化に向け微力を尽くしているところでございます。

残念ながら検討会議で結論を得ることができませんでした議員定数の削減に関しては、今定例会に議案が2件提出され、2日間にわたり特別委員会でも審議をされたところでありますが、いずれも否決されております。私といたしましては、今後、各会派のさらなる話し合いにより意見の一致が図られるよう、期待をいたしております。

改選期まで残り1年有余となりました。議員各位におかれましては、市民の代表として市政の発展と現下の財政危機を打開するため、なお一層の御尽力をお願い申し上げますとともに、この1年間私を支えていただきました議員並びに理事者各位の御厚情に対しまして深く感謝を申し上げます。

今定例会は12月の最終週にかかり、本当に今年も残りわずかとなりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、御健勝にて御家族とともども御多幸な新年をお迎えになられますよう祈念を申し上げ、本年最後の議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議 員 佐々木 茂

議 員 新 谷 と し

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成 1 7 年小樽市議会第 4 回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１７年８～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

厚生労働省の新たな医療制度「改革」試案の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 齋藤博行
同 新谷とし
同 北野義紀

厚生労働省は10月19日、来年の通常国会に提出する医療改革法案のたたき台となる「試案」を発表しました。この試案は、高齢者が増えて、医療がますます必要になっているのに、経済の伸びにもとづいて医療費の総額を抑制しようとしています。

しかし、医療とは何より、国民の命と健康を守るためのものであり、生身の人間の命と健康を景気の動向で決めるなどというのはまったくの暴論というべきです。

試案のなかでも、日本の総医療費は対GDP（国内総生産）比で、OECD（経済協力開発機構）加盟30か国の中で日本は17位という低い水準であるとしており、医療費が経済にくらべて過大であるかのようにいう根拠はありません。

ところが試案は、生活習慣病対策を柱に据える一方で、医療費の一定額（外来受診1回当たり千円）までを保険の対象外とする「保険免責制度」を導入するとか、75歳以上の高齢者を対象に独立した「新たな高齢者医療保険制度」を導入して、これまで保険料負担のなかった被扶養者の高齢者を含め、すべての高齢者から年金からの天引きという方法で保険料を徴収し、高齢者にかかる医療費の1割を高齢者の保険料でまかなうとし、医療費が増えれば自動的に保険料も上がるようにするなどとしています。また、療養病床に入院する高齢者への食費・居住費負担の導入、サラリーマンなどの高額療養費の上限額の引き上げなどなど、まさに“命のさたも金次第”という冷酷なものとなっています。

このような医療制度「改革」は、「必要な治療は保険で受けられる」という国民皆保険の根幹を崩そうとするものであり、到底認めることはできません。撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

庶民大增税の来年度税制「改革」の中止・撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子
同 佐々木 勝 利
同 新 谷 と し

首相の諮問機関である政府税制調査会長は、2006年度の税制改定に向けた議論を再開していますが、石弘光会長は開始早々から、「景気を理由に定率減税の廃止を延ばすという根拠はない」と断言するなど、議論の焦点は、所得税・住民税の定率減税の全廃や低価格で売り上げを伸ばしている「第3のビール」の増税など、庶民大增税を行おうとしていることです。

また、石会長は、消費税率の引き上げについて、「2ケタ（10パーセント）以上にならないを得ないだろう」と表明、07年度に向け「消費税を含めた税体系の抜本的改革」を来年年明けから本格的に議論したいなどと述べています。

その一方で、1999年度税制「改正」で、景気対策として導入された所得税・住民税の定率減税と同時に実施された法人税率引き下げの大企業減税や所得税の最高税率引き下げの高額所得者減税の見直しについては、議論の対象にもしようとしていません。

しかし、景気が「回復」しているのは、1兆円を超える最終利益（3月期決算）を2期連続であげたトヨタ自動車など、史上空前の利益を更新している一部大企業だけです。民間に勤める人の平均給与は7年連続で減少するなど、家計はいまも低迷しています。仮に定率減税が全廃されれば、総額で3.3兆円の負担増が国民にかぶさり、消費税が10パーセントになれば、新たに12兆円の負担増となります。

庶民には大增税を求め、空前の大もうけをあげている大企業には法人税減税や高額所得税減税を続ける不公平は許されません。

いまこそ、庶民大增税を中止し、大もうけしている大企業や高額所得者に応分の増税を求める税制改定こそ行うべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 山口 保
同 新谷 とし
同 古沢 勝則

日本経団連は、2005年版「経営労働政策委員会」で、労働時間をめぐる労働監督行政の強化について、「国際競争力を阻害しかねない」として、一日 8 時間、週40時間の労働時間を定めている労働基準法を「工場法時代の遺制」などと批判し、抜本的な改革を要求しています。特に執念を燃やしているのが、ホワイトカラー労働者を労働時間規制の対象から除外するホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入です。

その骨子は、労働基準法に、「ホワイトカラーは労働時間規定の適用を除外する」という項目を設け、「一定の要件 = 年収400万円以上」の事務労働者は「地位、権限、責任、部下人数等とは無関係」に労働時間規制の対象外にするというものです。参考にしたアメリカの制度では、対象労働者は職務で決められ、管理的仕事につき、権限も持っているかどうかを法令上の要件としており、対象労働者は限定的です。

ところが日本経団連は、このような限定を取り払うために、職務を職種にすり替え、法律によらずに労使合意で対象を決められるようにしようとしており、ほとんどのホワイトカラー労働者が対象とされます。これでは、定刻になっても帰れず、夜なべしても残業代なし、過労死しても「自己責任」とされてしまいホワイトカラー労働者を無権利のまま長時間労働に追いやるものとなります。

一方、厚生労働省が4月に発足させた労働契約法制研究会は、こうしたアメリカとの違いを知りながら、「労働時間法制の見直しを行うとすれば、労使当事者が業務内容や労働時間を含めた労働契約の内容を実質的に対等な立場で自主的に決定できるようにする必要があり、これを担保する労働契約法制を定めることが不可欠となる」と報告しています。まさに、職種を業務と言い換えただけで、経団連の言い分をそっくり受け入れたものといえるものです。

よって、政府は、労働者をこのように企業の思いのまま長時間労働においやるホワイトカラー・エグゼンプション制度は導入すべきではありません。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	否	決
-------	-------------	------	---	---

在日米軍の再編・強化計画案の撤回を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

日米両政府が10月29日、在日米軍の再編・強化計画の中間報告を、関係自治体の頭越しに合意したことに対し、沖縄県知事や神奈川県知事をはじめ、全国各地の県知事、市町村長が抗議し撤回を求める声をあげています。北海道では、千歳基地へのF15戦闘機の訓練移転について、道知事も千歳市長も、騒音の加重や事故発生、トラブル、治安などの懸念材料をあげて、「現状では受け入れがたい」との態度を明確にしています。

今回の在日米軍再編に関する日米合意は、沖縄米軍基地の再編強化にとどまらず、神奈川県厚木基地の空母艦載機部隊の岩国基地への移転・統合、キャンプ座間の戦闘司令部の新設など、米軍基地を再編強化するにとどまらず、米軍と自衛隊の一体的運用に道を開くものとなっています。

よって政府は、今回の在日米軍再編・強化計画の中間報告を撤回し、普天間基地撤去、無条件返還をはじめ、北海道千歳基地へのF15戦闘機の訓練移転など行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

安全性を科学的に評価できない米国産牛肉の輸入禁止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 齋藤博行
同 新谷とし
同 北野義紀

内閣府食品安全委員会が、米国・カナダ産牛肉の B S E（牛海綿状脳症）安全評価の答申案をまとめ農林水産省と厚生労働省に答申しました。これを受けて政府は12日、輸入再開を決定して米国などに通知しました。

しかし、答申は、データ不足のうえ、生後20か月以下の牛などの輸入条件順守という仮定を前提にしては「リスクを科学的に評価することは困難」とする一方、生後20か月以下などの輸入条件順守を仮定した場合、日本との「リスクの差は非常に小さい」と、明らかに矛盾した2つの答えを併記しており、「輸入再開を容認」したものでないことは明らかです。

また、答申は、輸入再開の判断と輸入条件（生後20か月以下、危険部位の除去など）の順守確認は、農林水産、厚生労働両省の責任と強調し、輸入再開する場合、輸入条件の「実効性とその順守の検証結果の報告を受ける義務があり」、行政は「国民に報告する義務がある」としています。

さらに、輸入条件がきちんと守られない場合には、「評価結果は異なったものになる」とも述べ、「いったん輸入を停止することも必要」としています。

そのうえ、結論と一体のものとして「付帯事項」をつけ、と畜場の監視の実態が不明で安全担保の実効性に疑問が残る、健康牛を含めた B S E 検査の継続が必要、危険部位の利用禁止と飼料への利用禁止の3点を米国・カナダ両国に求めています。

したがって、政府は、こうした答申や付帯事項を厳守あるいは監視して、安全性を科学的に評価できない場合、米国・カナダ産の牛肉の輸入は行わないことを明確にすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	否	決
-------	-------------	------	---	---

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 上 野 正 之
同 小 前 真 智 子
同 秋 山 京 子

国債残高は今年度末、約538兆円に達する見込みであり、国民一人当たり500万円もの債務を負う計算になります。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、5年前と比べると公共事業は20パーセント、政府開発援助は25パーセントの減となり、一般歳出全体を見れば社会保障関係費を除いて14パーセントの圧縮をしてきました。しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障関係費は5年前と比べて22パーセントも伸びています。

今後、歳入や税制の改革は避けて通れないのが現状であります。しかし、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出見直し・削減が先決であります。この際、徹底的に行政のムダを省くために、国の全事業を洗い直す「事業仕分け」を実施すべきであります。「事業仕分け」は、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行なうため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されています。

既に一部の地方自治体（9県5市）では、民間シンクタンク等の協力を得て「事業仕分け」を実施。行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い直し、「不要」「民間委託」「他の行政機関の事業」「引き続きやるべき事業」に仕分けた結果、県・市レベルともに「不要」「民間委託」が合わせて平均約1割に上り、予算の約1割に相当する大幅な削減が見込まれているとされています。

国民へのサービスを低下させないためには、「事業仕分け」の手法による大胆な歳出削減を行ない、そこから捻出された財源を財政再建に振り向けるだけでなく、その一定部分は国民ニーズに応じて必要な新規事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが望ましいものであります。「小さくて効率的な政府」をめざし、「事業仕分け」の断行を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

森林の違法伐採問題への取り組み強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 林 栄 治
	同	佐々木 茂
	同	山 口 保
	同	古 沢 勝 則
	同	斉 藤 陽一良

森林は災害の防止や水源のかん養など多面的な機能を有しており、森林を適切に管理するとともに、そこから生産される木材を有効に活用することによって、森林資源の循環的な利用を促し、健全な森林の整備が可能となります。

しかしながら、世界においては、未だ森林の違法伐採が行われている地域が数多くあり、これらの地域から生産された木材が国際的な商取引の対象となっていることは誠に遺憾であります。

違法伐採による森林の減少は、木材輸出国ばかりでなく、地球規模での環境保全に大きな悪影響を与えるものと懸念されています。

このため、違法伐採問題については、国際社会が協力して、持続可能な森林経営を推進していくことが必要であります。

我が国は世界有数の木材輸入国であり、違法伐採問題に対する取組の強化が国内外から求められているところであります。

したがって、国においては、違法に伐採された木材は使用すべきではないとの基本的な考えに基づき、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の政府調達や違法な木材の輸入・取引を止めるための対策など、違法伐採問題への取組の強化を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

私学助成の「北海道単独上乘せ補助全廃」の方針を改め、拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	小前真智子
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

北海道の私立高校と私立幼稚園は、道の援助も受けて、それぞれ公教育においてかけがえない役割を果たしてきました。

ところが、北海道は財政健全化を理由に2006年度の予算編成に向けて、私学助成の「北海道単独上乘せ補助全廃」を内容とする計画をまとめようとしています。その計画がそのまま実施されるならば、今でも高い私学の授業料など・保育料の更なる高騰と教育条件の一層の悪化を招くとともに、多くの私学が経営難に陥ることは必至であります。

北海道の財政事情を考慮しても、公私の格差を拡大することなく、私学に通う子供の教育を変わずに守って欲しいとの切実な願いを道民は持っています。よって、私学助成の一方的な大幅削減計画を改め、むしろ拡充されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	井川浩子
	同	小林栄治
	同	山口保
	同	古沢勝則
	同	高橋克幸

本道周辺水域の資源水準は、近年多くの魚種で低迷しており、そのため、小樽市としては適切な資源管理や資源増大対策を講じて、漁業経営の安定を図っているところであります。

しかしながら、「ウニ」、「アワビ」、「タコ」など小樽を代表する貴重な水産資源をターゲットとする密漁事犯が増加し、特に「ウニ」については、暴力団などが絡む悪質、巧妙な密漁事犯が多発しています。

北海道においては、これらの密漁事犯に対し、取り締まりを強化しているにもかかわらず、違反が繰り返されるため、一部で磯根資源が大幅に減少している海域も出てきています。

密漁が後を絶たない背景の一つに、現行の漁業関係法令の罰則が密漁によって生ずる社会的損失や影響に比して、量刑が低く規定されていることが挙げられ、罰則が再犯防止の抑止力となっていない現実にあります。

そのため、取締機関や水産関係団体、さらには関係市町村からも資源枯渇の危ぐと密漁の抑止効果を高めるための罰則強化を求める声が上がってきています。

漁業調整に関する命令の中で国が行う調整と都道府県知事が行う調整には、その質、内容に差がないにもかかわらず、罰則の規定に格差があるのは不適切であります。

よって、国においては、漁業法第65条の規定について、都道府県漁業調整規則の罰則規定を省令並みに強化できるように改正することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	山田雅敏
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

国においては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところであります。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にあります。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠であります。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求めます。

記

- 1 議会の招集権を議長に付与すること。
- 2 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
- 4 議会に附属機関の設置を可能とすること。
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること。
- 6 調査権・監視権を強化すること。
- 7 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可決	全会	一致
-------	-------------	------	----	----	----

改造エアガン対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	横田久俊
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

今年、通りすがりの者や対向車両などに対して改造エアガンにより発砲するという事件が相次いで発生し、大きな社会問題となりました。エアガン自体は違法ではなく、所持も違法ではありませんが、改造により威力を増すことによって大変危険な“武器”、“凶器”ともなります。

警察庁は事件の続発を受けて、10月11日、各都道府県警察に対して、改造エアガンに対する取り締まりの強化等の通達を出していますが、単に警察による取り締まり強化のみならず、関連する業界団体による自主規制の強化、販売店等への指導強化など、多角的、総合的に改造エアガンによる事件の再発防止に全力を挙げるべきであり、下記の項目を実施するよう強く要望いたします。

記

- 一、インターネットを通じて改造エアガンそのものや、改造のための部品入手、さらには改造方法などの情報の入手が容易になっている。サイバーパトロールを徹底して、改造エアガン、改造用の部品の販売等についても取り締まりを強化すること。
- 一、前項に関連して、プロバイダーやサイト運営者に対し、改造エアガンの出品や情報提供に関する自主規制を促すこと。
- 一、玩具としてのエアガンを扱っている業界団体に、改造防止のための自主規制などを行なうよう求めること。
- 一、青少年への影響を考え、警察などから保護者等に対してエアガンに関する広報を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可決	全会	一致
-------	-------------	------	----	----	----

建築確認制度の見直しに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森	井	秀	明
	同	前	田	清	貴
	同	武	井	義	恵
	同	新	谷	と	し
	同	斉	藤	陽	一良

全国のマンションやホテル等をめぐる構造計算書の偽造問題は、建築確認制度の信頼性を揺るがすものであり、住民に深刻な被害をもたらしています。

偽造された構造計算書に基づき、指定確認検査機関や地方自治体などが建築確認を行っていたというものですが、現在の確認システムでは、今回のような偽造を発見することは困難であると指摘もされています。

この対策として、国土交通省は建築確認に構造計算書の点検マニュアルを導入、指定確認検査機関への立ち入り検査には抽出調査を取り入れるなどの見直しを行うとしています。

よって、国においては、一連の構造計算書の偽造問題の全容を解明し、関係者の責任を問い、安全対策や居住者等に対する救済措置に万全を尽くすとともに再発防止の観点から、建築確認制度のあり方について総点検を行い、必要な見直しを行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成17年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成17年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成17年12月5日～平成17年12月26日(22日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成17年度小樽市一般会計補正予算	H17.12.5	市長	H17.12.13	予算	H17.12.16	可決	H17.12.26	可決
2	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H17.12.5	市長	H17.12.13	予算	H17.12.16	可決	H17.12.26	可決
3	平成17年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H17.12.5	市長	H17.12.13	予算	H17.12.16	可決	H17.12.26	可決
4	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H17.12.5	市長	H17.12.13	予算	H17.12.16	可決	H17.12.26	可決
5	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算	H17.12.5	市長	H17.12.13	予算	H17.12.16	可決	H17.12.26	可決
6	小樽市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案	H17.12.5	市長	H17.12.13	総務	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
7	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
8	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	H17.12.5	市長	H17.12.13	総務	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
9	公の施設の指定管理者の指定について(福寿荘)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
10	公の施設の指定管理者の指定について(いなきた児童館)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
11	公の施設の指定管理者の指定について(塩谷児童センター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
12	公の施設の指定管理者の指定について(稲穂駐車場、駅前広場駐車場及び駅横駐車場)	H17.12.5	市長	H17.12.13	建設	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
13	公の施設の指定管理者の指定について(総合体育館)	H17.12.5	市長	H17.12.13	総務	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
14	公の施設の指定管理者の指定について(産業会館)	H17.12.5	市長	H17.12.13	経済	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
15	公の施設の指定管理者の指定について(事業内職業訓練センター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	経済	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
16	公の施設の指定管理者の指定について(自然の村)	H17.12.5	市長	H17.12.13	経済	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
17	公の施設の指定管理者の指定について(観光物産プラザ)	H17.12.5	市長	H17.12.13	経済	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
18	公の施設の指定管理者の指定について(銭函市民センター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
19	公の施設の指定管理者の指定について(いなきたコミュニティセンター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
20	公の施設の指定管理者の指定について(総合福祉センター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
21	公の施設の指定管理者の指定について(身体障害者福祉センター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
22	公の施設の指定管理者の指定について(夜間急病センター)	H17.12.5	市長	H17.12.13	厚生	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
23	公の施設の指定管理者の指定について(各市営住宅集会所)	H17.12.5	市長	H17.12.13	建設	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
24	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(28人)	H17.12.5	議員	H17.12.13	議員定数	H17.12.21	否決	H17.12.26	否決
25	小樽市議会議員定数条例の一部を改正する条例案(30人)	H17.12.5	議員	H17.12.13	議員定数	H17.12.21	否決	H17.12.26	否決
26	小樽市非核港湾条例案	H17.12.5	議員	H17.12.13	総務	H17.12.19	否決	H17.12.26	否決
27	損害賠償額の決定について	H17.12.13	市長	H17.12.13	建設	H17.12.19	可決	H17.12.26	可決
28	人権擁護委員候補者の推薦について	H17.12.26	市長					H17.12.26	同意

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員 会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
17年3定 第9号	平成16年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第10号	平成16年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第11号	平成16年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第12号	平成16年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第13号	平成16年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第14号	平成16年度小樽市交通災害共済事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第15号	平成16年度小樽市土地取得事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第16号	平成16年度小樽市駐車場事業特別会 計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第17号	平成16年度小樽市老人保健事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第18号	平成16年度小樽市住宅事業特別会計 歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第19号	平成16年度小樽市簡易水道事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第20号	平成16年度小樽市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第21号	平成16年度小樽市融雪施設設置資金 貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第22号	平成16年度小樽市物品調達特別会計 歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第23号	平成16年度小樽市病院事業決算認定 について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第24号	平成16年度小樽市水道事業決算認定 について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第25号	平成16年度小樽市下水道事業決算認 定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
17年3定 第26号	平成16年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.24	認定	H17.12.26	認定
意見書案 第1号	厚生労働省の新たな医療制度「改 革」試案の撤回を求める意見書 (案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	否決
意見書案 第2号	庶民大増税の来年度税制「改革」の 中止・撤回を求める意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	否決
意見書案 第3号	ホワイトカラー・エグゼンプション 制度の導入に反対する意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	否決
意見書案 第4号	在日米軍の再編・強化計画案の撤回 を求める意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	否決
意見書案 第5号	安全性を科学的に評価できない米国 産牛肉の輸入禁止を求める意見書 (案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	否決
意見書案 第6号	「事業仕分け」による行財政の効率 化を求める意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決
意見書案 第7号	森林の違法伐採問題への取り組み強 化を求める意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決
意見書案 第8号	私学助成の「北海道単独上乘せ補助 全廃」の方針を改め、拡充を求める 意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第 9 号	都道府県漁業調整規則における罰則強化について漁業法の改正を求める意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決
意見書案 第 10 号	議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決
意見書案 第 11 号	改造エアガン対策の強化を求める意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決
意見書案 第 12 号	建築確認制度の見直しに関する意見書(案)	H17.12.26	議員					H17.12.26	可決
その他会 議に付し た事件	財政の健全化について(総務常任委員会所管事項)				総務	H17.12.19	継続 審査	H17.12.26	継続 審査
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H17.12.19	継続 審査	H17.12.26	継続 審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
62	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）	H17.6.16	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
69	北手宮小学校に関する方針撤回方について	H17.10.3	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
70	「北手宮小学校存続」方について	H17.10.3	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
73	発達障害児・者への具体的政策検討について	H17.12.6	H17.12.19	採択	H17.12.26	採択
77	小樽市室内水泳プールの存続方について	H17.12.12	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
79	小樽駅前室内水泳プール存続方について	H17.12.12	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査

厚生常任委員会

請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
6	障害福祉サービス利用者の負担増反対方について	H17.10.3	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
63	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）	H17.6.16	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について	H17.6.20	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
71	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について	H17.10.4	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
72	小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方について	H17.11.30	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
76	利用しやすいふれあいパスについて	H17.12.12	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
78	ふれあいパス利用時に現金使用ができるような改善方について	H17.12.12	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査

建設常任委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について（建設）	H17.6.16	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査
75	朝里川温泉1丁目306番地の豊倉線（市道文治沢線）坂道のロードヒーティング化について	H17.12.12	H17.12.19	継続審査	H17.12.26	継続審査

議員定数に関する特別委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
74	小樽市議会議員定数削減方について	H17.12.9	H17.12.21	不採択	H17.12.26	不採択